

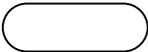
川崎市の組織

令和7年4月1日現在

総務企画局

は し が き

1. 「川崎市の組織」は、本市の行政機能がどのように分化され、その分化された機能がどのような組織単位により分担されているか、また、組織相互の関連がどのようにになっているかを、一覧して理解できるよう図表により構成したものです。
2. 「川崎市の組織」には、(1)機構図、(2)機能図、(3)事業所一覧、(4)区役所電話番号一覧、(5)附属機関一覧、(6)主な組織改正を掲載し、機能図に外線番号及び括弧書きで内線番号も掲載しました。
なお、外線番号は、特記していない限り下4ケタだけの省略した形で表示していますので、4ケタの番号の前に、「200」が必要となります。
3. 機能図で使用している記号等は次のように表記しました。

- ① 機能図では、課又は課相当以上の組織及び事業所を表記した。
- ②  は、局（局相当の組織を含む）、区役所を示す。
- ③  は、部又は部相当以下の組織を示す。
- ④  は、本庁機構及び区役所の指揮監督系統を示す。
- ⑤  は、事業所の指揮監督系統を示す。
- ⑥ 事業所の組織区分を次のとおり表記した。
〔第1類〕 : 部相当の事業所
〔第2類〕 : 課相当の事業所
〔第3類〕 : 係相当の事業所
- ⑦ 各組織の分掌事項は、川崎市事務分掌規則その他の事務分掌関係規則、規程に基づき、係名称及び事業所の個別名称とともに記載した。また、「～に関すること。」の字句はすべて省略した。
- ⑧  は、局付け、部付け担当で担当課長以上の職員を配置する組織を示し、主たる担当事務を記載した。
- ⑨  は、配下の組織を表示するため、便宜上、担当を示した。

目 次

ページ

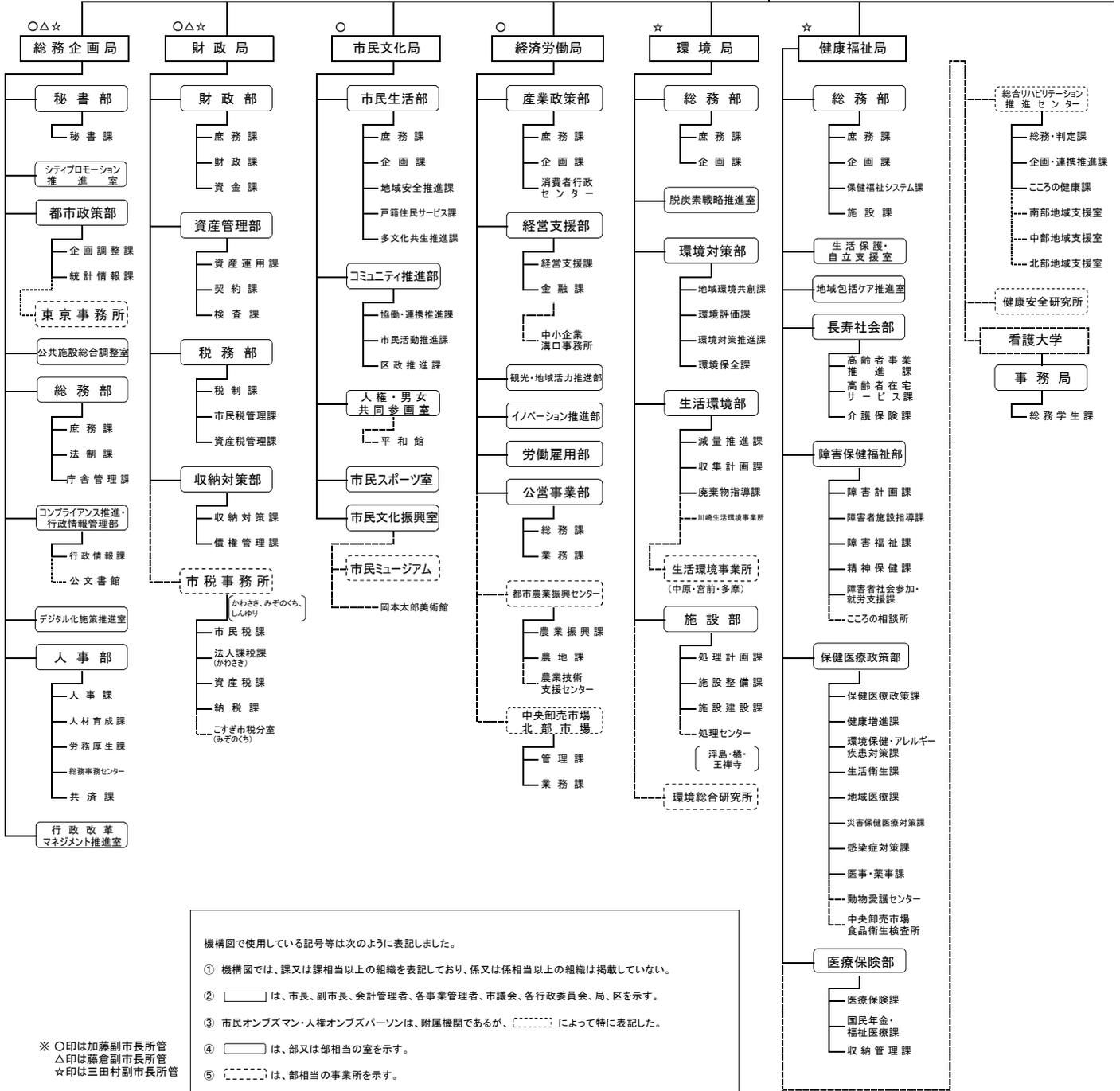
機 構 図	1
機 能 図	
総務企画局	7
財政局	14
市民文化局	19
経済労働局	24
環境局	29
健康福祉局	35
子ども未来局	44
まちづくり局	48
建設緑政局	55
港湾局	60
臨海部国際戦略本部	63
危機管理本部	64
区役所	65
会計室	71
上下水道局	72
交通局	86
病院局	89
消防局	96
市民オンブズマン事務局	103
教育委員会事務局	104
市選挙管理委員会事務局	112
監査事務局	113
人事委員会事務局	114
議会局	115
事業所等一覧	116
区役所電話番号一覧	125
附属機関一覧	133
主な組織改正	159
川崎市事務分掌条例	163
川崎市副市長事務分担規則	164

川崎市 機構図

令和7(2025)年4月1日現在

市長

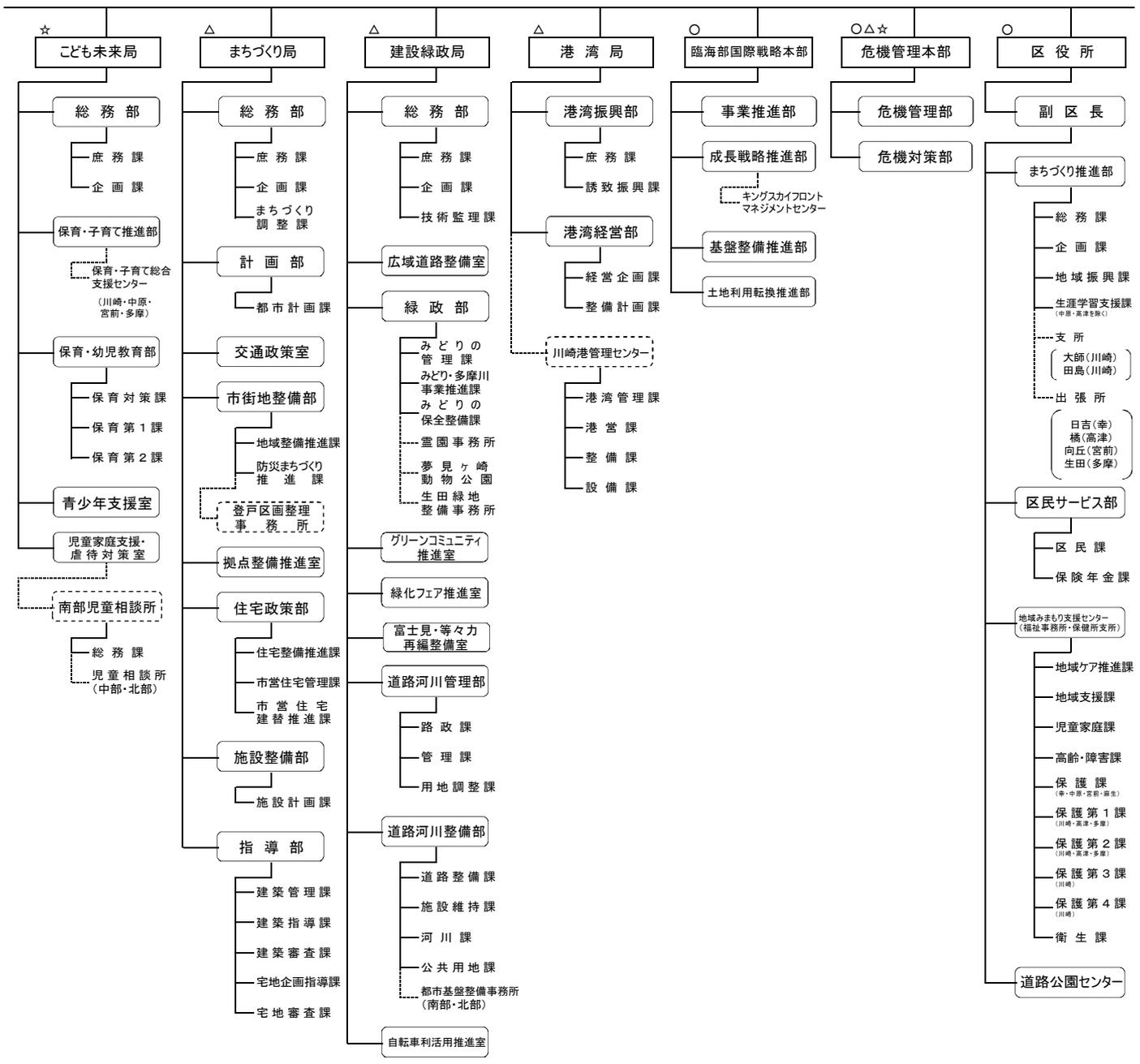
副市長

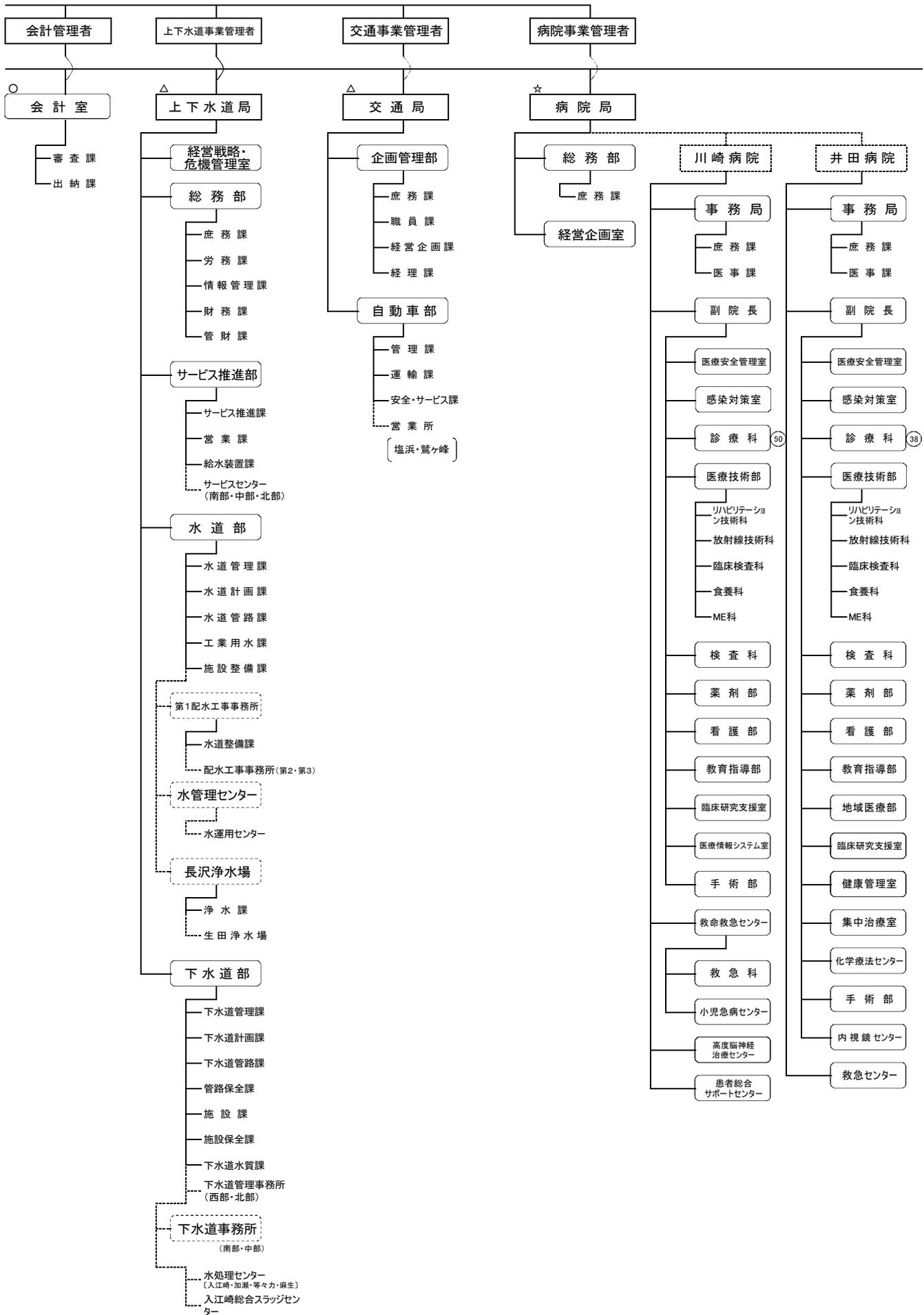


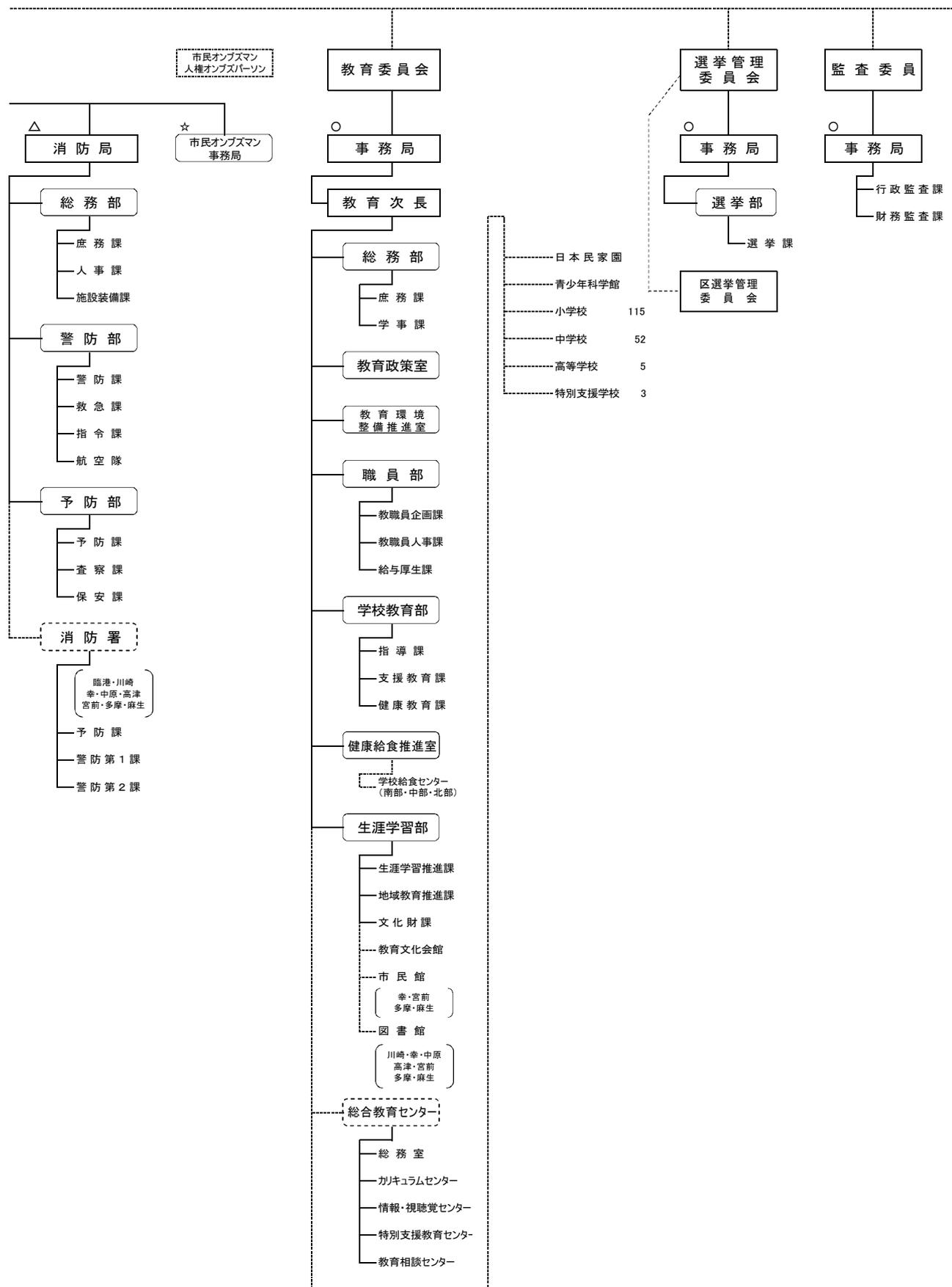
機構図で使用している記号等は次のように表記しました。

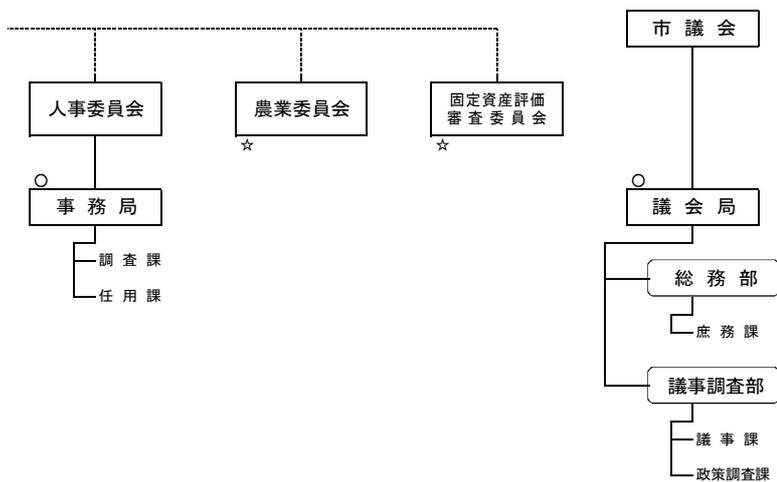
- ① 機構図では、課又は課相当以上の組織を表記しており、係又は係相当以上の組織は掲載していない。
- ② [] は、市長、副市長、会計管理者、各事業管理者、市議会、各行政委員会、局、区を示す。
- ③ 市民オンブズマン・人権オンブズパーソンは、附属機関であるが、[] によって特に表記した。
- ④ [] は、部又は部相当の室を示す。
- ⑤ [] は、部相当の事業所を示す。
- ⑥ 枠のないものは、課、事業所を示す。
- ⑦ [] 内の表記は、事業所の個別名称を示す。
- ⑧ [] は、本庁機構及び区役所の指揮監督系統を示す。
- ⑨ [] は、長における執行機関相互の調整機能及び事業所の指揮監督系統を示す。

※ ○印は加藤副市長所管
 △印は藤倉副市長所管
 ☆印は三田村副市長所管









川崎市機構数（令和7(2025)年度）

区 分	本庁・区役所					事業所等			
	局・本部	会計管理者	部	課	係	局相当	第1類	第2類	第3類
市長事務部局	12	0	67	110	79	1	16	28	21
会計管理者・会計室	0	1	1	2	5	0	0	0	0
区役所	7	0	28	87	199	0	0	6	0
上下水道局	1	0	5	20	11	0	5	14	0
交通局	1	0	2	7	7	5	0	2	0
病院局	1	0	2	1	2	2	0	0	0
消防局	1	0	3	10	23	0	8	0	28
教育委員会事務局	1	0	7	11	2	0	1	17	10
市選挙管理委員会事務局	1	0	1	1	2	0	0	0	0
監査事務局	1	0	0	2	0	0	0	0	0
人事委員会事務局	1	0	0	2	0	0	0	0	0
議会局	1	0	2	3	3	0	0	0	0

備考：事業所事務分掌規則以外の規則に規定されている事業所は、次のように分類した。

- ・川崎病院、井田病院、看護大学・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・局相当
- ・支所、地区健康福祉ステーション、市税事務所及び中央卸売市場等・・・・・・・・第1類
- ・出張所、こすぎ市税分室、児童相談所(中部・北部)等・・・・・・・・第2類
- ・市民館分館等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・第3類

機 能 図



都市政策部

- (1) 広域行政
- (2) 国の中長期計画
- (3) 市長会
- (4) 指定都市市長会事務局との連絡調整
- (5) 地方分権
- (6) 特別市制度
- (7) 国家戦略特区の推進に係る総合調整
(他の所管に属するものを除く。)

部長	TEL2015(23100)
担当部長	TEL0056(23200)
広域行政	TEL0057(23126)
	TEL3566(23123)
	TEL3681(23124)
	TEL0138(23125)
地方分権・特別市推進	TEL2475(23122)
	TEL2761(23610)
	TEL0386(23612)
	TEL1576(23613)

SDGs・国際
連携推進担当

- (1) 持続可能な開発目標（SDGs）の推進
- (2) 国際化の推進及び国際化に係る情報の収集
- (3) 海外姉妹都市・友好都市との交流

課長	TEL3669(21302)
SDGs推進	TEL0374(21341)
	TEL0374(21342)
国際連携推進	TEL2366(21331)
	TEL2244(21332)

企画調整課

- (1) 基本構想及び総合計画
- (2) 政策・調整会議
- (3) 重要な施策の企画及び総合調整
- (4) 政策、施策及び事業の進行管理及び評価
- (5) 重要な政策課題に係る調査研究
- (6) 市民等の意見、要望等の聴取及び調整
- (7) 市長への手紙等
- (8) コンタクトセンター
- (9) 政策評価審査委員会
- (10) 公共事業評価審査委員会
- (11) 教育委員会との連絡調整
- (12) 特命事項の調査研究

課長	TEL2025(23201)
企画調整	TEL2164(23212)
	TEL2027(23217)
	TEL2476(23215)
	TEL0374(23218)
	TEL0372(23216)
	TEL2476(23641)
	TEL2026(23213)
	TEL2166(23230)
	TEL2166(23231)
	TEL2166(23232)
政策評価	TEL2037(23603)
	TEL2024(23631)
	TEL2024(23632)
市民との対話	TEL2367(22401)
	TEL2148(22461)
	TEL2291(21523)
	TEL0527(22462)

統計情報課

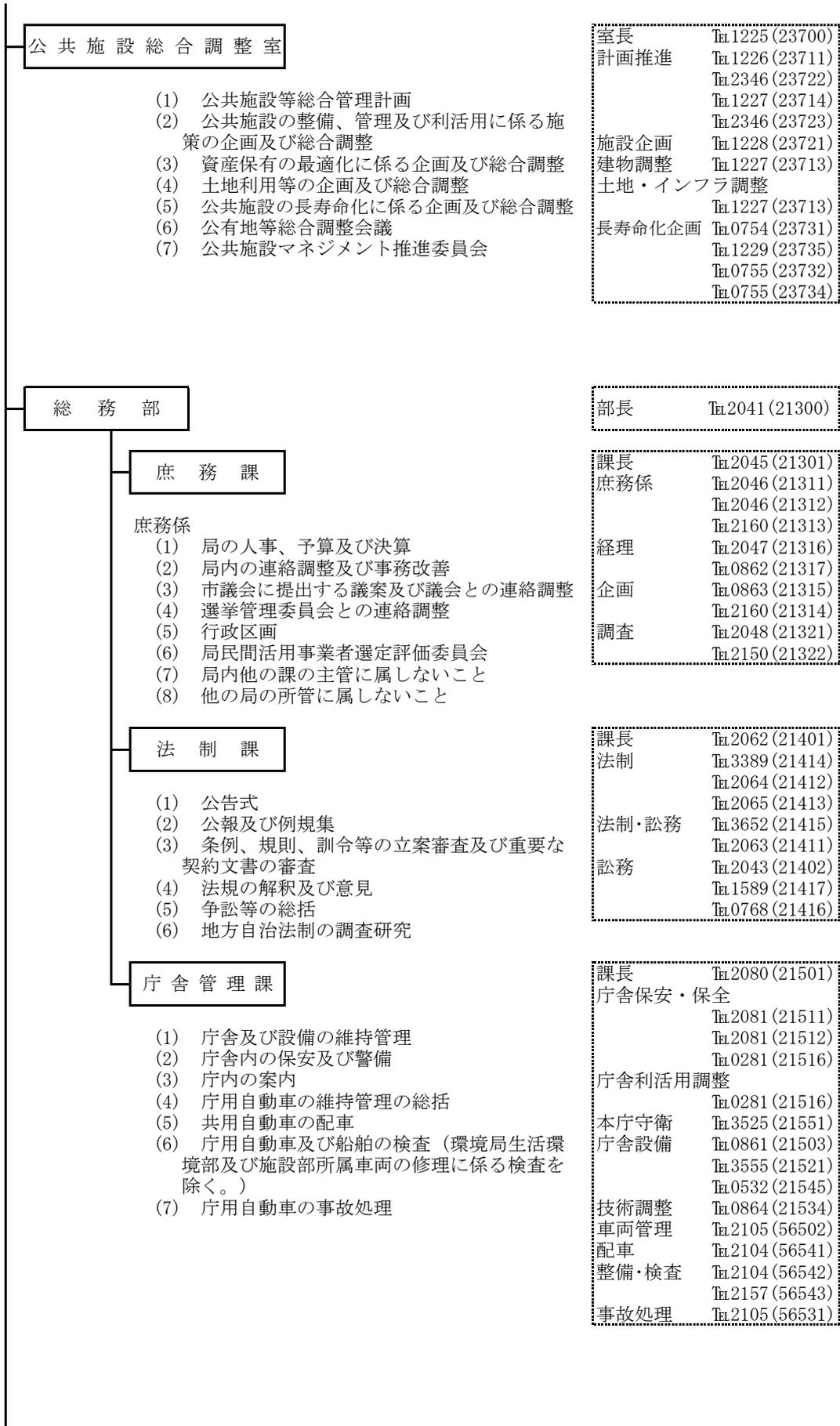
- (1) 統計調査の実施及び総括
- (2) 統計の解析
- (3) 統計情報の提供
- (4) 統計の普及啓発

課長	TEL2066(21601)
企画解析	TEL2067(21611)
	TEL2068(21612)
	TEL2069(21613)
統計調査	TEL2070(21621)
	TEL2059(21622)

東京事務所 〔第1類〕

- (1) 国会、各省庁その他関係機関との連絡調整
- (2) 市政に関連ある情報及び資料の収集
- (3) その他特命事項

電話番号は、P116に掲載



コンプライアンス推進・
行政情報管理部

- (1) 服務監察
- (2) 内部統制
- (3) 行政手続法に基づく手続の総括
- (4) 行政不服審査
- (5) 行政不服審査会
- (6) 監査委員との連絡調整

部長	TEL3940(22161)
監察・内部統制推進	TEL3941(22162)
	TEL0135(22163)
行政不服審査・内部統制評価	TEL0767(22164)
	TEL3741(22166)
	TEL3833(22165)
審理員担当	TEL0828(22167)
	TEL0828(22168)

行政情報課

- (1) 公印管理事務の総括
- (2) 文書事務の総括及び調査研究
- (3) 文書等の收受並びに公文書の発送及び保存
- (4) 庁内印刷
- (5) 情報公開制度の総括
- (6) 情報公開・個人情報保護審査会及び情報公開運営審議会
- (7) 個人情報保護委員
- (8) 資産公開等審査会
- (9) 公文書館との連絡調整

課長	TEL2049(21701)
文書管理	TEL2051(21711)
	TEL2052(21712)
情報公開	TEL3656(21702)
個人情報保護・資産公開	TEL2107(21731)
公文書公開・会議公開	TEL2108(21732)

公文書館 [第2類]

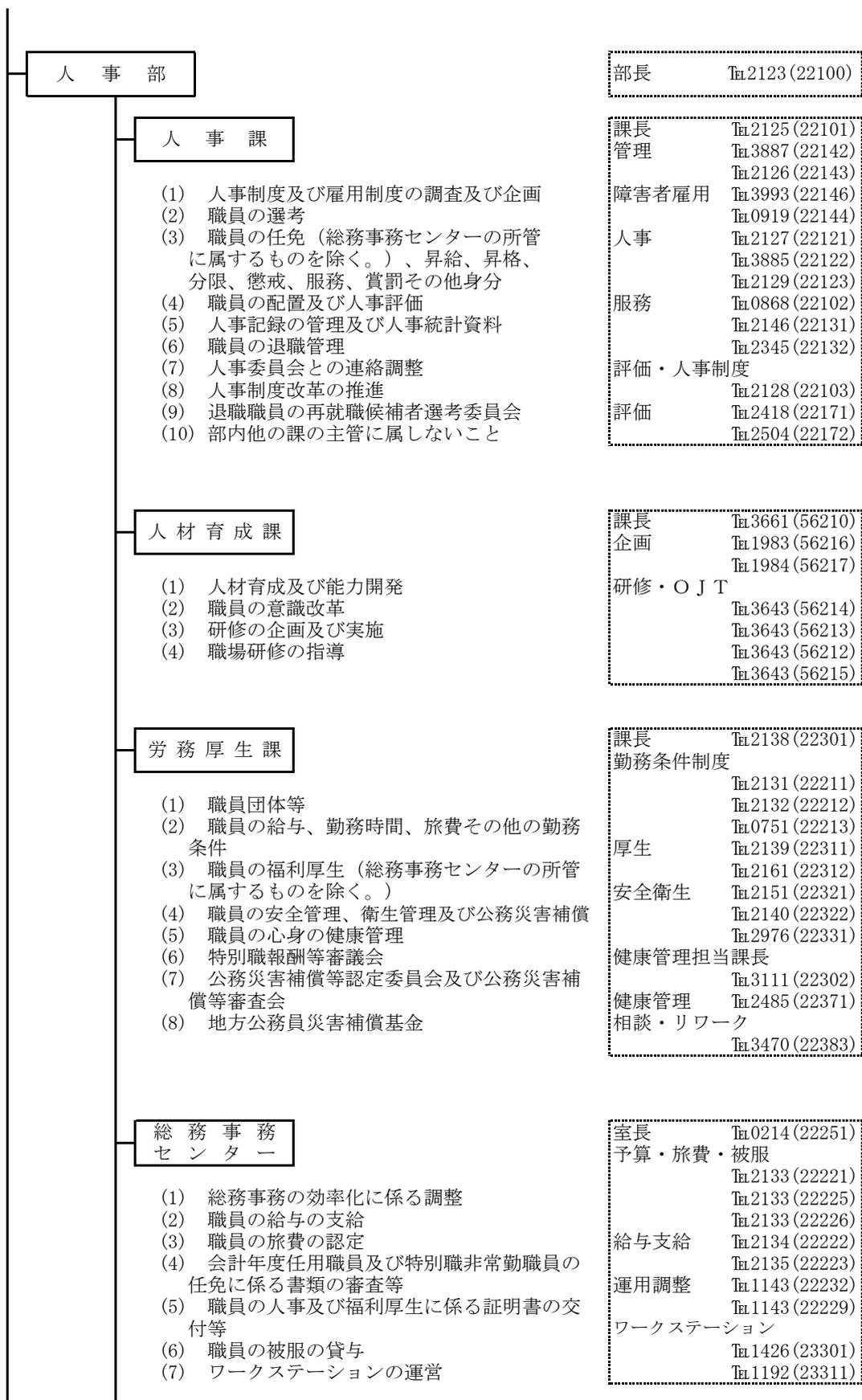
- (1) 館の維持管理
- (2) 公文書の開示及び情報の提供
- (3) 公文書及び資料類の収集、整理及び保存
- (4) 歴史的文化的価値のある公文書及び資料類の利用
- (5) 歴史的文化的価値のある公文書及び資料類の調査、研究及び普及活動
- (6) 市史

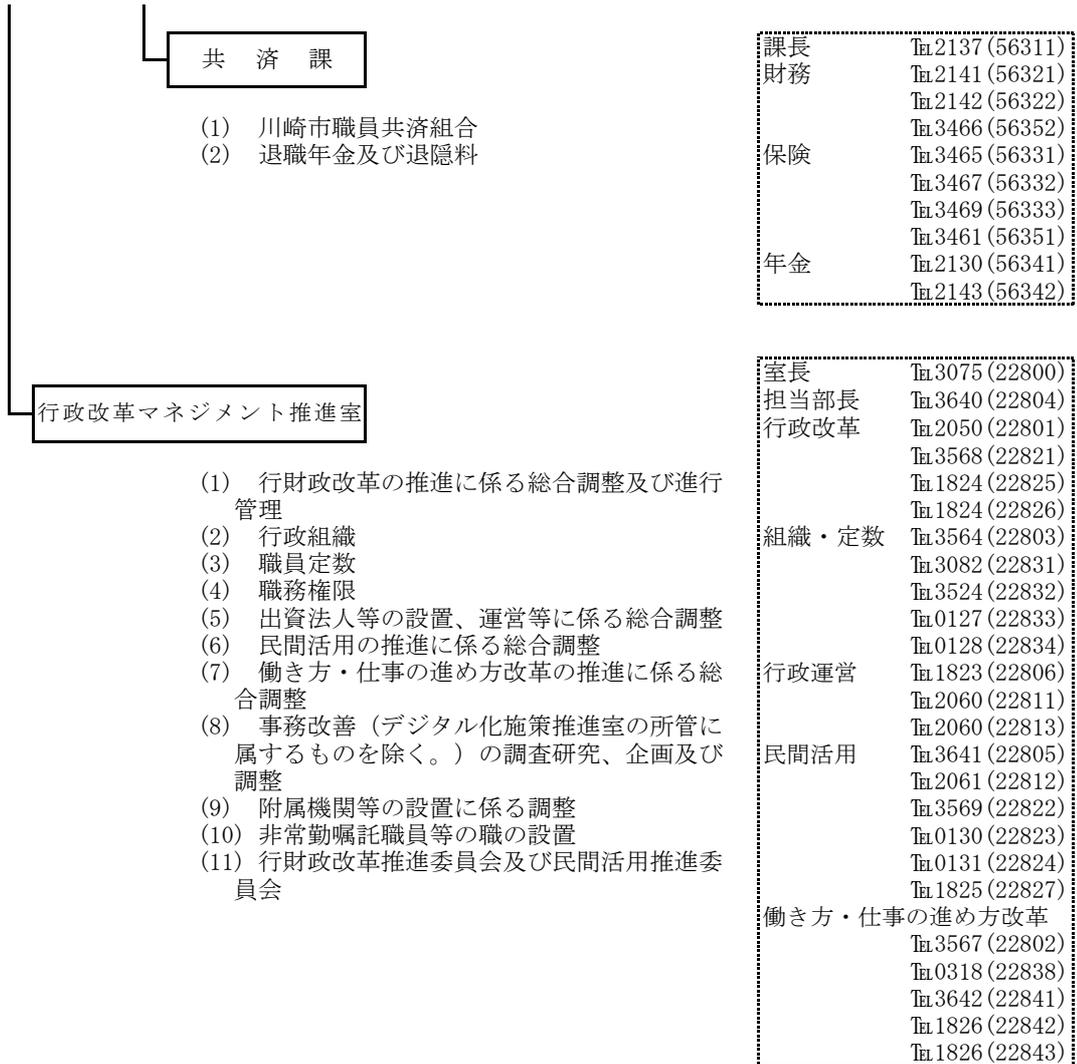
電話番号は、P116に掲載

デジタル化施策推進室

- (1) 自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進に係る調査研究、総合企画及び総合調整
- (2) 情報化施策に係る推進組織の運営
- (3) 主管に属する情報システム
- (4) 業務プロセス改革の総括
- (5) デジタル技術を活用した事務改善の調査研究、企画、指導及び調整
- (6) テレワークの推進
- (7) 行政手続のオンライン化の総括
- (8) 社会保障・税番号制度の運用の総括
- (9) 情報化施策に係る総括的な評価及び最適化
- (10) 情報化施策に係る予算の調整
- (11) 情報システムの開発及び運用の支援
- (12) システムの統一・標準化の総括
- (13) 情報セキュリティの総括
- (14) 庁内情報通信基盤
- (15) 庁内情報ネットワーク

室長	TEL3504(21700)
デジタル化調整	TEL3640(22804)
企画調整	TEL2054(21801)
庶務・企画調整	TEL0062(22836)
	TEL2109(21821)
	TEL2079(21822)
行政情報システム	TEL2076(21932)
	TEL2071(21933)
	TEL2073(21911)
行政情報システム再構築	TEL1501(21902)
システム基盤	TEL1502(21926)
文書管理システム	TEL1503(21927)
総合財務会計システム	TEL1504(21928)
電子入札システム	TEL1505(21929)
デジタル改革	TEL3567(22802)
業務プロセス改革	TEL1826(22842)
	TEL0318(22838)
	TEL1826(22843)
ワークスタイル変革	TEL3642(22841)
デジタル改革	TEL0061(22835)
デジタル化推進	TEL2077(21922)
	TEL2077(21923)
	TEL0063(22837)
	TEL0063(21924)
社会保障・税番号制度	TEL0328(21832)
情報システム調整	TEL2971(21802)
評価調整	TEL3601(21811)
	TEL3657(21812)
情報セキュリティ・調整	TEL2924(21841)
システム最適化・ガバメントクラウド	TEL2205(21813)
システム統一・標準化	TEL3077(21978)
	TEL3080(21979)
情報通信基盤	TEL2072(21901)
	TEL2058(21931)
	TEL2074(21912)
	TEL2074(21917)
情報ネットワーク整備	TEL2055(21962)
	TEL3076(21951)
情報環境整備	TEL2057(21913)
	TEL2206(21942)





共 済 課

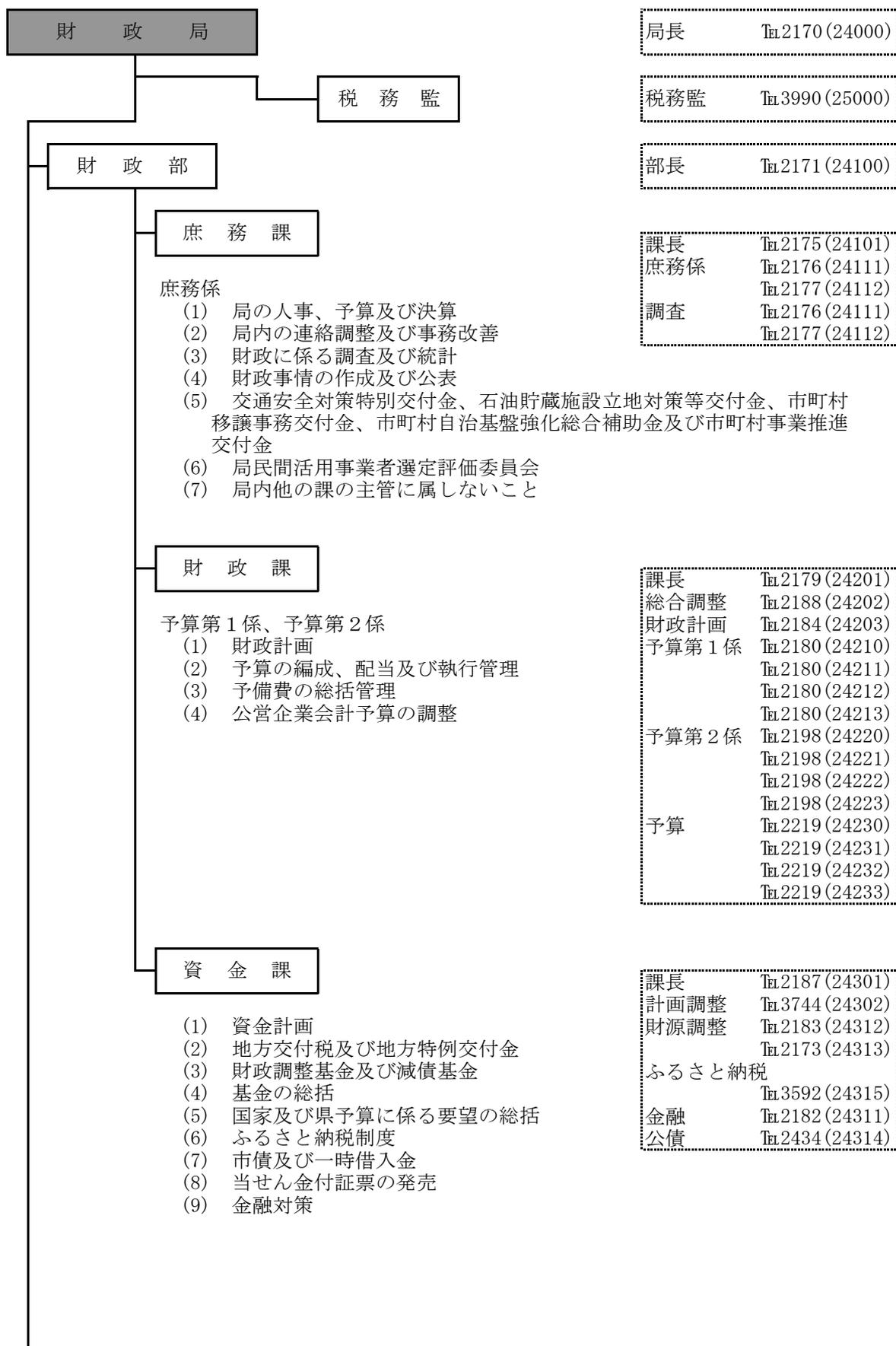
- (1) 川崎市職員共済組合
- (2) 退職年金及び退隠料

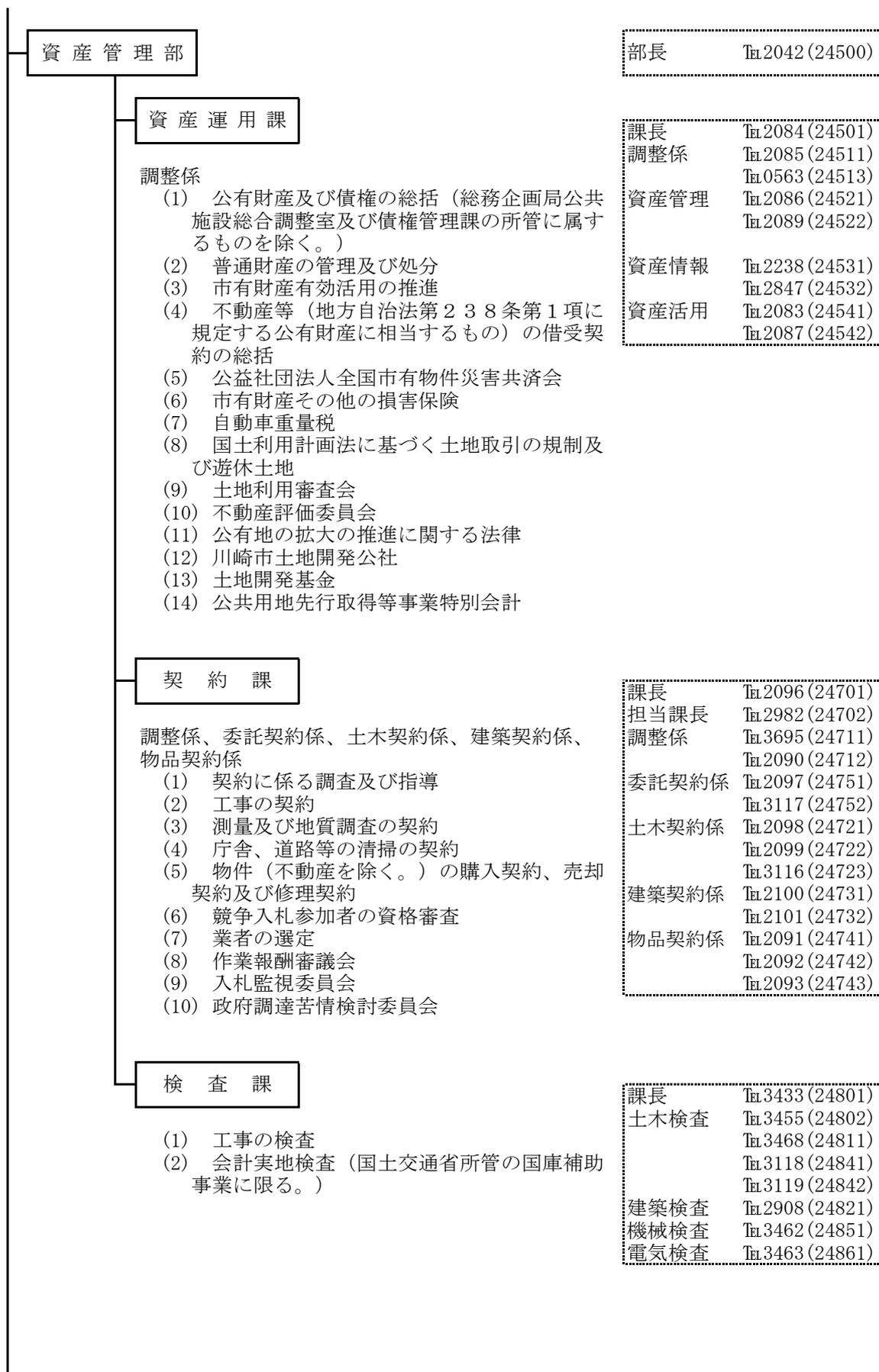
行政改革マネジメント推進室

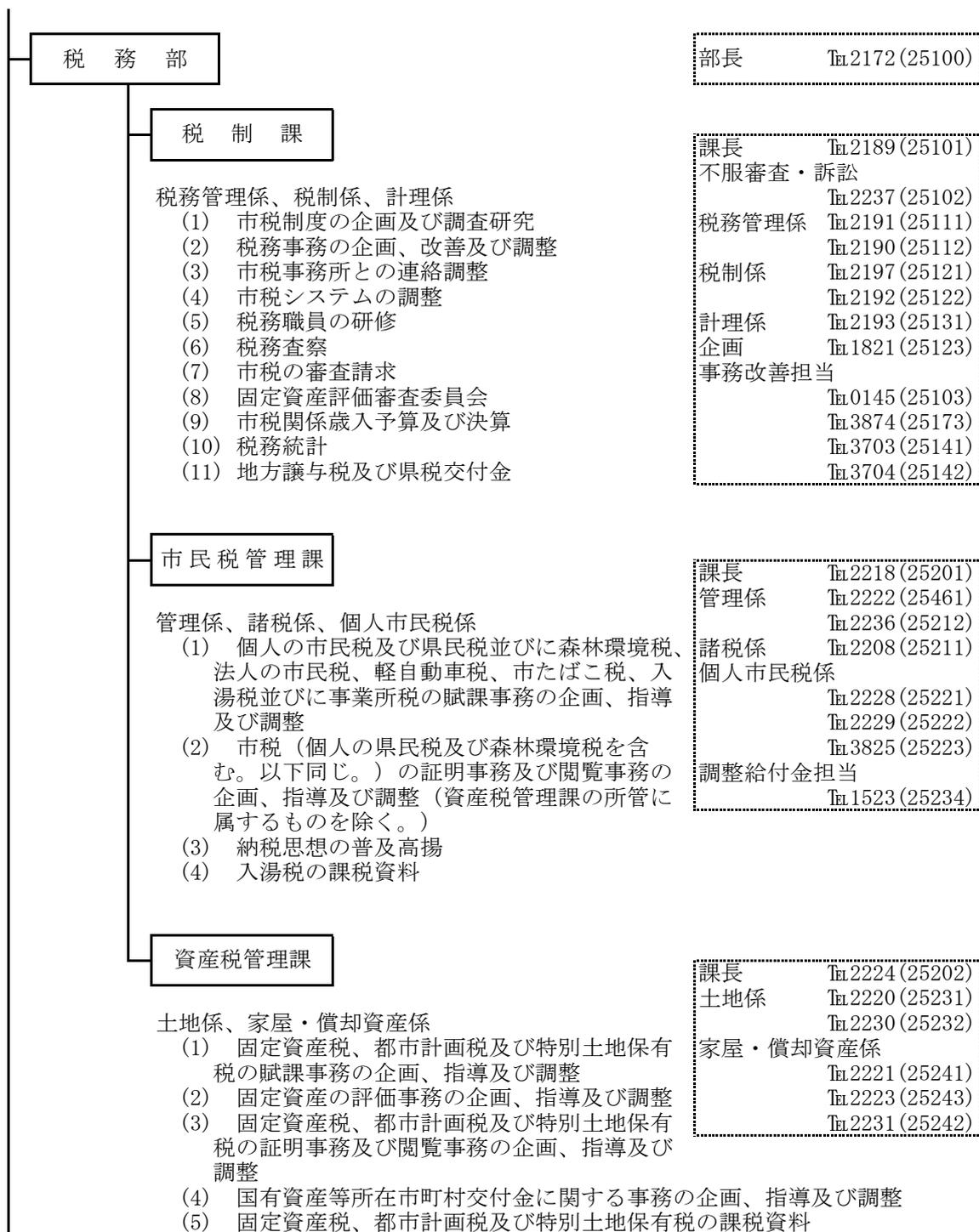
- (1) 行財政改革の推進に係る総合調整及び進行管理
- (2) 行政組織
- (3) 職員定数
- (4) 職務権限
- (5) 出資法人等の設置、運営等に係る総合調整
- (6) 民間活用の推進に係る総合調整
- (7) 働き方・仕事の進め方改革の推進に係る総合調整
- (8) 事務改善（デジタル化施策推進室の所管に属するものを除く。）の調査研究、企画及び調整
- (9) 附属機関等の設置に係る調整
- (10) 非常勤嘱託職員等の職の設置
- (11) 行財政改革推進委員会及び民間活用推進委員会

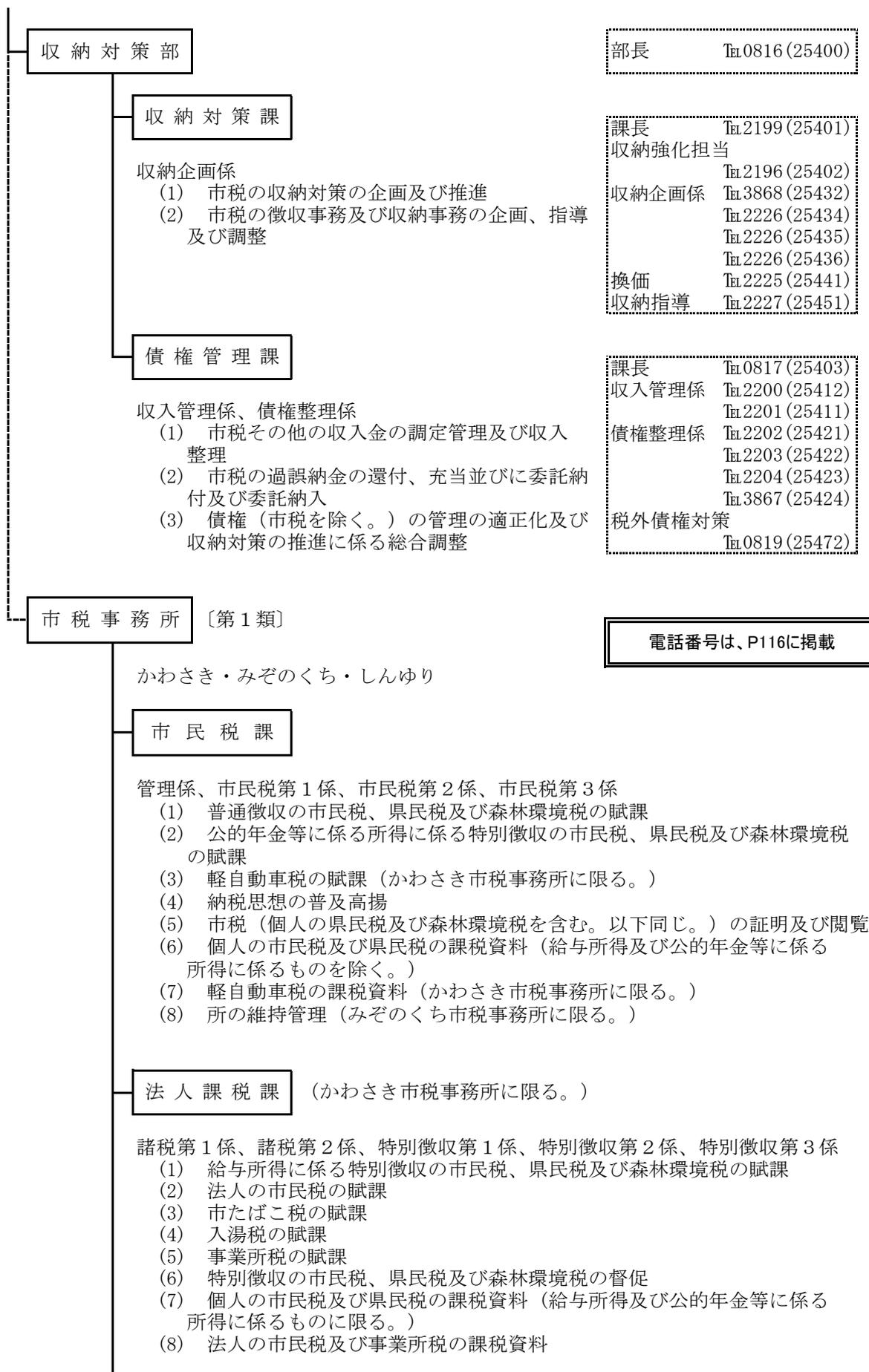
課長	TEL2137(56311)
財務	TEL2141(56321)
	TEL2142(56322)
	TEL3466(56352)
保険	TEL3465(56331)
	TEL3467(56332)
	TEL3469(56333)
	TEL3461(56351)
年金	TEL2130(56341)
	TEL2143(56342)

室長	TEL3075(22800)
担当部長	TEL3640(22804)
行政改革	TEL2050(22801)
	TEL3568(22821)
	TEL1824(22825)
	TEL1824(22826)
組織・定数	TEL3564(22803)
	TEL3082(22831)
	TEL3524(22832)
	TEL0127(22833)
	TEL0128(22834)
行政運営	TEL1823(22806)
	TEL2060(22811)
	TEL2060(22813)
民間活用	TEL3641(22805)
	TEL2061(22812)
	TEL3569(22822)
	TEL0130(22823)
	TEL0131(22824)
	TEL1825(22827)
働き方・仕事の進め方改革	TEL3567(22802)
	TEL0318(22838)
	TEL3642(22841)
	TEL1826(22842)
	TEL1826(22843)









資産税課

土地第1係、土地第2係、家屋第1係、家屋第2係

- (1) 固定資産税及び都市計画税の賦課（償却資産に係る固定資産税の賦課を含む（かわさき市税事務所に限る。）。）
- (2) 特別土地保有税の賦課（かわさき市税事務所に限る。）
- (3) 国有資産等所在市町村交付金（かわさき市税事務所に限る。）

納税課

収納第1係、収納第2係、収納第3係、収納第4係

収納第5係（かわさき市税事務所に限る。）

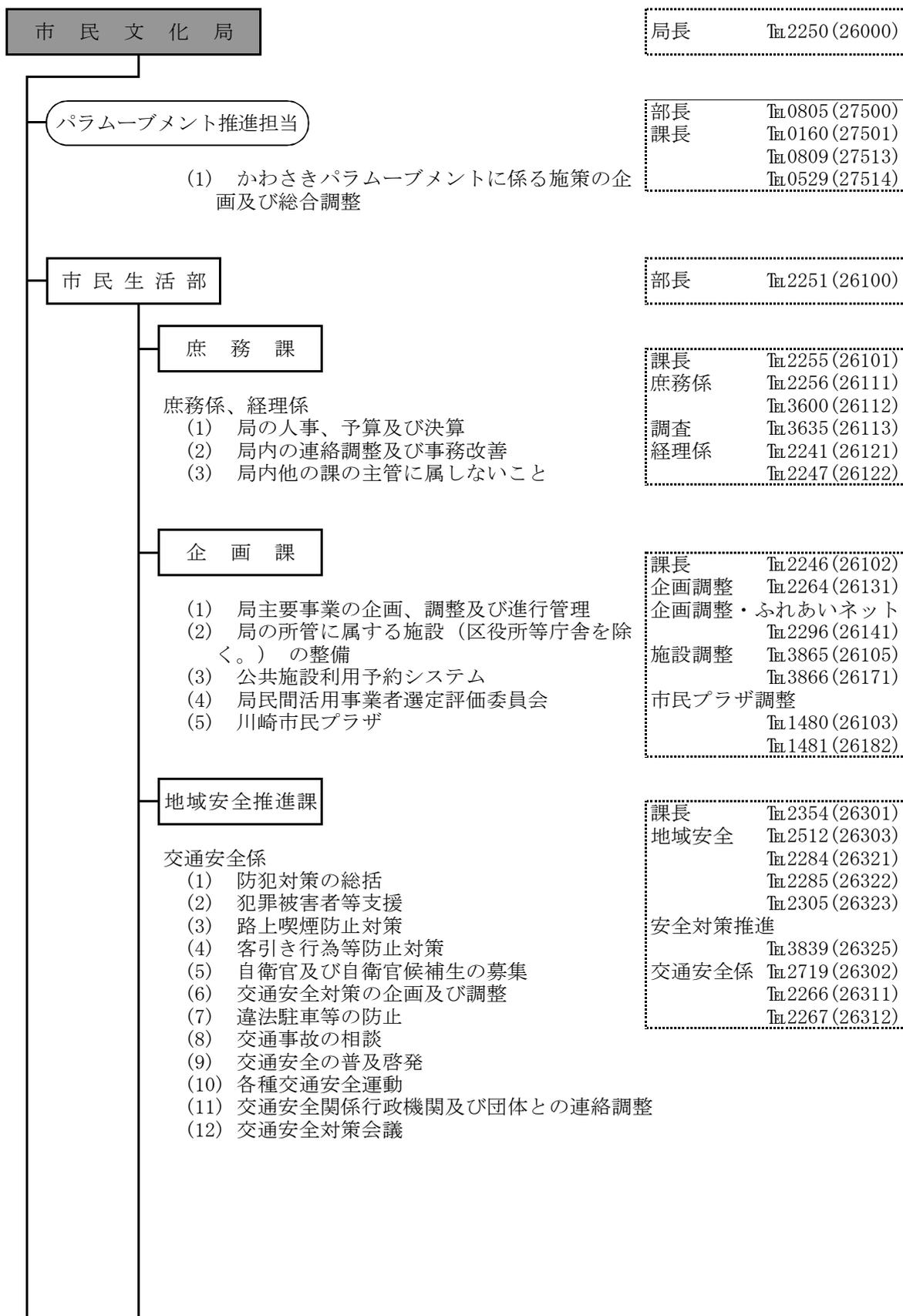
収納第6係（かわさき市税事務所に限る。）

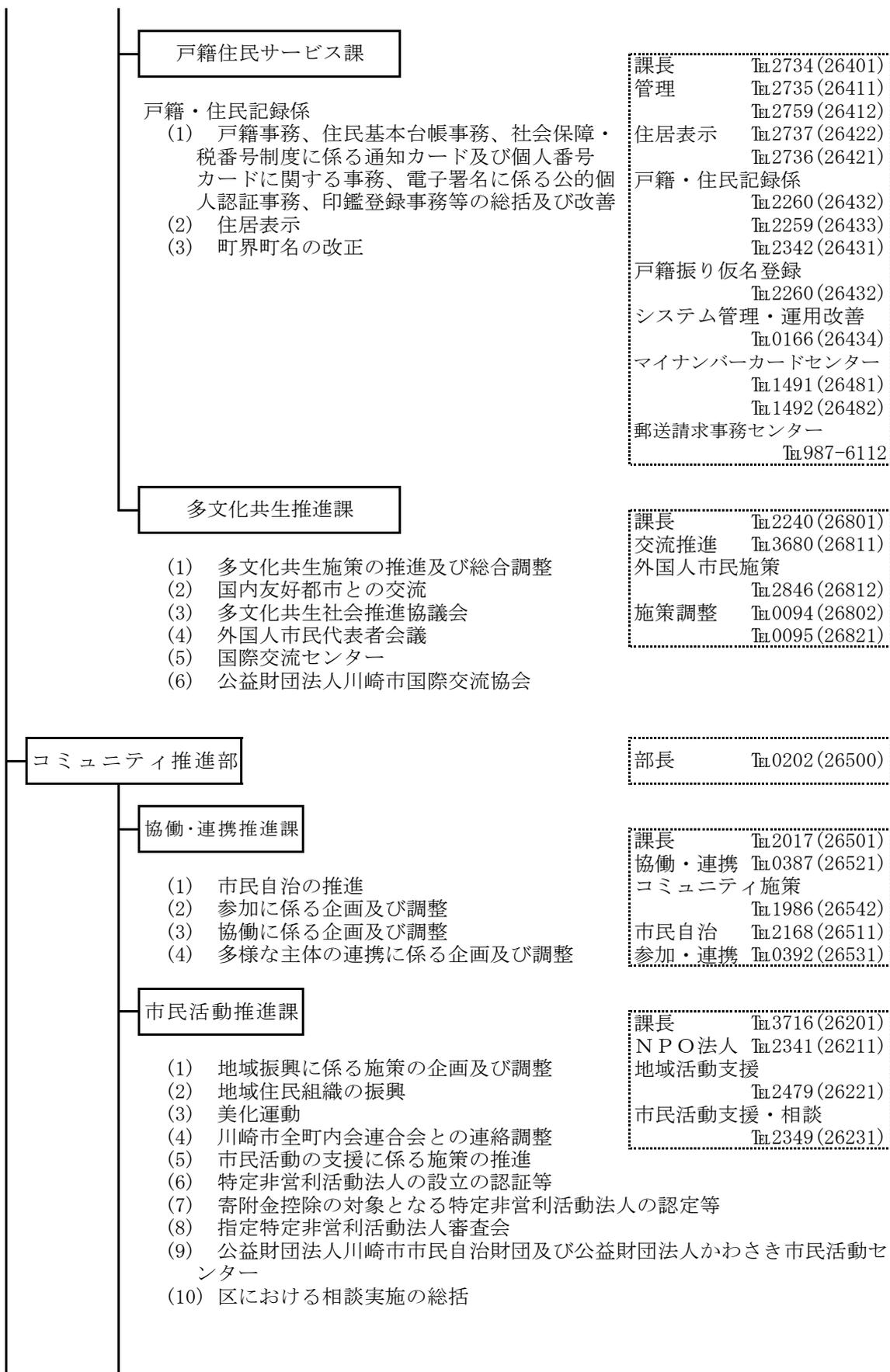
- (1) 市税の徴収、督促（特別徴収の市民税、県民税及び森林環境税に係るものを除く。）及び滞納処分

こすぎ市税分室 [第2類]（みぞのくち市税事務所に限る。）

- (1) 普通徴収の市民税、県民税及び森林環境税の賦課
- (2) 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の市民税、県民税及び森林環境税の賦課
- (3) 固定資産税及び都市計画税の賦課
- (4) 納税思想の普及高揚
- (5) 市税の証明及び閲覧
- (6) 市税の徴収、督促（特別徴収の市民税、県民税及び森林環境税に係るものを除く。）及び滞納処分

電話番号は、P116に掲載





区政推進課

- (1) 区役所改革の推進に係る調整
- (2) 区政に係る施策の調査研究、企画及び推進
- (3) 区の事務事業及び区に関連する各局事務事業の調整
- (4) 区役所、支所等の庁舎の整備
- (5) 行政サービスコーナーの総括
- (6) 川崎駅北口行政サービス施設の管理運営の調整
- (7) コミュニティセンターの設置の準備

課長	TEL2258(27801)
区調整	TEL2357(27811)
	TEL2358(27812)
区民サービス	
	TEL2309(27821)
地域づくり	TEL2459(27840)
機能再編	TEL2855(27830)
区役所環境整備	
	TEL3757(27803)
	TEL2023(27851)
	TEL2490(27852)
川崎駅北口行政サービス施設	
	TEL2458(27802)

人権・男女共同参画室

- (1) 人権に係る施策の総合調整
- (2) 同和対策事業の推進
- (3) 平和施策の総合調整
- (4) 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進に係る施策の調査研究、企画及び総合調整
- (6) 人権尊重のまちづくり推進協議会
- (7) 差別防止対策等審査会
- (8) 男女平等推進審議会
- (9) 平和館との連絡調整
- (10) 男女共同参画センター

室長	TEL2368(27200)
人権・同和・平和	
	TEL2315(27201)
	TEL2316(27211)
	TEL2688(27261)
人権尊重のまちづくり	
	TEL2369(27202)
	TEL2359(27241)
	TEL0098(27242)
	TEL2359(27243)
男女共同参画	
	TEL2269(27203)
	TEL2300(27221)
	TEL2300(27222)

平和館 [第2類]

- (1) 館の使用許可
- (2) 館の維持管理
- (3) 平和事業の推進
- (4) 平和館運営委員会

電話番号は、P116に掲載

市民スポーツ室

- (1) スポーツの推進
- (2) スポーツ及びレクリエーションの調査及び企画
- (3) スポーツ推進審議会
- (4) スポーツ推進委員の総括
- (5) スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体との連絡調整
- (6) とどろきアリーナ、スポーツセンター、武道館及びスポーツ・文化総合センターの総括及び管理運営の調整
- (7) Jリーグクラブとの連携
- (8) アメリカンフットボール関係団体との連携
- (9) 公益財団法人川崎市スポーツ協会

室長	TEL3034(27400)
企画調整	TEL3311(27401)
	TEL3312(27411)
	TEL3312(27412)
地域スポーツ	
	TEL3322(27421)
スポーツのまちづくり	
	TEL3723(27402)
ホームタウンスポーツ	
	TEL2257(27431)
Jリーグ支援	
	TEL2245(27441)
スポーツ事業推進	
	TEL3544(27403)
競技スポーツ	
	TEL3245(27451)
	TEL3245(27452)
パラスポーツ	
	TEL3547(27461)
若者文化推進	
	TEL2347(27404)
	TEL1722(27471)
新アリーナ整備	
	TEL1046(27485)
	TEL1047(27482)

市民文化振興室

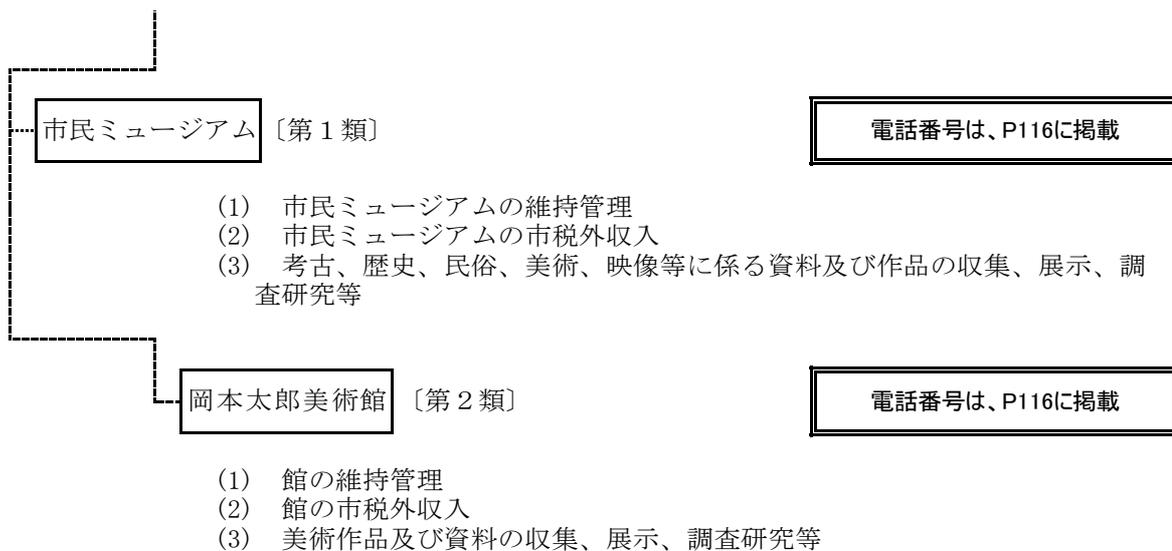
- (1) 文化行政の企画及び総合調整
- (2) 市民文化の普及及び向上その他文化芸術の振興
- (3) 市民行事の推進及び調整
- (4) 文化関係団体との連絡調整
- (5) 文化芸術振興会議
- (6) 川崎シンフォニーホール
- (7) アートセンター
- (8) 藤子・F・不二雄ミュージアム
- (9) 大山街道ふるさと館の総括
- (10) 東海道かわさき宿交流館の総括
- (11) 市民ミュージアムとの連絡調整
- (12) 岡本太郎美術館との連絡調整
- (13) 公益財団法人川崎市文化財団

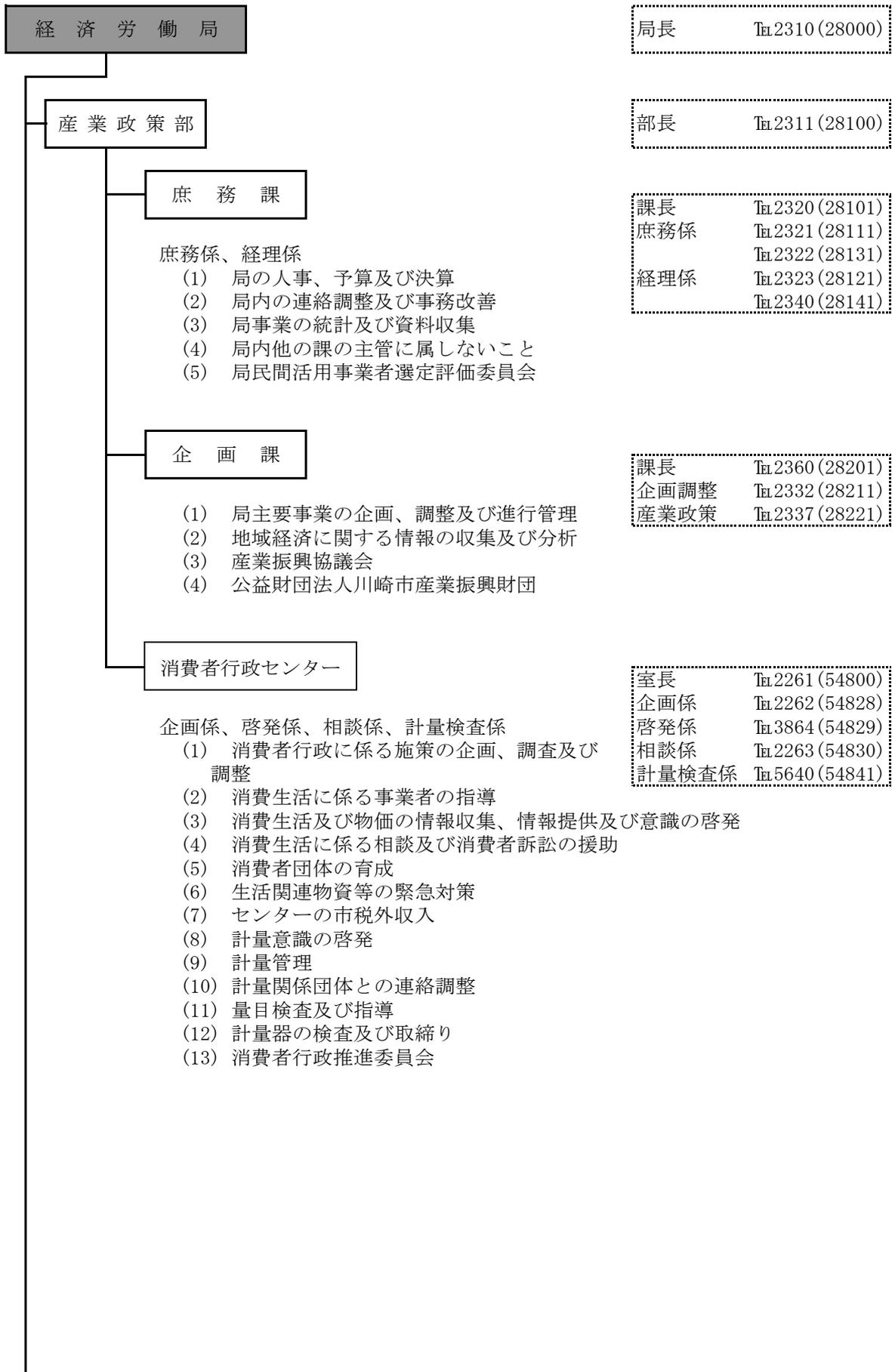
室長	TEL2254(27700)
企画調整	TEL2122(27701)
	TEL2029(27713)
文化芸術支援	
	TEL2280(27711)
アートのまち推進	
	TEL3170(27725)
音楽のまち推進	
	TEL2306(27703)
	TEL2030(27731)
	TEL3725(27733)
文化施設・映像のまち推進	
	TEL2416(27704)
文化施設	TEL3713(27721)
映像のまち推進	
	TEL2433(27741)

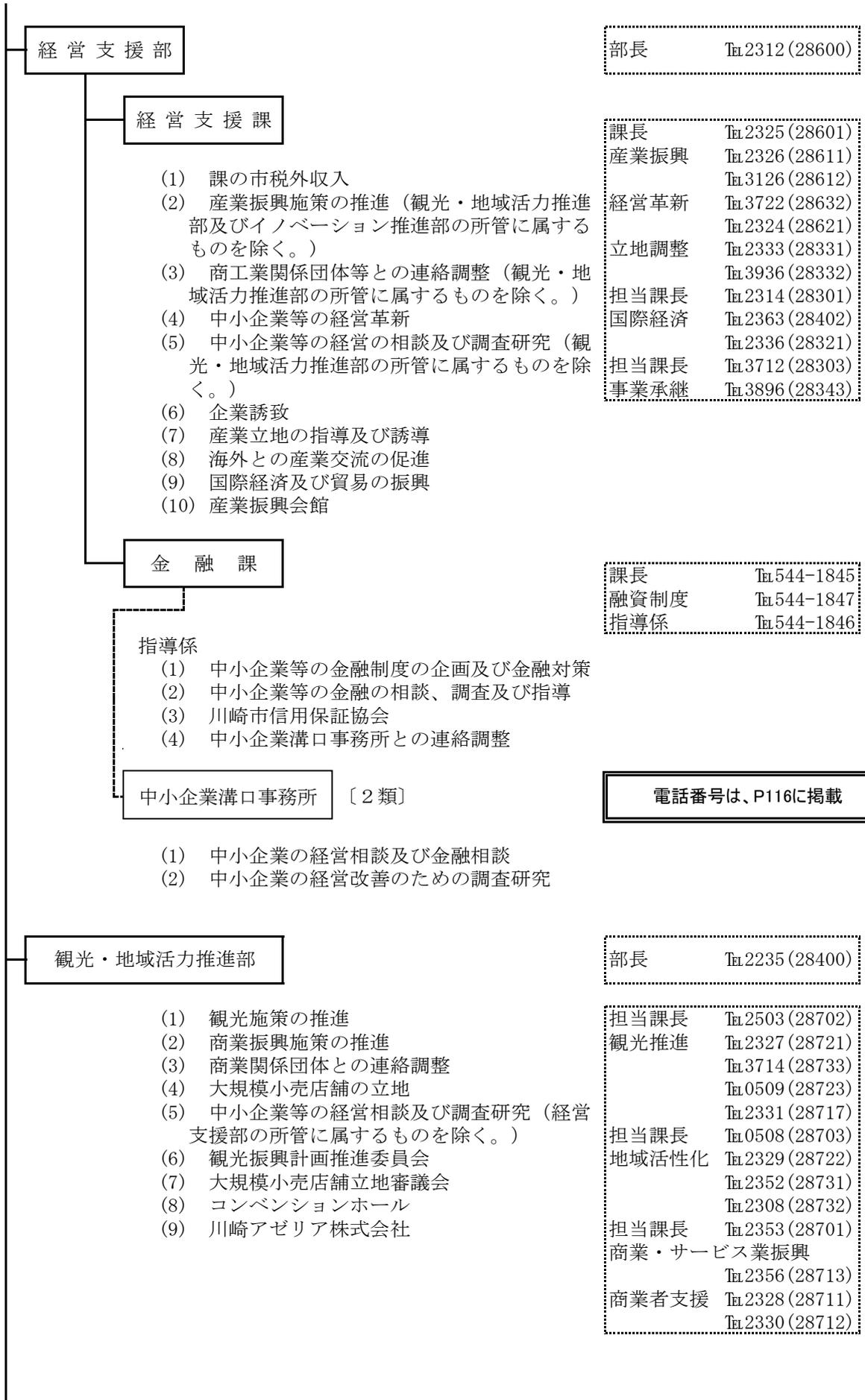
新たなミュージアム準備担当

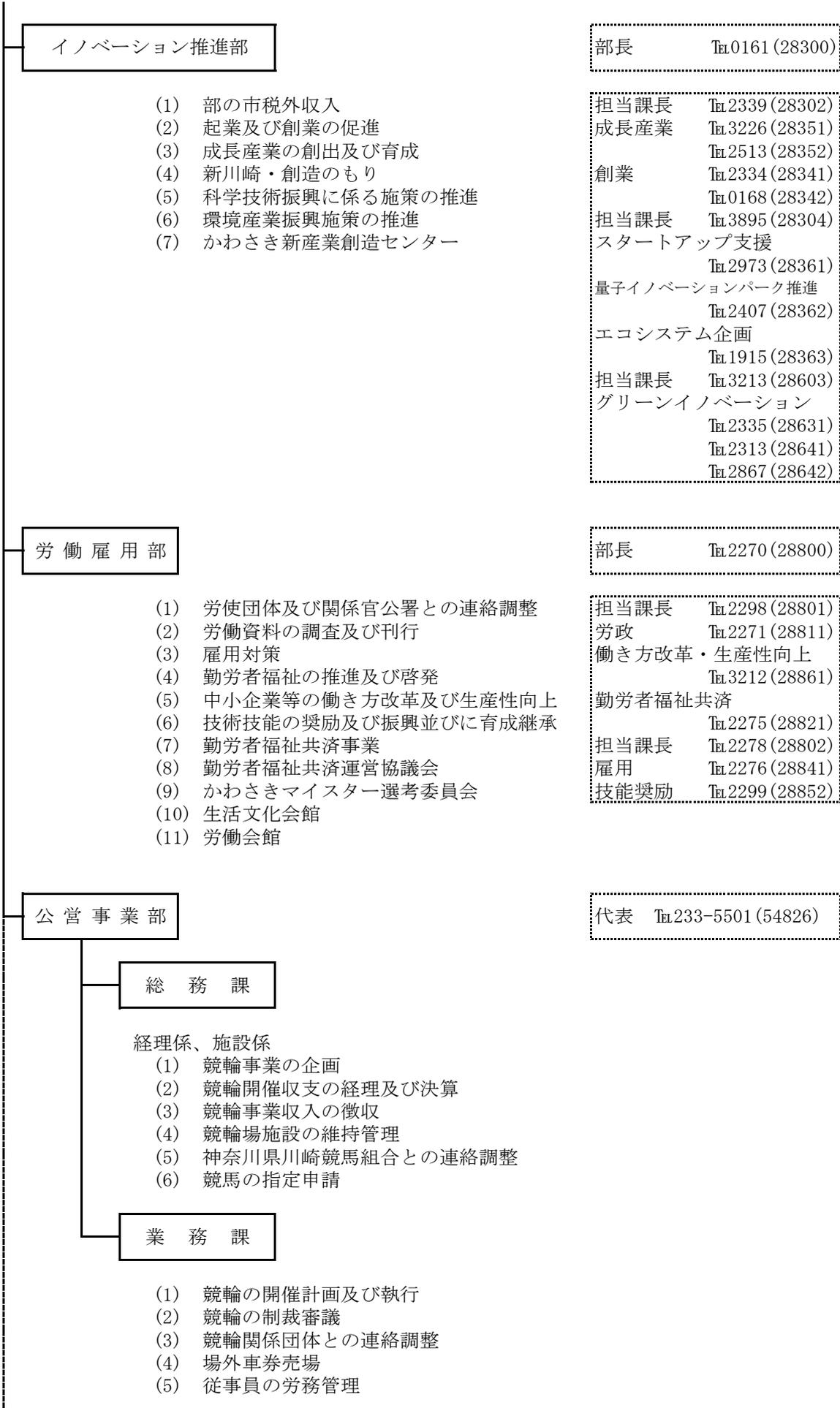
- (1) 新たなミュージアム

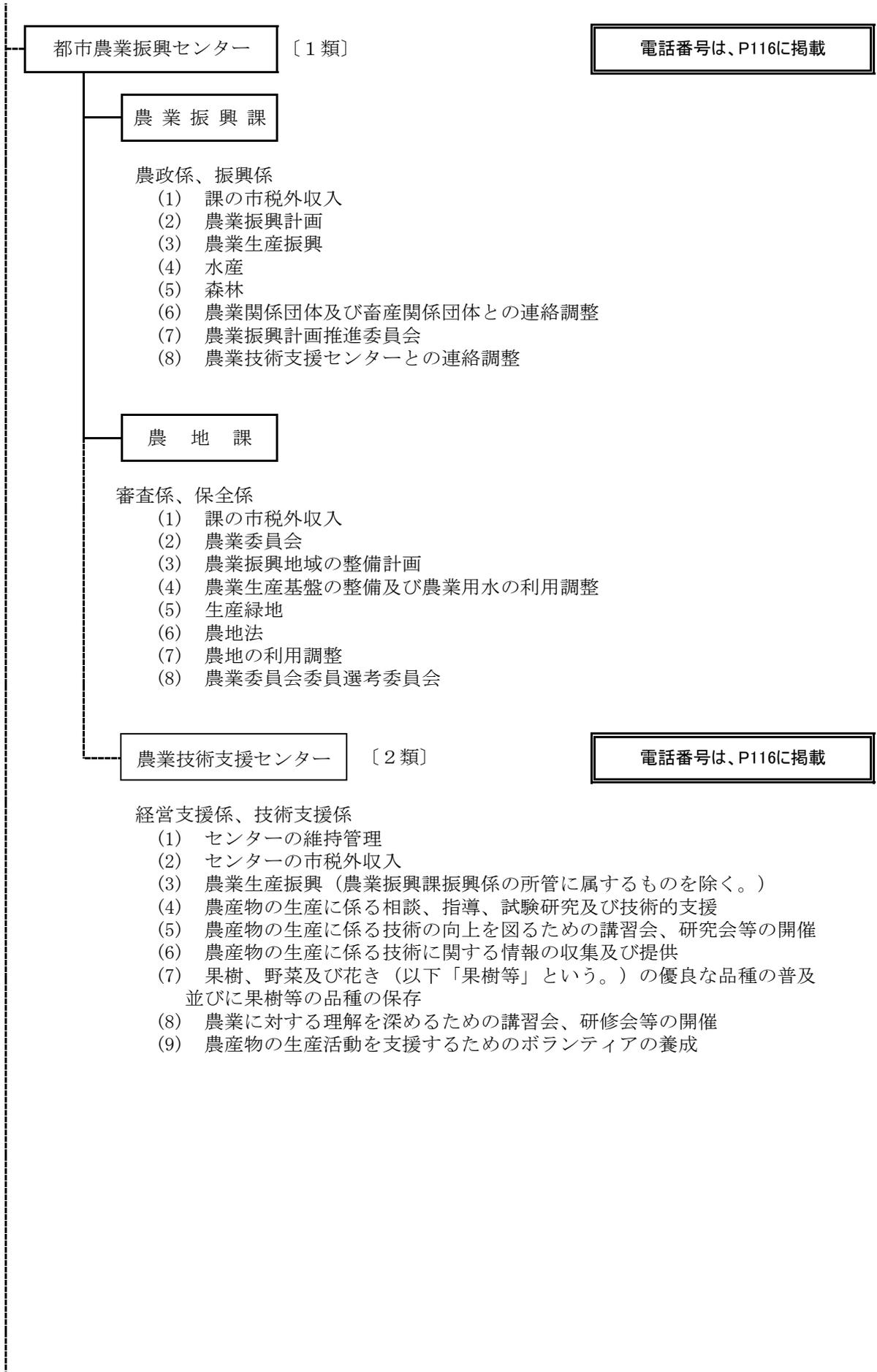
新たなミュージアム準備担当部長	
	TEL0097(27800)
計画調整	TEL2294(27702)
	TEL0918(27723)
施設調整	TEL0338(27784)
	TEL0340(27728)
計画調整(博物館)	
	TEL0342(27729)

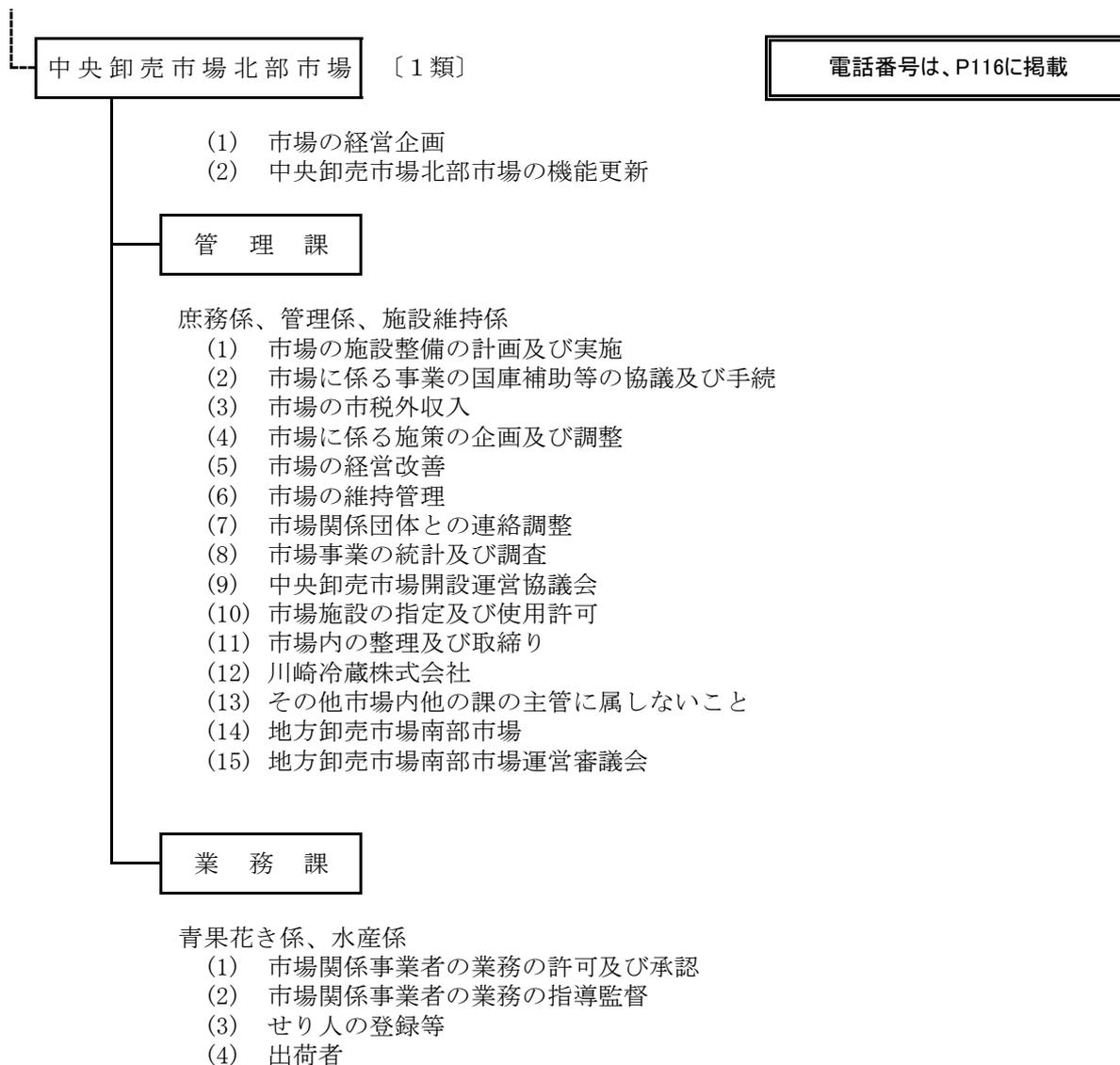


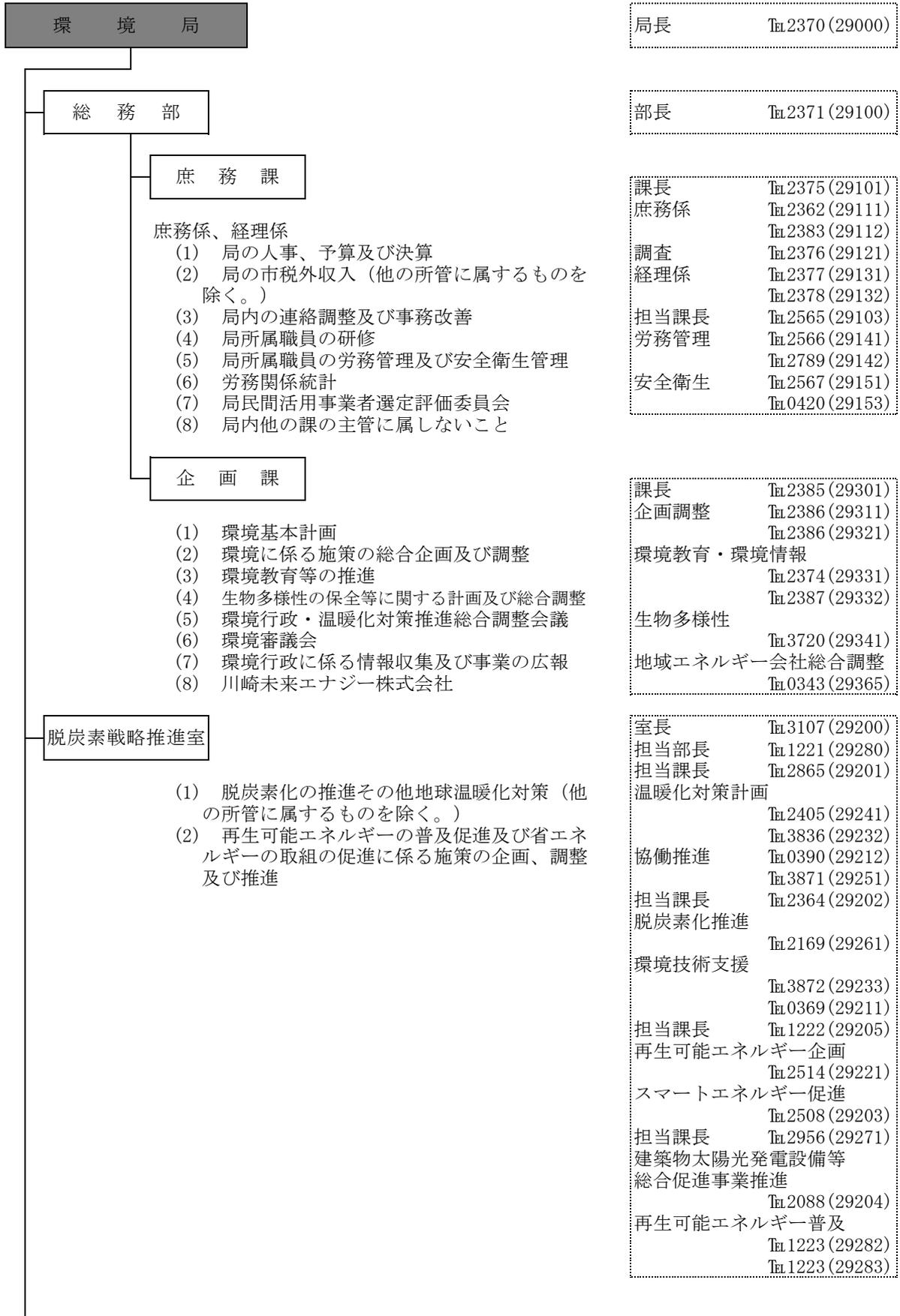












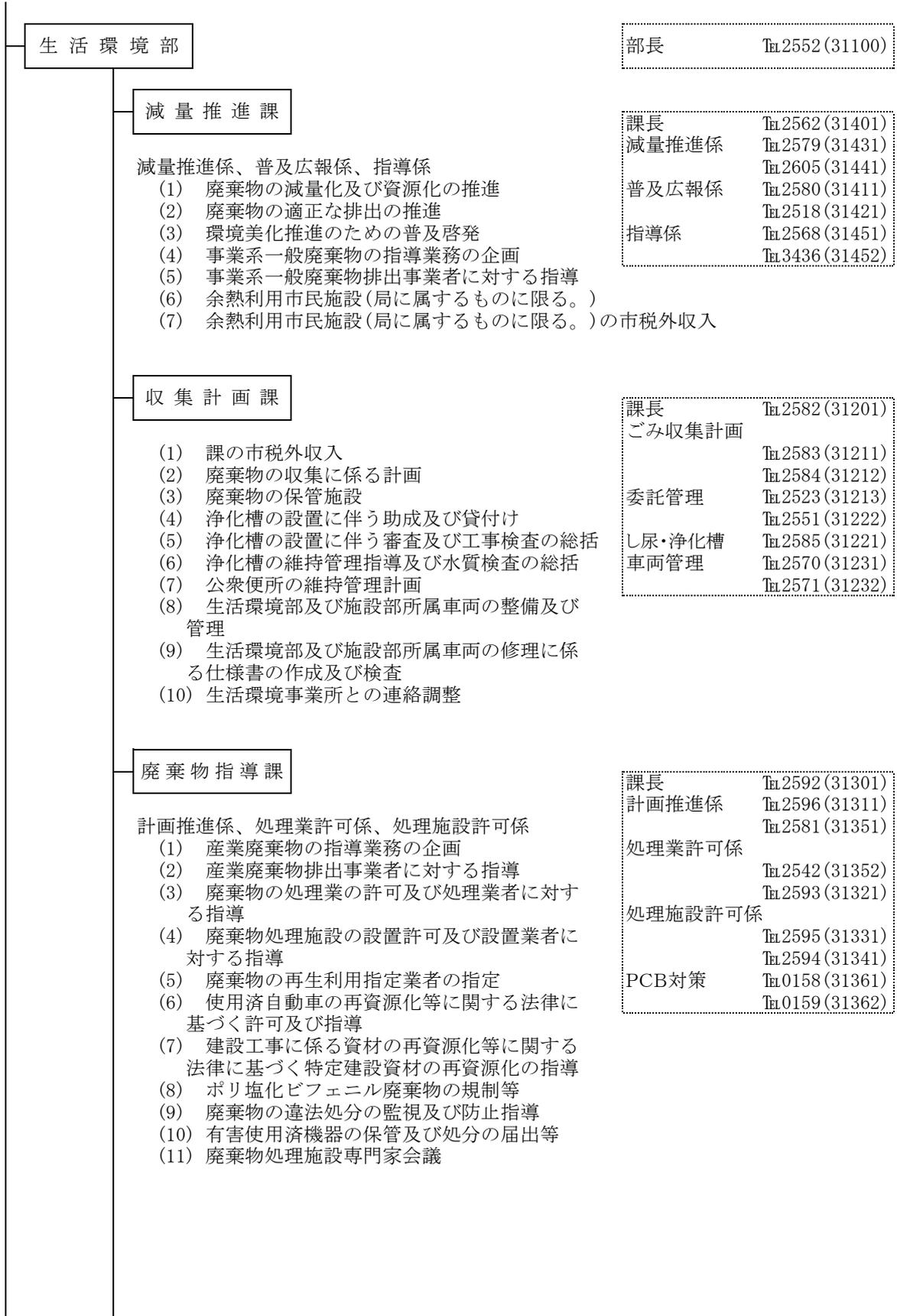
<p>環境対策部</p>	<p>部長 ℡2502(30100)</p>
<p>地域環境共創課</p>	<p>課長 ℡2505(30101) 計画・共創推進 ℡2398(30121) 自動車交通環境 ℡2530(30311) ℡2531(30321) 担当課長 ℡2527(30102) 化学物質対策 ℡2532(30151) ℡3495(30511) 連携推進 ℡3844(30131)</p>
<p>環境評価課</p>	<p>課長 ℡2152(29501) 環境影響評価・事務手続 ℡2156(29511) 環境影響評価・技術指導 ℡2155(29521)</p>
<p>環境対策推進課</p>	<p>課長 ℡2515(30201) 許認可 ℡2506(30111) ℡2507(30112) 発生源大気・悪臭 ℡2517(30212) ℡2529(30216) 発生源水質 ℡2521(30232) アスベスト ℡2526(30213) ℡3178(30215)</p>
<p>環境保全課</p>	<p>課長 ℡2519(30202) 環境大気 ℡2516(30211) ℡2546(30214) 環境水質・地盤 ℡2520(30231) ℡2522(30235) 騒音振動 ℡2524(30221) ℡2525(30222) 土壌 ℡2528(30234) ℡2534(30233)</p>

- (1) 大気・水等の環境に係る施策の企画及び調整
- (2) 自動車に係る排出ガス抑制、道路沿道環境改善対策及び地球温暖化対策（他の所管に属するものを除く。）
- (3) 化学物質対策に係る企画、調査及び調整（他の所管に属するものを除く。）
- (4) 環境中の放射線の監視及び放射線対策に係る調整
- (5) 大気・水等の環境に係る協働及び連携（他の所管に属するものを除く。）

- (1) 環境影響評価
- (2) 環境調査
- (3) 環境影響評価審議会

- (1) 公害関係法令等に基づく許可及び指導（環境保全課の所管に属するものを除く。）
- (2) 大気汚染、水質汚濁及び悪臭に係る防止対策
- (3) 主管に属する発生源の監視及び指導
- (4) 大気汚染及び水質汚濁に係る事故時及び緊急時の措置（環境保全課の所管に属するものを除く。）

- (1) 公害関係法令等に基づく許可及び指導（環境対策推進課の所管に属するものを除く。）
- (2) 大気及び公共用水域の水質に係る環境改善施策
- (3) 土壌汚染、騒音、振動及び地盤沈下に係る防止対策
- (4) 大気汚染及び水質汚濁に係る事故時及び緊急時の措置（環境対策推進課の所管に属するものを除く。）



廃棄物政策担当

- (1) 廃棄物に係る施策の企画

担当部長	TEL2578(31110)
担当課長	TEL2557(31101)
総合調整・企画	TEL2564(31121)
施策推進	TEL3721(31131)
計画	TEL2558(31111)

川崎生活環境事業所 [第2類]

電話番号は、P116に掲載

庶務係、安全管理担当、業務担当(第1・第2)

し尿・浄化槽係

- (1) 所の維持管理
- (2) 所の市税外収入
- (3) 所の安全衛生管理
- (4) 廃棄物の適正な排出の指導
- (5) 廃棄物の減量化及び資源化の推進
- (6) 廃棄物(し尿を除く。)の収集及び運搬
- (7) し尿の収集及び運搬並びに浄化槽の清掃
- (8) 公衆便所の維持管理
- (9) 浄化槽設置に伴う審査及び工事検査
- (10) 浄化槽の維持管理指導及び水質検査

生活環境事業所 [第1類]

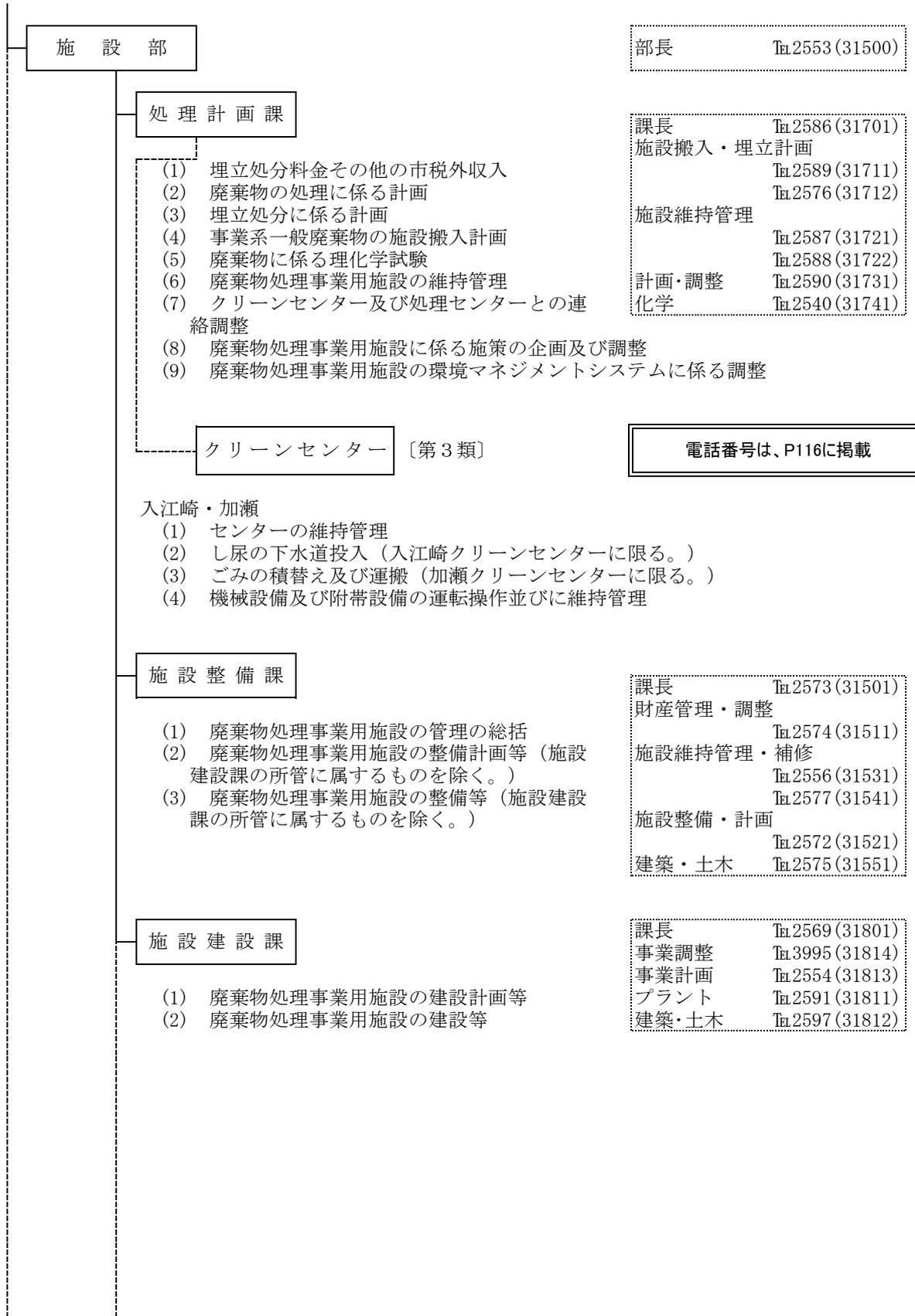
電話番号は、P116に掲載

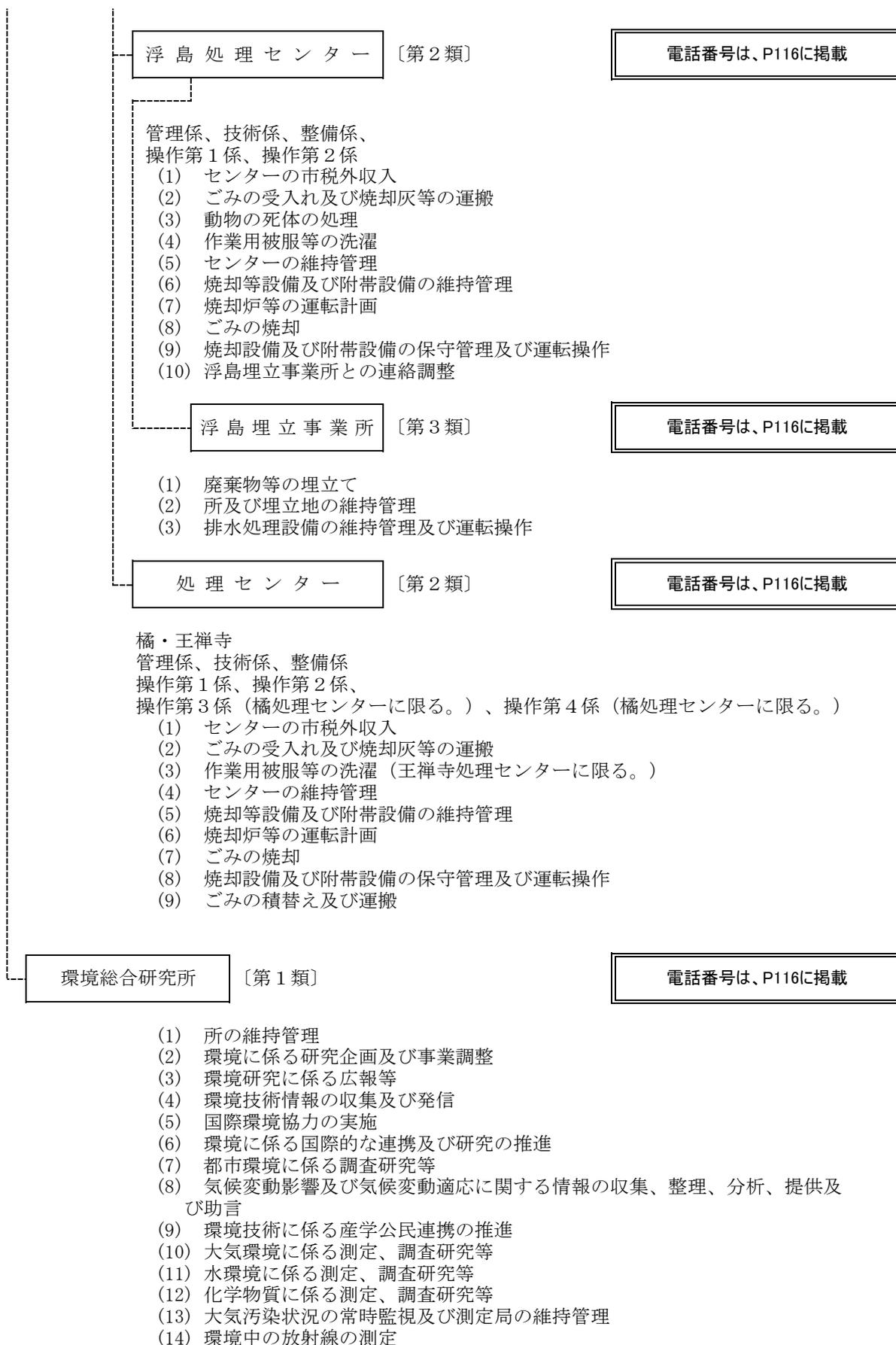
中原・宮前・多摩

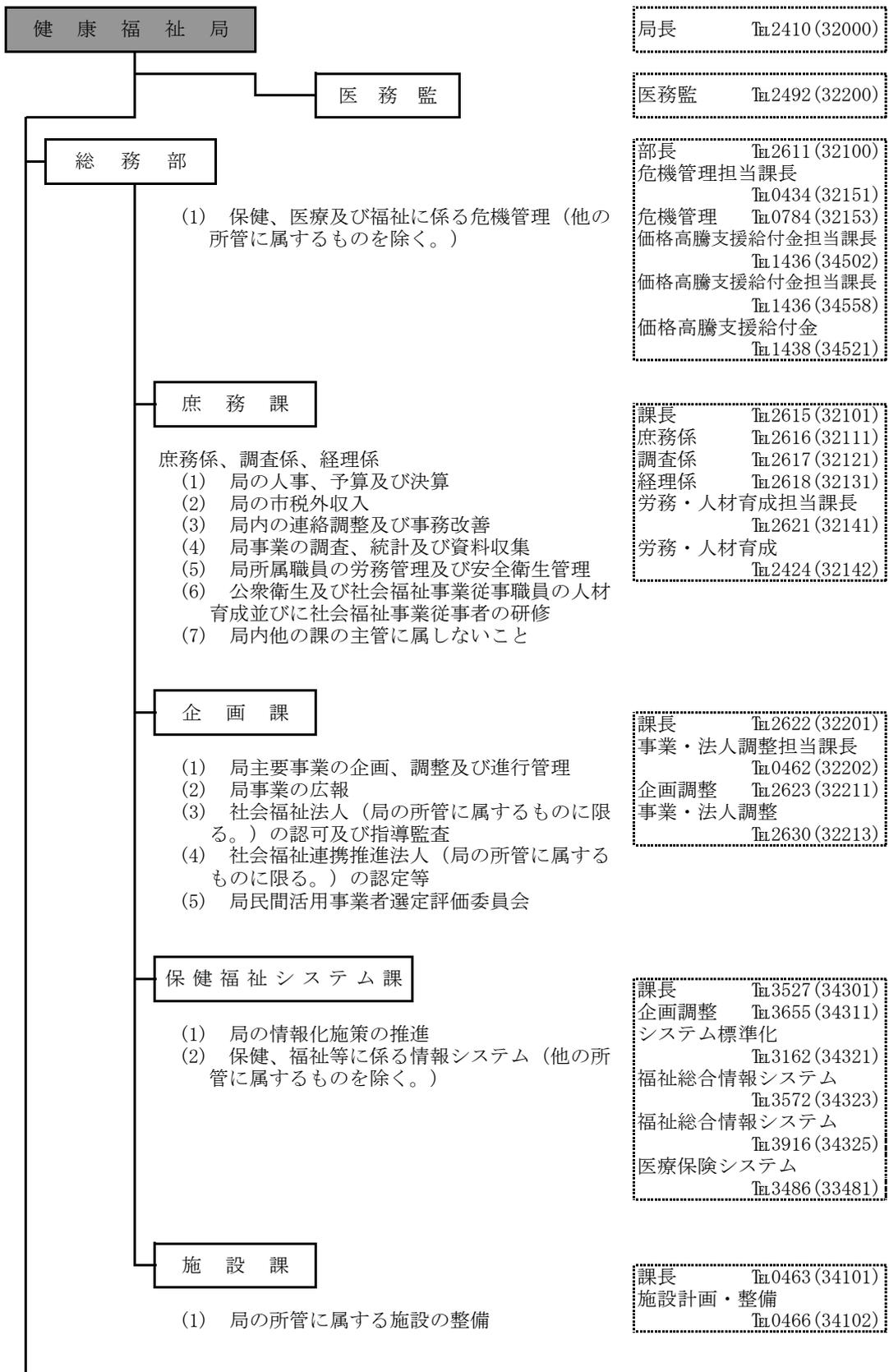
庶務係、安全管理担当、業務担当(第1・第2)

し尿・浄化槽係(宮前生活環境事業所に限る。)

- (1) 所の維持管理
- (2) 所の市税外収入
- (3) 所の安全衛生管理
- (4) 廃棄物の適正な排出の指導
- (5) 廃棄物の減量化及び資源化の推進
- (6) 廃棄物(し尿を除く。)の収集及び運搬
- (7) し尿の収集及び運搬並びに浄化槽の清掃(宮前生活環境事業所に限る。)
- (8) 公衆便所の維持管理
- (9) し尿の下水道投入(宮前生活環境事業所に限る。)
- (10) 浄化槽設置に伴う審査及び工事検査(宮前生活環境事業所に限る。)
- (11) 浄化槽の維持管理指導及び水質検査(宮前生活環境事業所に限る。)







生活保護・自立支援室

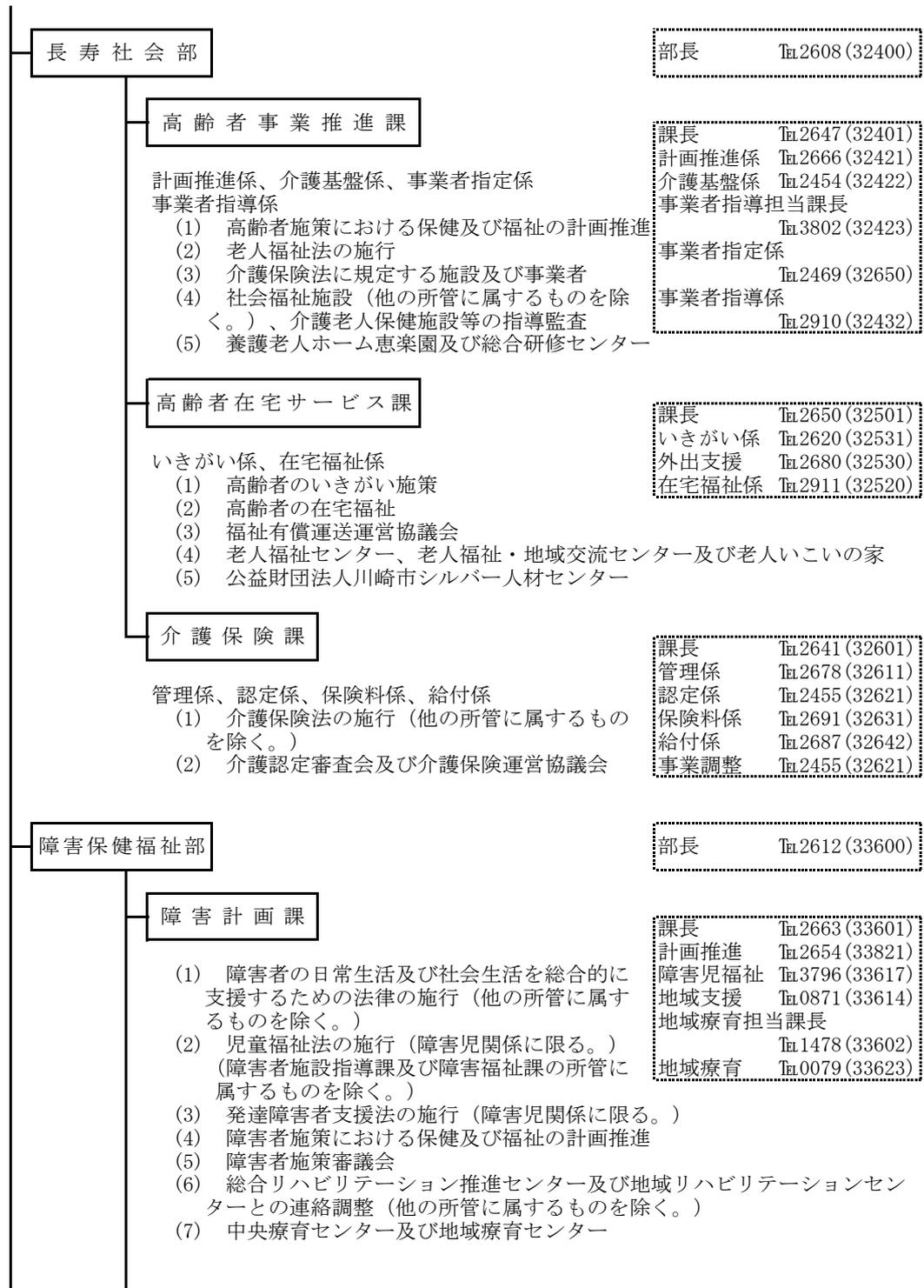
- (1) 生活保護法の施行
- (2) 行旅病人及び行旅死亡人取扱法の施行
- (3) 福祉事務所との連絡調整
- (4) 生活資金貸付金
- (5) 生活保護法等に係る施行事務監査
- (6) ホームレスの自立支援対策
- (7) 生活困窮者の支援対策

室長	TEL0263(33300)
保護指導担当課長	TEL2644(33301)
企画・管理	TEL2646(33321)
保護指導	TEL2643(33311)
医療・介護指導	TEL2645(33331)
調整・指導	TEL0314(33755)
適正実施担当課長	TEL0268(33741)
適正実施	TEL0273(32314)
監査指導	TEL0269(32313)
債権指導	TEL2649(32312)
自立支援担当課長	TEL3496(33302)
自立支援	TEL3571(33351)
生活困窮者支援	TEL0278(33753)
ホームレス支援	TEL2698(33231)

地域包括ケア推進室

- (1) 地域包括ケアシステムの推進
- (2) 生活支援体制整備事業
- (3) 一般介護予防事業（多様な実施主体による要支援者等に対する支援等の推進に係るものに限る。）
- (4) 地域看護等の指導及び調整
- (5) 介護予防・生活支援サービス事業（指定事業に係るものを除く。）
- (6) 認知症施策
- (7) 高齢者の権利擁護
- (8) 地域リハビリテーションの推進
- (9) 難病等の対策（他の所管に属するものを除く。）
- (10) 医療と介護の連携
- (11) 地域包括支援センター
- (12) 障害者相談支援センター
- (13) 地域社会福祉
- (14) 地域福祉計画の推進
- (15) 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会との連絡調整
- (16) 民生委員法の施行
- (17) 民間社会福祉事業の振興及び育成
- (18) 災害救助その他援護事業
- (19) 戦没者遺族、旧軍人等の援護
- (20) 日本赤十字社
- (21) 社会福祉審議会
- (22) 民生委員推薦会
- (23) 災害弔慰金等支給審査委員会
- (24) 総合福祉センター

室長	TEL3416(32910)
ケアシステム担当課長	TEL0474(32902)
企画調整	TEL0479(32548)
地域福祉担当課長	TEL2625(33201)
振興	TEL2626(33211)
援護	TEL2926(33241)
地域保健担当課長	TEL2484(32901)
地区支援	TEL0482(32545)
認知症・権利擁護	TEL2470(32543)
専門支援担当課長	TEL3899(32903)
医療・介護連携	TEL3801(32547)
地域包括支援	TEL2681(32522)
障害者相談支援	TEL3945(32546)
予防・リハビリ	TEL1511(32549)



障害者施設指導課

課長 ℡1978(33609)
 施設調整・整備 ℡0874(33619)
 事業者指導 ℡0082(33621)
 ℡1479(33770)
 事業者指定 ℡2927(33612)

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行（同法に基づく施設及び事業者に係るものに限る。）（他の所管に属するものを除く。）
- (2) 児童福祉法の施行（障害児関係の施設及び事業者に係るものに限る。）
- (3) 社会福祉施設（他の所管に属するものを除く。）の指導監査
- (4) 地域リハビリテーションセンター（在宅支援室、日中活動センター及び地域生活支援センターに係るものに限る。）
- (5) 柿生学園、ふじみ園、三田福祉ホーム、陽光ホーム、井田重度障害者等生活施設、社会復帰訓練所、わーくす高津及び身体障害者福祉会館

障害福祉課

課長 ℡2656(33801)
 障害福祉 ℡2653(33811)
 給付 ℡2675(33611)
 事業調整 ℡2653(33827)

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行（支給決定等、給付費の支給及び地域生活支援事業（他の所管に属するものを除く。）に係るものに限る。）
- (2) 児童福祉法の施行（障害児関係の給付費の支給及び入所措置に係るものに限る。）
- (3) 身体障害者福祉法の施行
- (4) 知的障害者福祉法の施行
- (5) 在宅重度重複障害者等手当等の支給
- (6) 療育手帳制度
- (7) 障害者の在宅福祉（障害者社会参加・就労支援課の所管に属するものを除く。）
- (8) 障害支援区分認定審査会
- (9) 総合リハビリテーション推進センター及び地域リハビリテーションセンター（身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所としての業務に係る部分に限る。）との連絡調整

精神保健課

課長 ℡2430(33901)
 精神障害福祉 ℡3608(33911)
 医療施策 ℡2683(33912)

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行（地域生活支援事業（精神障害者に係るものに限る。）に係るものに限る。）
- (3) 心神喪失者等医療観察法
- (4) 発達障害者支援法の施行（他の所管に属するものを除く。）
- (5) 精神障害者の在宅福祉
- (6) 精神障害者の社会参加促進
- (7) 精神保健福祉審議会
- (8) 総合リハビリテーション推進センター及び地域リハビリテーションセンター（精神保健福祉センターとしての業務に係る部分に限る。）並びにこころの相談所との連絡調整

障害者社会参加・就労支援課

- (1) 障害者の就労の支援
- (2) 身体障害者更生資金の貸付
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行（地域生活支援事業（他の所管に属するものを除く。）に限る。）
- (4) 障害者の在宅福祉（社会参加及び就労支援に関することに限る。）
- (5) 障害者及び障害児の社会参加促進
- (6) 身体障害者更生資金貸付審査会
- (7) 心身障害者福祉事業基金運営委員会
- (8) 聴覚障害者情報文化センター及び視覚障害者情報文化センター
- (9) 公益財団法人川崎市身体障害者協会

課長 ℡2682(33701)
 社会参加支援 ℡2676(33812)
 雇用就労推進 ℡2457(33712)

こころの相談所 [第2類]

- (1) 所の維持管理
- (2) 精神保健福祉に関する相談及び診療

電話番号は、P116に掲載

保健医療政策部

- (1) 健康危機に係る企画及び調整
- (2) 予防接種
- (3) 予防接種運営委員会

部長 ℡3573(34605)
 保健政策担当部長・保健所長 ℡2419(32700)
 保健政策担当部長・保健所副所長 ℡2962(32900)
 医療政策担当部長 ℡0184(34610)
 医療政策・医療安全担当課長 ℡1506(32702)
 災害医療担当課長 ℡2419(32700)
 D M A T 調整担当課長 ℡1219(34615)
 予防接種担当課長 ℡1072(33101)

保健医療政策課

- (1) 保健医療政策に係る施策及び主要事業の企画及び調整
- (2) 神奈川県公衆衛生協会
- (3) 医療関係団体との連絡調整
- (4) 市民葬儀及び葬祭場（まちづくり局総務部まちづくり調整課の所管に属するものを除く。）
- (5) 保健所運営協議会
- (6) 地域医療審議会
- (7) 市民葬儀運営協議会
- (8) 保健所支所との連絡調整

課長 ℡3989(34618)
 保健医療企画 ℡2427(32721)
 健康事業 ℡1218(32761)
 施設調整 ℡0457(32919)

健康増進課

- (1) 地域保健施策の推進
- (2) 健康づくり施策の推進
- (3) 健康増進法に基づく健康増進事業
- (4) 一般介護予防事業（地域包括ケア推進室の所管に属するものを除く。）
- (5) 健康増進法に基づく栄養改善及び調査
- (6) 食育の推進
- (7) 食品表示の総括等（栄養成分の量及び熱量に関する表示関係に限る。）
- (8) 原爆被害者の保健
- (9) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導
- (10) 国民健康保険法に基づく保健事業（医療保険課の所管に属するものを除く。）
- (11) 後期高齢者の健康診査
- (12) 歯科保健の企画、調整及び推進
- (13) 食育推進会議

課長 ℡2429(32701)
 総務・健診 ℡3730(33472)
 疾病予防 ℡2431(32722)
 健康づくり ℡2411(32712)
 健康づくり施策調整 ℡1562(32744)
 歯科保健政策担当課長 ℡0215(32751)
 歯科保健政策 ℡201-3182(32750)
 歯科保健企画調整担当課長 ℡1513(32707)
 歯科保健事業調整担当課長 ℡1563(32755)
 ℡1564(32703)

環境保健・アレルギー疾患対策課

- (1) 公害健康被害補償事業
- (2) 公害保健福祉事業
- (3) 公害に係る健康被害の予防
- (4) 公害に係る健康調査
- (5) 公害に係る健康管理及び保健指導
- (6) 成人ぜん息患者医療費助成
- (7) 公害健康被害認定審査会及び公害健康被害補償診療報酬等審査会
- (8) 成人ぜん息患者医療費助成認定審査会
- (9) 公益財団法人川崎・横浜公害保健センター

課長 ℡2486(32801)
 認定給付 ℡2436(32841)
 アレルギー疾患対策 ℡2487(32811)
 健康管理
 事業調整 ℡1315(32832)

生活衛生課

- (1) 環境衛生の普及啓発
- (2) 環境衛生関係営業の監視、指導、許可等
- (3) 建築物における衛生的環境の確保
- (4) 健康リビング推進事業及び家庭用品の安全対策
- (5) 専用水道、簡易専用水道、小規模水道等
- (6) 狂犬病予防及び動物の愛護
- (7) 食品衛生の普及啓発
- (8) 食品衛生関係営業の監視、指導、許可等
- (9) 食品表示の総括等（健康増進課の所管に属するものを除く。）
- (10) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査
- (11) 動物愛護センターとの連絡調整
- (12) 中央卸売市場食品衛生検査所との連絡調整

課長 ℡2443(32911)
 環境衛生 ℡2448(32912)
 水道衛生・動物愛護 ℡2447(32913)
 食品安全 ℡2445(32915)
 監視・表示 ℡2452(32916)
 ℡0221(32918)
 事業調整担当課長 ℡0198(32951)

地域医療課

- (1) 地域医療施策の計画推進
- (2) 看護師充足対策
- (3) 救急医療対策

課長 ℡2420(34601)
 地域医療 ℡2428(34621)
 救急医療 ℡2426(34611)

災害保健医療対策課

- (1) 災害時保健医療対策

課長 ℡0562(34614)
 災害医療 ℡0562(34617)
 災害保健 ℡0762(34680)

感染症対策課

- (1) 感染症の発生の予防及びまん延の防止
- (2) 感染症に係る知識の普及啓発
- (3) 感染症に係る医療の提供
- (4) 新興感染症対策
- (5) 感染症診査協議会（結核に係るものを除く。）及び感染症対策協議会

課長 ℡2446(32921)
 感染症 ℡1068(32906)
 エイズ・結核 ℡2439(32923)
 新型インフルエンザ等対策 ℡2343(32905)

医事・薬事課

- (1) 医務
- (2) 薬務
- (3) 血液対策
- (4) 医療安全相談センター運営協議会
- (5) 精度管理専門委員会

課長 ℡2425(34603)
 医事監視 ℡2494(34632)
 薬事監視 ℡2461(32943)
 薬物・血液対策 ℡2460(32942)

動物愛護センター〔第2類〕

電話番号は、P116に掲載

業務係

- (1) センターの維持管理
- (2) 動物愛護思想の普及啓発
- (3) 動物の適正飼養の指導及び助言
- (4) 犬、猫等の動物の引取り、収容管理、譲渡し及び処分
- (5) 野生鳥獣の捕獲、飼養、販売等の規制
- (6) 動物に係る公衆衛生上の調査研究
- (7) 犬の捕獲及び返還
- (8) 狂犬病の予防
- (9) 特定動物の飼養又は保管の規制

中央卸売市場食品衛生検査所〔第2類〕

電話番号は、P116に掲載

理化学検査係、微生物検査係

- (1) 所の維持管理
- (2) 食品衛生に係る普及啓発、営業の許可及び監視指導
- (3) 食品等の検査及び試験
- (4) 食品表示（衛生及び品質に関する表示関係に限る。）
- (5) 食鳥処理の事業の許可等及び監視指導

医療保険部

部長 TEL3602(33200)

医療保険課

- (1) 国民健康保険の企画、調査、統計及び運営（他の所管に属するものを除く。）
- (2) 後期高齢者医療（他の所管に属するものを除く。）
- (3) 国民健康保険運営協議会

課長 TEL2631(33401)
 管理 TEL2632(33411)
 資格賦課 TEL2636(33431)
 給付 TEL2634(33421)
 高齢者医療 TEL2655(33451)
 医療費適正化 TEL0085(33483)

国民年金・福祉医療課

- (1) 国民年金の企画、調査、統計及び運営
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行（自立支援医療（更生医療及び精神通院医療に係るものに限る。）に係るものに限る。）
- (3) 重度障害者医療費助成
- (4) 指定難病医療費助成
- (5) 指定難病審査会

課長 TEL2694(33403)
 国民年金 TEL2639(33441)
 障害者医療 TEL2696(33813)
 難病医療 TEL0415(34211)

収納管理課

- (1) 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の収納対策の企画及び推進
- (2) 国民健康保険における被保険者及び第三者に係る損害賠償請求等の収納対策の企画及び推進

課長 TEL3574(33501)
 収納指導担当課長 TEL3575(33511)
 収納管理 TEL3589(33531)
 徴収整理 TEL3595(33541)
 収納指導 TEL3588(33521)
 債権管理 TEL3554(33522)

総合リハビリテーション推進センター〔第1類〕

電話番号は、P116に掲載

総務・判定課

- (1) 川崎市総合リハビリテーションセンターの総括
- (2) 総合リハビリテーション推進センターの維持管理
- (3) 自立支援医療（国民年金・福祉医療課の所管に属するものを除く。）及び精神障害者保健福祉手帳制度
- (4) 身体障害者手帳の審査及び更生医療の判定
- (5) 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付の運用に係る調整
- (6) 精神医療審査会

企画・連携推進課

- (1) 高齢者、障害者、障害児等の保健、医療及び福祉に関する調査研究、連携及び連絡調整並びに人材育成
- (2) 高齢者、障害者、障害児等の保健、医療及び福祉に関する関連施策及び制度との運用に係る調整
- (3) 心神喪失者等医療観察法に係る業務の総括
- (4) 障害者の地域移行支援及び地域定着支援
- (5) 社会的ひきこもりの相談及び自立支援
- (6) 自殺対策
- (7) 医療的ケア児等に係る相談、指導助言及び連絡調整
- (8) 災害時要援護者の避難先に係る調整等

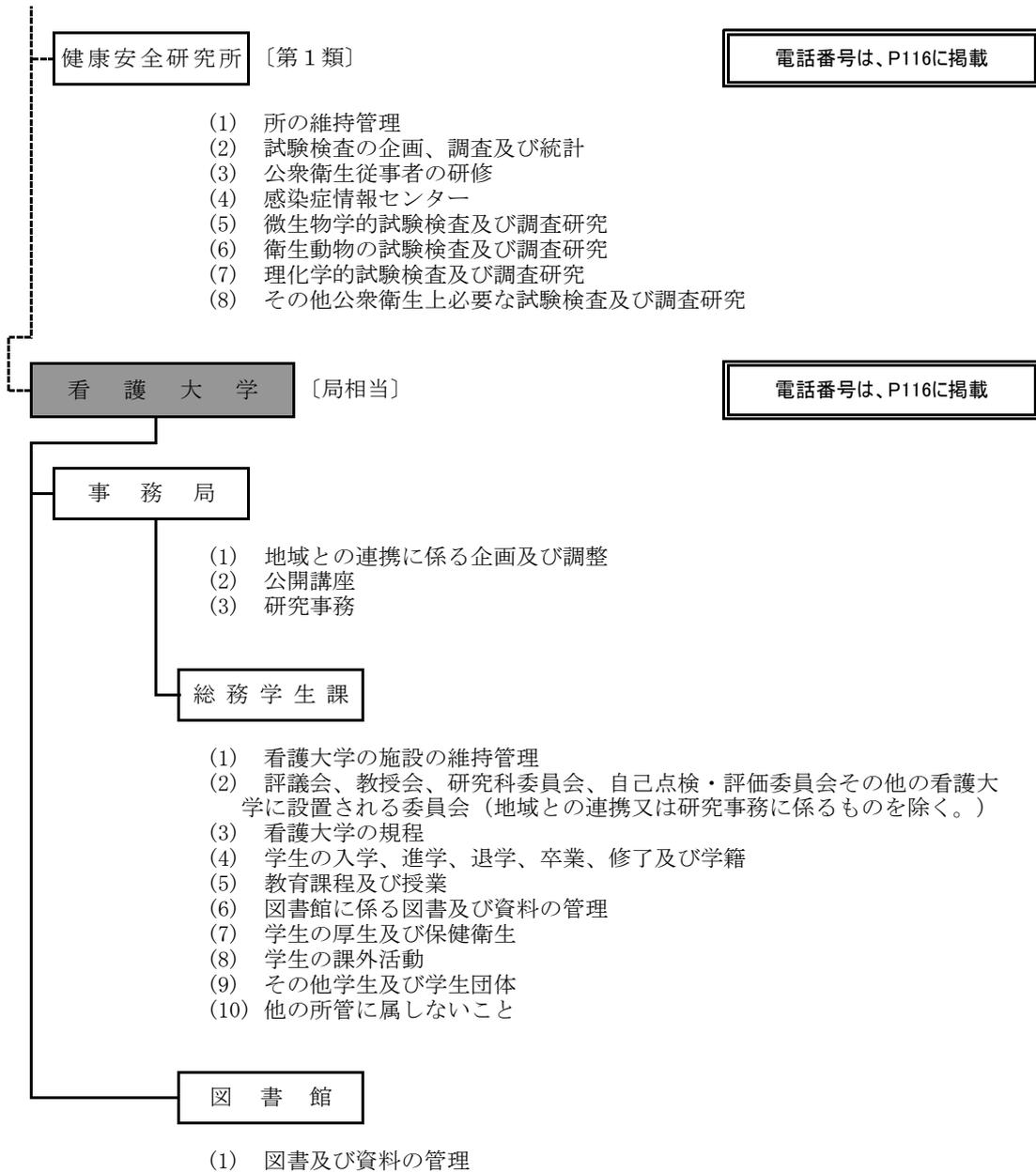
こころの健康課

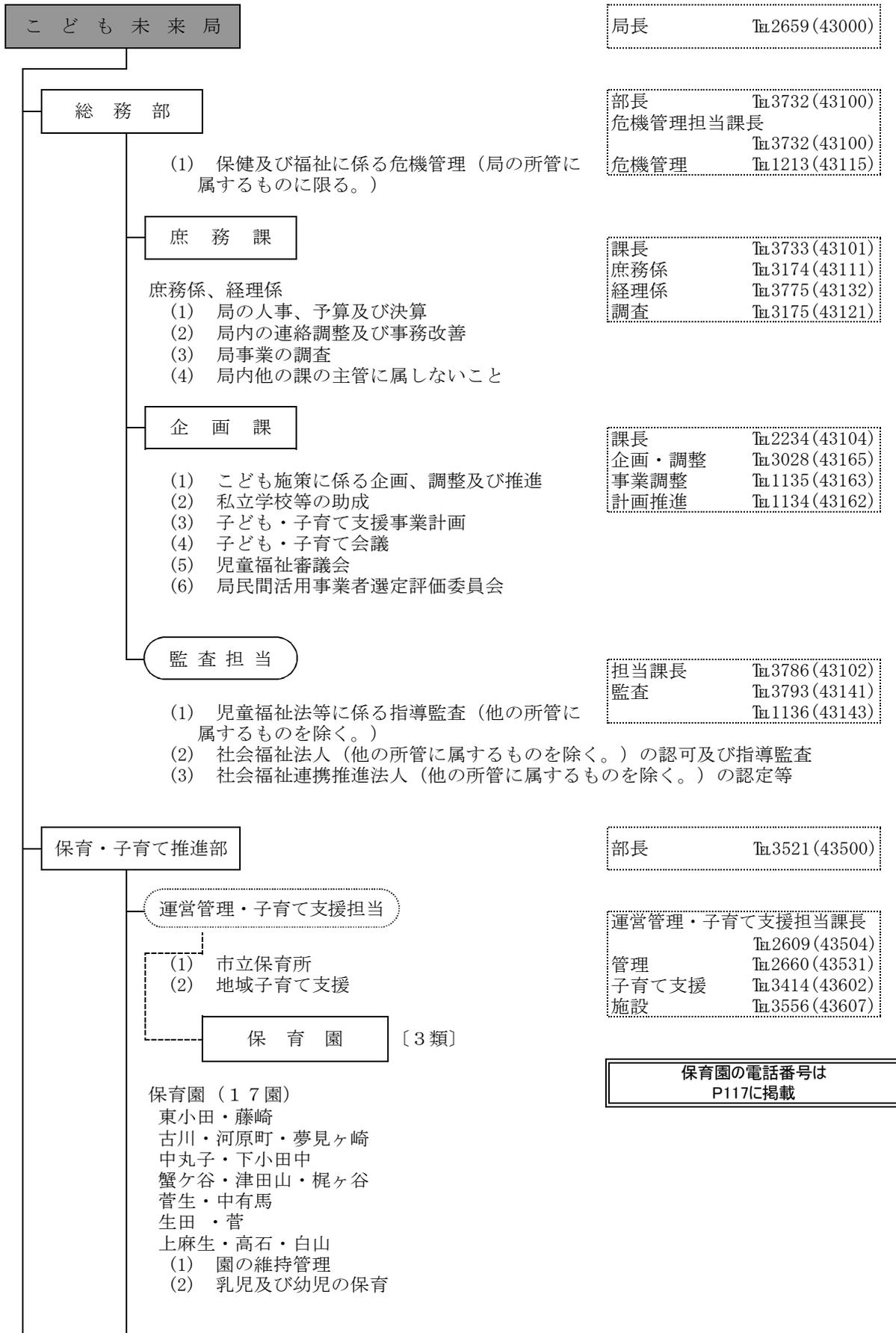
- (1) 精神保健福祉に関する相談及び指導助言
- (2) アルコール、薬物、ギャンブル等に係る依存症の相談及び対策
- (3) 精神科救急業務及び退院後支援

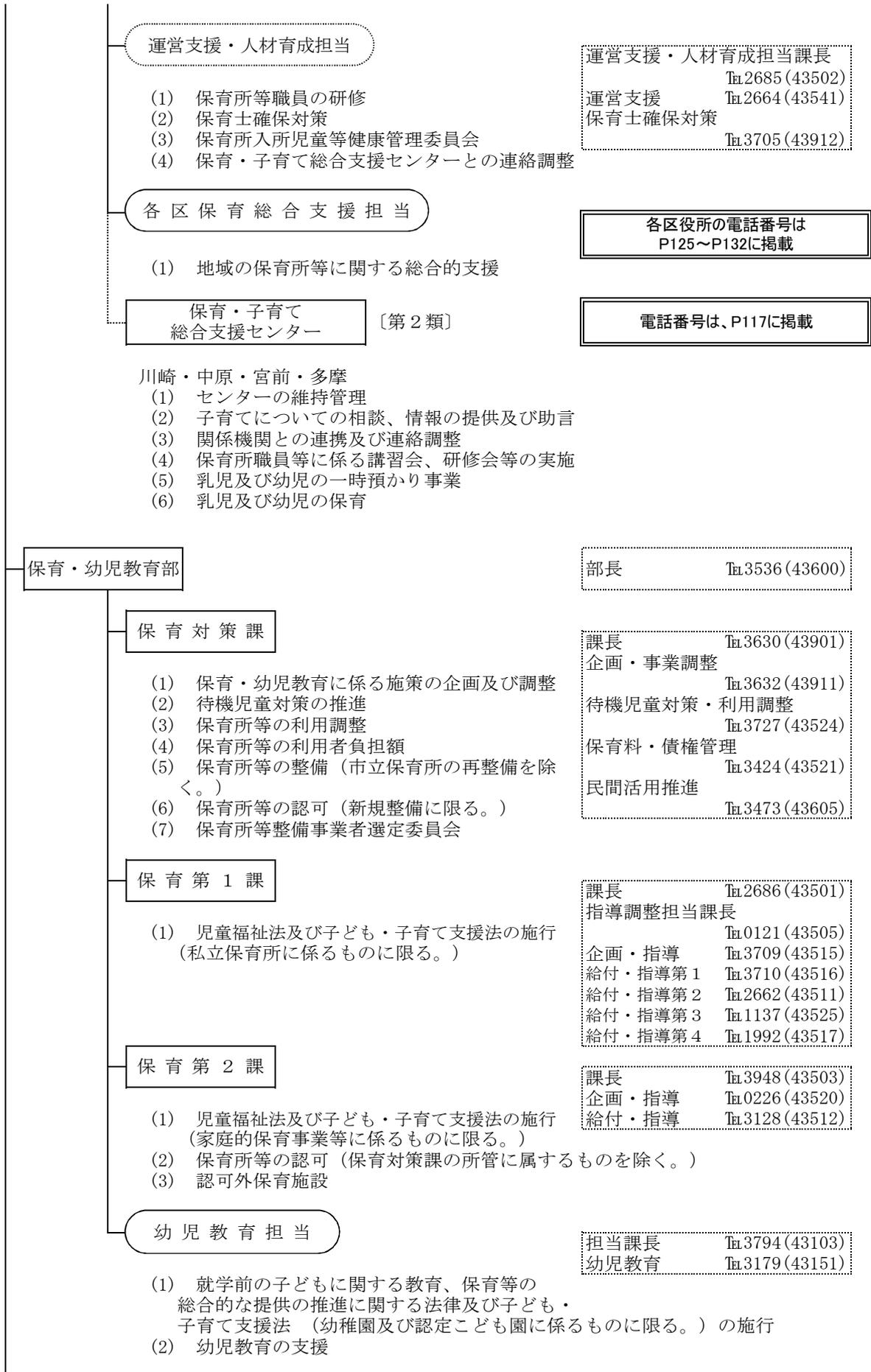
地域支援室〔第2類〕

南部・中部・北部

- (1) 中部リハビリテーションセンター（中部在宅支援室、中部日中活動センター及び中部地域生活支援センターを除く。）の維持管理（中部地域支援室に限る。）
- (2) 高齢者、障害者、障害児等の相談、指導助言、治療及び訓練
- (3) 巡回相談の企画及び実施
- (4) 高齢者、障害者、障害児等の保健、医療及び福祉に関する調査研究、連携及び連絡調整並びに人材育成
- (5) 医学的、心理学的及び職能的判定並びに指導
- (6) 補装具の処方及び適合判定
- (7) 心神喪失者等医療観察法に基づく対象者の処遇
- (8) 関係機関への技術援助及び技術講習の提供
- (9) 災害時要援護者の避難先に係る調整等







青少年支援室

- (1) 青少年対策の推進
- (2) 青少年の健全育成
- (3) 青少年団体の育成
- (4) 青少年問題協議会
- (5) 子どもの権利に係る施策の総合調整
- (6) こども文化センター
- (7) ふれあい館
- (8) 青少年の家
- (9) 少年自然の家
- (10) 黒川青少年野外活動センター
- (11) 子ども夢パーク

室長	TEL0824(43300)
青少年企画・事業調整 担当課長	TEL2667(43301)
青少年企画	TEL2668(43311)
事業調整	TEL1425(43312)
青少年育成・子どもの権利 担当課長	TEL2689(43304)
子どもの権利	TEL2344(43341)
健全育成	TEL2669(43321)
施設指導・調整担当課長	TEL2670(43302)
施設指導・調整	TEL3084(43332)
施設指導・企画	TEL3083(43331)
施設整備・企画	TEL1988(43333)

児童家庭支援・虐待対策室

- (1) 児童及び家庭についての相談及び
支援に係る調査、企画及び調整並びに情報の
収集及び発信、関係機関との連携等の推進
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律の施行（他の
所管に属するものを除く。）
- (3) 児童虐待の防止に係る調査、企画及び調整並
びに情報の収集及び発信、関係機関との連携等
の推進
- (4) 家庭児童相談室
- (5) 女性保護
- (6) 児童手当
- (7) 児童扶養手当
- (8) 子育て世帯支援に係る特別の給付金
- (9) 災害遺児等福祉手当
- (10) ひとり親家庭等医療費助成
- (11) 小児医療費助成
- (12) 小児ぜん息患者医療費助成
- (13) 母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行
- (14) 児童福祉法の施行（他の所管に属するもの
を除く。）
- (15) 民間あっせん機関による養子縁組の
あっせんに係る児童の保護等に関する法律の
施行（他の所管に属するものを除く。）
- (16) 母子生活支援施設
- (17) 児童福祉施設（他の所管に属するものを除
く。）の整備
- (18) 母性及び乳幼児の保健
- (19) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に
支援するための法律の施行
（育成医療に係るものに限る。）
- (20) 不妊及び不育
- (21) 出産・子育ての支援（他の所管に属するも
のを除く）
- (22) 妊婦支援給付金
- (23) 小児慢性特定疾病審査会
- (24) 児童相談所との連絡調整
- (25) 一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会

室長	TEL0076(43800)
事業調整担当課長	TEL0084(43801)
事業調整	TEL0132(43811)
連携推進	TEL0399(43821)
施設整備	TEL0134(43831)
家庭支援担当課長	TEL2671(43201)
母子福祉	TEL2672(43411)
医療費助成	TEL2695(43231)
手当支給	TEL2674(43213)
給付金	TEL2674(43213)
児童福祉担当課長	TEL1724(43402)
児童福祉	TEL2929(43422)
施設指導	TEL2673(43421)
母子保健担当課長	TEL2658(43401)
母子保健	TEL2450(43221)
出産・子育て支援	TEL1312(43224)
母子保健DX	TEL1917(43225)

南部児童相談所 [第1類]

電話番号は、P117に掲載

- 保護係、心理支援第1係、心理支援第2係、相談支援第1係、
相談支援第2係、相談支援第3係、相談支援第4係
- (1) 児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及び処分
 - (2) 中部児童相談所及び北部児童相談所への援助
 - (3) 児童の心理学的、医学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定、指導及び治療
 - (4) 児童及び家庭についての調査、指導及び支援
 - (5) 児童の家庭裁判所への送致
 - (6) 障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児入所医療費の支給の決定
 - (7) 児童の児童福祉施設等への措置
 - (8) 里親に関する相談及び援助
 - (9) 養子縁組に関する相談及び援助
 - (10) 児童の相談及び通告
 - (11) 児童の一時保護
 - (12) 一時保護施設

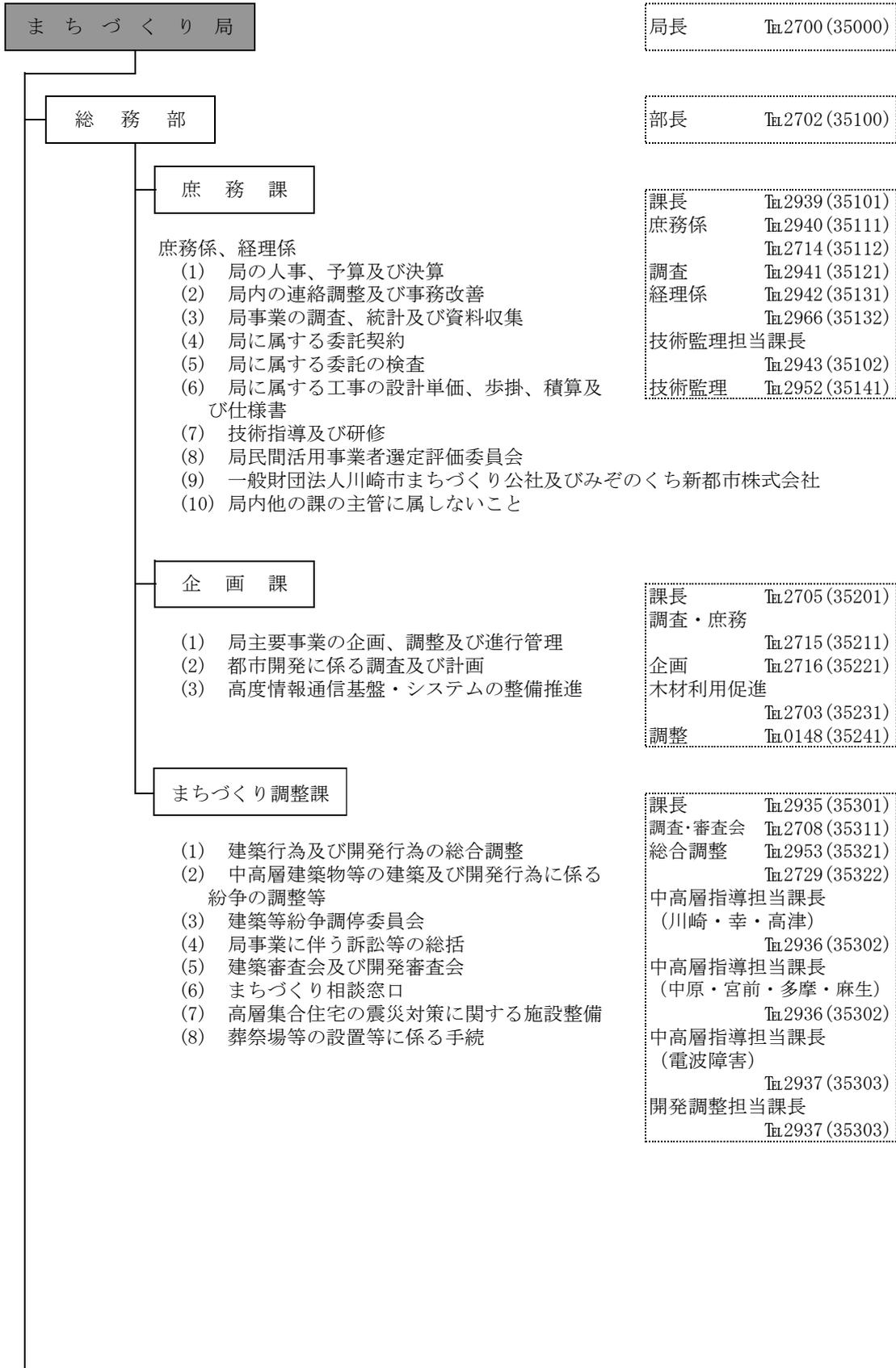
総務課

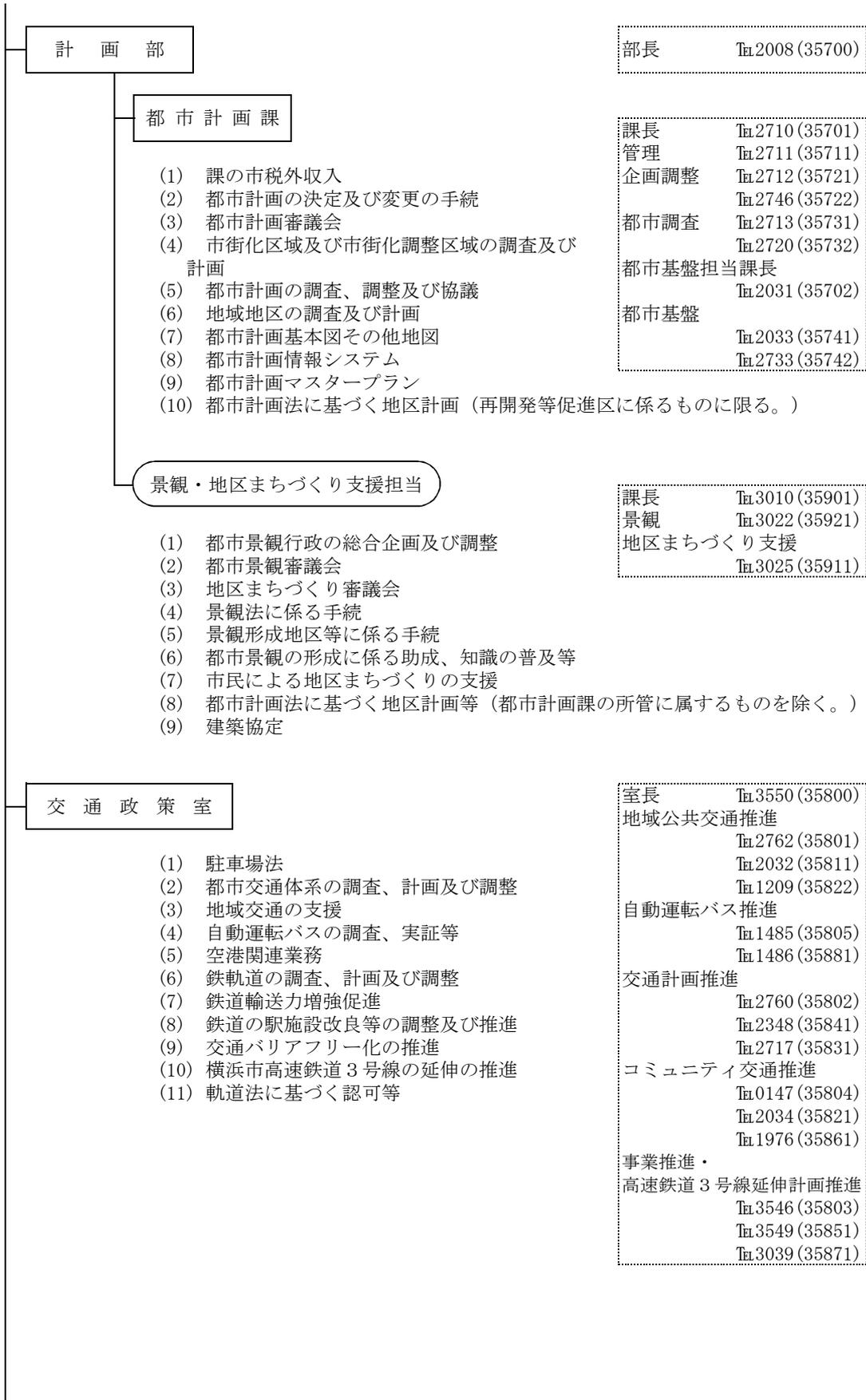
- 庶務係
- (1) 児童相談所の事務の管理の総括
 - (2) 所の維持管理
 - (3) 所の措置に伴う費用の徴収

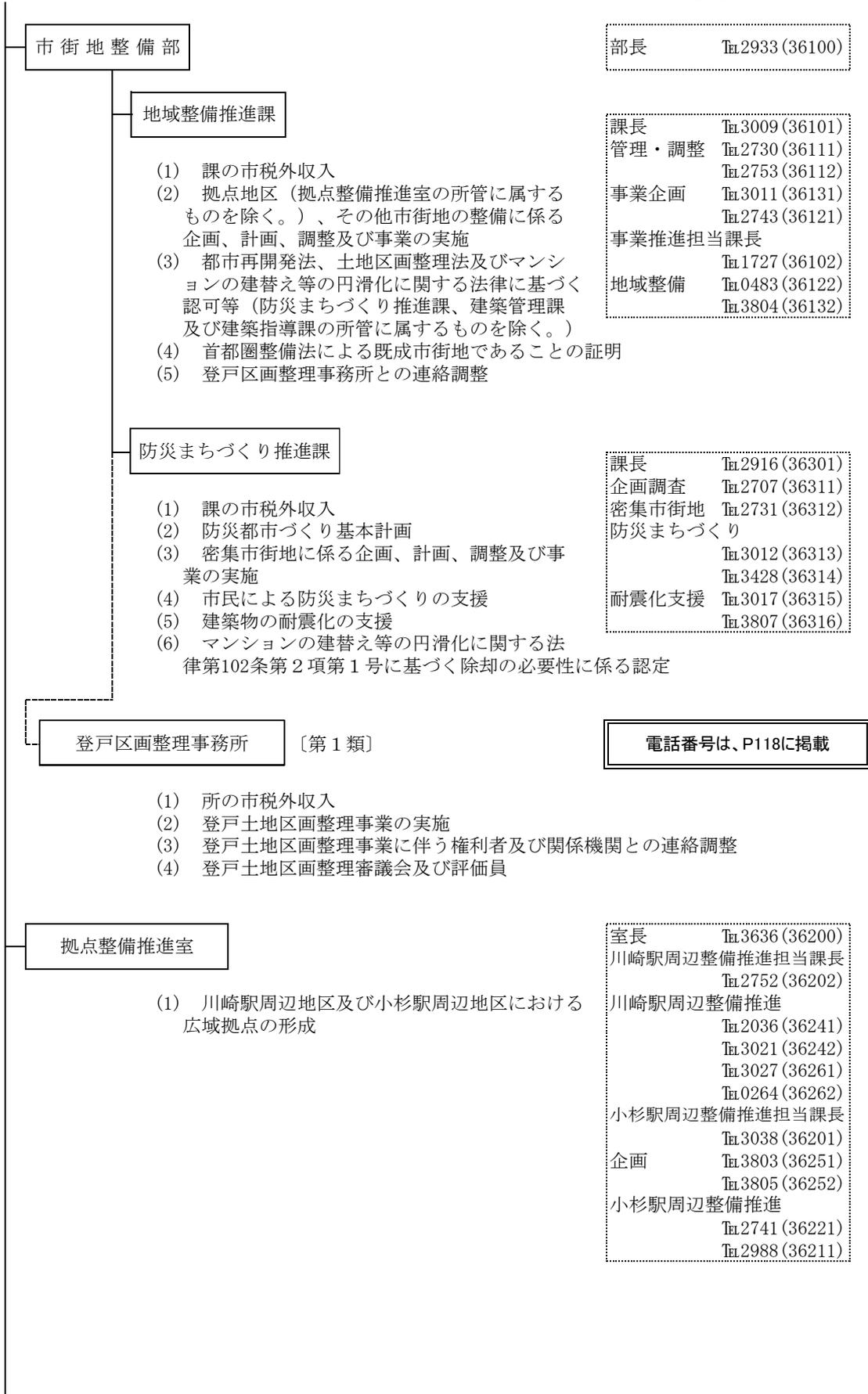
児童相談所 [第2類]

電話番号は、P117に掲載

- 中部（保護係、心理支援第1係、心理支援第2係、相談支援第1係、
相談支援第2係、相談支援第3係、相談支援第4係）
北部（心理支援第1係、心理支援第2係、相談支援第1係、相談支援第2係）
- (1) 所の維持管理
 - (2) 所の措置に伴う費用の徴収
 - (3) 児童の所持品、証拠品及び遺留金品の保管及び処分
 - (4) 児童の心理学的、医学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定、指導及び治療
 - (5) 児童及び家庭についての調査、指導及び支援
 - (6) 児童の家庭裁判所への送致
 - (7) 障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児入所医療費の支給の決定
 - (8) 児童の児童福祉施設等への措置
 - (9) 里親に関する相談及び援助
 - (10) 養子縁組に関する相談及び援助
 - (11) 児童の相談及び通告
 - (12) 児童の一時保護
 - (13) 一時保護施設（中部に限る。）







部長 TEL2933(36100)

課長 TEL3009(36101)
 管理・調整 TEL2730(36111)
 TEL2753(36112)
 事業企画 TEL3011(36131)
 TEL2743(36121)
 事業推進担当課長
 TEL1727(36102)
 地域整備 TEL0483(36122)
 TEL3804(36132)

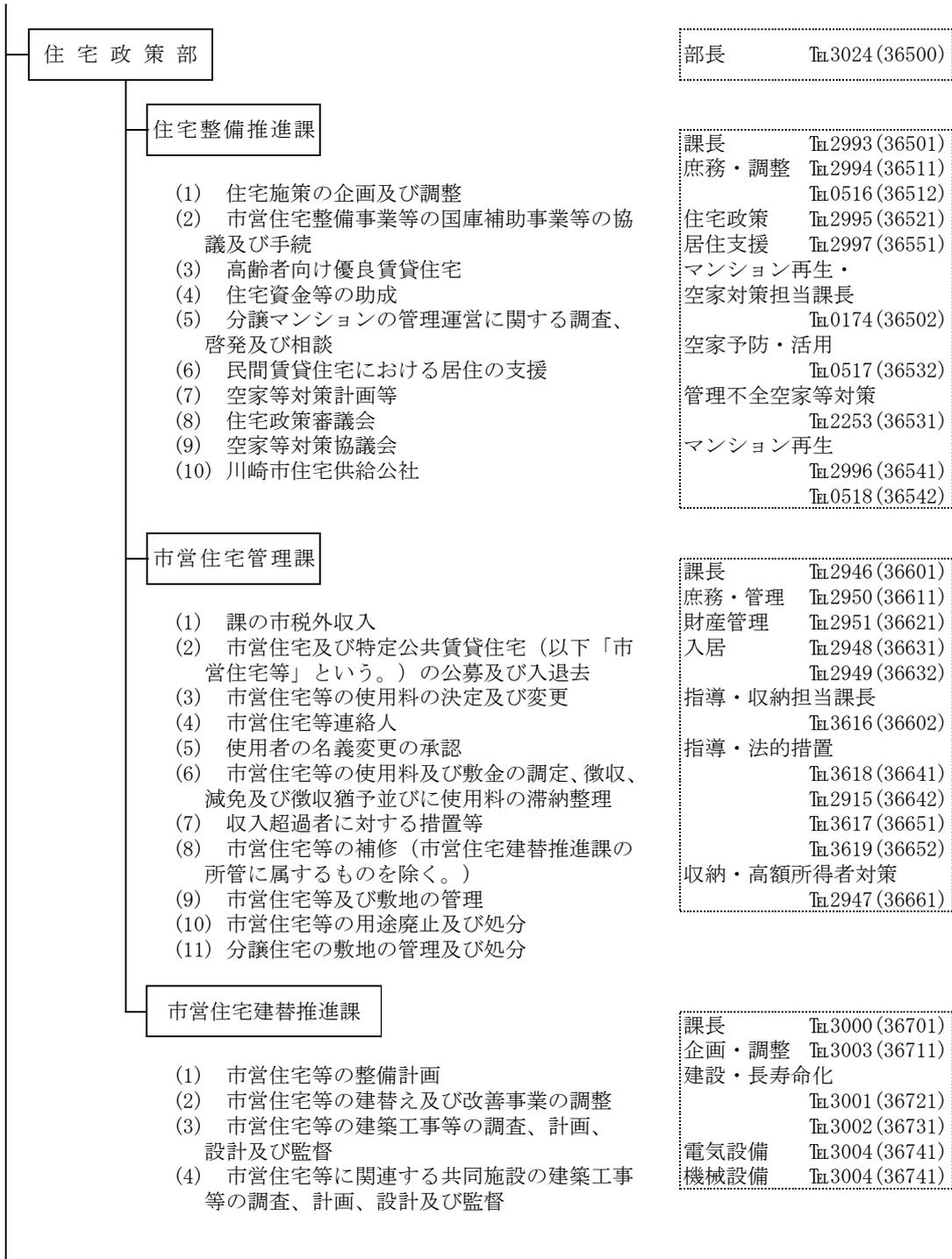
課長 TEL2916(36301)
 企画調査 TEL2707(36311)
 密集市街地 TEL2731(36312)
 防災まちづくり
 TEL3012(36313)
 TEL3428(36314)
 耐震化支援 TEL3017(36315)
 TEL3807(36316)

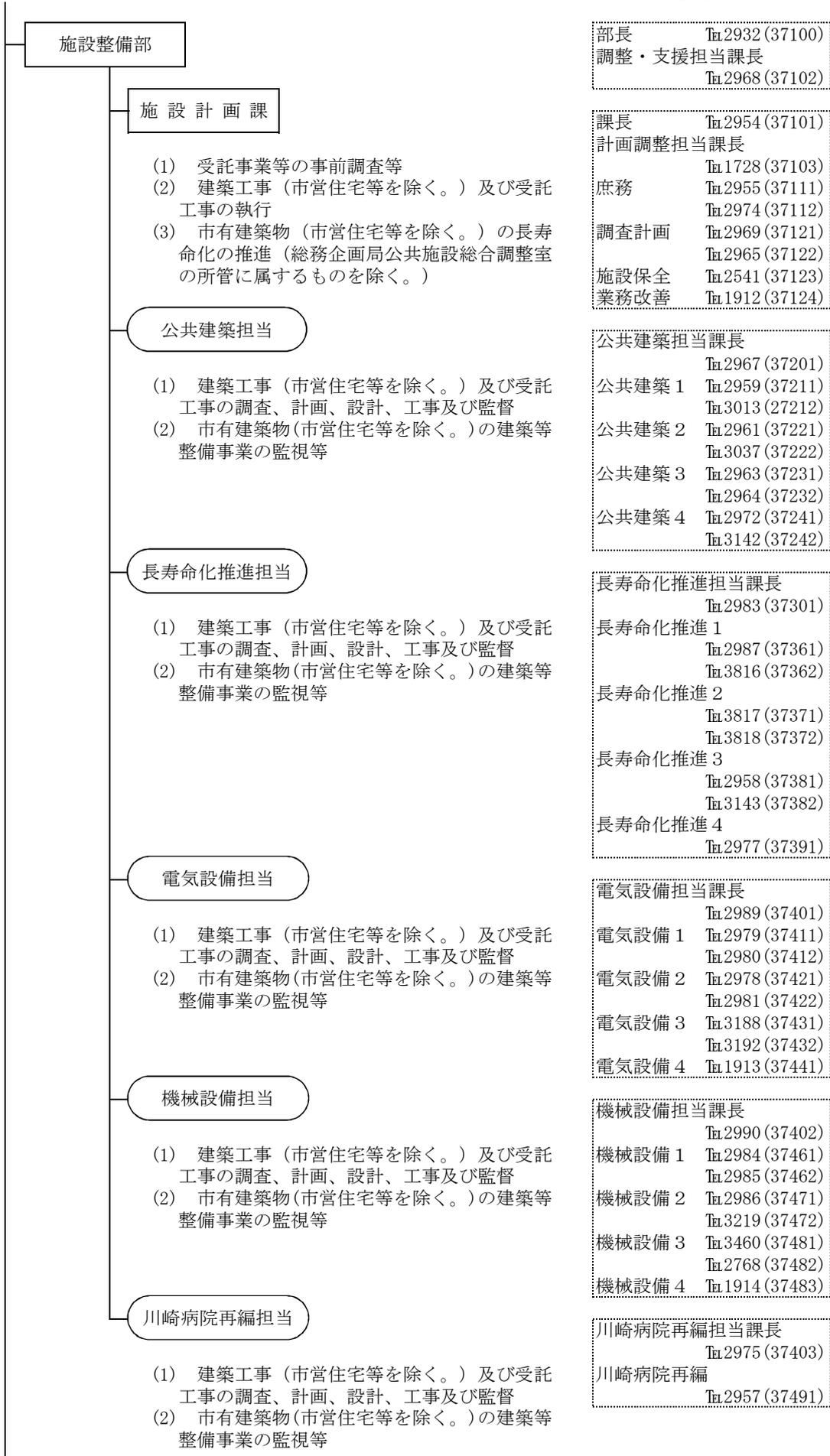
登戸区画整理事務所 [第1類]

電話番号は、P118に掲載

拠点整備推進室

室長 TEL3636(36200)
 川崎駅周辺整備推進担当課長
 TEL2752(36202)
 川崎駅周辺整備推進
 TEL2036(36241)
 TEL3021(36242)
 TEL3027(36261)
 TEL0264(36262)
 小杉駅周辺整備推進担当課長
 TEL3038(36201)
 企画 TEL3803(36251)
 TEL3805(36252)
 小杉駅周辺整備推進
 TEL2741(36221)
 TEL2988(36211)





施設整備部

施設計画課

- (1) 受託事業等の事前調査等
- (2) 建築工事（市営住宅等を除く。）及び受託工事の執行
- (3) 市有建築物（市営住宅等を除く。）の長寿命化の推進（総務企画局公共施設総合調整室の所管に属するものを除く。）

公共建築担当

- (1) 建築工事（市営住宅等を除く。）及び受託工事の調査、計画、設計、工事及び監督
- (2) 市有建築物（市営住宅等を除く。）の建築等整備事業の監視等

長寿命化推進担当

- (1) 建築工事（市営住宅等を除く。）及び受託工事の調査、計画、設計、工事及び監督
- (2) 市有建築物（市営住宅等を除く。）の建築等整備事業の監視等

電気設備担当

- (1) 建築工事（市営住宅等を除く。）及び受託工事の調査、計画、設計、工事及び監督
- (2) 市有建築物（市営住宅等を除く。）の建築等整備事業の監視等

機械設備担当

- (1) 建築工事（市営住宅等を除く。）及び受託工事の調査、計画、設計、工事及び監督
- (2) 市有建築物（市営住宅等を除く。）の建築等整備事業の監視等

川崎病院再編担当

- (1) 建築工事（市営住宅等を除く。）及び受託工事の調査、計画、設計、工事及び監督
- (2) 市有建築物（市営住宅等を除く。）の建築等整備事業の監視等

部長 TEL2932(37100)
調整・支援担当課長
TEL2968(37102)

課長 TEL2954(37101)
計画調整担当課長
TEL1728(37103)
庶務 TEL2955(37111)
TEL2974(37112)
調査計画 TEL2969(37121)
TEL2965(37122)
施設保全 TEL2541(37123)
業務改善 TEL1912(37124)

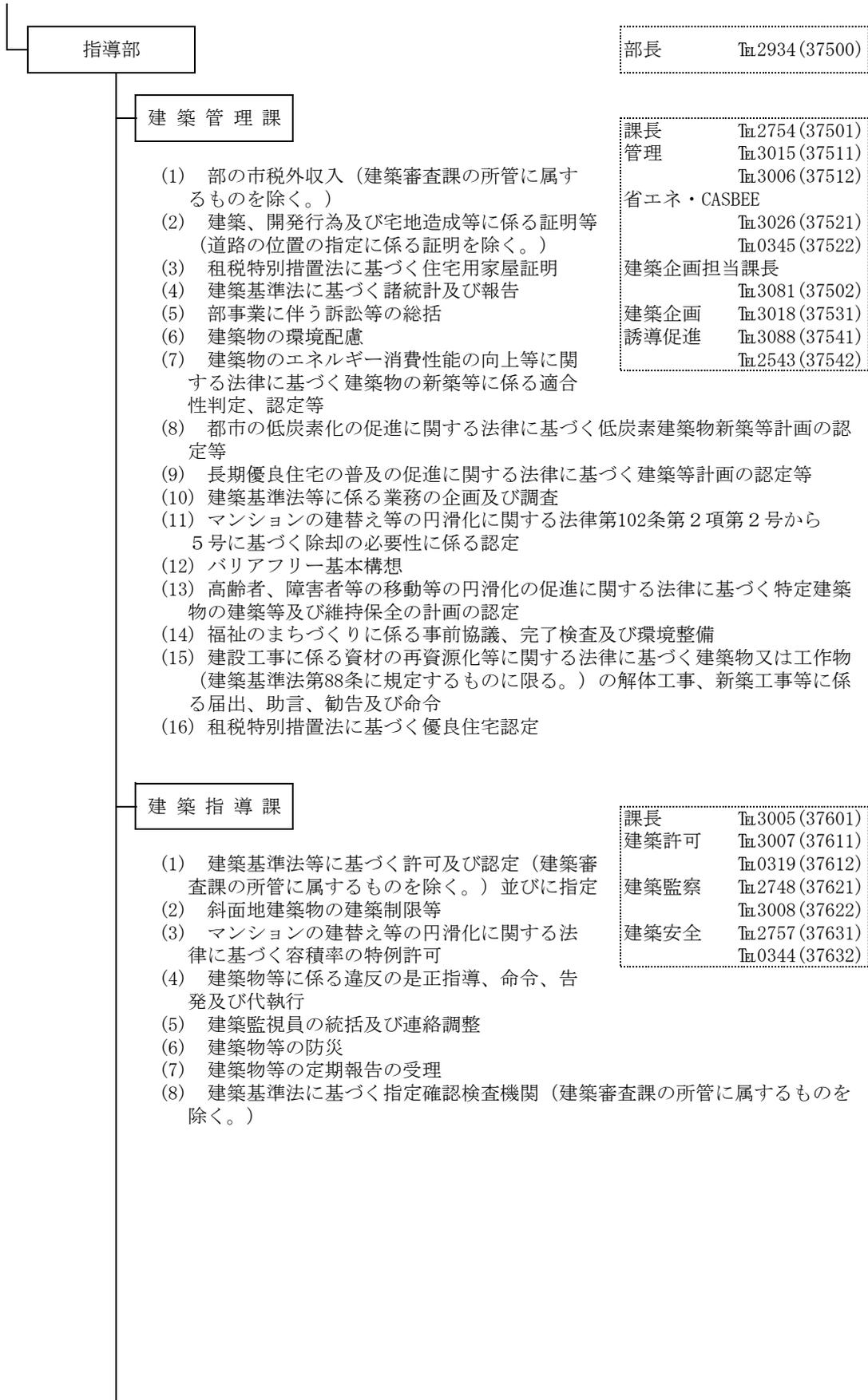
公共建築担当課長
TEL2967(37201)
公共建築1 TEL2959(37211)
TEL3013(27212)
公共建築2 TEL2961(37221)
TEL3037(37222)
公共建築3 TEL2963(37231)
TEL2964(37232)
公共建築4 TEL2972(37241)
TEL3142(37242)

長寿命化推進担当課長
TEL2983(37301)
長寿命化推進1
TEL2987(37361)
TEL3816(37362)
長寿命化推進2
TEL3817(37371)
TEL3818(37372)
長寿命化推進3
TEL2958(37381)
TEL3143(37382)
長寿命化推進4
TEL2977(37391)

電気設備担当課長
TEL2989(37401)
電気設備1 TEL2979(37411)
TEL2980(37412)
電気設備2 TEL2978(37421)
TEL2981(37422)
電気設備3 TEL3188(37431)
TEL3192(37432)
電気設備4 TEL1913(37441)

機械設備担当課長
TEL2990(37402)
機械設備1 TEL2984(37461)
TEL2985(37462)
機械設備2 TEL2986(37471)
TEL3219(37472)
機械設備3 TEL3460(37481)
TEL2768(37482)
機械設備4 TEL1914(37483)

川崎病院再編担当課長
TEL2975(37403)
川崎病院再編
TEL2957(37491)



指導部

部長 TEL2934 (37500)

建築管理課

課長 TEL2754 (37501)
 管理 TEL3015 (37511)
 TEL3006 (37512)
 省エネ・CASBEE
 TEL3026 (37521)
 TEL0345 (37522)
 建築企画担当課長
 TEL3081 (37502)
 建築企画 TEL3018 (37531)
 誘導促進 TEL3088 (37541)
 TEL2543 (37542)

- (1) 部の市税外収入（建築審査課の所管に属するものを除く。）
- (2) 建築、開発行為及び宅地造成等に係る証明等（道路の位置の指定に係る証明を除く。）
- (3) 租税特別措置法に基づく住宅用家屋証明
- (4) 建築基準法に基づく諸統計及び報告
- (5) 部事業に伴う訴訟等の総括
- (6) 建築物の環境配慮
- (7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく建築物の新築等に係る適合性判定、認定等
- (8) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等
- (9) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく建築等計画の認定等
- (10) 建築基準法等に係る業務の企画及び調査
- (11) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第102条第2項第2号から5号に基づく除却の必要性に係る認定
- (12) バリアフリー基本構想
- (13) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定
- (14) 福祉のまちづくりに係る事前協議、完了検査及び環境整備
- (15) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく建築物又は工作物（建築基準法第88条に規定するものに限る。）の解体工事、新築工事等に係る届出、助言、勧告及び命令
- (16) 租税特別措置法に基づく優良住宅認定

建築指導課

課長 TEL3005 (37601)
 建築許可 TEL3007 (37611)
 TEL0319 (37612)
 建築監察 TEL2748 (37621)
 TEL3008 (37622)
 建築安全 TEL2757 (37631)
 TEL0344 (37632)

- (1) 建築基準法等に基づく許可及び認定（建築審査課の所管に属するものを除く。）並びに指定
- (2) 斜面地建築物の建築制限等
- (3) マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく容積率の特例許可
- (4) 建築物等に係る違反の是正指導、命令、告発及び代執行
- (5) 建築監視員の統括及び連絡調整
- (6) 建築物等の防災
- (7) 建築物等の定期報告の受理
- (8) 建築基準法に基づく指定確認検査機関（建築審査課の所管に属するものを除く。）

建築審査課

- (1) 課の市税外収入
- (2) 建築基準法に基づく確認及び検査
- (3) 建築物等の違反摘発及び指導
- (4) 指定確認検査機関からの報告書等の受理
- (5) 道路の位置の指定に係る証明
- (6) 建築基準法第43条第2項に基づく認定及び許可（包括同意基準に適合するものに限る。）
- (7) 建築基準条例第6条第2項に基づく許可
- (8) 狭あい道路の拡幅整備

課長	TEL3014(37701)
構造・指定機関担当課長	TEL3041(37702)
意匠南部（川崎・幸）	TEL3016(37711)
	TEL3044(37712)
意匠中部（中原・高津）	TEL3020(37721)
	TEL3194(37722)
意匠北部（宮前・多摩・麻生）	TEL3045(37731)
	TEL3046(37732)
構造・設備	TEL3019(37741)
	TEL3023(37742)

宅地企画指導課

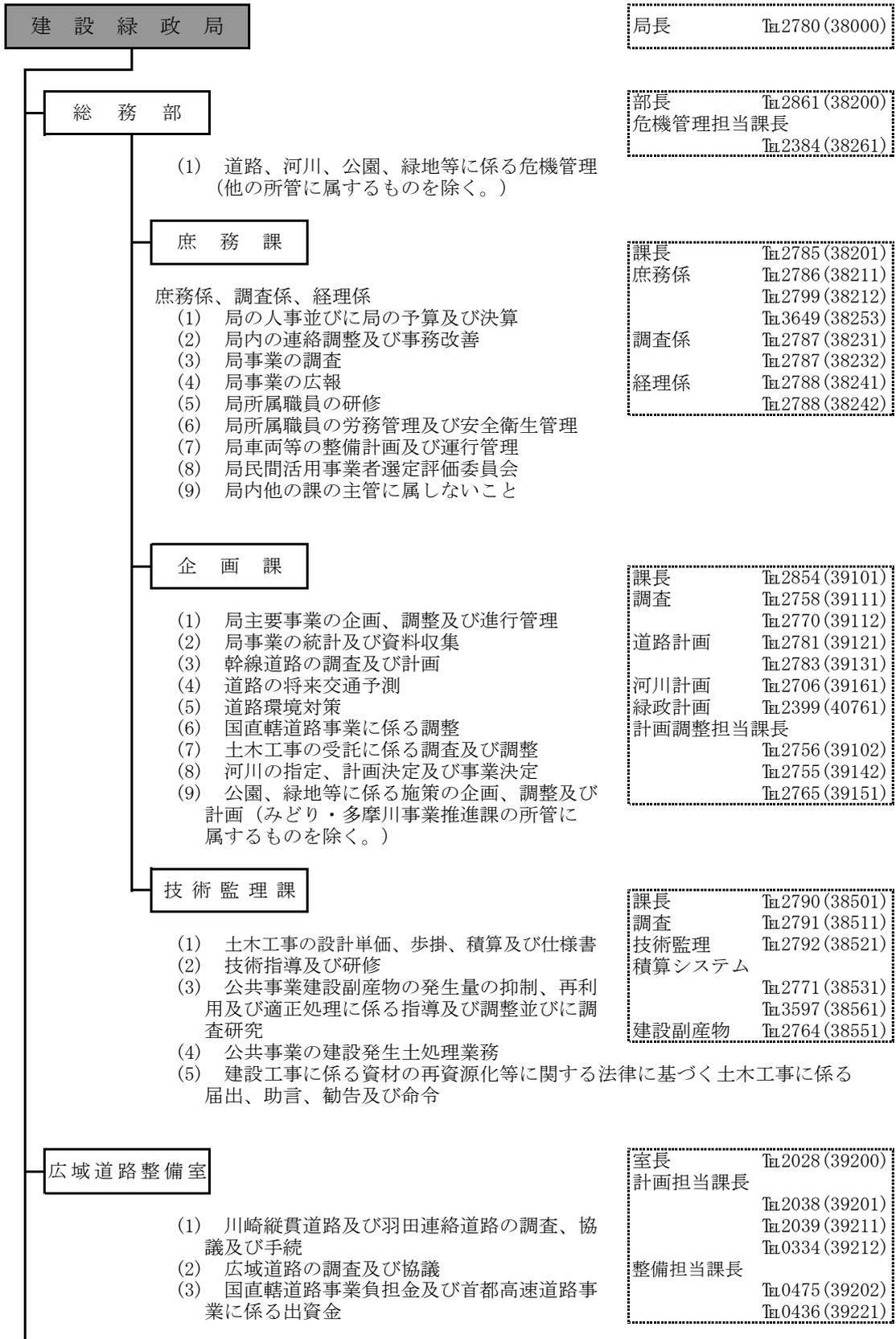
- (1) 都市計画法に基づく開発行為等に係る業務の企画、調整及び調査
- (2) 都市計画法等に基づく諸統計及び報告
- (3) 租税特別措置法に基づく優良宅地造成認定
- (4) 租税特別措置法に基づく低未利用土地等の譲渡に係る確認
- (5) 開発行為等に係る違反の是正指導、命令、告発及び代執行
- (6) 急傾斜地の崩壊防止
- (7) 宅地の防災
- (8) 宅地耐震化推進事業

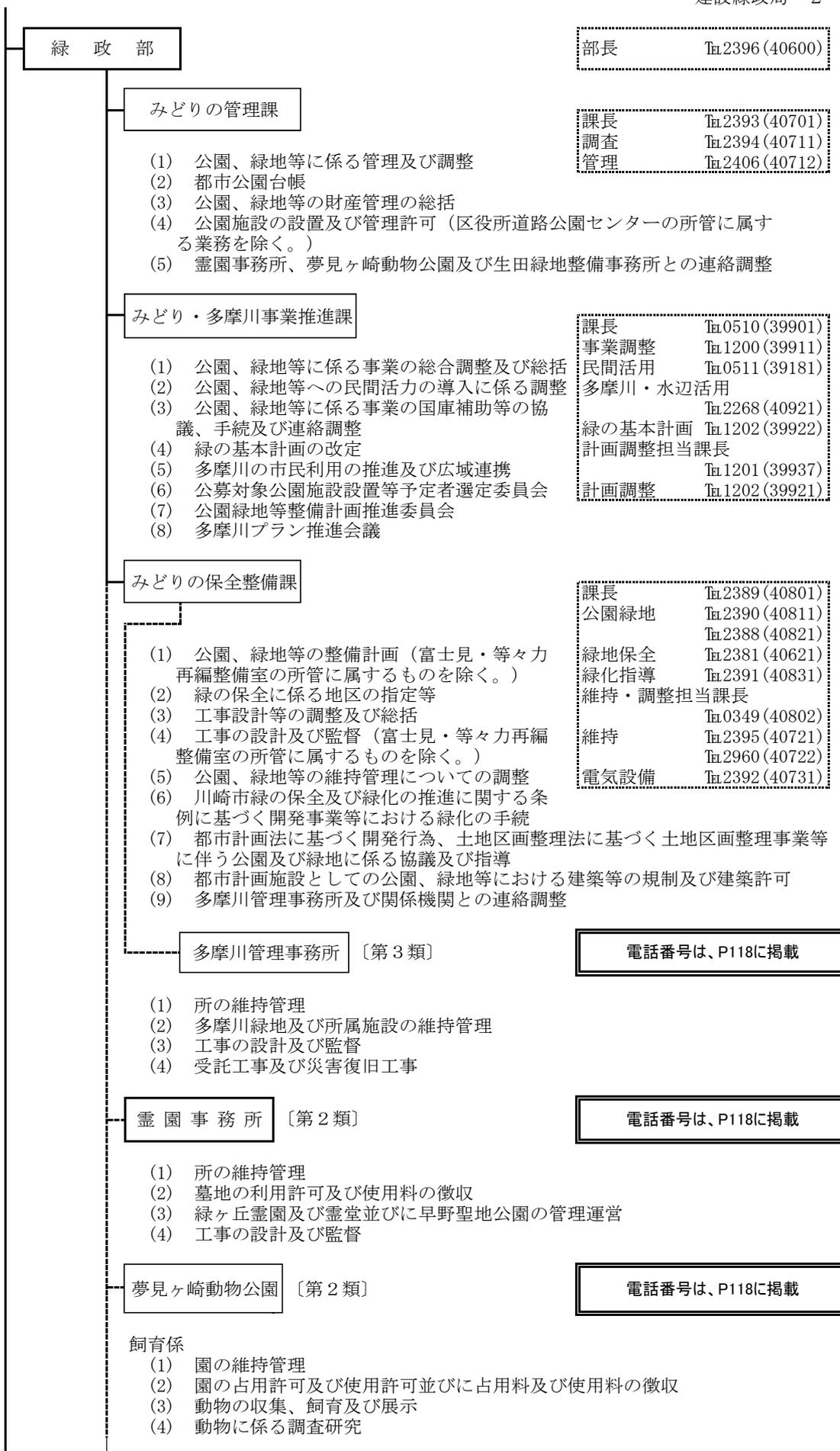
課長	TEL3809(37801)
宅地企画	TEL3087(37811)
宅地防災	TEL3035(37821)
宅地監察	TEL0347(37831)

宅地審査課

- (1) 都市計画法に基づく開発行為等の規制
- (2) 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等に関する工事等の規制
- (3) 開発行為等の違反摘発及び指導

課長	TEL2725(37901)
許可第1（中原・高津・宮前）	TEL2727(37911)
	TEL2726(37912)
許可第2（川崎・幸・多摩・麻生）	TEL2728(37921)
	TEL3074(37922)





生田緑地整備事務所 [第2類]

電話番号は、P118に掲載

- (1) 所の維持管理
- (2) 生田緑地の管理運営

グリーンコミュニティ推進室

- (1) グリーンコミュニティの推進に係る事業の企画及び総合調整
- (2) 緑化の推進及び普及啓発並びに樹木等の保全
- (3) 公園、緑地等の協働・共創型事業の推進に係る企画及び調整
- (4) 公園、緑地等の利用活性化
- (5) 国際園芸博覧会への出展に係る企画及び総合調整並びに公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会との連携
- (6) 緑化センター
- (7) 公益財団法人川崎市公園緑地協会

室長	TEL1734(40200)
事業調整・緑化推進担当課長	TEL1737(40203)
事業調整	TEL1203(40211)
協働・共創	TEL1205(40223)
緑化推進	TEL2380(40611)
公園緑地・協働推進担当課長	TEL1920(40603)
公園緑地・協働推進	TEL1923(40663)
保全緑地・協働推進担当課長	TEL2400(40602)
保全緑地・協働推進	TEL2365(40741)

富士見・等々力再編整備室

- (1) 富士見公園及び等々力緑地に係る整備計画及び調整
- (2) 富士見公園及び等々力緑地の整備
- (3) 富士見公園及び等々力緑地の管理運営の調整
- (4) 関係機関との連絡調整

室長	TEL3591(40500)
事業調整担当課長	TEL2417(40501)
事業調整	TEL2408(40511)
公園整備	TEL2408(40521)
建築施設	TEL2408(40521)

緑化フェア推進室

- (1) 全国都市緑化かわさきフェアの開催に係る企画及び総合調整

室長	TEL1734(40200)
担当部長	TEL1577(40300)
企画調整担当課長	TEL1735(40201)
総務・催事	TEL1203(40212)
企画調整	TEL1736(40211)
緑化祭担当部長	TEL5643(40301)
緑化祭	TEL5644(40311)
協働・共創担当課長	TEL1737(40203)
協働	TEL1206(40223)
共創	TEL1510(40229)
会場担当課長	TEL1204(40202)
富士見会場	TEL1205(40221)
等々力会場	TEL1578(40224)
生田会場	TEL1509(40228)

道路河川管理部

部長 TEL2784(38600)

路政課

路政係、占用係、屋外広告物係、不法占拠対策係

- (1) 課の市税外収入
- (2) 道路等の管理の調整
- (3) 車両制限令
- (4) 道路、河川、水路及び駅前広場の占用許可
- (5) 占用工事の道路管理者による復旧
- (6) 道路、河川及び水路の不法占用の防止及び不法占用物件の撤去
- (7) 道路、河川及び水路の占用工事の技術審査
- (8) 道路工事及び占用工事の調整
- (9) 駅自由通路等及び調整池の使用許可
- (10) 道路の監察
- (11) 屋外広告物
- (12) 屋外広告物審議会

課長	TEL2808(38601)
路政係	TEL2812(38611)
占用係	TEL2813(38621)
屋外広告物係	TEL2814(38641)
不法占拠対策係	TEL2907(38651)

管 理 課

企画係、認定係、台帳係、測量係

- (1) 課の市税外収入
- (2) 道路の認定、廃止及び変更
- (3) 河川及び水路の付替え及び廃止
- (4) 開発行為及び土地区画整理事業に伴う道路の帰属及び協議
- (5) 道路、河川及び水路の境界確認及び権原整理
- (6) 市の境界
- (7) 道路、河川及び水路の台帳の調製及び保管
- (8) 道路統計
- (9) 地籍調査事業
- (10) 地籍調査事業の国庫補助等の協議及び手続

課長	TEL2809 (38701)
企画係	TEL2811 (38711)
認定係	TEL2815 (38721)
台帳係	TEL2816 (38731)
測量係	TEL2817 (38741)
地籍担当課長	TEL2810 (38702)
	TEL2852 (38761)
	TEL2864 (38762)

用 地 調 整 課

- (1) 用地の取得及び処分協議及び調整
- (2) 損失補償基準
- (3) 土地収用
- (4) 公共用地取得に伴う委託業務の検査
- (5) 道路及び水路の寄附、交換及び売払い等財産整理

課長	TEL2823 (38801)
調査・評価	TEL2825 (38821)
補償	TEL2826 (38831)
財産	TEL2835 (38841)

道路河川整備部

部長	TEL2782 (39300)
担当部長	TEL2019 (39500)

道 路 整 備 課

- (1) 道路事業、街路事業、橋りょう事業及び立体交差事業の調査、計画及び調整
- (2) 道路事業、街路事業、橋りょう事業及び立体交差事業の国庫補助等の協議及び手続
- (3) 道路の負担金
- (4) 道路事業、街路事業、橋りょう事業及び立体交差事業に係る国との連絡調整
- (5) 街路事業の実施に係る手続
- (6) 立体交差事業の設計及び工事の施行
- (7) 立体交差事業に係る関係機関との協議

課長	TEL2797 (39301)
調査	TEL2798 (39311)
	TEL2829 (39312)
橋りょう・事業調整	TEL2805 (39421)
	TEL2742 (39422)
南部	TEL2800 (39321)
	TEL2767 (39331)
北部	TEL2806 (39431)
	TEL2724 (39432)
立体交差担当課長	TEL2723 (39501)
	TEL2718 (39511)
	TEL2747 (39512)
	TEL3499 (39521)

施 設 維 持 課

調査係、道路維持改良係、安全施設係、橋りょう維持係、電気設備維持改良係、機械設備維持改良係、河川設備維持改良係

- (1) 道路及び駅前広場の維持補修の総括
- (2) 道路及び駅前広場の維持補修の調査、計画及び調整（区役所道路公園センターに属する業務を除く。）
- (3) 道路の災害復旧工事の調査及び調整
- (4) 道路事業及び橋りょう事業の調査、計画、設計及び調整（道路整備課の所管に属するものを除く。）
- (5) 道路事業及び橋りょう事業の国庫補助等の協議及び手続（道路整備課の所管に属するものを除く。）
- (6) 道路の交通安全施設等整備事業の調査、計画及び調整
- (7) 道路附属物及び河川管理施設の電気施設及び機械施設の新設及び維持管理（都市基盤整備事務所及び区役所道路公園センターに属する業務を除く。）
- (8) 私道舗装助成

課長	TEL2818 (39601)
調査係	TEL2804 (39611)
道路維持改良係	TEL2819 (39621)
	TEL2992 (39622)
安全施設係	TEL2802 (39631)
	TEL0804 (39632)
橋りょう維持係	TEL2801 (39651)
電気・機械設備担当課長	TEL0801 (39602)
電気設備維持改良係	TEL2821 (39641)
機械設備維持改良係	TEL2836 (39661)
河川設備維持改良係	TEL1207 (39671)

河川課

- (1) 河川事業の調査、計画及び調整
- (2) 水路事業の総括
- (3) 水路事業の計画及び調整（区役所道路公園センターに属する業務を除く。）
- (4) 河川及び水路の災害復旧工事の調査及び調整
- (5) 水防
- (6) 河川事業の国庫補助等の協議及び手続
- (7) 雨水流出抑制
- (8) 流域治水施策
- (9) 河川に影響を及ぼす行為の制限
- (10) 河港施設の使用許可
- (11) 公有水面埋立免許

課長	TEL2901(39801)
調査	TEL2903(39811)
治水	TEL2904(39821)
環境	TEL2906(39841)
水防・流域施策	TEL2902(39851)

公共用地課

- (1) 公共事業の施行に伴う租税特別措置法に係る手続
- (2) 用地の取得及び処分協議及び調整（用地調整課の所管に属するものを除く。）
- (3) 道路事業、河川事業、街路事業、公園緑地事業及びその他の所管に属しない用地の取得
- (4) 用地取得促進路線の用地取得
- (5) 支障物件等の補償
- (6) 事業損失
- (7) 代替地の取得及び処分
- (8) 土地収用（用地調整課の所管に属するものを除く。）

課長	TEL2830(38901)
道路A	TEL2832(38911)
	TEL2833(38921)
道路B	TEL2834(38931)
連立1	TEL2807(38941)
連立2	TEL2807(38941)
物件	TEL2844(38951)
公共・収用担当課長	TEL2849(38902)
公共	TEL2827(38961)
収用	TEL2843(38971)
	TEL2845(38981)

都市基盤整備事務所 [第2類]

電話番号は、P118に掲載

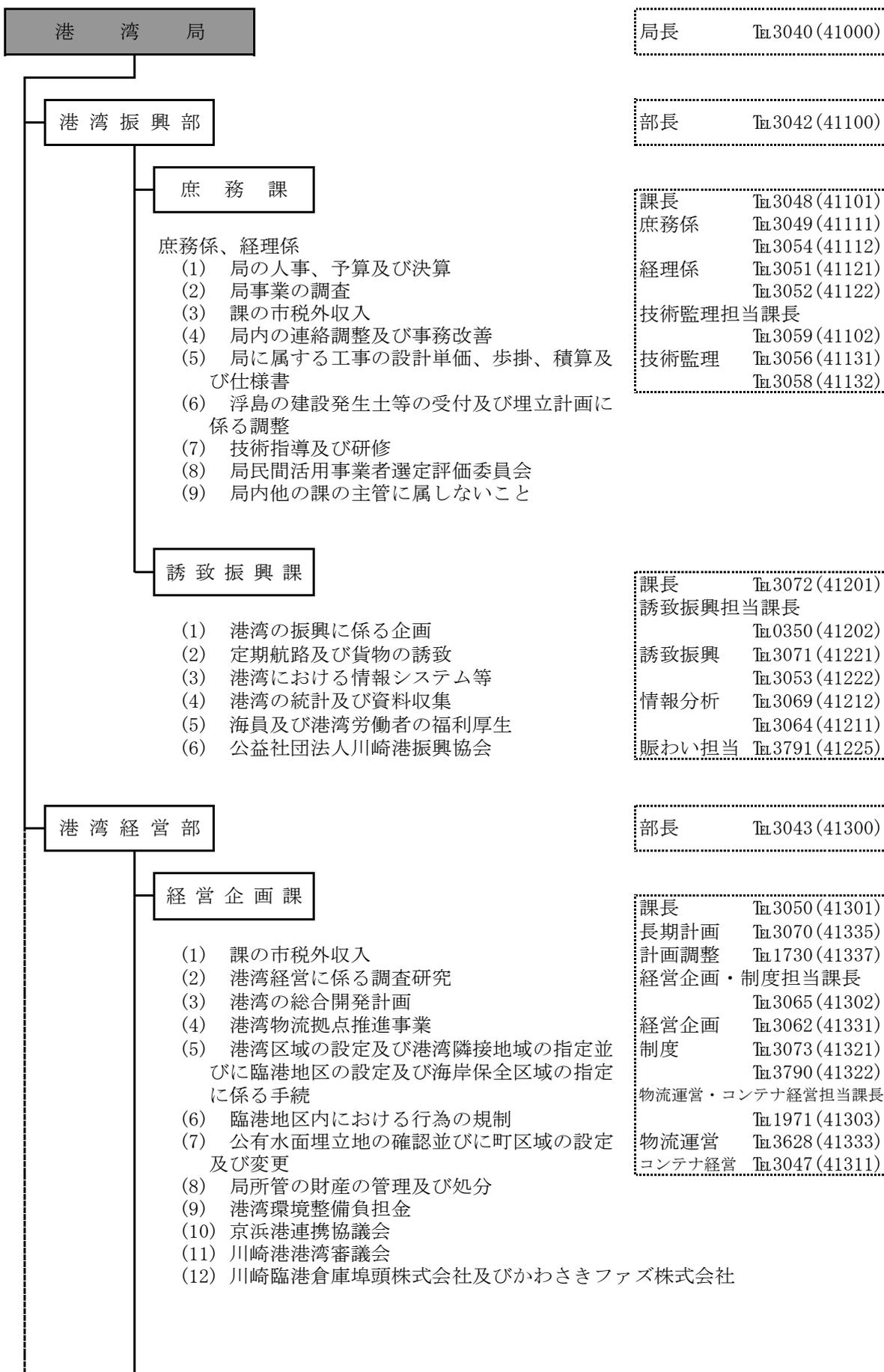
南部・北部

- (1) 道路、河川、駅前広場及び自転車等駐車場の工事の実施計画、設計及び監督（区役所道路公園センターに属する業務を除く。）
- (2) 受託工事の設計及び監督（区役所道路公園センターに属する業務を除く。）
- (3) 工事の設計、施工に伴う道路及び駅前広場の調査及び指導（区役所道路公園センターに属する業務を除く。）
- (4) 工事の設計、施工に伴う道路及び駅前広場の境界確認及び権原調査（区役所道路公園センターに属する業務を除く。）

自転車利活用推進室

- (1) 自転車活用の総合計画
- (2) 自転車通行環境の整備
- (3) 自転車等の放置防止対策の総合計画
- (4) 自転車等駐車対策協議会
- (5) 自転車等放置禁止区域の指定
- (6) 市営自転車等駐車場
- (7) 撤去自転車等の保管場所の設置及び維持管理
- (8) 放置自転車等の撤去

室長	TEL2301(39700)
活用推進担当課長	TEL2302(39701)
企画調整	TEL3596(39731)
通行環境	TEL2828(39722)
自転車活用	TEL2769(39741)
放置対策担当課長	TEL2307(39702)
施設整備	TEL2304(39721)
業務管理	TEL2303(39711)
	TEL1579(39712)



整備計画課

- (1) 港湾施設及び海岸保全施設の整備及び補修計画
- (2) 公有水面の埋立てに係る技術的事項に関する書類の作成
- (3) 港湾事業の国庫補助等の協議及び手続
- (4) 川崎港臨港地区の再開発事業
- (5) 川崎港緑化計画

課長	TEL3060(41401)
事業計画	TEL3063(41421)
補修計画	TEL3061(41412)
	TEL3061(41413)
事業推進	TEL3731(41431)

川崎港管理センター [第1類]

電話番号は、P118に掲載

港湾管理課

- (1) センターの維持管理
- (2) 課の市税外収入
- (3) 管理地域及び港湾区域内における渉外
- (4) ふ頭用地及び船客待合所の利用許可
- (5) 港湾区域、港湾隣接地域及び海岸保全区域内における行為の規制
- (6) 公有水面埋立免許
- (7) 漁業権その他の補償
- (8) 港湾事業の国庫補助等の協議及び手続（整備計画課の所管に属するものを除く。）
- (9) 港湾工事の実施に伴う関係機関との連絡調整
- (10) 港湾施設の維持に係る調査
- (11) 港湾振興会館
- (12) センター内他の課の主管に属さないこと

港営課

- (1) 課の市税外収入
- (2) 港湾施設の利用許可（港湾管理課の所管に属するものを除く。）
- (3) 指定保税地域
- (4) 道路、緑地等（港湾施設に限る。）の管理
- (5) 川崎港コンテナターミナルの管理
- (6) 川崎港海底トンネル内における施設の監視
- (7) 入港船舶の船席指定及び係船立会
- (8) 入出港船舶の調整及び船舶動静
- (9) 入出港届及び入港料等
- (10) 保安対策
- (11) 所属船舶の運航及び維持管理
- (12) 地方行政用無線局の維持管理

整備課

- (1) 港湾施設及び海岸保全施設に係る工事及び委託の設計及び監督
- (2) 受託工事の設計及び監督（設備課の所管に属するものを除く。）
- (3) 埋立工事
- (4) 維持しゅんせつに係る工事
- (5) 海象潮せきの測定等

設 備 課

- (1) 電気設備及び機械設備に係る工事及び委託の設計及び監督
- (2) 受託工事の設計及び監督
- (3) 電気事業法に基づく主任技術者の保安業務
- (4) 所属船舶の修繕に係る設計及び監督

臨海部国際戦略本部

事業推進部

- (1) 本部の人事、予算及び決算
- (2) 本部内の連絡調整及び事務改善
- (3) 臨海部整備に係る調査、計画及び総合調整
- (4) 臨海部における土地利用の誘導
- (5) 本部民間事業者選定評価委員会
- (6) 本部内他の部の主管に属しないこと

本部長 ℡2414(42000)

部長 ℡2402(42100)
 企画調整担当課長 ℡3738(42101)
 企画調整 ℡0852(42102)
 臨海部企業連携担当課長 ℡3711(42201)
 臨海部企業連携 ℡2075(42202)
 広域事業・プロモーション担当課長 ℡0524(42151)
 広域事業・プロモーション ℡3815(42152)

成長戦略推進部

- (1) 国際戦略拠点の形成の推進に係る総合調整
- (2) 国際戦略総合特区の推進に係る総合調整
- (3) 国家戦略特区の推進に係る総合調整(健康・医療分野に限る。)
- (4) 臨海部の産業に係るカーボンニュートラルの推進
- (5) キングスカイフロントマネジメントセンターとの連絡調整

部長 ℡3551(42400)
 戦略推進担当課長 ℡3633(42401)
 戦略推進 ℡2739(42402)
 連携推進担当課長 ℡276-9207(69125)
 連携推進 ℡276-9207(69125)
 カーボンニュートラル推進担当課長 ℡2095(42301)
 カーボンニュートラル推進 ℡0856(42302)
 ℡1743(42307)
 ℡3690(42304)
 プロジェクト推進担当課長 ℡1740(42306)
 プロジェクト推進 ℡3822(42303)

キングスカイフロント
マネジメントセンター

[第2類]

電話番号は、P118に掲載

- (1) 国際戦略拠点の形成の推進に係る調整
- (2) 国際戦略拠点における立地企業等との連絡調整
- (3) ナノ医療イノベーションセンターに係る運営支援

基盤整備推進部

- (1) 臨海部の都市基盤の整備の推進
- (2) 臨海部と羽田空港周辺との連携強化に係る調整
- (3) 都市再生特別措置法に基づく羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域に係る計画及び総合調整並びに浜川崎駅周辺地域に係る総合調整

部長 ℡2738(42700)
 エリア整備推進担当課長 ℡3788(42701)
 エリア整備推進 ℡2732(42702)
 ℡0857(42704)
 交通基盤担当課長 ℡2547(42801)
 交通基盤 ℡2704(42802)
 ℡2548(42703)

土地利用転換推進部

- (1) 臨海部における新産業創出等に係る戦略拠点の形成の推進
- (2) 臨海部における大規模土地利用に係る計画及び総合調整
- (3) 都市再生特別措置法に基づく浜川崎駅周辺地域に係る計画

部長 ℡0230(42900)
 南渡田地区担当課長 ℡3594(42901)
 南渡田地区 ℡2056(42902)
 ℡0764(42903)
 ℡1565(42904)
 扇島地区担当課長 ℡0253(42921)
 扇島地区 ℡0257(42922)
 ℡0859(42923)
 プロジェクト調整担当課長 ℡1568(42961)
 プロジェクト調整 ℡1569(42962)
 基盤・環境整備担当課長 ℡1741(42941)
 基盤・環境整備 ℡1483(42944)
 ℡1742(42942)
 ℡1567(42943)

危機管理本部

危機管理本部

危機管理部

- (1) 本部の人事、予算及び決算
- (2) 本部内の連絡調整及び事務改善
- (3) 危機に係る調査、計画及び総合調整（危機対策部の所管に属するものを除く。）
- (4) 国土強靱化に関する計画
- (5) 地域防災計画
- (6) 国民の保護に関する計画
- (7) 防災行政無線等
- (8) 危機に係る意識の啓発
- (9) 危機管理推進会議
- (10) 防災会議
- (11) 国民保護協議会
- (12) 本部民間活用事業者選定評価委員会
- (13) 危機対策部の主管に属しないこと

危機管理監 TEL3502(22500)

危機管理部長 TEL2793(22501)
 企画担当課長 TEL2478(22506)
 庶務 TEL2840(22511)
 TEL2794(22512)
 調査・企画 TEL1570(22527)
 啓発 TEL2893(22514)
 TEL2894(22621)
 事業調整担当課長
 TEL1430(22701)
 事業調整 TEL2842(22510)
 災害トイレ対策
 TEL2850(22611)
 計画担当課長
 TEL0561(22508)
 地域防災計画 TEL2474(22721)
 TEL3134(22522)
 強靱化計画 TEL0452(22516)
 TEL0337(22722)
 災害システム担当課長
 TEL2900(22505)
 情報・無線 TEL2856(22541)
 システム TEL2857(22542)

危機対策部

- (1) 危機に係る調査、計画及び総合調整（危機管理部の所管に属するものを除く。）
- (2) 危機に係る対応
- (3) 危機対策に係る関係機関等との連絡及び調整
- (4) 災害対策本部
- (5) 国民保護対策本部及び緊急対応事態対策本部
- (6) 危機に係る訓練

危機対策部長 TEL2796(22502)
 危機対策担当課長
 TEL3553(22532)
 危機対策 TEL2795(22521)
 TEL2858(22503)
 地域連携担当課長
 TEL1431(22702)
 地域連携 TEL1432(22711)
 TEL1432(22712)
 訓練担当課長
 TEL3139(22509)
 訓練 TEL2722(22519)
 TEL2820(22523)
 初動対策担当課長
 TEL2890(22504)
 初動対策 TEL2113(22530)
 TEL3682(22533)
 TEL2841(22531)

区 役 所
川崎・幸・中原・高津・宮前・多摩・麻生

各区役所各課の電話番号は
P125～P132に掲載

副 区 長

危機管理担当

- (1) 区の危機管理に係る計画、調整、訓練及び意識の啓発
- (2) 交通安全対策
- (3) 防犯対策
- (4) 路上喫煙防止対策

まちづくり推進部

総 務 課

庶務係

- (1) 区役所の人事、予算及び決算
- (2) 区役所内の連絡調整及び事務改善
- (3) 庁舎の維持管理
- (4) 統計調査
- (5) 区役所支所との連絡調整（川崎区役所に限る。）
- (6) 区役所出張所との連絡調整（川崎区役所、中原区役所及び麻生区役所を除く。）
- (7) 区選挙管理委員会
- (8) 区役所業務の案内等
- (9) 市政資料コーナー
- (10) 現金及び有価証券の出納保管
- (11) 収入及び支出証拠書類の整理及び保管
- (12) 物品の出納保管
- (13) 決算資料
- (14) 小切手の振出し
- (15) 区民間活用事業者選定評価委員会
- (16) 区役所内他の課の主管に属しないこと

企 画 課

- (1) 区政に関する調査及び企画立案
- (2) 区に関連する事務事業の調整
- (3) 広報及び広聴
- (4) 区内の事業所等との連絡調整
- (5) 市政に関する陳情、要望等の受付及び処理
- (6) 区市民提案型協働事業審査委員会

地 域 振 興 課

地域活動支援係、まちづくり推進係

- (1) 区のまちづくり推進
- (2) 地域住民組織の振興
- (3) 青少年の健全育成
- (4) 市民活動の推進
- (5) 区民の相談
- (6) 公共施設利用予約システムの利用者登録
- (7) 自衛官及び自衛官候補生の募集
- (8) スポーツの推進
- (9) スポーツ推進委員
- (10) とどろきアリーナ（中原区役所に限る。）
- (11) スポーツセンター（川崎区役所及び中原区役所を除く。）
- (12) 武道館（幸区役所に限る。）
- (13) 東海道かわさき宿交流館及びスポーツ・文化総合センター（川崎区役所に限る。）

各区役所各課の電話番号は
P125～P132に掲載

生涯学習支援課 (中原区役所及び高津区役所を除く。)

社会教育振興係

- (1) 生涯学習と市民活動との連携
- (2) 教育文化会館及び教育文化会館分館の管理運営 (川崎区役所に限る。)
- (3) 市民館の管理運営 (川崎区役所を除く。)
- (4) 市民館分館の管理運営 (川崎区役所及び多摩区役所を除く。)
- (5) 図書館の施設及び設備の維持管理 (川崎区役所を除く。)
- (6) 図書館分館の施設及び設備の維持管理 (川崎区役所及び幸区役所に限る。)
- (7) 有馬・野川生涯学習支援施設 (宮前区役所に限る。)

生涯学習支援担当 (中原区役所及び高津区役所に限る。)

- (1) 生涯学習と市民活動との連携 (中原区役所及び高津区役所に限る。)
- (2) 市民館 (中原区役所及び高津区役所に限る。)
- (3) 市民館分館 (高津区役所に限る。)
- (4) 図書館分館の施設及び設備の維持管理 (高津区役所に限る。)
- (5) 大山街道ふるさと館 (高津区役所に限る。)

区役所支所 [課相当] 大師 (川崎区)
田島 (川崎区)

- (1) 庁舎の維持管理
- (2) 統計調査
- (3) 支所業務の案内
- (4) 区民の相談
- (5) 広報及び広聴
- (6) 公共施設利用予約システムの利用者登録
- (7) 地域住民組織の振興
- (8) 青少年の健全育成
- (9) 市民活動の推進
- (10) 危機管理に係る調整、訓練及び意識の啓発
- (11) 交通安全対策
- (12) 防犯対策
- (13) スポーツの推進
- (14) 支所の市税外収入
- (15) 戸籍及び除かれた戸籍に係る証明書の交付
- (16) 住民票の写し及び住民票記載事項証明書の交付
- (17) 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票に記録をした事項に関する証明書の交付
- (18) 印鑑登録証明書の交付
- (19) 町界、町名の改正及び地番整理に係る証明
- (20) 住居表示の証明
- (21) コミュニティセンターの設置の準備

区役所出張所 [課相当] 日吉 (幸区)・橘 (高津区)
向丘 (宮前区)・生田 (多摩区)

- (1) 出張所の市税外収入
- (2) 庁舎の維持管理
- (3) 統計調査
- (4) 広報及び広聴並びに地域住民組織の振興
- (5) 戸籍及び除かれた戸籍に係る証明書の交付
- (6) 住民票の写し及び住民票記載事項証明書の交付
- (7) 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票に記録をした事項に関する証明書の交付
- (8) 印鑑登録証明書の交付
- (9) 町界、町名の改正及び地番整理に係る証明
- (10) 住居表示の証明

各区役所各課の電話番号は
P125～P132に掲載

区民サービス部

各区役所各課の電話番号は
P125～P132に掲載

区民課

住民記録第1係、住民記録第2係、住民記録第3係

- (1) 課の市税外収入
- (2) 戸籍
- (3) 住民基本台帳
- (4) 住民実態調査
- (5) 中長期在留者に係る住居地の届出
- (6) 特別永住
- (7) 社会保障・税番号制度に係る通知カード及び個人番号カード
- (8) 電子署名に係る公的個人認証
- (9) 印鑑
- (10) 自動車の臨時運行許可
- (11) 児童手当
- (12) 災害遺児等福祉手当
- (13) 国民健康保険及び国民年金（住民異動等に伴う各種届書に係る受付に限る。）
- (14) 後期高齢者医療被保険者の異動
- (15) 介護保険被保険者の異動
- (16) 埋葬、火葬及び改葬の許可
- (17) 町界、町名の改正及び地番整理に係る証明
- (18) 住居表示の証明
- (19) 児童及び生徒の就学事務
- (20) 行政サービスコーナー（幸区役所及び麻生区役所を除く。）

保険年金課

- (1) 重度障害者医療費助成
- (2) 小児医療費助成
- (3) ひとり親家庭等医療費助成
- (4) 国民健康保険及び国民年金（区民課の所管に属するものを除く。）
- (5) 後期高齢者医療（被保険者の異動に関するものを除く。）
- (6) 介護保険料

地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）

- (1) 民生委員及び児童委員（地域ケア推進課の所管に属するものを除く。）
（川崎区役所に限る。）
- (2) 社会福祉団体との連絡調整（他の所管に属するものを除く。）
（川崎区役所に限る。）
- (3) 日本赤十字社（地域ケア推進課の所管に属するものを除く。）
（川崎区役所に限る。）
- (4) 小災害の見舞金交付（地域ケア推進課の所管に属するものを除く。）
（川崎区役所に限る。）

地域ケア推進課

各区役所各課の電話番号は
P125～P132に掲載

管理運営係、企画調整係

- (1) 保健統計及び衛生教育
- (2) 民生委員及び児童委員（川崎区役所にあつては、大師支所及び田島支所の所管区域を除いた所管区域に係るものに限る。）
- (3) 社会福祉団体との連絡調整（高齢・障害課の所管に属するものを除く。）
（川崎区役所にあつては、大師支所及び田島支所の所管区域を除いた所管区域に係るものに限る。）
- (4) 旧軍人恩給及び戦没者遺族援護
- (5) 日本赤十字社（川崎区役所にあつては、大師支所及び田島支所の所管区域を除いた所管区域に係るものに限る。）
- (6) 小災害の見舞金交付（川崎区役所にあつては、大師支所及び田島支所の所管区域を除いた所管区域に係るものに限る。）
- (7) 原爆被爆者の援護、指定難病等に係る公費負担及び公害に係る補償等
- (8) 血液対策
- (9) 地域包括ケアシステムの推進に係る企画及び連絡調整
- (10) 地域福祉計画
- (11) 地域の子どもに関する総合的支援
- (12) その他センター内他の課の主管に属しないこと

地域支援課

地区支援第1係、地区支援第2係、地域サポート係（川崎区役所を除く。）、
地域サポート第1係（川崎区役所に限る。）、
地域サポート第2係（川崎区役所に限る。）

- (1) 地域保健対策の推進
- (2) 健康づくり事業の推進
- (3) 健康増進法に基づく健康増進事業
- (4) 栄養の指導
- (5) 食品表示（栄養成分の量及び熱量に関する表示関係に限る。）
- (6) アレルギー相談
- (7) 地域支援事業（他の所管に属するものを除く。）
- (8) 母性及び乳幼児の保健（児童家庭課の所管に属するものを除く。）
- (9) 児童福祉の実施（助産、母子保護及び家庭支援事業の実施に関することに限る。）
- (10) 女性保護相談
- (11) 児童の相談及び通告
- (12) 児童及び家庭についての調査、指導及び支援
- (13) 児童の相談に係る関係機関との連携
- (14) 家庭児童相談室の運営

児童家庭課

児童家庭サービス第1係、児童家庭サービス第2係

- (1) 母性及び乳幼児の保健（養育医療に関するものに限る。）
- (2) 障害児支援（育成医療に関するものに限る。）
- (3) 児童扶養手当
- (4) 児童福祉法に基づく利用の調整等
- (5) 前号に掲げるもののほか、児童福祉の実施（他の所管に属するものを除く。）
- (6) 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定、施設等利用給付認定等
- (7) 母子及び父子並びに寡婦福祉の実施
- (8) 福祉統計（児童及び家庭に関するものに限る。）

各区役所各課の電話番号は
P125～P132に掲載

高齢・障害課

高齢者支援係（川崎区役所を除く）、高齢者支援第1係（川崎区役所に限る）、
高齢者支援第2係（川崎区役所に限る）、介護認定給付係（川崎区役所を除く）、
介護認定給付第1係（川崎区役所に限る）、
介護認定給付第2係（川崎区役所に限る）、
障害者支援係（川崎区役所を除く）、障害者支援第1係（川崎区役所に限る）、
障害者支援第2係（川崎区役所に限る）、精神保健係

- (1) 老人福祉の実施（川崎区役所にあつては、社会福祉団体との連絡調整に係るものは、大師支所及び田島支所の所管区域を除いた所管区域に係るものに限る。）
- (2) 老人援護
- (3) 介護保険（保険料に関するものを除く。）
- (4) 地域支援事業（認知症初期集中支援、医療と介護の連携、地域包括支援センターの連絡調整に関するものに限る。）
- (5) 身体障害者福祉の実施
- (6) 知的障害者福祉の実施
- (7) 精神保健福祉
- (8) 障害児支援（障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費並びに障害児相談支援給付費に関するものに限る。）
- (9) 各種給付券の交付（高齢者及び障害者に関するものに限る。）
- (10) 福祉統計（高齢者及び障害者に関するものに限る。）

保護課

（川崎区役所、高津区役所及び多摩区役所を除く。）

管理係、保護第1係、保護第2係、保護第3係、
保護第4係（麻生区役所を除く。）、保護第5係（幸区役所及び宮前区役所に限る。）

保護第1課

（川崎区役所、高津区役所及び多摩区役所に限る。）

管理係（川崎区役所を除く。）、管理第1係（川崎区役所に限る。）、
管理第2係（川崎区役所に限る。）、保護第1係（川崎区役所を除く。）、
保護第2係（川崎区役所を除く。）

- (1) 生活保護の実施
- (2) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱い
- (3) 要保護者の更生指導
- (4) 公的扶助費の給付
- (5) 各種給付券の交付（生活保護に関するものに限る。）
- (6) 福祉統計（生活保護に関するものに限る。）
- (7) 法外援護の実施

保護第2課

（川崎区役所、高津区役所及び多摩区役所に限る。）

保護第1係、保護第2係、保護第3係、保護第4係

- (1) 生活保護の実施
- (2) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱い
- (3) 要保護者の更生指導

保護第3課

（川崎区役所に限る。）

保護第1係、保護第2係、保護第3係、保護第4係

- (1) 生活保護の実施
- (2) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱い
- (3) 要保護者の更生指導

保護第4課

（川崎区役所に限る。）

保護第1係、保護第2係、保護第3係、保護第4係、保護第5係

- (1) 生活保護の実施
- (2) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱い
- (3) 要保護者の更生指導

各区役所各課の電話番号は
P125～P132に掲載

衛生課

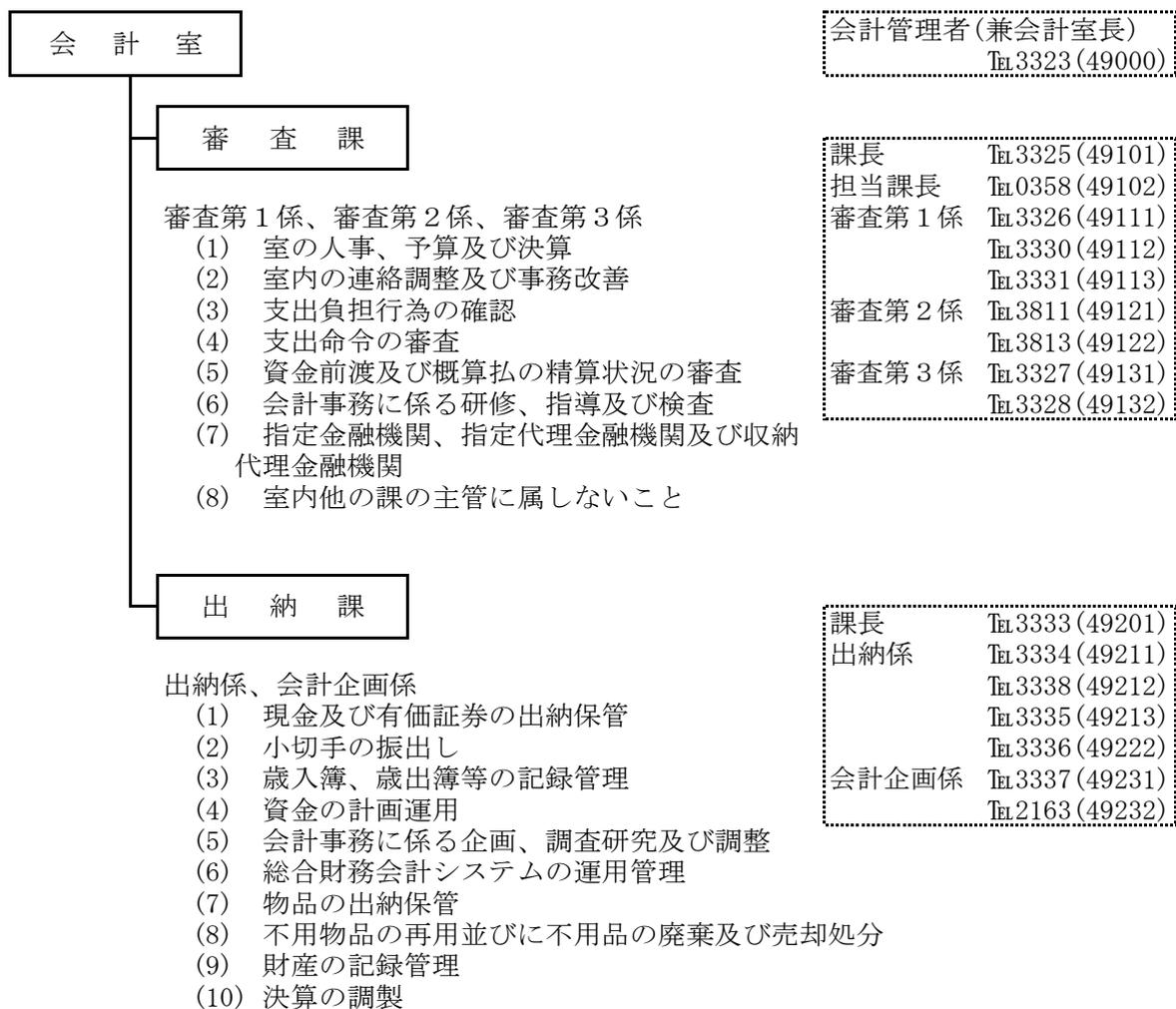
感染症対策係、環境衛生係、食品衛生係

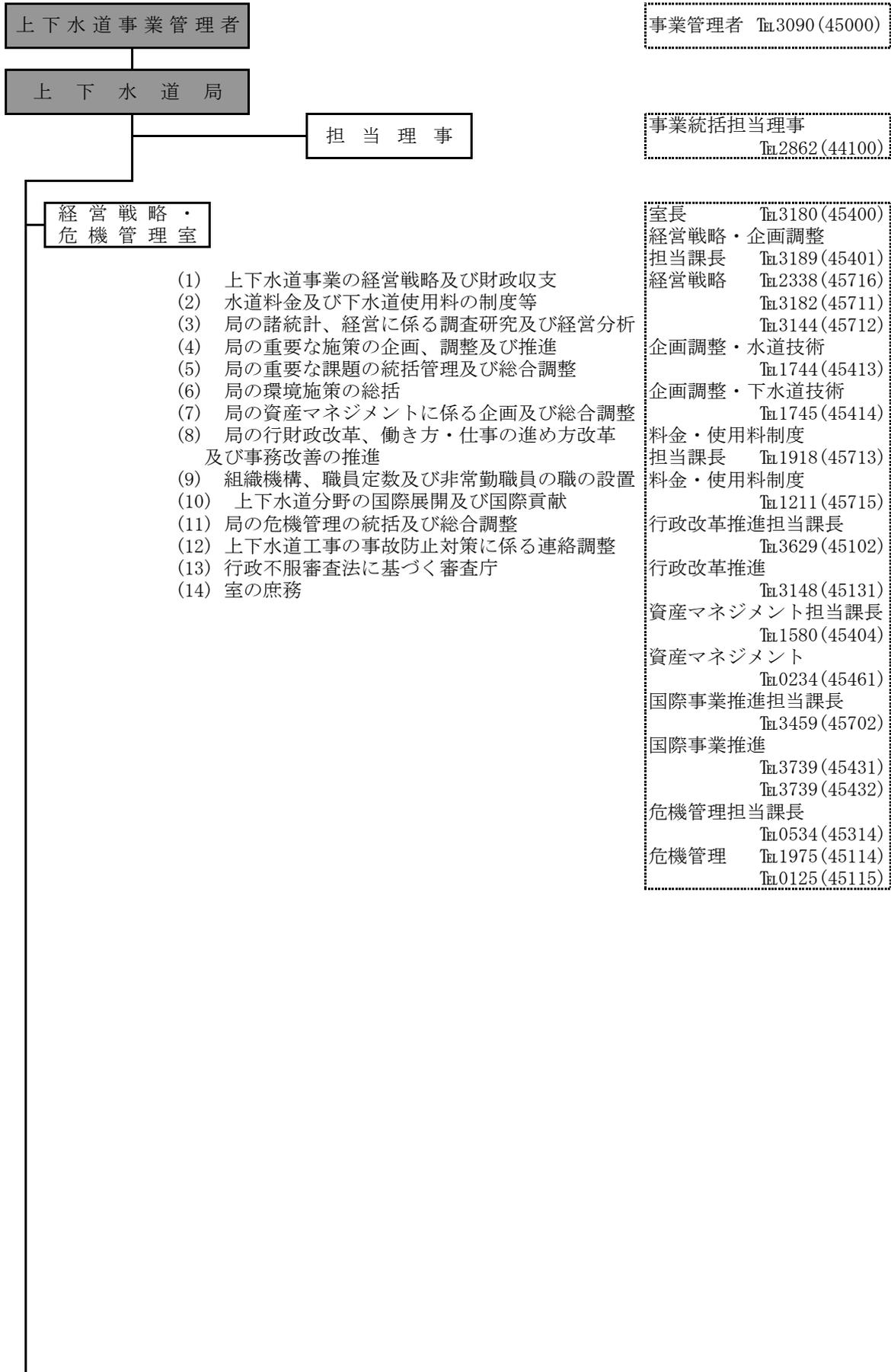
- (1) 感染症の発生の予防及びまん延の防止
- (2) 感染症に係る知識の普及啓発及び公費負担
- (3) 感染症診査協議会（結核に係るものに限る。）
- (4) 予防接種
- (5) ねずみ族、衛生害虫等の駆除の指導
- (6) 医務及び薬務に関すること。
- (7) 環境衛生の普及啓発並びに営業に係る許可及び監視指導
- (8) 健康リビング推進事業及び家庭用品の安全対策
- (9) 専用水道、簡易専用水道、小規模水道等の管理指導、検査等
- (10) 狂犬病予防並びに動物の愛護及び管理
- (11) 食品衛生に係る普及啓発、営業の許可及び監視指導
- (12) 食品表示（衛生に関する表示関係に限る。）
- (13) 食鳥処理の事業の許可等及び監視指導

道路公園センター

- (1) 市税外収入
- (2) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の不法占用対策及び処理
- (3) 道路、河川、水路、駅前広場、公園、緑地及び緑道の調査、許可（河川を除く。）及び指導
- (4) 屋外広告物の調査及び許可
- (5) 自転車等の放置防止対策
- (6) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の境界確認及び権原調査
- (7) 車両制限令
- (8) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の台帳並びに公図の閲覧
- (9) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の監視及び指導
- (10) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の承認工事
- (11) 道路、河川、水路、公園、緑地及び緑道の敷地処分に係る事前審査
- (12) 私道舗装助成
- (13) 開発行為及び土地区画整理事業に伴う道路及び水路の協議及び引継審査
- (14) 公園緑地管理運営協議会、公園緑地愛護会等との連絡調整
- (15) 公園緑地管理運営協議会、公園緑地愛護会等への支援、技術的指導及び助言
- (16) 公園、緑地等に係る多様な主体との協働及び利活用の推進
- (17) 道路及び駅前広場の維持補修の調査、計画及び調整
- (18) 水路事業の調査、計画及び調整
- (19) 道路、河川、水路、駅前広場、調整池、自転車等駐車場、保管場所、公園、緑地及び緑道の保全及び工事の実施計画、設計及び監督
- (20) 水門の操作及び維持管理
- (21) 災害復旧工事及び受託工事の設計及び監督
- (22) 宮前歩道橋の保全（川崎区役所に限る。）
- (23) 公園及び緑地内施設並びに街路樹（植樹帯を含む。）の維持管理

会計室

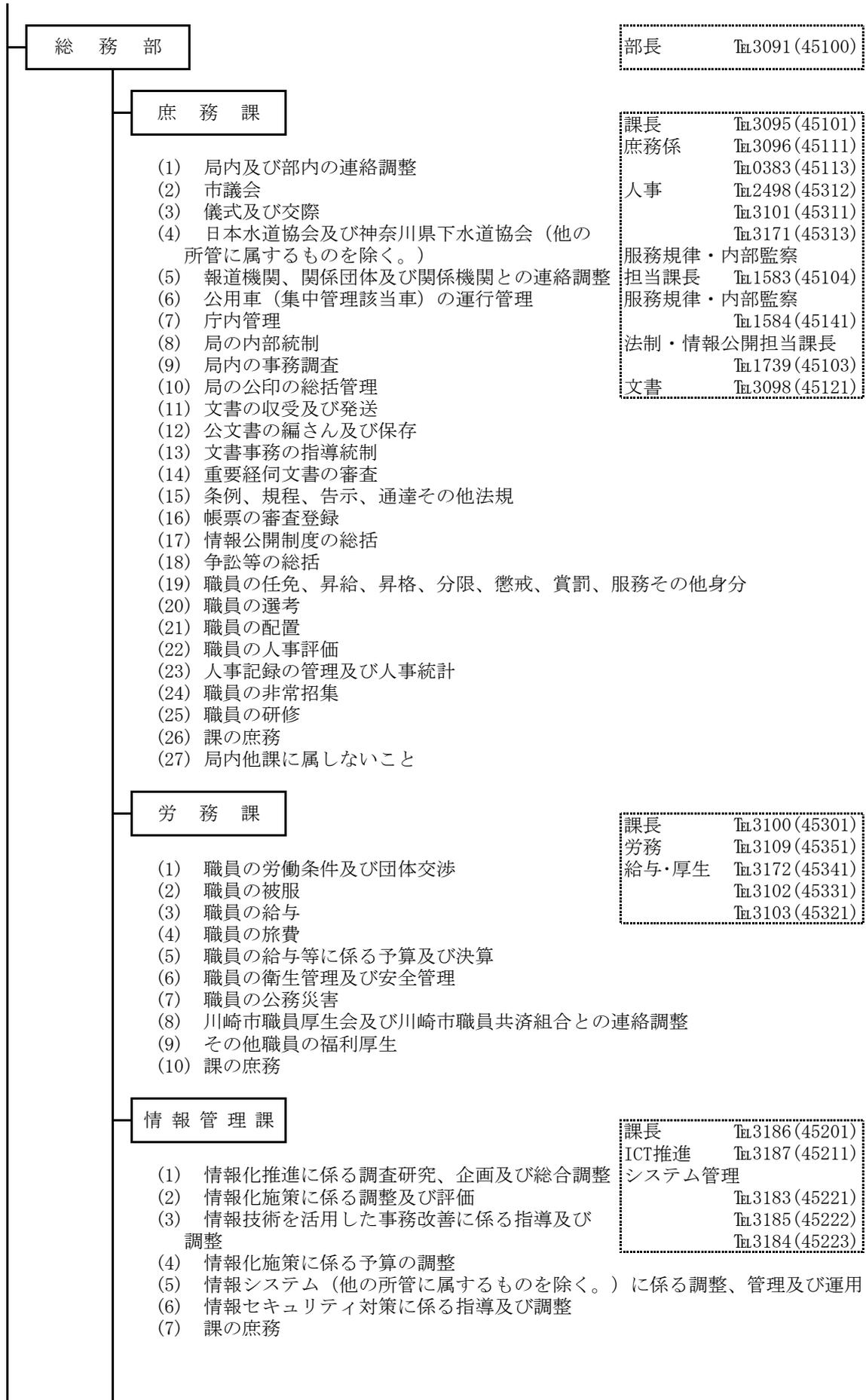




事業管理者 TEL3090(45000)

事業統括担当理事
TEL2862(44100)

室長 TEL3180(45400)
 経営戦略・企画調整
 担当課長 TEL3189(45401)
 経営戦略 TEL2338(45716)
 TEL3182(45711)
 TEL3144(45712)
 企画調整・水道技術
 TEL1744(45413)
 企画調整・下水道技術
 TEL1745(45414)
 料金・使用料制度
 担当課長 TEL1918(45713)
 料金・使用料制度
 TEL1211(45715)
 行政改革推進担当課長
 TEL3629(45102)
 行政改革推進
 TEL3148(45131)
 資産マネジメント担当課長
 TEL1580(45404)
 資産マネジメント
 TEL0234(45461)
 国際事業推進担当課長
 TEL3459(45702)
 国際事業推進
 TEL3739(45431)
 TEL3739(45432)
 危機管理担当課長
 TEL0534(45314)
 危機管理 TEL1975(45114)
 TEL0125(45115)



財務担当

担当部長 TEL0930(45470)

財 務 課

- (1) 局の予算見積り及び統制
- (2) 財政報告
- (3) 財務諸表の作成その他決算
- (4) 財政状況の調査及び分析
- (5) 起債及び国庫補助金の申請等
- (6) 起債事業の資金調達
- (7) 起債及び国庫補助金に係る関係省庁との調整
- (8) 金銭の出納及び保管
- (9) 有価証券の出納及び保管
- (10) 資金の調達及び運用
- (11) 企業債の償還及び台帳整理
- (12) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関
- (13) その他企業出納員の事務補助
- (14) 財務会計システム
- (15) 工事の請負契約
- (16) 委託の契約
- (17) 物件（土地及び建物を除く。）の購入、売却及び修繕契約
- (18) 物件（土地及び建物を除く。）の賃貸借契約
- (19) 工事及び委託（工事に関するものに限る。）の検査
- (20) 工事中材料の検査検収
- (21) 契約に関する事務の調整
- (22) 検査に関する事務の調整
- (23) 工事監査
- (24) 財務関係業務の課題調整
- (25) 課の庶務

課長 TEL3104(45403)
 管理・調整 TEL0934(45472)
 水道財務 TEL3105(45441)
 TEL3106(45442)
 出納 TEL3108(45451)
 TEL2868(45452)
 下水道財務・財源担当課長
 TEL2863(45161)
 下水道財務 TEL3560(45162)
 TEL2887(45163)
 財源・契約 TEL0370(45531)
 TEL3181(45421)

管 財 課

管財係

- (1) 固定資産（土地を除く。）の総括
- (2) 財産の損害保険
- (3) 庁用電話（専用電話を除く。）
- (4) 簿外資産（水道メーターを除く。）の総括
- (5) 課の庶務
- (6) 課内他係に属しないこと

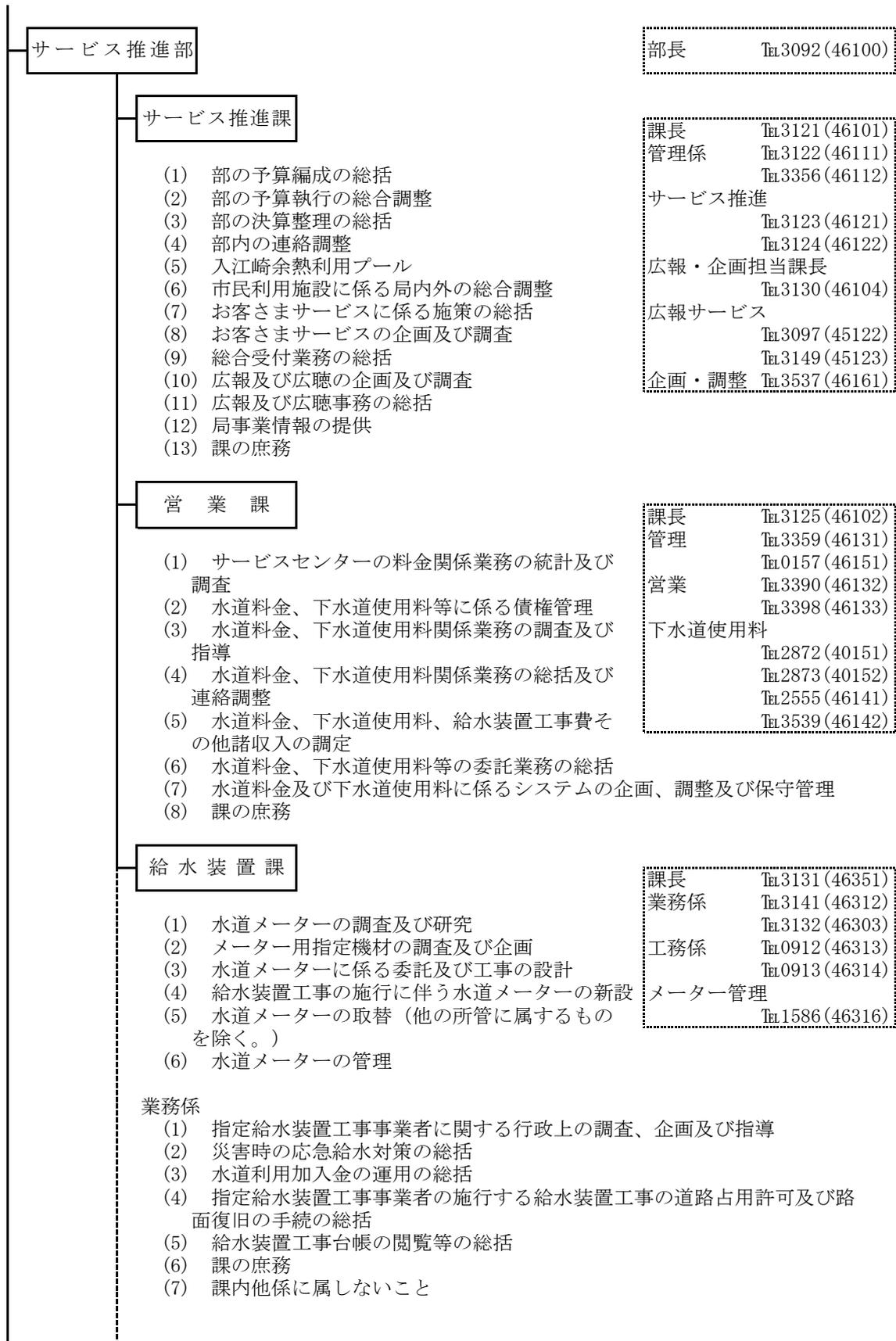
用地係

- (1) 土地の総括
- (2) 用地測量工事（単価契約）の設計、施行手続、監督、検査及び精算
- (3) 土地及び建物の取得、賃貸借及び処分の契約並びに補償
- (4) 土地の取得及び処分に伴う登記
- (5) その他用地

貯蔵品管理係

- (1) 物件（土地及び建物を除く。）の検収（工事中材料の検収を除く。）及び
出納保管
- (2) 物件（土地及び建物を除く。）の補充請求
- (3) 撤去品及び不用品の受入及び再用
- (4) 不用品の廃棄処分
- (5) その他企業出納員の事務補助

課長 TEL3110(45501)
 管財係 TEL3112(45511)
 TEL2875(45512)
 用地係 TEL3113(45521)
 TEL3114(45522)
 TEL3646(45523)
 貯蔵品管理係
 TEL544-6141



工務係

- (1) 給水装置工事に関する調査及び企画
- (2) 指定給水用機材の調査及び企画
- (3) 課の業務に係る委託及び工事の設計 (他の所管に属するものを除く。)
- (4) 指定給水装置工事事業者の技術指導
- (5) 給水装置に係るシステムの運用管理
- (6) 給水装置工事台帳の整理及び保管

サービスセンター [第2類]

電話番号は、P118に掲載

南部・中部・北部

業務係

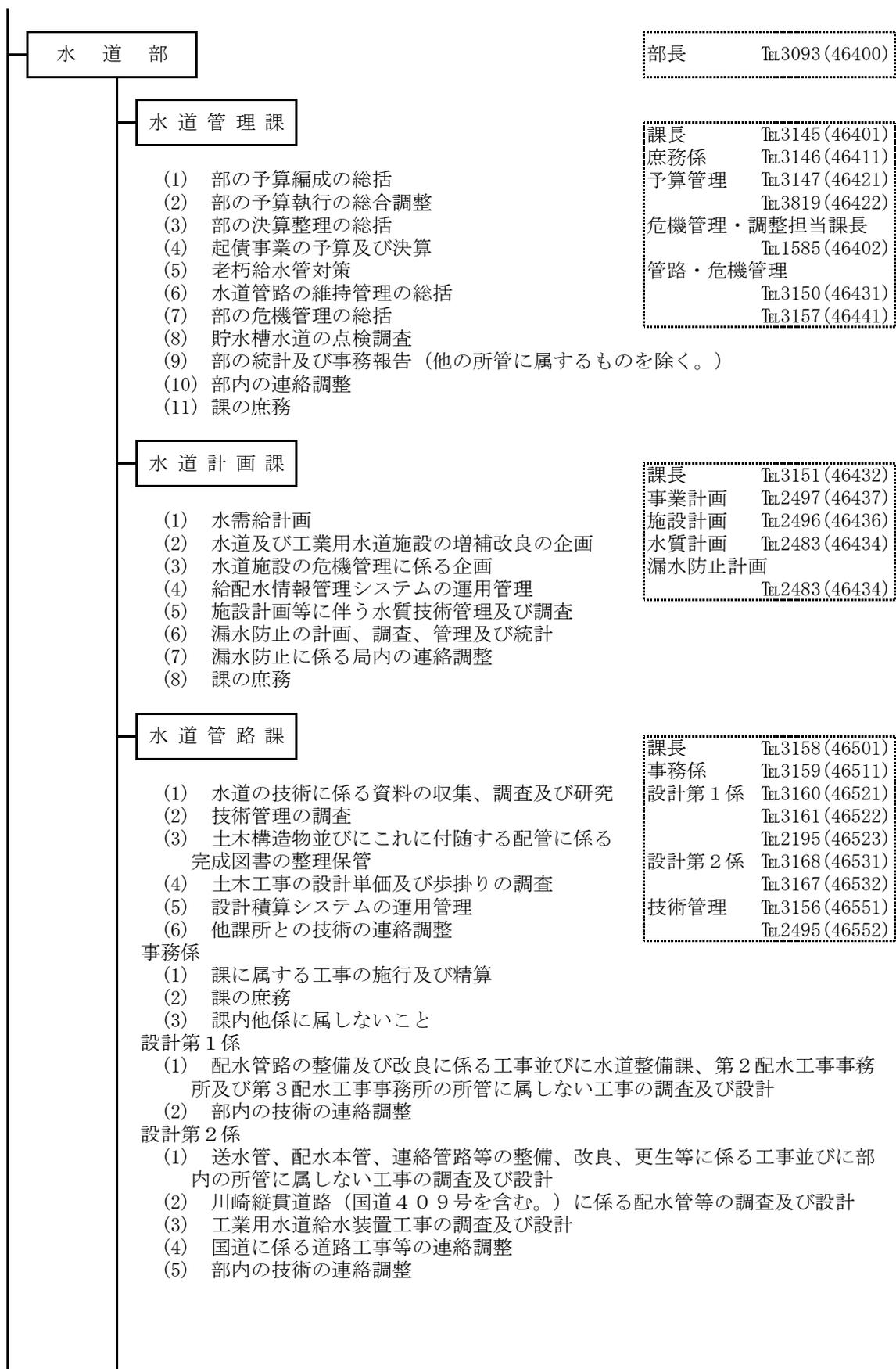
- (1) 指定給水装置工事事業者の施行する給水装置工事の道路占用許可及び路面復旧の手続
- (2) 給水装置改良資金の融資
- (3) 給水装置工事費その他諸収入の調定手続及び納入通知書の発行
- (4) 指定給水装置工事事業者の施行する給水装置工事の施行手続
- (5) 工事費の精算
- (6) センターにおける広報及び広聴事務
- (7) センターにおける災害時の応急給水対策
- (8) 給水装置工事台帳の閲覧等
- (9) センターの庶務
- (10) センター内他係に属しないこと

料金管理係

- (1) 水道料金の調定
- (2) 給水に係る届出
- (3) 給水の取締り
- (4) 水道料金その他収入の収納
- (5) 水道料金の督促及び滞納整理
- (6) 検針及び集金に係る委託会社への指導及び連絡調整

給水管理係

- (1) 指定給水装置工事事業者の施行する給水装置工事の設計審査及び検査
- (2) 直結給水に係る設計水圧調査
- (3) 検査日報その他報告
- (4) 給水装置工事の施行に伴う水道メーターの管理等
- (5) 水道メーターの取替



工業用水課

課長	TEL3191(46403)
事務	TEL3153(46412)
工務	TEL3177(46413)

- (1) 工業用水道料金及びその他諸収入の調定並びに納入通知書等の発行
- (2) 工業用水道の使用水量の計量及び認定
- (3) 工業用水道の工事の施行手続及び精算
- (4) 工業用水道メーターの維持管理
- (5) 工業用水道の技術の指導及び連絡調整
- (6) 工業用水道に係る関係団体及び関係機関との連絡調整
- (7) 課の庶務

施設整備課

課長	TEL866-1121
----	-------------

- (1) 課に属する工事の施行手続及び精算
- (2) 課の庶務
- (3) 送水管、配水本管、連絡管路等及び土木構造物の整備並びに改良工事の調査、設計、施行、監督及び精算
- (4) 導水ずい道、導水管、浄水場内管路等の整備及び改良工事の調査、設計、施行、監督及び精算
- (5) 電気設備、機械設備、通信設備、電防設備及び計装設備の整備、増補、改良等に係る他の所管に属しない工事の調査、設計、施行、監督及び精算
- (6) 建物の新築工事、改築工事及び修理工事の調査、設計、施行、監督及び精算
- (7) 建物の工事に係る設計単価及び歩掛りの調査
- (8) 工事日報その他の工事報告
- (9) 部内の技術の連絡調整
- (10) 各種技術資料、文献等の収集、調査及び研究

第1配水工事事務所

[第1類]

電話番号は、P118に掲載

水道整備課

管理係

- (1) 工事の施行手続及び精算
- (2) 断水、減水及び濁水に関する関係機関との連絡調整
- (3) 所の統計及び事務報告
- (4) 所内の連絡調整
- (5) 課の庶務
- (6) 課内他係に属しないこと

整備係

- (1) 送水管、配水管及び給水装置に関する調査・修繕の委託に係る設計
- (2) 給水管の修理等に関する他課、所及び課内他係との連絡調整
- (3) 送水管、配水管路及び給水管（道路部分）の緊急修理工事の調査及び設計

工務係

- (1) 課の工事施行についての他課、所及び所内他係との連絡調整
- (2) 送水管及び配水管路の維持工事の調査及び設計
- (3) 給水装置の維持工事の調査及び設計
- (4) 給水装置工事の調査及び設計
- (5) 夜間及び休日における突発事故等発生時の応急措置及び給水管の修繕工事

工事係

- (1) 送水管及び配水管路の布設替工事並びに更生工事の施行、監督及び精算
- (2) 送水管及び配水管路の維持工事の施行、監督及び精算
- (3) 工事日報その他の工事報告
- (4) 工業用水道の送水管、配水管路及び給水管の漏水修理工事の施行、監督及び精算
- (5) 夜間及び休日における突発事故等発生時の応急措置及び給水管の修繕工事

漏水防止係

- (1) 送水管、配水管路及び給水管の漏水修理工事の施行、監督及び精算
- (2) 夜間及び休日における突発事故等発生時の応急措置及び給水管の修繕工事
- (3) 漏水防止調査及び報告書の作成
- (4) 給水装置の改良工事の施行、監督及び精算
- (5) 給水装置の維持工事の施行、監督及び精算
- (6) 工事日報その他の工事報告
- (7) 貯水槽水道に係る指導等

配水工事事務所〔第2類〕

電話番号は、P118に掲載

第2・第3

事務係

- (1) 工事の施行手続及び精算
- (2) 断水、減水及び濁水に関する関係機関との連絡調整
- (3) 所の庶務
- (4) 所内他係に属しないこと

工務係

- (1) 所の工事施行についての他課、所及び所内他係との連絡調整
- (2) 送水管及び配水管路の維持工事の調査及び設計
- (3) 給水装置の維持工事の調査及び設計
- (4) 給水装置工事の調査及び設計
- (5) 夜間及び休日における突発事故等発生時の応急措置及び給水管の修繕工事

工事係

- (1) 送水管及び配水管路の布設替工事並びに更生工事の施行、監督及び精算
- (2) 送水管及び配水管路の維持工事の施行、監督及び精算
- (3) 工事日報その他の工事報告
- (4) 夜間及び休日における突発事故等発生時の応急措置及び給水管の修繕工事

漏水防止係

- (1) 送水管、配水管路及び給水管の漏水修理工事の施行、監督及び精算
- (2) 夜間及び休日における突発事故等発生時の応急措置及び給水管の修繕工事
- (3) 漏水防止調査及び報告書の作成
- (4) 給水装置の改良工事の施行、監督及び精算
- (5) 給水装置の維持工事の施行、監督及び精算
- (6) 工事日報その他の工事報告
- (7) 貯水槽水道に係る指導等

水管理センター

〔第1類〕

電話番号は、P118に掲載

- (1) 導水ずい道、さく井導水管路、連絡管路、浄水場内管路及び配水所内管路並びに取水所、さく井、配水池、配水塔及び配水ポンプ所の土木施設の維持工事の調査、設計、施行、監督及び精算
- (2) センター及び長沢浄水場が所管する水密性を有するコンクリート構造物等の点検に係る調査、設計、施工及び監督
- (3) 浄水場、配水所、取水所、配水池、配水塔、配水ポンプ所、さく井施設及び管路に係る電気設備、機械設備、通信設備、電防設備及び計装設備の維持工事の調査、設計、施行、監督及び精算
- (4) さく井導水管路、連絡管路、配水所内管路（他の所管に属するものを除く。）、配水塔（他の所管に属するものを除く。）内管路並びにこれらに係る土木施設及び建築構造物の点検及び維持管理
- (5) 導水ずい道、谷ヶ原取水所、配水所（他の所管に属するものを除く。）、配水池、配水塔（他の所管に属するものを除く。）及び送水ポンプ所に係る施設、電気設備、機械設備、通信設備及び電防設備の保守、点検及び維持管理
- (6) 取水及び導水操作並びに水源状況
- (7) 導水ずい道附属施設に係る水道用地の管理
- (8) 施設及び設備の維持管理に係る委託の設計単価及び歩掛りの調査
- (9) 電気及び機械の工事に係る設計単価並びに歩掛りの調査
- (10) 電気及び機械の設備に係る完成図書の整理保管
- (11) センター及び長沢浄水場に係る施設及び設備の修繕計画及び台帳管理
- (12) センター及び長沢浄水場に係る施設及び設備の調査研究
- (13) 長沢浄水場に属しない技術的事項
- (14) 工事日報その他の工事報告

- (15) 水道及び工業用水道の水質
- (16) 水道及び工業用水道の水質試験
- (17) 水質試験に用いる機器、薬品等の管理
- (18) 水質自動測定装置
- (19) 浄水用薬品の品質検査
- (20) 水道水質検査の依頼
- (21) 給水栓の残留塩素濃度の管理
- (22) 水道及び工業用水道の水質に係る企画、調査及び研究
- (23) 工事及び委託の施行手続及び精算
- (24) センターの統計及び事務報告
- (25) センター内の連絡調整
- (26) センター（水運用センターを除く。）の庶務

水運用センター〔第2類〕

電話番号は、P118に掲載

事務係

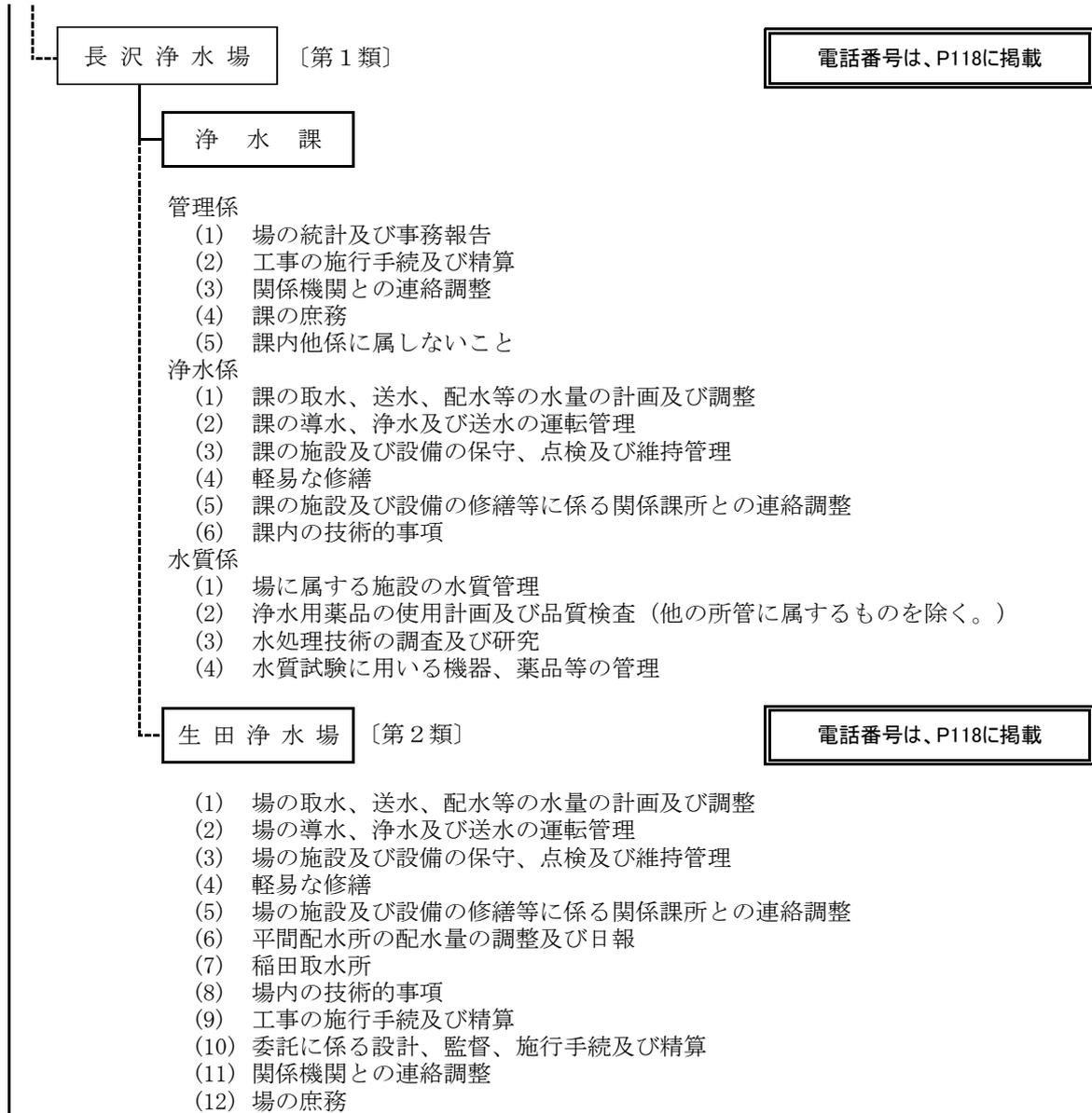
- (1) 工事の施行手続及び精算
- (2) 関係機関との連絡調整及び他事業体に係る負担金
- (3) 断水、減水及び濁水に係る事務の連絡調整
- (4) センターの庶務
- (5) センター内他係に属しないこと

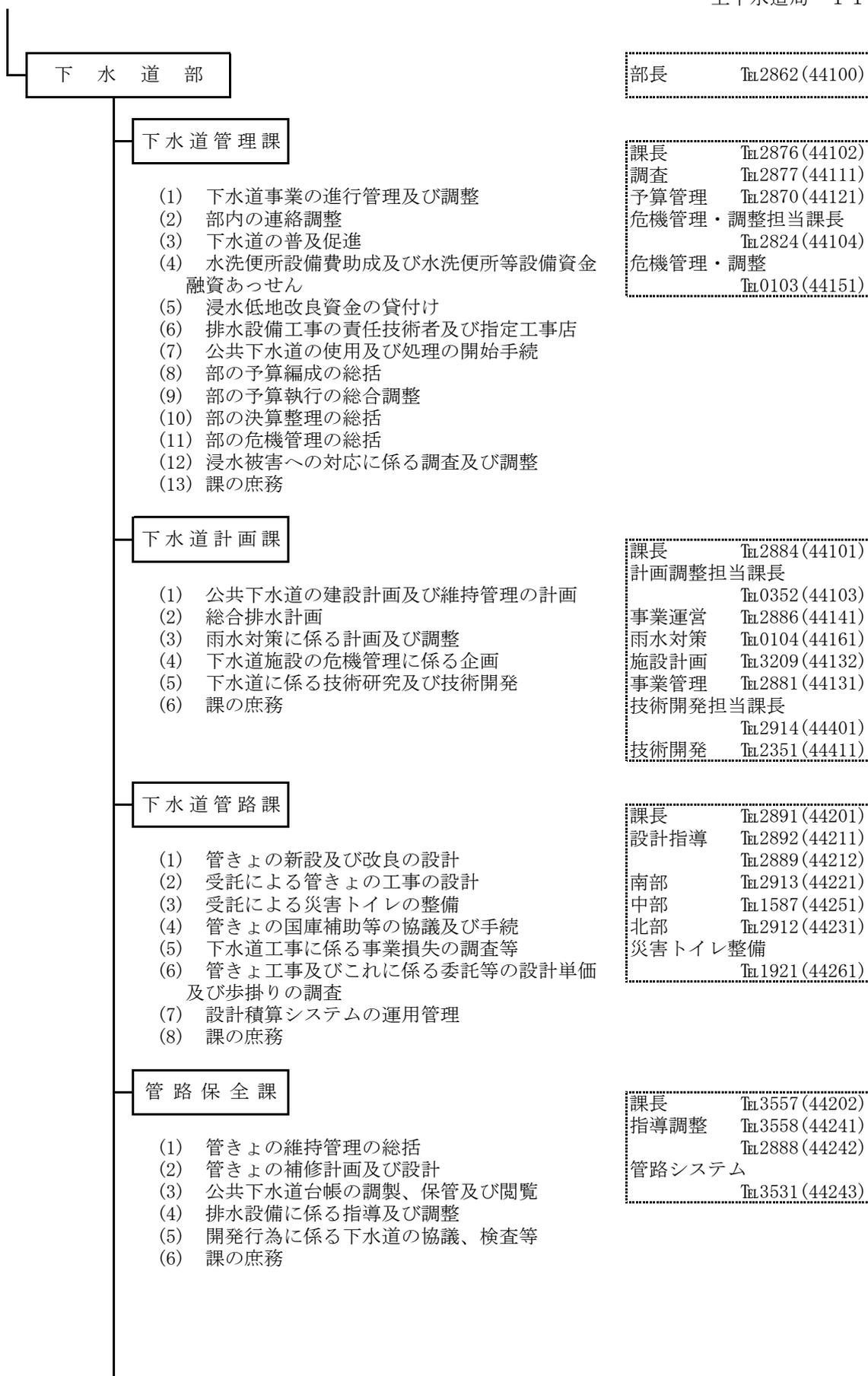
調整係

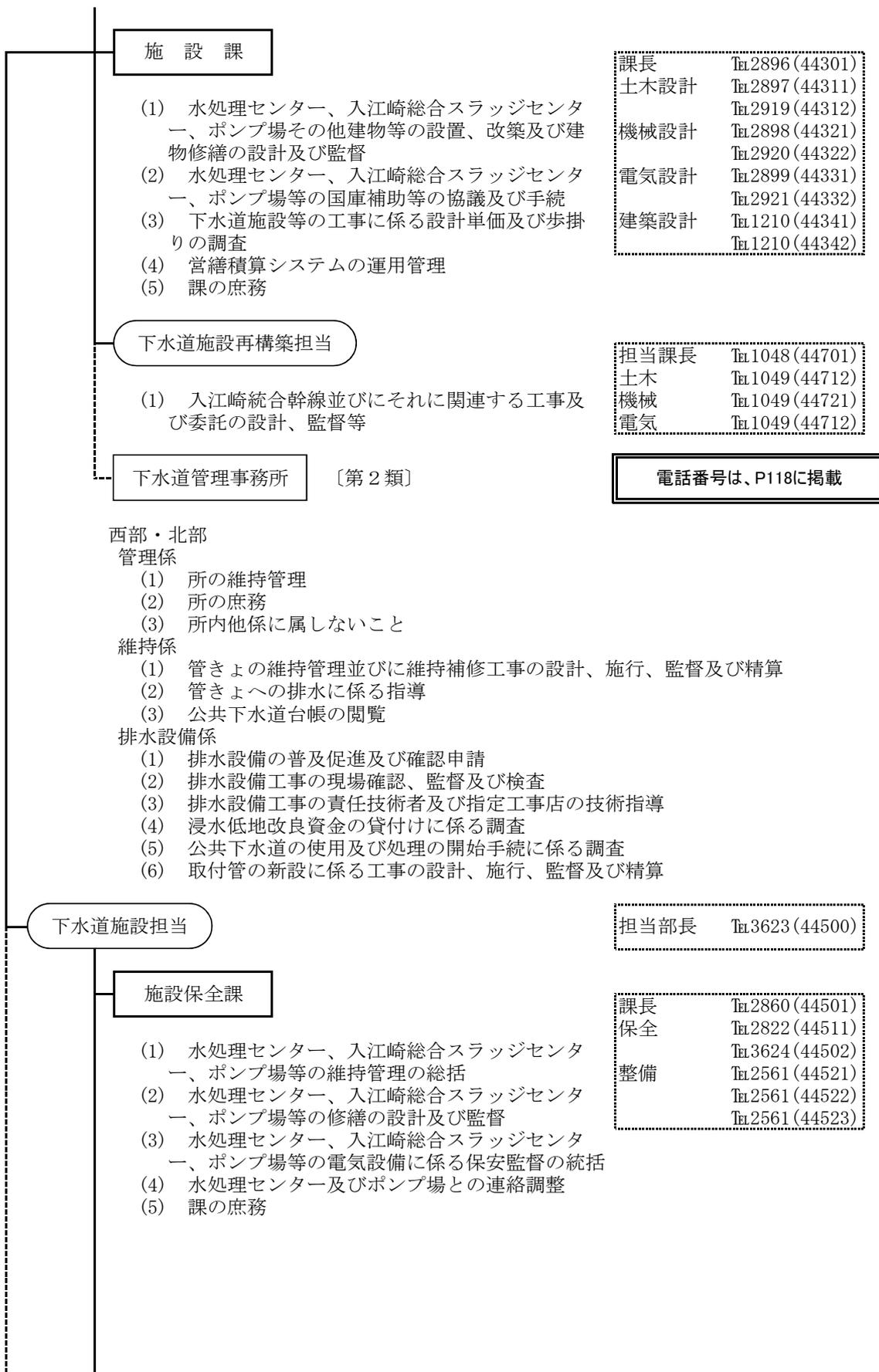
- (1) 水源調整に係る関係機関との連絡調整
- (2) 取水、導水、浄水及び配水に係る水運用の総合的な計画、管理、調査、統計及び分析
- (3) 水運用計画作成及び水量調整に係る他課、所、場及びセンター内他係との連絡調整
- (4) 係に属する電子計算機の保守

管理係

- (1) 鷺沼配水所及び宮崎配水塔に係る施設、電気設備、機械設備及び通信設備の保守、点検及び維持管理
- (2) 水運用に係る操作管理及び日報
- (3) 係に属する電子計算機の保守
- (4) 軽易な修繕
- (5) 作業日報
- (6) 水量調整に係る他課、所、場及びセンター内他係との連絡調整
- (7) 配水所等の施設及び設備の維持管理等（水運用に関する事項に限る。）に係る他課との連絡調整







下水道水質課

- (1) 特定事業場等からの排水に係る調査、水質指導及び水質検査
- (2) 特定事業場等における特定施設の設置及び除害施設の設置の確認
- (3) 水処理センター及び入江崎総合スラッジセンターの水質管理の統括
- (4) 水処理センター及び入江崎総合スラッジセンターの重金属等に係る試験及び研究
- (5) 課の庶務

課長	TEL2879(44601)
水質調整	TEL2629(44621)
	TEL2629(44622)
工場排水指導	TEL3626(44611)
	TEL2878(44612)
検査	TEL799-9549(78815)

水処理センター [第2類]

電話番号は、P118に掲載

入江崎

- (1) 下水処理施設の運転操作並びに維持管理及び修繕
- (2) 所属ポンプ場及び所属施設の運転操作並びに維持管理及び修繕
- (3) センターの修繕
- (4) センターの広報施設

管理係

- (1) センター、所属ポンプ場施設等の維持管理（他の所管に属するものを除く。）
- (2) センターの庶務
- (3) センター内他係に属しないこと

水質係

- (1) センターの水質管理
- (2) 汚泥の試験

加瀬

管理係

- (1) センター、所属ポンプ場施設等の維持管理（他の所管に属するものを除く。）
- (2) センターの庶務
- (3) センター内他係に属しないこと

水質係

- (1) センターの水質管理
- (2) 汚泥の試験

設備係

- (1) 下水処理施設の維持管理及び修繕
- (2) 所属ポンプ場及び所属施設の維持管理及び修繕
- (3) センターの修繕

等々力・麻生

管理係

- (1) 下水処理施設、センター、所属ポンプ場施設等の維持管理（他の所管に属するものを除く。）
- (2) センターの庶務
- (3) センター内他係に属しないこと

水質係

- (1) センターの水質管理
- (2) 汚泥の試験

操作係

- (1) 下水処理施設の運転操作並びに維持管理及び修繕
- (2) 所属ポンプ場及び所属施設の運転操作並びに維持管理及び修繕
- (3) 麻生水処理センター施設の夜間における遠方監視（等々力水処理センターに限る。）

入江崎総合スラッジセンター [第2類]

電話番号は、P118に掲載

管理係

- (1) センターの維持管理（他の所管に属するものを除く。）
- (2) センターの庶務
- (3) センター内他係に属しないこと

汚泥・水質係

- (1) センターの水質管理
- (2) 汚泥等の試験

設備係

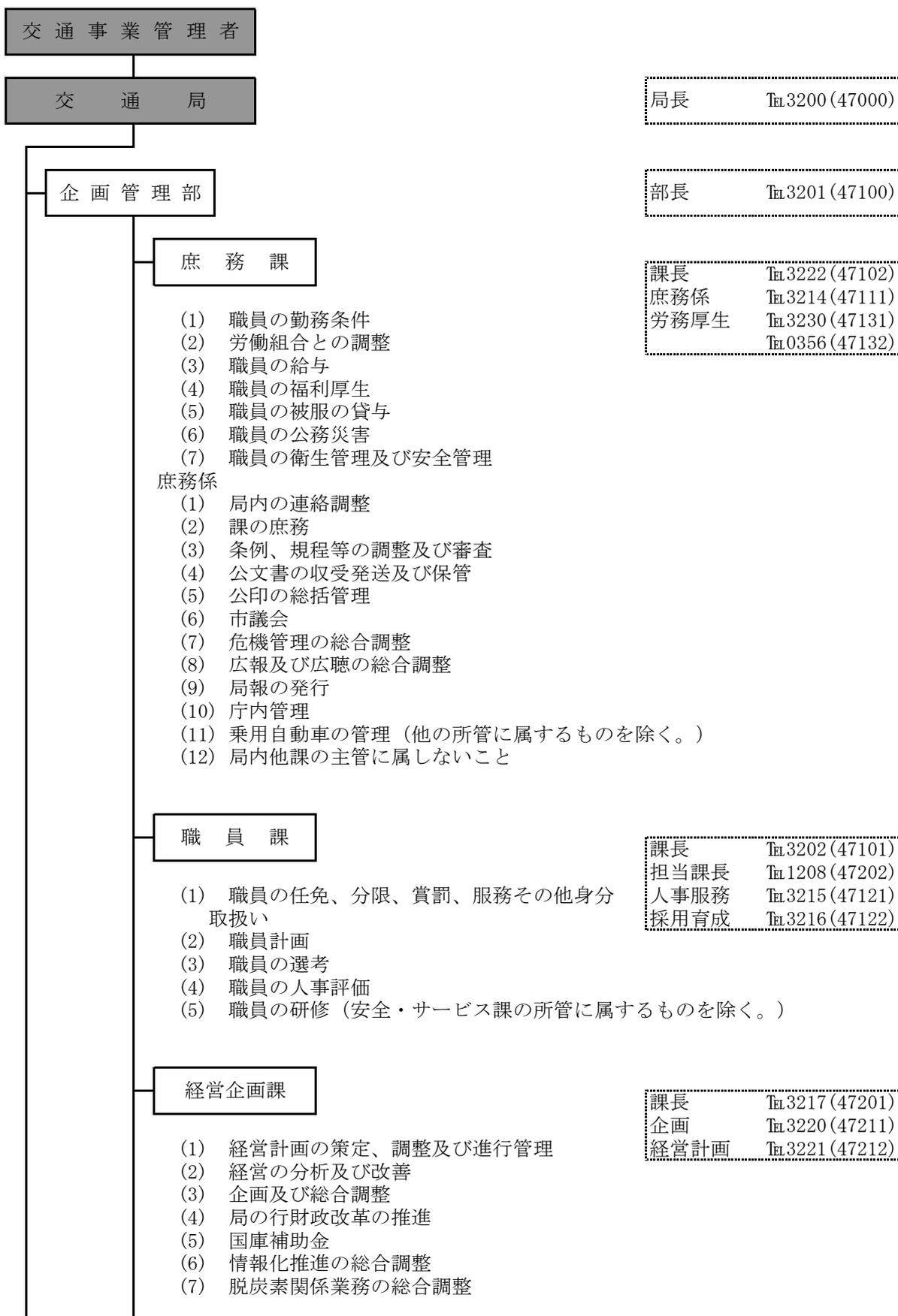
- (1) 汚泥処理施設の維持管理並びにセンターの修繕工事等の設計及び監督
- (2) 汚泥の処理及び処分

下水道事務所 [第1類]

電話番号は、P118に掲載

南部・中部

- (1) 管きよの維持管理並びに維持補修工事の設計、施行、監督及び精算
- (2) 管きよへの排水に係る指導
- (3) 排水設備の普及促進及び確認申請
- (4) 排水設備工事の現場確認、監督及び検査
- (5) 排水設備工事の責任技術者及び指定工事店の技術指導
- (6) 浸水低地改良資金の貸付けに係る調査
- (7) 公共下水道の使用及び処理の開始手続に係る調査
- (8) 取付管の新設に係る工事の設計、施行、監督及び精算
- (9) 公共下水道台帳の閲覧
- (10) 管きよの新設及び改良工事の監督及び精算
- (11) 受託による管きよの工事の監督及び精算
- (12) 下水道施設の建設に係る土木工事の監督及び精算
- (13) 所の維持管理
- (14) 所の庶務



経 理 課

- (1) 工事その他の請負契約
- (2) 物件の購入及び修繕契約
- (3) 物件の売却契約
- (4) その他用度

出納係

- (1) 課の庶務
- (2) 預金現金及び有価証券の出納及び保管
- (3) 会計証拠書類及び会計帳簿の審査保管
- (4) 出納及び収納取扱金融機関
- (5) 資金調達（企業債を除く。）
- (6) 債券の管理、保管及び受取利息
- (7) 固定資産の総括管理及び減価償却
- (8) 財産の損害保険（安全・サービス課が所管するものを除く。）
- (9) 不用品の処分
- (10) 課内他係の主管に属しないこと

財務係

- (1) 予算及び決算
- (2) 企業債
- (3) 財務諸表の作成

課長	TEL3203(47301)
契約	TEL3228(47331)
出納係	TEL3227(47311)
財務係	TEL3229(47321)

自 動 車 部

管 理 課

- (1) 部内の連絡調整及び営業所の総括管理
- (2) 乗車券類
- (3) 乗車料金
- (4) 運輸収入等の精算
- (5) 乗車券発売所
- (6) 停留所施設の整備及び維持管理
- (7) 営業所施設の管理、改修等
- (8) 営業所の建替え
- (9) 広報
- (10) 広告
- (11) その他営業推進
- (12) 部内他課の主管に属しないこと

部長	TEL3218(47400)
----	----------------

課長	TEL3205(47401)
管理	TEL3235(47411)
	TEL2471(47413)
	TEL2491(47414)
施設	TEL3224(47412)
営業所建替	TEL1508(47402)

運 輸 課

運輸係

- (1) 課の庶務
- (2) 運行
- (3) 運行計画の策定、変更及び実施
- (4) 走行環境整備
- (5) 自動車運転手及び誘導員の配置計画
- (6) 車内放送及び方向幕
- (7) 貸切バス事業
- (8) 課内他係の主管に属しないこと

車両係

- (1) 営業車両の維持管理
- (2) 営業車両の整備及び検査の計画
- (3) 営業車両の仕様
- (4) 営業所整備係との指導連絡調整
- (5) 営業所の整備係員の配置計画

課長	TEL3204(47501)
運輸係	TEL3231(47511)
	TEL3238(47515)
運行	TEL3232(47512)
	TEL3452(47513)
車両係	TEL3240(47521)
	TEL3241(47522)

安全・サービス課

- (1) 輸送の安全の確保に係る基本的な方針及び計画の策定並びに事業の実施
- (2) 輸送の安全の確保に係る内部監査の実施及び業務の改善
- (3) 輸送の安全に係る文書等の管理及び情報の公表その他運輸安全マネジメント
- (4) 自動車運転手の指導教育
- (5) 自動車の保険及び事故
- (6) お客様サービスの向上に係る調査、分析及び企画
- (7) 広聴

課長	TEL3234(47801)
安全管理	TEL3237(47811)
指導・養成	TEL3208(47812)
お客様サービス	
	TEL3210(47711)
	TEL3236(47713)

営業所 [第2類]

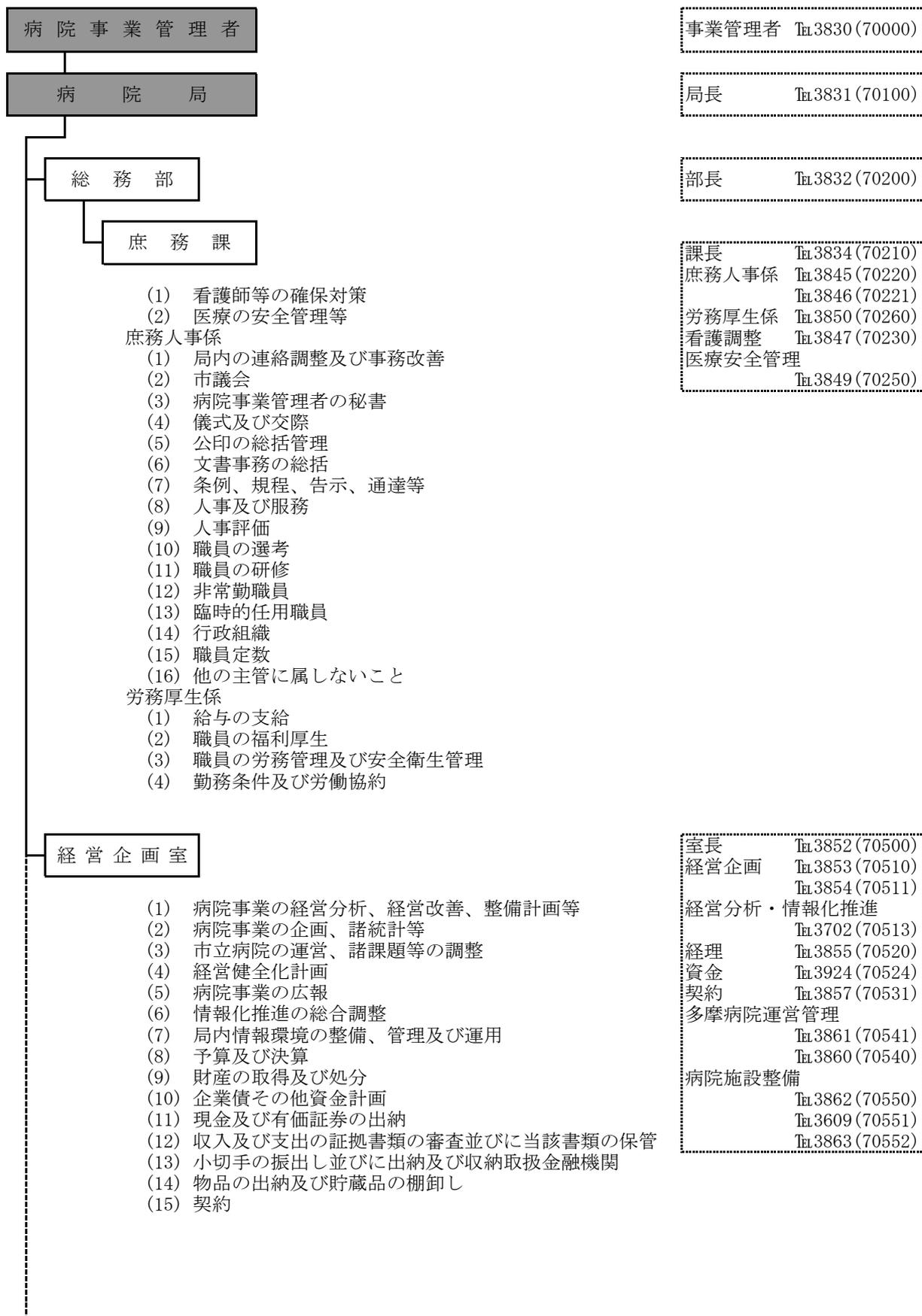
電話番号は、P118に掲載

塩浜・鷺ヶ峰

- (1) 自動車の運転及び乗客の輸送
- (2) 所管する路線の運行管理
- (3) 自動車運転手の勤務割付及び配車
- (4) 自動車運転手の点呼
- (5) お客様サービスの実施
- (6) 乗客の案内及び整理
- (7) 運輸安全マネジメントの実施
- (8) 自動車の事故防止及び自動車運転手の安全指導
- (9) 所属職員の研修等
- (10) 所属車両の事故の応急処理及び事故報告書の作成
- (11) 乗車券の発売及び乗車料金の精算
- (12) ICカードの発売、入金及び預り金の収納保管
- (13) 遺失物
- (14) 所属の公印
- (15) 所属職員の福利厚生
- (16) その他所属の管理

整備係

- (1) 所属車両の管理
- (2) 所属車両の整備
- (3) 燃料



川崎病院 [局相当]

電話番号は、P118に掲載

事務局

- (1) 病院の総合調整

庶務課

- (1) 病院職員の教育研修
- (2) 病院職員の安全衛生管理
- (3) 病院の経営・企画

庶務係

- (1) 院内の連絡調整
- (2) 病院の諸統計
- (3) 病院内他の所管に属しないこと

経理係

- (1) 使用料、手数料等の収納
- (2) 有価証券の保管
- (3) 物品の出納保管
- (4) その他病院の経理

管理係

- (1) 病院の建物及び施設の維持管理
- (2) 病院内の環境整備

医事課

- (1) 診療契約の締結
- (2) 患者の入院及び退院
- (3) 病床管理
- (4) 診療報酬の請求
- (5) 外来患者の受付
- (6) 診療情報の管理

副院長

医療安全管理室

- (1) 医療の安全管理

感染対策室

- (1) 感染対策

診療科

総合内科、内科、呼吸器内科、循環器内科、冠疾患集中治療室、消化器内科、血液内科
 腫瘍内科、糖尿病内科、内分泌内科、腎臓内科、脳神経内科、感染症内科、新生児内科
 ペインクリニック内科、肝臓内科、緩和ケア内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、消化器外科
 乳腺外科、小児外科、整形外科、整形内視鏡科、脳神経外科、形成外科、血管外科、精神科
 アレルギー科、リウマチ膠原病・痛風センター、小児科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科
 婦人内視鏡科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科
 病理診断科、麻酔科、集中治療部、歯科、歯科口腔外科、内視鏡センター、化学療法センター
 血液透析室

- (1) 診療及び医学的研究
- (2) 栄養指導及び衛生管理

医療技術部

リハビリテーション技術科

- (1) 理学療法、作業療法、言語聴覚療法等の実施
- (2) 器械、器具等の管理

放射線技術科

- (1) 放射線検査及び治療
- (2) 放射性物質、放射線室等の管理運用及び放射線機械器具の管理

臨床検査科

- (1) 細菌学的検査、病理解剖学的検査、生理学的検査、生化学的検査その他試験検査
- (2) 器械、器具、薬品等の管理

食養科

- (1) 栄養管理、栄養指導
- (2) 患者の給食

M E 科

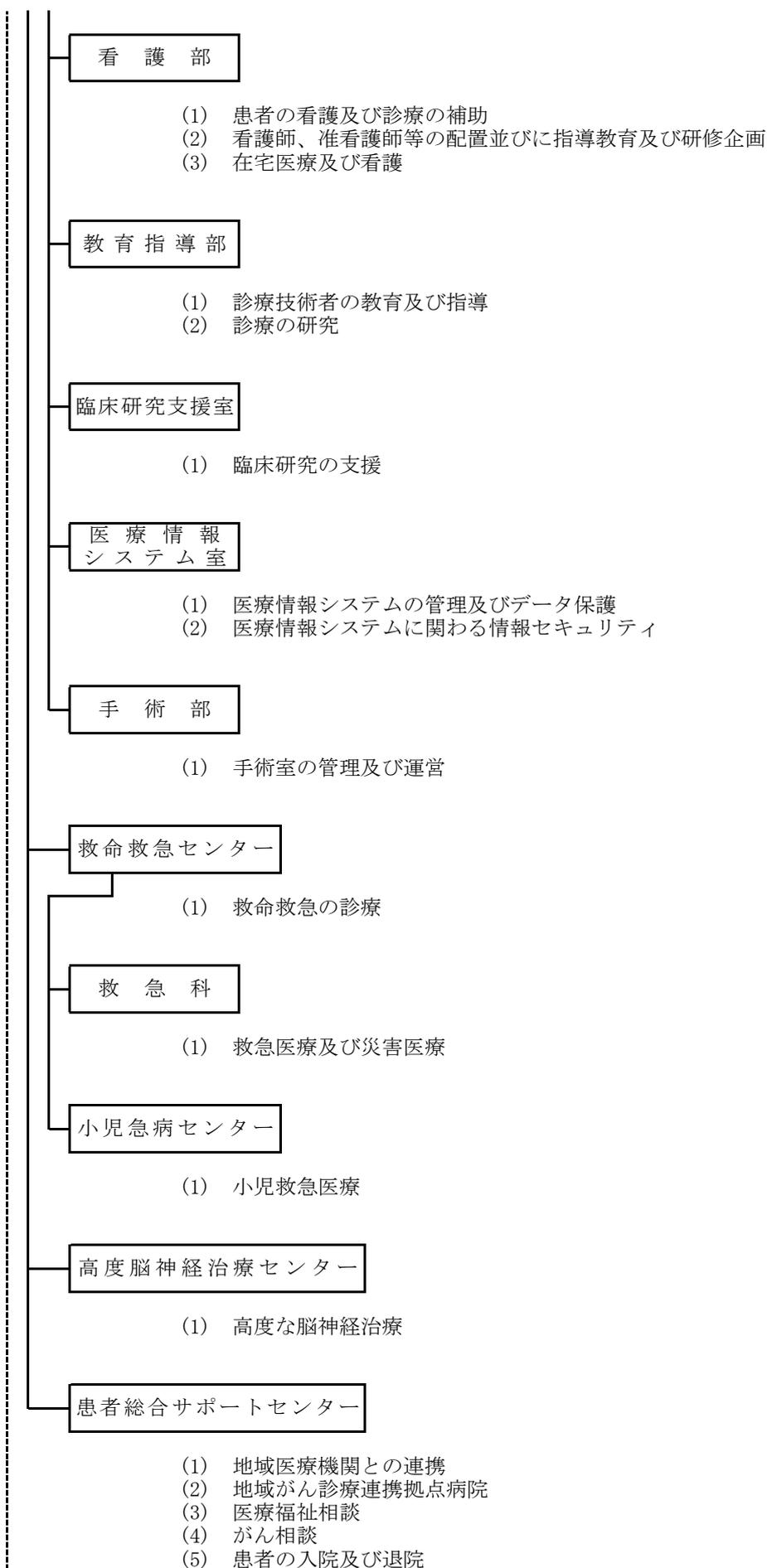
- (1) 生命維持管理装置の操作及び保守管理
- (2) 病院内他の所管に属しない医療機器の保守管理

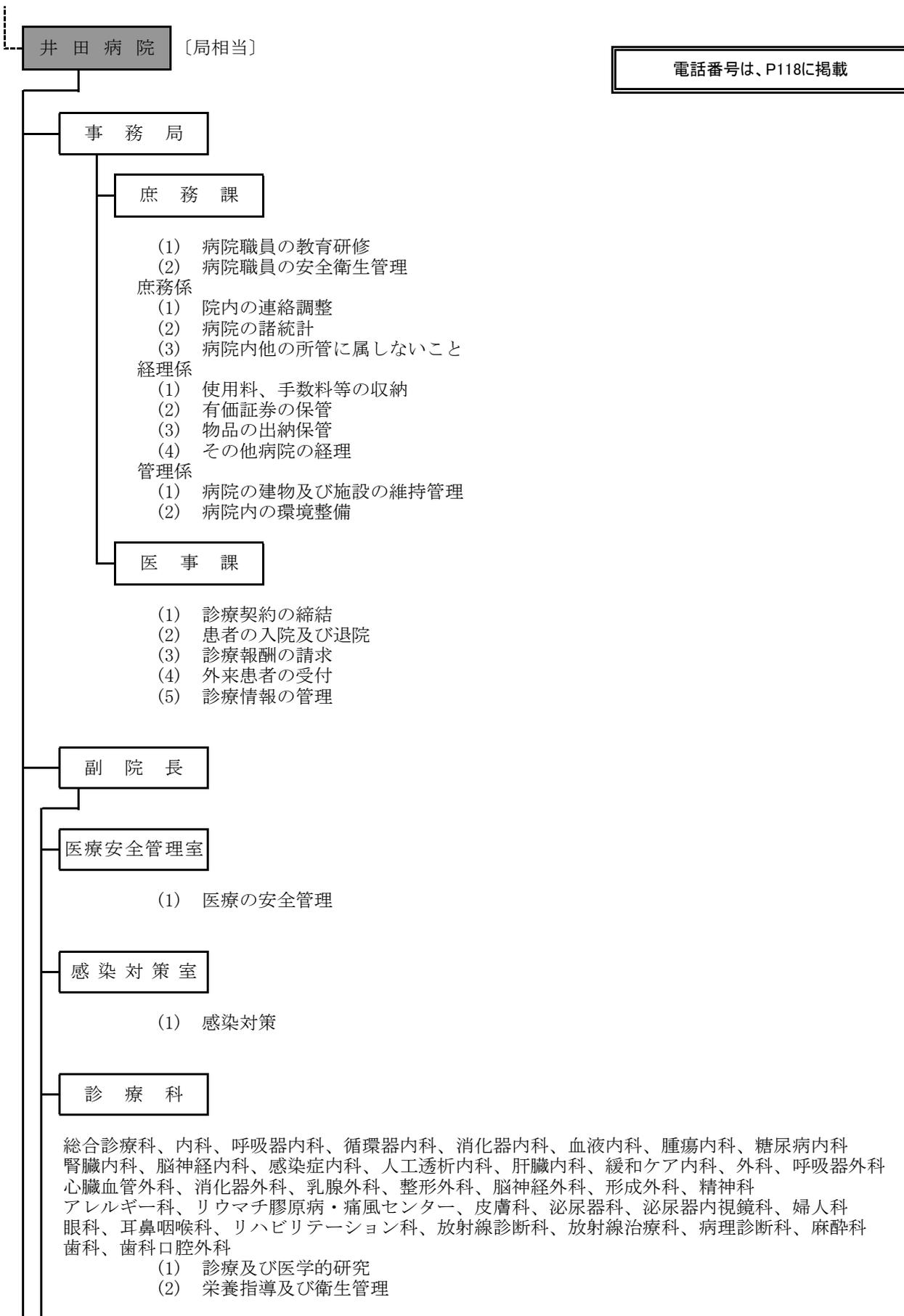
検査科

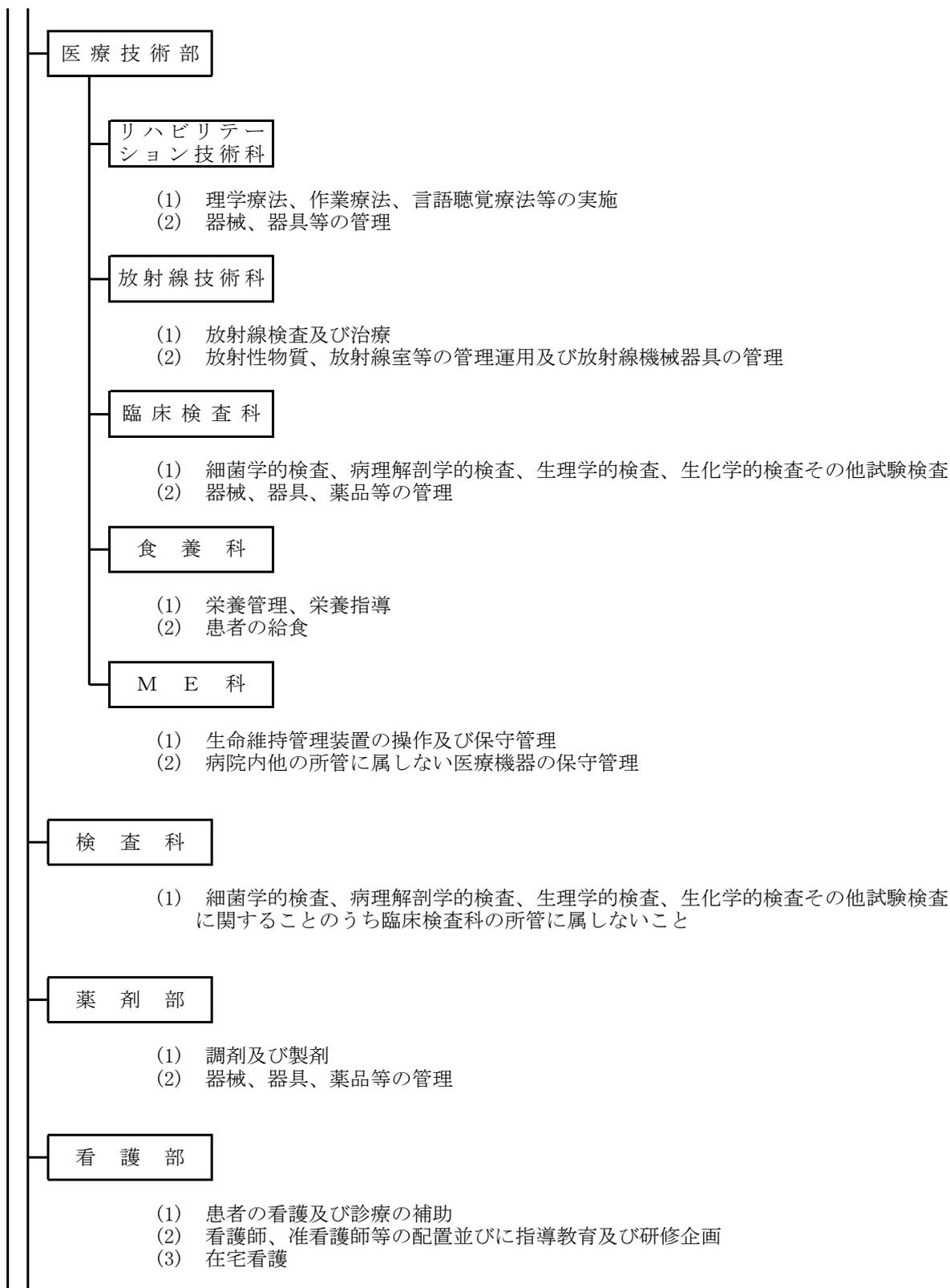
- (1) 細菌学的検査、病理解剖学的検査、生理学的検査、生化学的検査その他試験検査
 に関するもののうち臨床検査科の所管に属しないこと

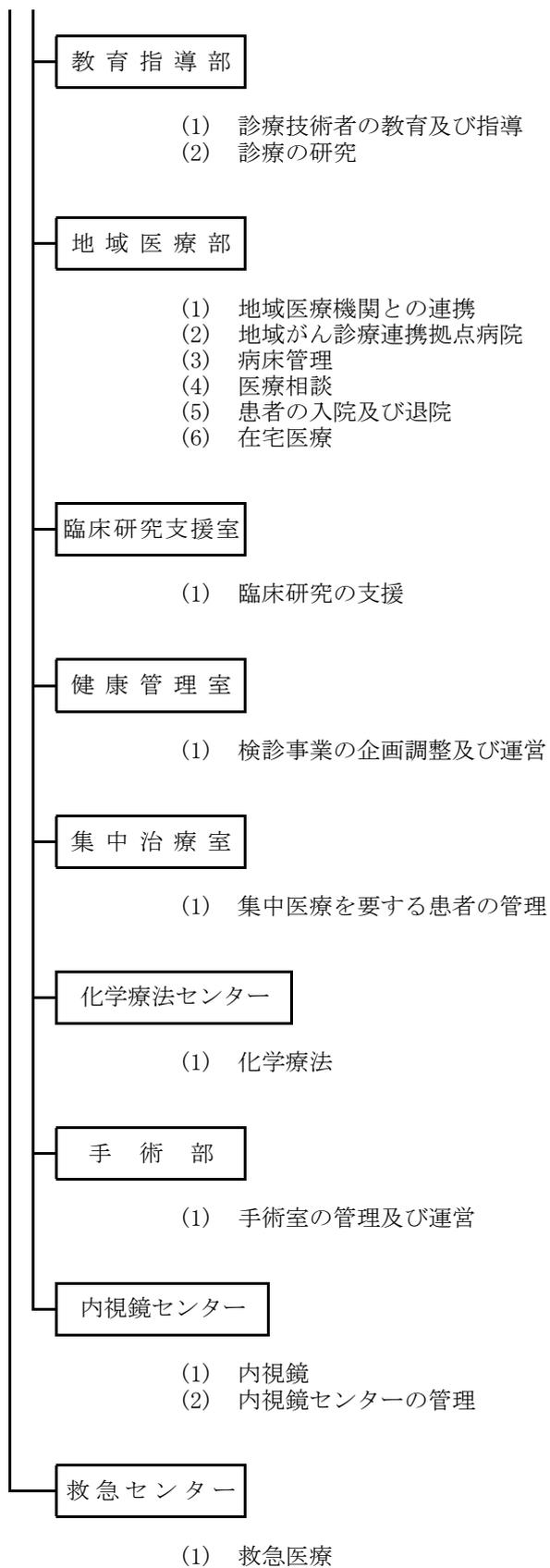
薬剤部

- (1) 調剤及び製剤
- (2) 器械、器具、薬品等の管理









消 防 局

局長 TEL223-2000 (48000)

※以下、消防局の外線電話は市内局番「223」をつけて発信してください。

総 務 部

部長 TEL2500 (48100)

庶 務 課

庶務係、経理係、消防団・防災支援係

- (1) 局の予算及び決算
- (2) 公印の総括管理
- (3) 文書の指導総括
- (4) 条例案、規則案等の審査及び総括
- (5) 情報公開、個人情報保護等の連絡調整
- (6) 市議会
- (7) 消防行政統計
- (8) 財務事務の指導等
- (9) 消防団の組織及び運用その他消防団
- (10) 消防団員等の災害補償
- (11) 地域における防災活動の支援
- (12) 自主防災組織の訓練指導
- (13) 消防関係諸機関との連絡調整
- (14) 全国消防長会等
- (15) 消防に係る広報及び広聴
- (16) 局内他の課の主管に属しないこと

課長 TEL2501 (48101)
 庶務係 TEL2503 (48111)
 経理係 TEL2511 (48121)
 TEL2512 (48122)
 TEL2513 (48123)
 消防団・防災支援係
 TEL2514 (48131)
 TEL2515 (48132)
 調査 TEL2504 (48112)
 全国消防長会
 TEL2510 (48117)
 広報 TEL2516 (48125)

人 事 課

人事係、初任教育訓練所、職員厚生係

- (1) 消防職員の配置及び人事評価
- (2) 消防職員の任免、昇給、昇格、分限、懲戒
 服務、賞罰その他身分
- (3) 消防職員の給与、勤務時間その他勤務条件
- (4) 消防職員の服務監察
- (5) 褒章及び表彰
- (6) 消防職員の研修、消防教育訓練及び初任実
 務教育
- (7) 消防職員の福利厚生
- (8) 消防職員の給与、旅費、退職年金の支給等
- (9) 消防職員の安全管理、衛生管理及び公務災
 害補償
- (10) 消防職員の服制及び被服その他の貸与品
- (11) 消防職員委員会
- (12) 消防音楽隊

課長 TEL2521 (48201)
 人事係 TEL2523 (48211)
 TEL2525 (48213)
 TEL2533 (48217)
 職員厚生係 TEL2528 (48221)
 TEL2530 (48223)
 TEL2531 (48224)
 TEL2532 (48222)
 服務 TEL2526 (48214)
 研修 TEL2529 (48216)
 表彰・試験・女性活躍推進
 TEL2556 (48215)
 消防音楽隊 TEL 044-975-0119

施 設 装 備 課

- (1) 消防用財産の取得管理及び処分
- (2) 消防施設の建築計画及び執務環境その他庁
 舎並びに施設
- (3) 消防水利の維持管理
- (4) 消防用機械器具及び装備品

課長 TEL2581 (48171)
 施設 TEL2548 (48141)
 TEL2549 (48142)
 TEL2550 (48144)
 TEL2551 (48143)
 装備 TEL2553 (48181)
 TEL2554 (48182)
 TEL2555 (48183)

※消防局の外線電話は市内局番「223」をつけて発信してください。

企 画 担 当

- (1) 消防組織制度
- (2) 重要な施策の企画及び総合調整
- (3) 情報化施策
- (4) 川崎市消防計画
- (5) 局民間活用事業者選定評価委員会

担当課長	TEL2502(48102)
	TEL2542(48161)
	TEL2543(48162)

警 防 部

警 防 課

警防係、計画係、消防係、救助係

- (1) 消防隊等の活動計画及び出場計画
- (2) 消防隊等の運用
- (3) 消防水利計画及びその運用
- (4) 消防隊等の訓練及び消防隊員等の研修
- (5) 消防活動技術の調査研究
- (6) 救助隊の訓練及び救助隊員の研修
- (7) 救助活動技術の調査研究
- (8) 救助隊の管理
- (9) 消防応援
- (10) 特殊災害対策
- (11) 消防職員及び消防団員の動員
- (12) 宅地造成事業等に関する消防上の指導
- (13) 自衛消防隊等の訓練の指導
- (14) 火災警報及び消防信号
- (15) 部内他の課の主管に属しないこと

部長	TEL2600(48400)
担当部長	TEL2604(48405)

課長	TEL2601(48401)
警防係	TEL2605(48411)
	TEL2602(48414)
	TEL2607(48413)
	TEL2608(48412)
消防係	TEL2609(48421)
	TEL2610(48422)
	TEL2611(48423)
救助係	TEL2612(48431)
	TEL2613(48432)
計画係	TEL2615(48441)
	TEL2606(48442)
救助隊指導	TEL2614(48433)

救 急 課

救急管理係、救急指導係

- (1) 救急業務の基本計画
- (2) 救急隊の運用
- (3) 救急医療関係機関等との連絡調整
- (4) 救急需要対策
- (5) 救急業務におけるデジタル技術の活用
- (6) 救急救命士の養成
- (7) 救急隊員の資格等
- (8) 救急隊の訓練及び救急隊員の研修
- (9) 救急医療及び救急技術の調査研究
- (10) 応急手当の普及啓発
- (11) 患者等搬送事業
- (12) メディカルコントロール体制の推進
- (13) メディカルコントロール協議会

課長	TEL2621(48501)
救急管理係	TEL2622(48511)
	TEL2623(48512)
	TEL2665(48513)
救急需要対策	
	TEL2628(48514)
	TEL2629(48515)
救急指導係	TEL2624(48521)
	TEL2625(48522)
	TEL2627(48523)
メディカルコントロール推進	
	TEL2626(48531)

※消防局の外線電話は市内局番「223」をつけて発信してください。

指 令 課

- 情報係、指令第1係、指令第2係
- (1) 消防指令システム及び消防情報管理システムの管理及び運用
 - (2) 消防通信施設の管理及び運用
 - (3) 消防指令システム及び消防情報管理システムに係る調査研究
 - (4) 消防通信に係る調査研究
 - (5) 災害情報の受信及び管理
 - (6) 出場指令及び部隊の管制
 - (7) 消防無線通信の運用及び技術指導

課長	TEL2631(48601)
指令統制担当課長	TEL2632(48602)
情報係	TEL2633(48603)
	TEL2544(48671)
	TEL2545(48672)
	TEL2640(48617)
	TEL2637(48614)
	TEL2639(48616)
指令第1係	TEL2634(48611)
	TEL2642(48622)
指令第2係	TEL2641(48621)
	TEL2635(48612)

航 空 隊

- 航空係、航空救助係、整備係
- (1) 航空機の運航の安全の確保
 - (2) 航空業務計画
 - (3) 航空機の運航
 - (4) 操縦訓練
 - (5) 航空救助の実施
 - (6) 航空救助訓練
 - (7) 航空機、付属機器等の整備
 - (8) 航空機の整備訓練

隊長	TEL03-3522-0119(48710)
担当課長(運航安全管理)	TEL03-3522-0119(48713)
	TEL03-3522-0119(48727)
航空救助係	TEL03-3522-0119(48716)
航空係・運航管理	TEL03-3522-0119(48712)
整備係・安全品質推進	TEL03-3522-0119(48714)

予 防 部

予 防 課

- 予防係、設備係、調査係
- (1) 火災その他の災害の予防指導
 - (2) 防火管理
 - (3) 防災管理
 - (4) 消防用設備等
 - (5) 建築物の消防同意等及び検査
 - (6) 建築物の建築に係る防火上の指導
 - (7) 火災等の調査及び調査技術の指導
 - (8) 危険物等の確認試験
 - (9) 消防に係る研究及び開発
 - (10) 公益財団法人川崎市消防防災指導公社
 - (11) 部内他の課の主管に属しないこと

部長	TEL2700(48800)
----	----------------

課長	TEL2701(48801)
予防係	TEL2703(48811)
	TEL2707(48812)
	TEL2705(48813)
	TEL2708(48816)
設備係	TEL2712(48831)
	TEL2713(48832)
	TEL2714(48833)
	TEL2715(48834)
	TEL2723(48835)
調査係	TEL2716(48821)
	TEL2717(48822)
	TEL2745(48941)

※消防局の外線電話は市内局番「223」をつけて
発信してください。

査 察 課

査察計画係、査察係

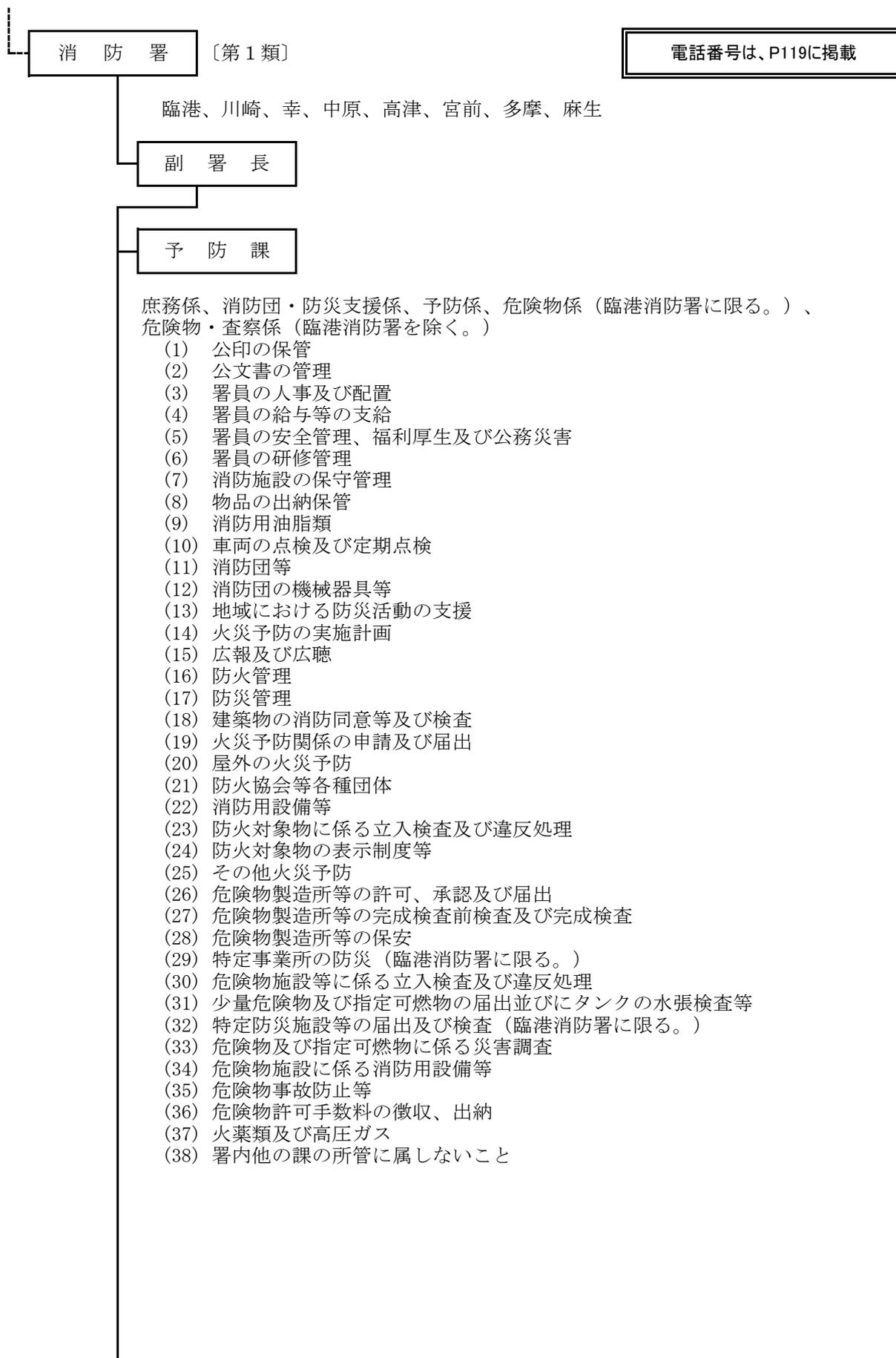
- (1) 防火対象物の立入検査及び違反処理
- (2) 防火対象物の表示制度
- (3) 防火対象物の実態調査
- (4) 屋外の火災予防
- (5) 小規模雑居ビル等の防火安全対策
- (6) 消防設備士及び消防設備点検資格者の指導等

課長	TEL2702(48301)
査察計画係	TEL2709(48311)
	TEL2710(48312)
	TEL2711(48313)
	TEL2753(48324)
査察係	TEL2750(48321)
	TEL2751(48322)
	TEL2754(48325)
	TEL2722(48315)

保 安 課

- (1) 危険物及び指定可燃物の規制
- (2) 危険物製造所等の許可、完成検査及び諸届出
- (3) 危険物製造所等の完成検査前検査、保安検査及び自主点検
- (4) 危険物及び指定可燃物の立入検査並びに違反処理
- (5) 危険物及び指定可燃物に係る災害調査
- (6) 危険物及び指定可燃物の保安に係る技術指導等
- (7) 石油コンビナート等災害防止法
- (8) 火薬類の規制
- (9) 火薬類製造営業等の許可、完成検査及び諸届出
- (10) 火薬類製造施設等の保安検査及び自主検査
- (11) 火薬類の立入検査等
- (12) 火薬類に係る災害調査
- (13) 火薬類の保安に係る技術指導等
- (14) 高圧ガスの規制
- (15) 高圧ガスの製造等の許可、完成検査及び諸届出並びに容器検査所の登録、容器の刻印等
- (16) 高圧ガス製造施設等の保安検査及び自主検査
- (17) 高圧ガスの立入検査等
- (18) 高圧ガスに係る災害調査
- (19) 高圧ガスの保安に係る技術指導等
- (20) 液化石油ガスの規制
- (21) 液化石油ガスの販売事業の登録、保安機関等の認定並びに貯蔵施設等の許可及び完成検査並びにこれらの諸届出
- (22) 液化石油ガスの充てん設備の保安検査
- (23) 液化石油ガスの立入検査等
- (24) 液化石油ガスに係る災害調査
- (25) 液化石油ガスの保安に係る技術指導等
- (26) 高圧低炭素水素等ガスの規制
- (27) 高圧低炭素水素等ガスの立入検査等
- (28) 危険物等保安審議会
- (29) コンビナート安全対策委員会

課長	TEL2731(48901)
高圧ガス・火薬類担当課長	TEL2720(48902)
危険物	TEL2732(48911)
	TEL2733(48912)
	TEL2734(48913)
	TEL2735(48914)
	TEL2736(48915)
	TEL2744(48916)
法令企画	TEL2738(48917)
検査	TEL2739(48921)
	TEL2740(48922)
	TEL2741(48923)
	TEL2755(48924)
コンビナート指導	TEL2743(48925)
火薬類・液化石油ガス	TEL2756(48938)
	TEL2759(48939)
高圧ガス	TEL2742(48931)
	TEL2758(48932)
	TEL2757(48933)
	TEL2790(48934)
	TEL2791(48935)
	TEL2792(48936)
	TEL2793(48937)



電話番号は、P119に掲載

消防署 [第1類]

臨港、川崎、幸、中原、高津、宮前、多摩、麻生

副署長

予防課

庶務係、消防団・防災支援係、予防係、危険物係（臨港消防署に限る。）、
危険物・査察係（臨港消防署を除く。）

- (1) 公印の保管
- (2) 公文書の管理
- (3) 署員の人事及び配置
- (4) 署員の給与等の支給
- (5) 署員の安全管理、福利厚生及び公務災害
- (6) 署員の研修管理
- (7) 消防施設の保守管理
- (8) 物品の出納保管
- (9) 消防用油脂類
- (10) 車両の点検及び定期点検
- (11) 消防団等
- (12) 消防団の機械器具等
- (13) 地域における防災活動の支援
- (14) 火災予防の実施計画
- (15) 広報及び広聴
- (16) 防火管理
- (17) 防災管理
- (18) 建築物の消防同意等及び検査
- (19) 火災予防関係の申請及び届出
- (20) 屋外の火災予防
- (21) 防火協会等各種団体
- (22) 消防用設備等
- (23) 防火対象物に係る立入検査及び違反処理
- (24) 防火対象物の表示制度等
- (25) その他火災予防
- (26) 危険物製造所等の許可、承認及び届出
- (27) 危険物製造所等の完成検査前検査及び完成検査
- (28) 危険物製造所等の保安
- (29) 特定事業所の防災（臨港消防署に限る。）
- (30) 危険物施設等に係る立入検査及び違反処理
- (31) 少量危険物及び指定可燃物の届出並びにタンクの水張検査等
- (32) 特定防災施設等の届出及び検査（臨港消防署に限る。）
- (33) 危険物及び指定可燃物に係る災害調査
- (34) 危険物施設に係る消防用設備等
- (35) 危険物事故防止等
- (36) 危険物許可手数料の徴収、出納
- (37) 火薬類及び高圧ガス
- (38) 署内他の課の所管に属しないこと

警防統括担当

- (1) 警防第1課及び警防第2課の事務の掌理による所属職員の指揮監督

日勤救急担当（中原消防署及び高津消防署のみ）

- (1) 救急活動
- (2) 救急隊の運用及び訓練
- (3) メディカルコントロール
- (4) 救急資機材
- (5) 救急統計
- (6) 救急技術の研究
- (7) 市民に対する救急の技術指導及び救急知識の普及
- (8) 救急告示医療機関等の連絡
- (9) その他救急業務

警防第1課、警防第2課

警防係、調査係、救急係

- (1) 災害活動
- (2) 警防計画及び防災対策
- (3) 警防体制、災害活動の指揮
- (4) 消防職員及び消防団員の動員
- (5) 火災警報、消防信号及び消防通信
- (6) 消防地理及び消防水利
- (7) 消防隊等の運用及び訓練
- (8) 救助業務
- (9) 自衛消防隊、自衛防災組織等の訓練の指導等
- (10) 圧縮アセチレンガス等の消防活動阻害物質
- (11) 火災の調査及び災害調査
- (12) 指揮情報隊
- (13) 火災統計
- (14) 災害情報及び災害現場広報
- (15) 課の安全管理
- (16) 火災予防指導等
- (17) 救急活動
- (18) 救急隊の運用及び訓練
- (19) メディカルコントロール
- (20) 救急資機材
- (21) 救急統計
- (22) 救急技術の研究
- (23) 市民に対する救急の技術指導及び救急知識の普及
- (24) 救急告示医療機関等の連絡
- (25) その他救急業務
- (26) 消防用機械器具
- (27) 機関員の技術指導
- (28) 消火薬剤等

出張所〔第3類〕

電話番号は、P119に掲載

浮島、千鳥町、殿町、藤崎、小田、大島、南河原、平間、加瀬
荊宿、井田、小田中、子母口、新作、梶ヶ谷、久地、野川、宮崎
向丘、犬蔵、菅生、宿河原、菅、栗谷、王禅寺、百合丘、柿生、栗木

- (1) 消防施設の保守管理
- (2) 物品の保管
- (3) 広報及び広聴
- (4) 消防用機械器具
- (5) 警防計画
- (6) 消防地理及び消防水利
- (7) 災害情報の収集
- (8) 職場研修
- (9) 自衛消防隊、自衛防災組織等の訓練の指導等
- (10) 火災の調査及び災害調査
- (11) 救急
- (12) 火災予防指導等
- (13) 消防法、川崎市火災予防条例及び川崎市防火管理等に関する規程に基づく届出等のうち、別に定めるものの処理
- (14) その他、消防長が定める事項

市民オンブズマン事務局

市民オンブズマン事務局

- (1) 事務局の人事、予算及び決算
- (2) オンブズマン制度及び人権救済制度の調査研究
- (3) 川崎市市民オンブズマン条例の規定に基づく苦情申立て又は川崎市人権オンブズパーソン条例の規定に基づく相談若しくは救済申立ての受付
- (4) 苦情申立て、相談、救済申立て等の調査、処理、勧告、意見表明、事業者に対する要請等に係る事務手続
- (5) 苦情申立て、相談、救済申立て等に係る市の機関その他関係機関との連絡調整
- (6) その他市民オンブズマン、人権オンブズパーソン及び専門調査員の庶務

事務局長	TEL3689(52900)
市民オンブズマン	
	TEL3693(52911)
庶務・経理	TEL3694(52914)
調査支援	TEL3692(52913)
	TEL3691(52912)
人権オンブズパーソン	
	TEL1464(52956)
調査支援	TEL1463(52953)



教育政策室

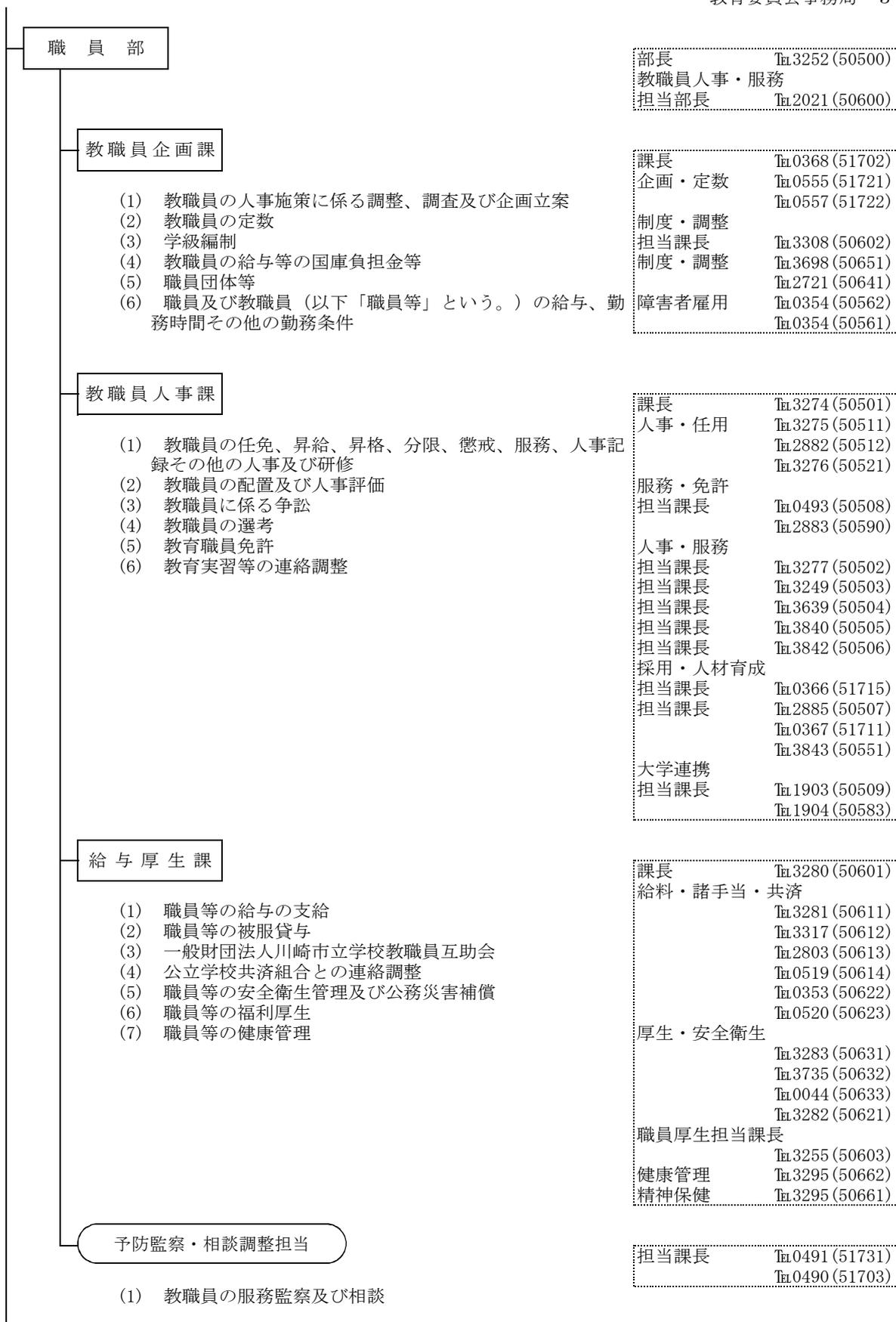
- (1) 重要な教育施策の企画立案
- (2) 教育施策の総合調整及び進行管理
- (3) 広報及び広聴
- (4) 学校の適正規模及び適正配置
- (5) 通学区域の変更
- (6) 教育行政に係る調査及び基幹統計
- (7) 人権・多文化・共生教育
- (8) 教育改革の推進
- (9) 学校運営協議会
- (10) 働き方・仕事の進め方改革
- (11) 事務改善

室長	TEL2563(50200)
教育システム最適化・GIGAスクール構想推進担当部長	TEL844-3622
企画調整担当課長	TEL3307(50201)
企画調整	TEL3244(50211)
政策推進担当課長	TEL3268(50221)
政策推進	TEL2838(50231)
区教育・事業調整担当課長	TEL2607(50232)
区教育・事業調整	TEL2465(50241)
人権・多文化共生教育担当課長	TEL2701(50242)
人権・多文化共生教育	TEL3273(50251)
働き方・仕事の進め方改革担当課長	TEL3758(50252)
働き方・仕事の進め方改革	TEL0914(50261)
働き方・仕事の進め方改革	TEL0915(50262)

教育環境整備推進室

- (1) 学校施設の国庫支出金、起債等
- (2) 学校施設の設置及び廃止
- (3) 通学区域の設定
- (4) 学校施設の新築及び増改築
- (5) 教育施設(川崎市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例(平成21年川崎市条例第47号)により、市長が管理し、及び執行する施設を除く。以下同じ。)の新たな事業手法の導入による新築及び増改築
- (6) 学校施設の用地の取得
- (7) 教育財産の管理の総括
- (8) 学校施設の保全及び管理に係る業務の委託
- (9) 学校施設の新築及び増改築に伴う物品の調達
- (10) 教育施設の目的外使用許可
- (11) 学校施設の寄附受納
- (12) 学校施設及び学校設備の営繕
- (13) 教育施設整備に係る技術指導

室長	TEL3676(50400)
管理・調整担当課長	TEL1802(50405)
管理	TEL3270(50431)
管理	TEL3314(50432)
調整	TEL3480(50433)
環境整備担当課長	TEL1803(50471)
環境整備①	TEL3055(50403)
環境整備②	TEL2772(50412)
計画推進担当課長	TEL3272(50422)
財源対策	TEL1804(50425)
長期保全・計画	TEL0361(50424)
包括管理推進	TEL1304(50481)
空調整備担当課長	TEL1304(50482)
空調整備	TEL2866(50404)
施設整備・調整担当課長	TEL3271(50411)
再生整備①	TEL0362(50452)
再生整備②	(50453)
施設整備	TEL0753(50461)
	TEL1306(50462)
	TEL1901(50407)
	TEL1902(50484)
	TEL3478(50402)
	TEL3279(50421)
	TEL3477(50423)
	TEL3319(50451)
	(50454)
	TEL3057(50441)
	(50442)



学校教育部

指導課

- (1) 学校の教育に係る調査及び企画立案
- (2) 学校の運営
- (3) 学校の教育課程の編成
- (4) 学校の教科用図書その他教材の取扱い
- (5) 教科用図書選定審議会
- (6) 学校等の学習指導及び児童等の指導
- (7) いじめ防止対策連絡協議会等
- (8) 学校に係る教育研究団体の教育活動の振興
- (9) 総合教育センターとの連絡調整

部長 TEL3251(51100)
 支援教育 担当部長 TEL0760(51404)

課長 TEL3284(51301)
 指導事務 TEL3242(51306)
 TEL3286(51311)
 TEL3737(51312)
 TEL3329(51313)
 指導調整・高校改革
 担当課長 TEL3318(51302)
 担当課長 TEL3067(50312)
 担当課長 TEL1905(51307)
 TEL3247(51304)
 TEL3290(51305)
 TEL2293(51314)
 TEL1141(51309)
 TEL0499(50341)
 TEL0499(50342)
 自然教室
 担当課長 TEL0497(51371)
 TEL0498(51372)
 TEL0498(51373)
 TEL0498(51374)

支援教育課

- (1) 支援教育（特別支援教育を含む。）
- (2) 不登校対策（他の所管に属するものを除く。）
- (3) 特別支援学校及び小中学校特別支援学級の運営
- (4) 特別支援学校及び小中学校特別支援学級の教科用図書
その他の教材の取扱い
- (5) 特別支援教育に係る教育研究団体の教育活動の振興

課長 TEL2549(51403)
 支援教育管理・調整 TEL3287(51328)
 (51321)
 TEL3278(51325)
 支援教育企画・調整
 TEL3827(51322)
 TEL1303(51331)
 不登校対策
 担当課長 TEL1301(51409)
 TEL1302(51330)
 支援学校担当
 担当課長 TEL0365(51408)
 TEL0761(51326)
 小中高等学校支援教育
 担当課長 TEL0363(51407)
 TEL0364(51324)

健康教育課

- (1) 保健教育及び安全教育に係る調査及び企画立案
- (2) 児童等の保健衛生
- (3) 学校の環境衛生
- (4) 児童等の通学等に係る安全対策
- (5) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師との連絡調整
- (6) 学校保健会
- (7) 独立行政法人日本スポーツ振興センター所管の災害補償
給付
- (8) 学校体育
- (9) 学校体育に係る教育研究団体の教育活動の振興

課長 TEL3292(51201)
 学校保健 TEL3321(51211)
 TEL3293(51212)
 TEL0357(51214)
 TEL3152(51215)
 TEL3324(51303)
 学校環境衛生 TEL3294(51231)
 水泳授業 TEL0756(51217)
 学校体育・安全・部活動
 担当課長 TEL3828(51203)
 学校体育・安全・文化部活動
 TEL3313(51213)
 (51225)
 TEL3225(51218)
 学校体育・安全・運動部活動
 TEL0756(51227)
 TEL1144(51226)
 TEL2880(51308)

区・教育担当（川崎～麻生）

- (1) 学校と地域の連携の強化及び推進
- (2) 学校運営の支援

川崎区・教育担当	
担当課長	TEL201-3324(61850) TEL201-3325(61851)
幸区・教育担当	
担当課長	TEL556-6698(62850) TEL556-6733(62851)
中原区・教育担当	
担当課長	TEL744-3137(63850) TEL744-3101(63851)
高津区・教育担当	
担当課長	TEL861-3330(64870) TEL861-3331(64871)
宮前区・教育担当	
担当課長	TEL856-3176(65850) TEL856-3178(65703)
多摩区・教育担当	
担当課長	TEL935-3432(66850) TEL935-3103(66851)
麻生区・教育担当	
担当課長	TEL965-5305(67705) TEL965-5306(67706)

健康給食推進室

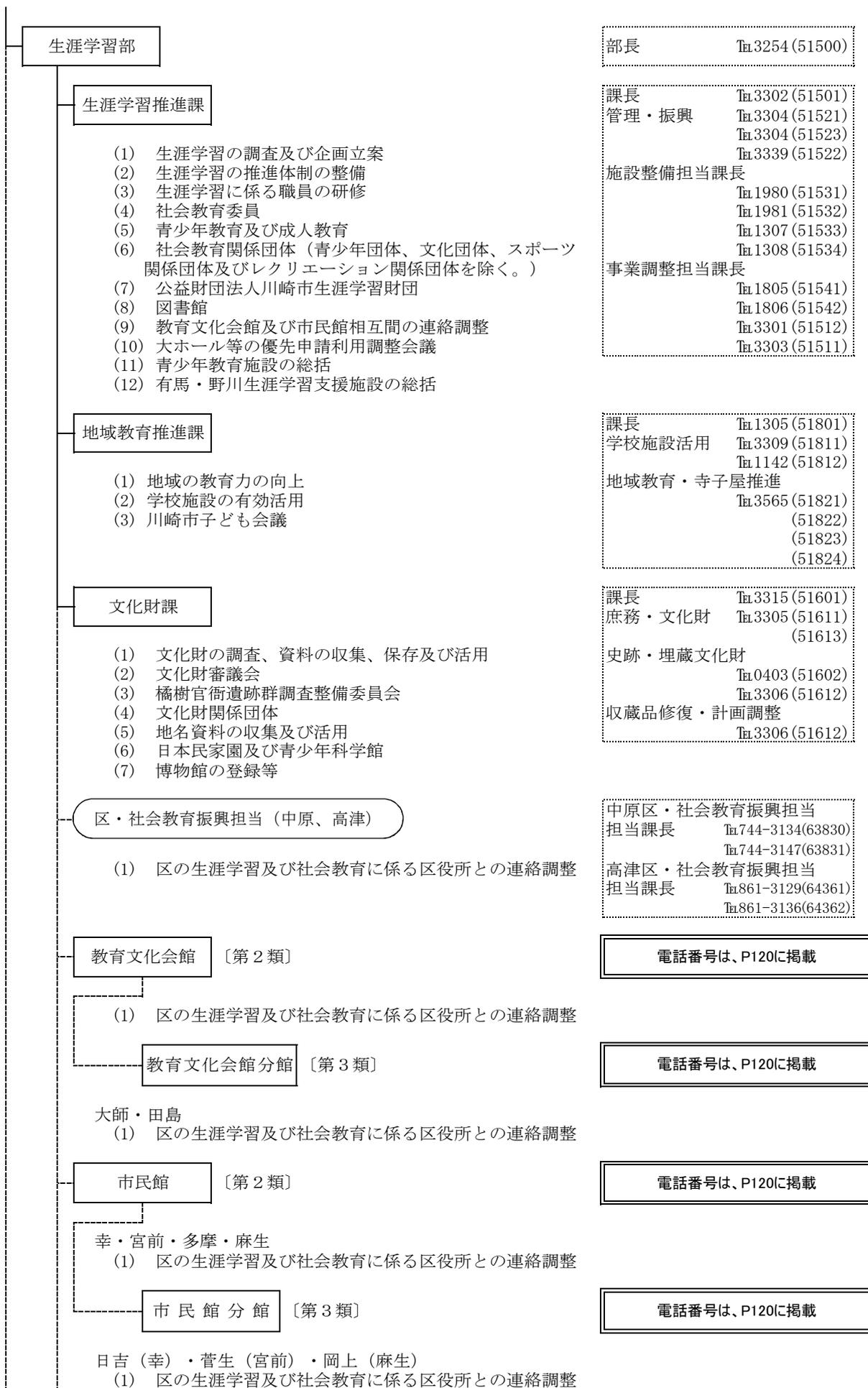
- (1) 学校給食
- (2) 学校給食を活用した食育の推進
- (3) 学校給食センター
- (4) 公益財団法人川崎市学校給食会

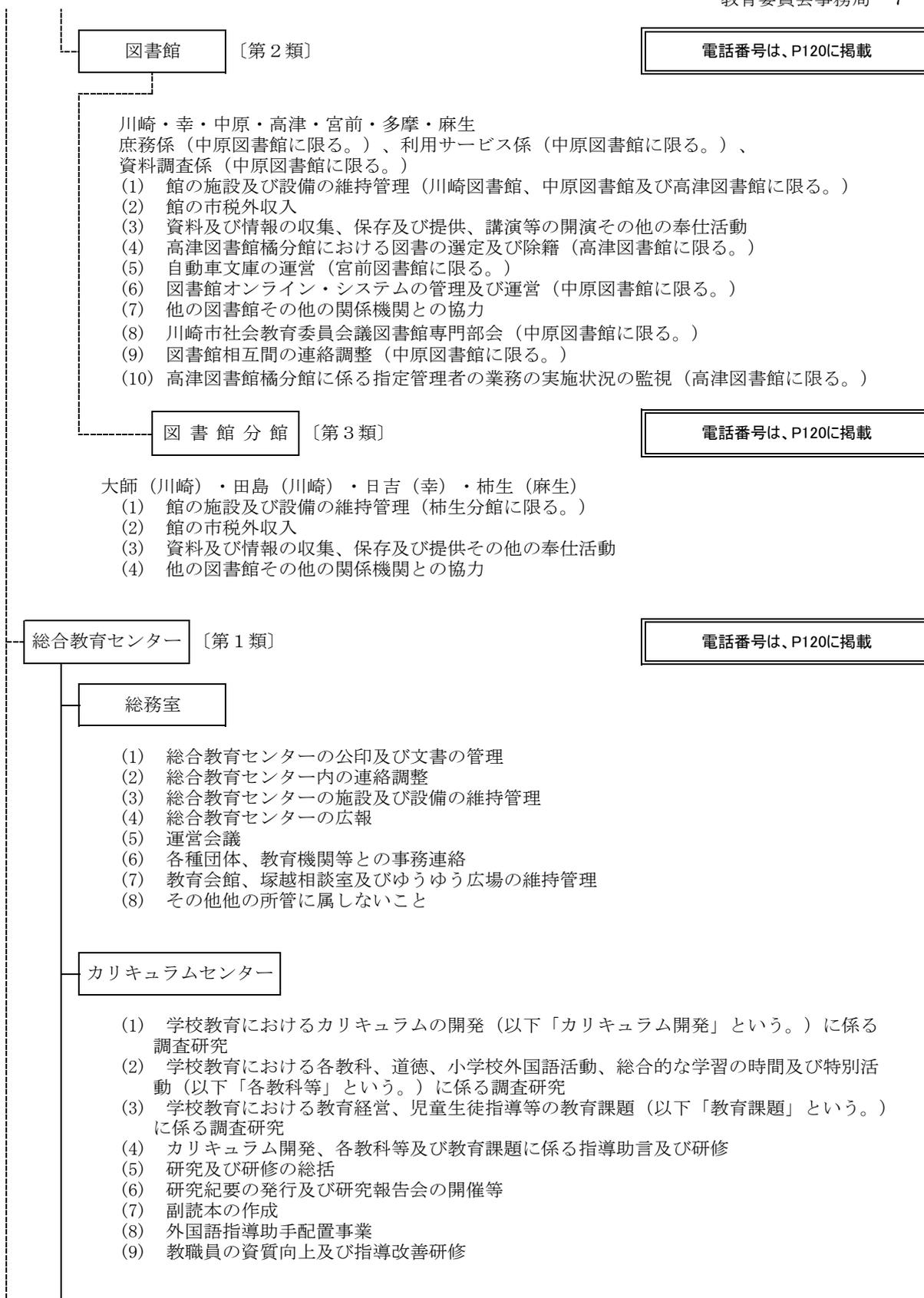
室長	TEL2466(51200)
企画担当課長	TEL1309(51206)
企画	TEL3562(51261) TEL0360(51263)
会計担当課長	TEL2763(51205)
徴収	TEL2539(51271) (51274) (51275) TEL1808(51273)
収納	TEL1807(51272) TEL1809(51276) (51277)
食育推進担当課長	
	TEL2158(51204)
小学校給食・食育	TEL3297(51221) TEL3349(51241)
中学校給食・食育	TEL2537(51264) TEL0244(51267)
学校給食担当課長	TEL3296(51202)
小学校給食	TEL3299(51222) TEL3894(51223)
中学校給食	TEL0359(51262) TEL2538(51265)

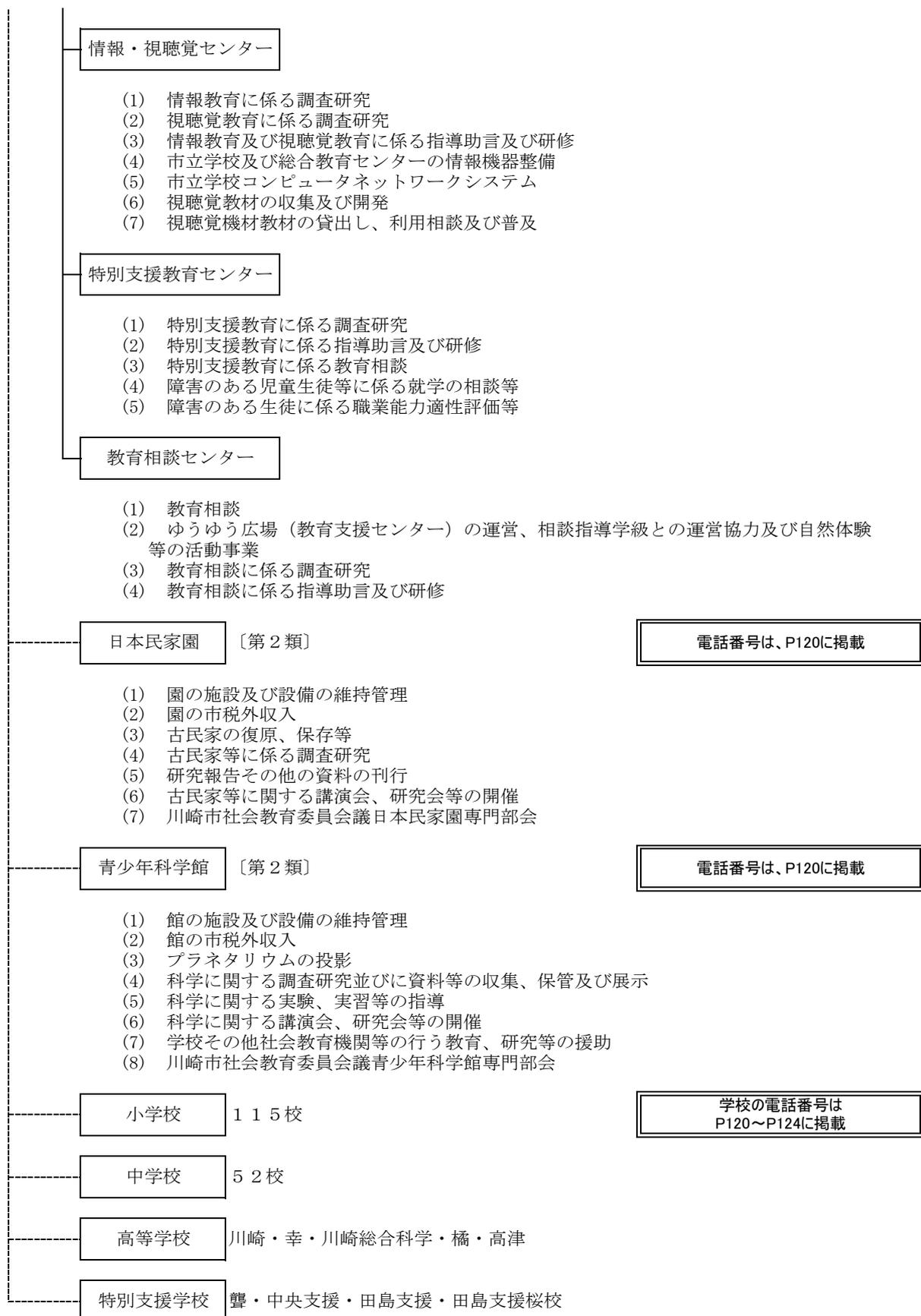
学校給食センター [第2類]

- 南部・中部・北部
- (1) センターの衛生管理
 - (2) 施設及び設備の維持管理
 - (3) 学校給食の配送
 - (4) 給食物資の検収及び保管
 - (5) 調理業務
 - (6) 献立作成
 - (7) 食品衛生
 - (8) 食物アレルギーに係る相談等
 - (9) 実施学校の食育指導
 - (10) その他センターの運営

電話番号は、P120に掲載







市選挙管理委員会事務局

選挙部

選挙課

局長 TEL3415 (56100)

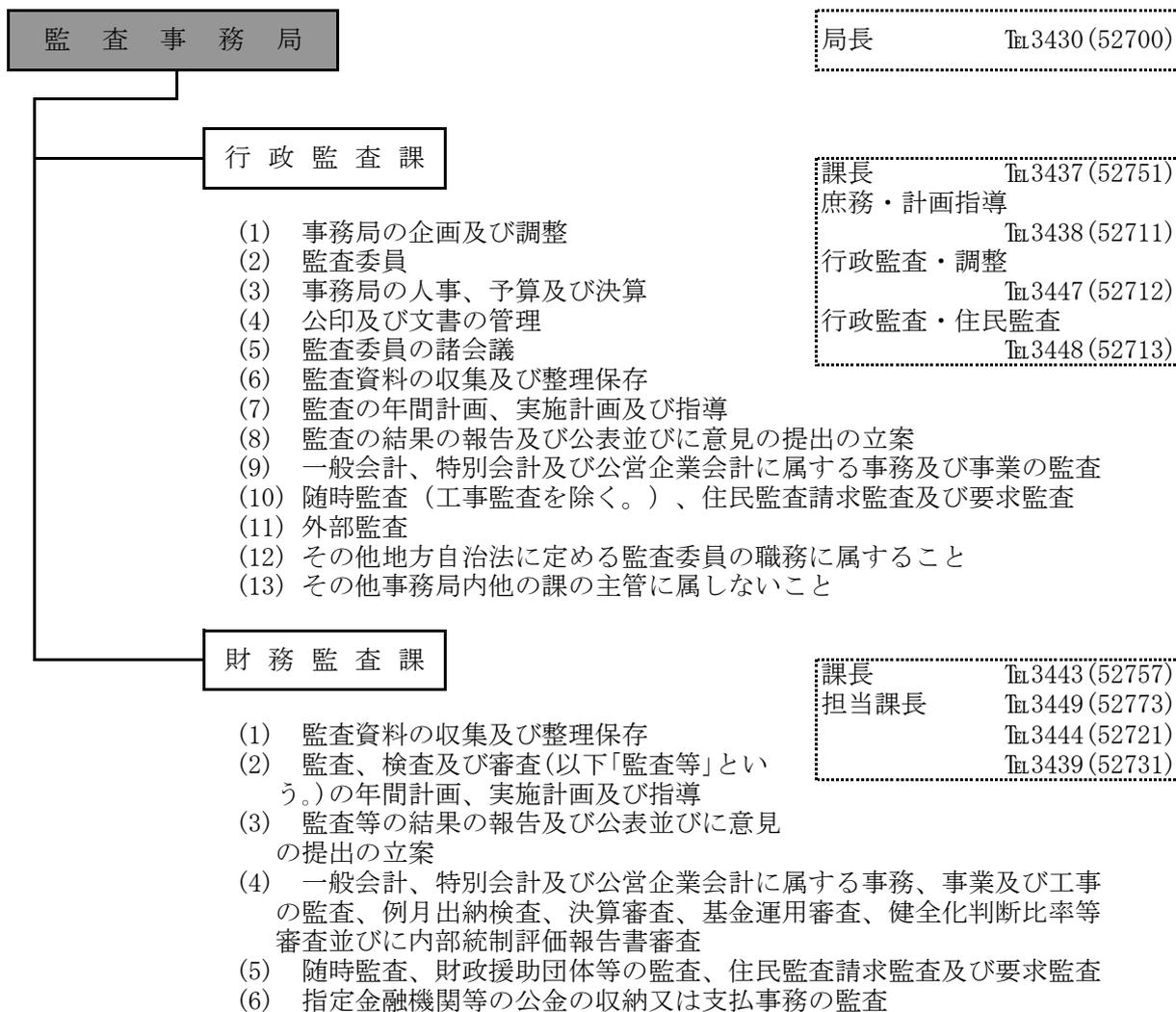
部長 TEL3604 (56101)

課長 TEL3423 (56102)
 管理係 TEL3422 (56111)
 啓発 TEL3427 (56121)
 選挙係 TEL3425 (56131)
 改善・システム TEL3427 (56121)

管理係、選挙係

- (1) 事務局の人事、予算及び決算
- (2) 委員会の運営
- (3) 市区選挙管理委員会委員長会議等
- (4) 例規の制定及び改廃
- (5) 公印及び文書の管理
- (6) 選挙事務の管理及び執行
- (7) 区選挙事務の指導
- (8) 選挙人名簿及び在外選挙人名簿の調製の指導
- (9) 直接請求事務
- (10) 選挙以外の投票事務の管理及び指導
- (11) 検察審査員候補者予定者の選定
- (12) 裁判員候補者予定者の選定
- (13) 政治活動
- (14) 選挙制度の調査研究
- (15) 選挙事務の研修計画及び実施
- (16) 選挙統計
- (17) 選挙啓発
- (18) 区選挙啓発の指導
- (19) 選挙争訟
- (20) 憲法改正国民投票
- (21) 住民投票の事務
- (22) 前各号に定めるもののほか必要と認められること

監査事務局



人事委員会事務局

局長 TEL3320(56600)

調査課

- (1) 事務局の人事、予算及び決算
- (2) 事務局内の連絡調整及び事務改善
- (3) 委員会の議事
- (4) 勤務条件に関する措置要求
- (5) 不利益処分についての審査請求
- (6) 職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の処理
- (7) 人事委員会の人事行政の運営の状況及び業務の状況の報告
- (8) 川崎市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査請求
- (9) 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議
- (10) 退職管理に係る任命権者からの報告等
- (11) 職員団体の登録
- (12) 管理職員等の範囲
- (13) 人事委員会規則、規程等の制定改廃
- (14) 人事に関する統計報告の作成
- (15) 人事記録の管理
- (16) 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度の調査、研究及び立案
- (17) 給与支払の監理
- (18) 給与に関する報告及び勧告
- (19) 民間給与及び生計費の調査
- (20) 労働基準監督機関の職権行使
- (21) その他事務局内他の課の主管に属しないこと

課長 TEL3341(56611)
 庶務・公平審査 TEL3342(56612)
 (56613)
 給与・労基 TEL3347(56618)
 TEL3348(56617)
 (56619)

任用課

- (1) 任用制度の調査、研究及び立案
- (2) 採用の競争試験及び選考
- (3) 昇任の競争試験及び選考
- (4) その他任用

課長 TEL3346(56621)
 試験・選考 TEL3343(56622)
 (56623)
 (56624)
 任用 TEL3345(56625)

議 会 局

局長 TEL3352(53000)

総 務 部

部長 TEL3353(53010)

庶 務 課

- (1) 局の人事、予算及び決算
- (2) 公印の総括管理
- (3) 儀式、交際、渉外及び接遇
- (4) 議長及び副議長の秘書
- (5) 議員の身分
- (6) 議員の報酬、費用弁償及び期末手当
- (7) 政務活動費
- (8) 議員の公務災害補償
- (9) 議員共済
- (10) 議員の福利厚生
- (11) 各種議長会
- (12) 各派団長会議
- (13) 議会の傍聴
- (14) 議場その他諸室の管理
- (15) 委託管理自動車
- (16) 局内の連絡調整及び事務改善
- (17) 局内他の課の主管に属しないこと

課長 TEL3366(53101)
 庶務係 TEL3354(53111)
 TEL3367(53112)
 経理 TEL3368(53121)
 秘書 TEL3369(53102)
 政務活動費担当課長
 TEL2482(53103)

広報・報道担当

- (1) 議会の広報
- (2) 議員の資産公開

担当課長 TEL3364(53303)
 TEL3377(53321)

議 事 調 査 部

部長 TEL3374(53200)

議 事 課

- (1) 本会議
- (2) 常任委員会及び特別委員会
- (3) 議会運営委員会
- (4) 全員協議会及び全員説明会
- (5) 議決事項の処理
- (6) 請願、陳情等
- (7) 議会の先例
- (8) 会議録の作成
- (9) その他議事

課長 TEL3370(53201)
 議事係 TEL3371(53211)
 TEL3372(53212)
 記録 TEL3373(53221)
 先例 TEL3371(53211)

政 策 調 査 課

- (1) 議会の調査
- (2) 議員提出議案
- (3) 他都市等からの照会回答
- (4) 調査時報及びその他資料の発行
- (5) 議会図書室の管理
- (6) 議会史の編さん
- (7) 各種資料の収集、整理及び保存
- (8) その他政策調査

課長 TEL3375(53301)
 調査係 TEL3376(53311)
 制度・法制 TEL3378(53302)
 議会史編さん
 TEL0489(53331)

事業所等一覧

名称	所在地	電話番号
総務企画局		
東京事務所	川崎区宮本町1	200-0053
公文書館	中原区宮内4-1-1	733-3933
財政局		
かわさき市税事務所	川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル1~4階	200-3938
みぞのくち市税事務所	高津区下作延2-7-60	820-6555
こすぎ市税分室	中原区小杉町3-245 中原区役所3階	744-3113
しんゆり市税事務所	麻生区万福寺1-2-2 新百合トウエンティワン5階	543-8988
市民文化局		
平和館	中原区木月住吉町33-1	433-0171
市民ミュージアム	麻生区上麻生6-15-2	712-2800
岡本太郎美術館	多摩区枳形7-1-5	900-9898
経済労働局		
中小企業溝口事務所	高津区溝口1-6-10 てくのかわさき3階	812-1112
都市農業振興センター	高津区梶ヶ谷2-1-7 JAセレサ梶ヶ谷ビル2階	860-2462
農業技術支援センター	多摩区菅仙谷3-17-1	945-0153
中央卸売市場北部市場	宮前区水沢1-1-1	975-2211
地方卸売市場南部市場	幸区南幸町3-126-1	543-5271
環境局		
川崎生活環境事業所	川崎区塩浜4-11-9	266-5747
中原生活環境事業所	中原区中丸子155-1	411-9220
宮前生活環境事業所	宮前区宮崎172	866-9131
多摩生活環境事業所	多摩区枳形1-14-1	933-4111
入江崎クリーンセンター	川崎区塩浜3-14-1	266-2726
加瀬クリーンセンター	幸区南加瀬4-40-23	588-4241
浮島処理センター	川崎区浮島町509-1	287-9600
浮島埋立事業所	川崎区浮島町523-1	277-1735
橘処理センター	高津区新作1-20-1	865-0013
王禅寺処理センター	麻生区王禅寺1285	966-6135
環境総合研究所	川崎区殿町3-25-13 川崎生命科学・環境研究センター3階	276-9001
健康福祉局		
中央卸売市場食品衛生検査所	宮前区水沢1-1-1	975-2245
動物愛護センター	中原区上平間1700-8	589-7137
こころの相談所	川崎区東田町8	201-3241
総合リハビリテーション推進センター	川崎区日進町5-1	223-6719
南部地域支援室	川崎区日進町5-1	200-0834
中部地域支援室	中原区井田3-16-1	750-0686
北部地域支援室	麻生区百合丘2-8-2	281-6621
健康安全研究所	川崎区殿町3-25-13 川崎生命科学・環境研究センター2階	276-8250
看護大学	幸区小倉4-30-1	587-3500
看護大学大学院	川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階	587-3500

事業所等一覧

名称	所在地	電話番号
こども未来局		
南部児童相談所	幸区鹿島田 1-21-9	542-1234
中部児童相談所	高津区久本 1-4-1	877-8111
北部児童相談所	多摩区生田 7-16-2	931-4300
東小田保育園	川崎区小田 5-14-1	355-6620
藤崎保育園	川崎区藤崎 1-7-1	211-1306
古川保育園	幸区古川町 120	522-6301
河原町保育園	幸区河原町 1	522-6650
夢見ヶ崎保育園	幸区南加瀬 3-4-8	588-4130
中丸子保育園	中原区中丸子 1155	411-5559
下小田中保育園	中原区下小田中 4-4-17	788-5890
蟹ヶ谷保育園	高津区蟹ヶ谷 339	751-9040
津田山保育園	高津区下作延 5-1-10	888-5291
梶ヶ谷保育園	高津区梶ヶ谷 5-8-2	865-0355
菅生保育園	宮前区初山 1-23-15	977-9320
中有馬保育園	宮前区有馬 3-2-10	854-0425
生田保育園	多摩区西生田 3-15-10	966-2502
菅保育園	多摩区菅 1-5-24	945-5109
上麻生保育園	麻生区上麻生 7-2-35	988-8520
高石保育園	麻生区高石 1-14-15	954-5355
白山保育園	麻生区白山 4-2-1	987-7722
川崎区保育・子育て総合支援センター	川崎区大島 4-17-2	201-3319
中原区保育・子育て総合支援センター	中原区小杉陣屋町 2-3-1	744-3288
宮前区保育・子育て総合支援センター	宮前区土橋 2-14-1	856-3290
多摩区保育・子育て総合支援センター	多摩区生田 2-14-5	935-3104

事業所等一覧

名称	所在地	電話番号
まちづくり局		
登戸区画整理事務所	多摩区登戸1891-1	933-8511
建設緑政局		
多摩川管理事務所	幸区東古市場1 御幸公園内	544-6922
霊園事務所	高津区下作延1241 緑ヶ丘霊園内	813-1182
夢見ヶ崎動物公園	幸区南加瀬1-2-1	588-4030
生田緑地整備事務所	多摩区枳形6-26-1 生田緑地内	934-8577
南部都市基盤整備事務所	中原区下小田中2-9-1	755-2277
北部都市基盤整備事務所	麻生区古沢120	955-1200
港湾局		
川崎港管理センター	川崎区東扇島38-1 川崎市港湾振興会館(川崎マリエン)内	287-6027
臨海部国際戦略本部		
キングスカイフロント マネジメントセンター	川崎区殿町3-25-10	276-9209
上下水道局		
南部サービスセンター	中原区上平間1183	544-5433
中部サービスセンター	高津区末長1-44-24	855-3232
北部サービスセンター	麻生区高石4-15-7	951-0303
第1配水工事事務所	中原区上平間1183	544-3642
第2配水工事事務所	高津区梶ヶ谷2-13-5	888-3141
第3配水工事事務所	多摩区生田1-1-1	945-8277
水管理センター	多摩区三田5-1-1	900-9710
水運用センター	宮前区土橋3-1-1	866-0335
長沢浄水場	多摩区三田5-1-1	911-2022
生田浄水場	多摩区生田1-1-1	944-2131
入江崎水処理センター	川崎区塩浜3-17-1	287-5202
加瀬水処理センター	幸区南加瀬4-40-22	587-3000
等々力水処理センター	中原区宮内3-22-1	799-9542
麻生水処理センター	麻生区上麻生6-15-1	989-1171
入江崎総合スラッジセンター	川崎区塩浜3-24-12	287-7204
南部下水道事務所	川崎区元木2-2-9	344-4866
中部下水道事務所	中原区宮内1-21-31	751-2966
西部下水道管理事務所	宮前区有馬1-21-6	852-5131
北部下水道管理事務所	麻生区高石4-15-7	954-0208
交通局		
塩浜営業所	川崎区塩浜2-2-1	288-0972
鷲ヶ峰営業所	宮前区菅生ヶ丘41-1	977-5222
病院局		
川崎病院	川崎区新川通12-1	233-5521
井田病院	中原区井田2-27-1	766-2188

事業所等一覽

名 称	所在地	電話番号
消 防 局		
臨港消防署	川崎区池上新町 3-1-5	299-0119
浮島出張所	川崎区浮島町 509-1	271-0119
千鳥町出張所	川崎区千鳥町 15-4	277-0119
殿町出張所	川崎区殿町 3-25-2	266-0119
藤崎出張所	川崎区藤崎 3-7-1	287-0119
川崎消防署	川崎区南町 20-7	223-0119
小田出張所	川崎区小田 7-3-41	366-0119
大島出張所	川崎区大島上町 20-3	333-0119
幸消防署	幸区戸手 2-12-1	511-0119
南河原出張所	幸区南幸町 2-38	533-0119
平間出張所	幸区下平間 4	522-0119
加瀬出張所	幸区南加瀬 4-18-5	599-0119
中原消防署	中原区新丸子東 3-1175-1	411-0119
荻宿出張所	中原区荻宿 42-3	435-0119
井田出張所	中原区井田中ノ町 23-3	754-0119
小田中出張所	中原区上小田中 3-7-1	799-0119
高津消防署	高津区二子 5-14-5	811-0119
子母口出張所	高津区子母口 298-2	766-0119
新作出張所	高津区新作 4-12-7	853-0119
梶ヶ谷出張所	高津区向ヶ丘 8-16	854-0119
久地出張所	高津区久地 4-11-19	822-0119
宮前消防署	宮前区宮前平 2-20-4	852-0119
野川出張所	宮前区西野川 2-7-8	755-0119
宮崎出張所	宮前区有馬 2-8-11	855-0119
向丘出張所	宮前区平 1-4-17	888-0119
犬蔵出張所	宮前区犬蔵 1-10-2	976-0119
菅生出張所	宮前区菅生 3-43-23	977-0119
多摩消防署	多摩区柘形 2-6-1	933-0119
宿河原出張所	多摩区宿河原 3-12-1	900-0119
菅出張所	多摩区菅馬場 1-13-1	945-0119
栗谷出張所	多摩区栗谷 3-30-8	953-0119
麻生消防署	麻生区万福寺 1-5-4	951-0119
王禅寺出張所	麻生区王禅寺東 4-1-6	954-0119
百合丘出張所	麻生区百合丘 1-18-4	966-0119
柿生出張所	麻生区片平 2-30-7	989-0119
栗木出張所	麻生区栗木台 4-2-1	987-0119

事業所等一覧

名称	所在地	電話番号
教育委員会事務局		
総合教育センター	高津区溝口6-9-3	844-3600
総合教育センター塚越分室	幸区塚越1-60	541-3633
南部学校給食センター	幸区南幸町3-149-2	223-7881
中部学校給食センター	中原区上平間1700-373	201-1008
北部学校給食センター	麻生区栗木2-8-5	322-9911
教育文化会館	川崎区富士見2-1-3	233-6361
教育文化会館大師分館	川崎区大師駅前1-1-5 川崎大師パークホームズ2F	266-3550
教育文化会館田島分館	川崎区追分町16-1	333-9120
幸市民館	幸区戸手本町1-11-2	541-3910
幸市民館日吉分館	幸区南加瀬1-7-17	587-1491
宮前市民館	宮前区宮前平2-20-4	888-3911
宮前市民館菅生分館	宮前区菅生5-4-11	977-4781
多摩市民館	多摩区登戸1775-1	935-3333
麻生市民館	麻生区万福寺1-5-2	951-1300
麻生市民館岡上分館	麻生区岡上3-15-5	988-0268
川崎図書館	川崎区駅前本町12-1 タワーリパーク4階	200-7011
川崎図書館大師分館	川崎区大師駅前1-1-5	266-3550
川崎図書館田島分館	川崎区追分町16-1	333-9120
幸図書館	幸区戸手本町1-11-2	541-3915
幸図書館日吉分館	幸区南加瀬1-7-17	587-1491
中原図書館	中原区小杉町3-1301	722-4932
高津図書館	高津区溝口4-16-3	822-2413
宮前図書館	宮前区宮前平2-20-4	888-3918
多摩図書館	多摩区登戸1775-1	935-3400
麻生図書館	麻生区万福寺1-5-2	951-1305
麻生図書館柿生分館	麻生区片平3-3-1	986-6470
日本民家園	多摩区柘形7-1-1	922-2181
青少年科学館	多摩区柘形7-1-2	922-4731
殿町小学校	川崎区殿町1-17-19	266-4886
四谷小学校	川崎区四谷下町4-1	266-5883
東門前小学校	川崎区東門前3-4-6	288-2065
大師小学校	川崎区東門前2-6-1	288-2392
川中島小学校	川崎区川中島2-4-19	288-3167
藤崎小学校	川崎区藤崎3-2-1	288-2126
さくら小学校	川崎区桜本1-9-15	266-4601
大島小学校	川崎区浜町1-5-1	344-2424
渡田小学校	川崎区田島町14-1	344-4932
東小田小学校	川崎区小田5-11-20	333-2122
小田小学校	川崎区小田4-12-24	333-3300
浅田小学校	川崎区浅田2-11-21	333-5966
東大島小学校	川崎区大島5-25-1	233-6120
向小学校	川崎区大島4-17-1	233-6936
田島小学校	川崎区渡田1-20-1	333-8436
新町小学校	川崎区渡田新町3-15-1	322-2495
旭町小学校	川崎区旭町2-2-1	233-4712
宮前小学校	川崎区宮前町8-13	233-2043
川崎小学校	川崎区日進町20-1	233-2812
京町小学校	川崎区京町1-1-4	322-2410

事業所等一覽

名称	所在地	電話番号
幸町小学校	幸区中幸町2-17	522-0387
南河原小学校	幸区都町18	522-2573
御幸小学校	幸区遠藤町1	511-4317
西御幸小学校	幸区小向西町4-30	522-2419
戸手小学校	幸区戸手本町1-165	522-3506
古川小学校	幸区古川町70	533-1524
東小倉小学校	幸区東小倉1-1	511-5201
下平間小学校	幸区下平間175	522-3303
古市場小学校	幸区古市場1-1	522-0281
日吉小学校	幸区北加瀬1-37-1	588-4411
小倉小学校	幸区小倉2-20-1	588-3331
南加瀬小学校	幸区南加瀬4-24-1	599-2554
夢見ヶ崎小学校	幸区南加瀬2-13-1	599-1246
新小倉小学校	幸区新小倉2-15	588-1201
下河原小学校	中原区上平間585	522-0158
平間小学校	中原区上平間1480	511-6528
玉川小学校	中原区北谷町32	522-4416
下沼部小学校	中原区下沼部1955	411-2933
荻宿小学校	中原区荻宿25番1号	422-4409
木月小学校	中原区木月4-53-1	433-3286
東住吉小学校	中原区木月住吉町1-11	422-1402
住吉小学校	中原区木月祇園町17-1	422-5444
井田小学校	中原区井田中ノ町29-1	766-3992
今井小学校	中原区今井西町3-18	722-5507
小杉小学校	中原区小杉町2-295-1	711-5553
上丸子小学校	中原区上丸子八幡町815	411-2221
西丸子小学校	中原区小杉陣屋町2-19-1	733-4142
中原小学校	中原区小杉御殿町1-950	722-1610
宮内小学校	中原区宮内2-4-1	766-4769
大戸小学校	中原区下小田中1-4-1	766-4509
下小田中小学校	中原区下小田中3-35-1	777-5103
新城小学校	中原区下新城1-15-1	766-2236
大谷戸小学校	中原区上小田中1-27-1	777-6412
子母口小学校	高津区子母口730	777-0842
橘小学校	高津区千年1024	766-4503
末長小学校	高津区末長3-8-1	866-7642
新作小学校	高津区新作1-9-1	877-6565
東高津小学校	高津区北見方2-5-1	833-5451
坂戸小学校	高津区坂戸1-18-1	822-2341
久本小学校	高津区久本3-11-3	822-9331
下作延小学校	高津区下作延5-19-1	822-0723
高津小学校	高津区溝口4-19-1	822-2630
梶ヶ谷小学校	高津区梶ヶ谷4-12	877-8621
西梶ヶ谷小学校	高津区梶ヶ谷2-14-1	888-0505
久末小学校	高津区久末647	777-6533
上作延小学校	高津区上作延5-8-1	866-2049
南原小学校	高津区上作延3-9-1	866-0981
久地小学校	高津区久地4-2-1	833-5700

事業所等一覧

名称	所在地	電話番号
野川小学校	宮前区西野川 2-19-1	766-2069
西野川小学校	宮前区野川台 3-10-1	766-3877
南野川小学校	宮前区南野川 2-12-1	788-5500
宮崎小学校	宮前区馬絹 1-30-9	866-2218
鷺沼小学校	宮前区鷺沼 2-1	854-2783
有馬小学校	宮前区東有馬 5-12-1	866-1447
西有馬小学校	宮前区有馬 7-6-1	855-7911
富士見台小学校	宮前区宮前平 2-18-3	888-0189
宮前平小学校	宮前区宮前平 3-14-1	853-0466
宮崎台小学校	宮前区宮崎 3-18	855-2410
土橋小学校	宮前区土橋 3-1-11	865-1535
向丘小学校	宮前区平 1-6-1	866-7060
平小学校	宮前区平 6-5-1	866-7235
白幡台小学校	宮前区南平台 13-1	977-8220
菅生小学校	宮前区菅生 1-5-1	977-0914
稗原小学校	宮前区水沢 3-7-1	976-4557
犬蔵小学校	宮前区犬蔵 1-3-1	976-1820
稲田小学校	多摩区宿河原 3-18-1	911-7041
長尾小学校	多摩区長尾 7-28-1	866-1541
宿河原小学校	多摩区宿河原 2-1-1	933-5437
登戸小学校	多摩区登戸 1329	911-2124
中野島小学校	多摩区中野島 3-12-1	911-3338
下布田小学校	多摩区布田 23-1	944-5448
東菅小学校	多摩区菅馬場 2-19-1	944-2832
南菅小学校	多摩区菅馬場 3-25-1	944-5320
西菅小学校	多摩区菅北浦 4-2-1	945-8181
菅小学校	多摩区菅 2-6-1	944-2107
東生田小学校	多摩区柘形 4-9-1	911-4925
三田小学校	多摩区三田 3-6-4	900-1986
生田小学校	多摩区生田 7-22-1	911-2115
南生田小学校	多摩区南生田 3-1-1	954-5764
長沢小学校	麻生区東百合丘 2-24-7	954-5144
西生田小学校	麻生区細山 2-2-1	966-5161
千代ヶ丘小学校	麻生区千代ヶ丘 8-9-1	954-1080
金程小学校	麻生区金程 2-10-1	966-5506
百合丘小学校	麻生区百合丘 2-1-2	966-3550
南百合丘小学校	麻生区王禅寺西 1-26-1	966-6376
麻生小学校	麻生区上麻生 3-24-1	954-0397
東柿生小学校	麻生区王禅寺東 6-3-1	988-0017
王禅寺中央小学校	麻生区王禅寺東 4-14-1	988-9700
真福寺小学校	麻生区白山 5-3-1	988-4348
虹ヶ丘小学校	麻生区虹ヶ丘 1-21-2	987-1579
柿生小学校	麻生区片平 3-3-1	988-0019
岡上小学校	麻生区岡上 675-1	988-8367
片平小学校	麻生区片平 5-28-1	987-6367
栗木台小学校	麻生区栗木台 5-15-1	987-4633
はるひ野小学校	麻生区はるひ野 4-8-1	980-5211

事業所等一覧

名称	所在地	電話番号
大師中学校	川崎区大師河原 2-1-1	266-5791
南大師中学校	川崎区四谷上町 2-4-1	266-2125
川中島中学校	川崎区藤崎 2-1-9-1	222-5707
桜本中学校	川崎区池上新町 1-2-4	288-7188
臨港中学校	川崎区浜町 2-1-1-2-2	333-5537
田島中学校	川崎区小田 2-2-1-7	322-2027
京町中学校	川崎区京町 3-1-9-1-1	333-2127
渡田中学校	川崎区渡田向町 1-1-1	244-4702
富士見中学校	川崎区富士見 2-1-2	233-4186
川崎中学校	川崎区下並木 5-0	222-7186
川崎高等学校附属中学校	川崎区中島 3-3-1	246-7862
南河原中学校	幸区中幸町 4-3-1	511-2413
御幸中学校	幸区戸手 4-2-1	522-3404
塚越中学校	幸区塚越 1-6-0	511-0458
日吉中学校	幸区北加瀬 2-3-1	588-4552
南加瀬中学校	幸区南加瀬 3-1-0-1	588-6428
平間中学校	中原区上平間 1-3-6-8	511-3502
玉川中学校	中原区中丸子 5-6-2	411-2639
住吉中学校	中原区木月住吉町 2-7-1	411-3358
井田中学校	中原区井田杉山町 1-1-1	766-3393
今井中学校	中原区今井仲町 7-1	722-9292
中原中学校	中原区小杉陣屋町 1-2-4-1	722-3396
宮内中学校	中原区宮内 4-1-3-1	766-3470
西中原中学校	中原区下小田中 2-1-7-1	777-2239
東橘中学校	高津区子母口 7-3-0	766-1649
橘中学校	高津区千年 1-3-0-0	777-6715
高津中学校	高津区久本 3-1-1-2	822-2331
東高津中学校	高津区末長 4-1-1	833-2882
西高津中学校	高津区久地 1-1-0-1	822-2487
宮崎中学校	宮前区宮崎 1-0-7	877-2601
野川中学校	宮前区西野川 2-2-1	766-3821
有馬中学校	宮前区有馬 7-7-1	855-7913
宮前平中学校	宮前区宮前平 2-7	855-3214
向丘中学校	宮前区神木本町 5-1-1-1	866-2875
平中学校	宮前区平 3-1-5-1	976-3666
菅生中学校	宮前区菅生 2-1-0-1	977-8787
犬蔵中学校	宮前区犬蔵 1-1-0-1	977-0604
稲田中学校	多摩区宿河原 4-1-1	911-4224
栞形中学校	多摩区栞形 1-2-2-1	900-1304
中野島中学校	多摩区中野島 1-1-6-1	944-4734
南菅中学校	多摩区菅馬場 4-1-1	944-5307
菅中学校	多摩区菅城下 2-8-1	944-8002
生田中学校	多摩区三田 2-5-4-2-0-2	911-4201
南生田中学校	多摩区南生田 3-4-1	954-5613
西生田中学校	麻生区高石 3-2-5-1	966-8515
金程中学校	麻生区金程 3-1-6-1	951-2141
長沢中学校	麻生区東百合丘 4-1-2-1	954-5611
麻生中学校	麻生区上麻生 4-3-9-1	954-2957
柿生中学校	麻生区上麻生 6-4-0-1	988-0004
王禅寺中央中学校	麻生区王禅寺東 4-1-4-2	987-0066
白鳥中学校	麻生区白鳥 1-5-1	988-9701
はるひ野中学校	麻生区はるひ野 4-8-1	980-5211

事業所等一覧

名称	所在地	電話番号
川崎高等学校	川崎区中島3-3-1	244-4981
幸高等学校	幸区戸手本町1-150	522-0125
川崎総合科学高等学校	幸区小向仲野町5-1	511-7336
橘高等学校	中原区中丸子562	411-2640
高津高等学校	高津区久本3-11-1	811-2555
聾学校	中原区上小田中3-10-5	766-6500
中央支援学校	高津区久本3-7-1	844-1275
田島支援学校	川崎区田島町20-5	355-1240
田島支援学校桜校	川崎区池上新町1-1-3	299-2861

川崎区役所電話番号①(川崎区東田町8)

設置場所	電話番号	内線番号	設置場所	電話番号	内線番号
区 長	201-3100	61000	〔地域のみまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)〕		
副区長	201-3120	61010	所 長	201-3276	61501
危機管理担当			副所長	201-3200	61500
担当課長	201-3112	61360	地域ケア推進課		
地域安全	201-3134	61361	課 長	201-3201	61800
地域防災	201-3327	61362	管理運営係	201-3228	61801
訓練	201-3177	61365	企画調整係	201-3210	61804
臨海部対策	201-3335	61364	地域支援課		
〔まちづくり推進部〕			課 長	201-3270	61810
総務課			地区支援第1係	201-3214	61814
課 長	201-3121	61110	地区支援第2係	201-3070	61838
庶務係	201-3122	61111	地域サポート第1係	201-3206	61818
選挙統計	201-3124	61114	地域サポート第2係	201-3064	61832
選挙統計(国勢調査)	201-3268	61125	児童家庭課		
経理	201-3128	61116	課 長	201-3250	61610
担当課長(移行対応)	201-1878	61118	児童家庭サービス第1係	201-3287	61626
企画課			児童家庭サービス第2係	201-3219	61613
課 長	201-3261	61120	高齢・障害課		
企画調整	201-3267	61121	課 長	201-3279	61650
まちづくり支援	201-3101	61123	担当課長	201-3387	61652
地域振興課			高齢者支援第1係	201-3080	61615
課 長	201-3130	61350	高齢者支援第2係	201-3205	61690
地域活動支援係	201-3133	61353	介護認定給付第1係	201-3282	61656
まちづくり推進係	201-3127	61352	介護認定給付第2係	201-3283	61653
地域スポーツ推進	201-3231	61363	障害者支援第1係	201-3215	61621
相談情報	201-3132	61211	障害者支援第2係	201-3248	61696
生涯学習支援課			精神保健係	201-3213	61616
課 長			担当部長(生活保護担当)	201-3302	61710
社会教育振興係	233-6361		保護第1課		
管理	(教育文化会館内)		課 長	201-3302	61710
大師地区 (教育文化会館大師分館内)	266-3550		管理第1係	201-3252	61611
田島地区 (教育文化会館田島分館内)	333-9120		管理第2係	201-3305	61712
〔区民サービス部〕			面接担当	201-3218	61661
部 長	201-3168	61300	保護第2課		
区民課			課 長	201-3251	61630
課 長	201-3140	61230	保護第1係	201-3255	61645
住民記録第1係	201-3143	61233	保護第2係	201-3257	61643
住民記録第2係	201-3141	61231	保護第3係	201-3259	61631
住民記録第3係	201-3145	61235	保護第4係	201-3245	61633
窓口サービス向上	201-3129	61228	保護第3課		
川崎行政サービスコーナー	244-1371	61255	課 長	201-3332	61715
保険年金課			保護第1係	201-3265	61635
課 長	201-3150	61670	保護第2係	201-3187	61637
国民健康保険第1担当	201-3151	61672	保護第3係	201-3336	61717
国民健康保険第2担当			保護第4係	201-3348	61720
後期・介護・医療費助成担当	201-3277	61654	保護第4課		
収納第1担当	201-3153	61671	課 長	201-3365	61731
収納第2担当			保護第1係	201-3357	61723
国民年金担当	201-3155	61674	保護第2係	201-3360	61726
〔道路公園センター〕	川崎区大島1-25-10		保護第3係	201-3368	61733
所長		71511	保護第4係	201-3371	61736
担当課長(管理)		71512	保護第5係	201-3374	61739
庶務	244-3206	71513	衛生課		
利用調整		71515	課 長	201-3220	61560
財産管理		71517	感染症対策係	201-3223	61563
担当課長(協働・利活用推進)		71522	環境衛生係	201-3222	61561
協働・利活用推進			食品衛生係	201-3221	61562
担当課長(整備)	244-3270	71521	保育所等・地域連携担当		
土木整備		71524	担当課長(保育所等・地域連携)	201-3269	
公園整備		71523	事業調整	201-3318	
〔その他〕			事業推進	201-3319	
守衛室	201-3185	61132	民間連携・人材育成	201-3330	
			学校・地域連携担当		
			担当課長(学校・地域連携)	201-3324	61850
			学校・地域連携	201-3325	61851

川崎区役所電話番号②
大師支所・田島支所電話番号

大師支所		
川崎区台町26-7		
設置場所	電話番号	内線番号
〔支 所〕		
支所長	271-0134	71000
地域づくり推進担当	271-0136	71011
地域振興担当	271-0137	71016
地域安全・地域防災担当	271-0126	71014
証明サービス担当	271-0138	71031

田島支所		
川崎区田島町20-23		
設置場所	電話番号	内線番号
〔支 所〕		
支所長	322-1965	71200
地域づくり推進担当	322-1967	71211
地域振興担当	322-1968	71215
地域安全・地域防災担当	322-1975	71216
証明サービス担当	322-1970	71233

幸区役所電話番号(幸区戸手本町1-11-1)

設置場所	電話番号	内線番号
区 長	556-6600	62000
副区長	556-6601	62010
危機管理担当		
担当課長	556-6658	62361
地域安全	556-6605	62354
地域防災	556-6610	62353
訓練	556-6622	62359
〔まちづくり推進部〕		
総務課		
課 長	556-6602	62110
庶務係	556-6603	62111
選挙	556-6604	62114
統計	556-6671	62127
経理	556-6645	62116
企画課		
課 長	556-6607	62120
企画調整	556-6612	62121
まちづくり支援	556-6684	62125
地域振興課		
課 長	556-6611	62350
地域活動支援係	556-6609	62351
まちづくり推進係	556-6606	62355
地域スポーツ推進	556-6705	62360
相談情報	556-6608	62357
生涯学習支援課		
課 長	541-3910 (幸市民館内)	
社会教育振興係 管理		
日吉地区 (幸市民館日吉分館内)	587-1491	
日吉出張所	幸区南加瀬1-7-17	
所 長	599-1121	72100
地域振興		72111
証明サービス		72112
〔区民サービス部〕		
部 長	556-6679	62300
区民課		
課 長	556-6614	62230
住民記録第1係	556-6616	62233
住民記録第2係	556-6615	62231
住民記録第3係	556-6617	62236
窓口サービス向上	556-6711	62240
保険年金課		
課 長	556-6618	62670
国民健康保険担当	556-6620	62671
後期・介護・医療費助成担当	556-6721	62673
収納担当	556-6697	62677
国民年金担当	556-6621	62674
〔その他〕		
守衛室	556-6637	62133

設置場所	電話番号	内線番号
〔地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)〕		
所 長	556-6650	62501
副所長	556-6613	62500
地域ケア推進課		
課 長	556-6642	62800
管理運営係	556-6643	62821
企画調整係	556-6730	62881
地域支援課		
課 長	556-6702	62810
地区支援第1係	556-6648	62811
地区支援第2係	556-6729	62841
地域サポート係	556-6693	62844
児童家庭課		
課 長	556-6686	62610
児童家庭サービス第1係	556-6688	62616
児童家庭サービス第2係		
高齢・障害課		
課 長	556-6656	62650
高齢者支援係	556-6619	62624
介護認定給付係	556-6655	62654
障害者支援係	556-6654	62621
精神保健係	556-6695	62628
保護課		
課 長	556-6639	62630
管理係	556-6651	62611
保護第1係	556-6652	62664
保護第2係	556-6724	62643
保護第3係	556-6687	62635
保護第4係	556-6626	62633
保護第5係	556-6653	62648
面接担当	556-6723	62662
衛生課		
課 長	556-6680	62560
感染症対策係	556-6682	62563
環境衛生係	556-6681	62561
食品衛生係	556-6683	62564
保育所等・地域連携担当		
担当課長(保育所等・地域連携)	556-6718	62830
事業調整	556-6672	62831
事業推進	556-6672	62832
民間連携・人材育成	556-6732	62833
学校・地域連携担当		
担当課長(学校・地域連携)	556-6698	62850
学校・地域連携	556-6733	62851
〔道路公園センター〕		
所 長	544-5500	72501
担当課長(管理)		72510
庶務		72511
利用調整		72521
財産管理		72531
担当課長(協働・利活用推進)		72560
協働・利活用推進		72524
担当課長(整備)		72550
土木整備		72551
公園整備		72561

中原区役所電話番号(中原区小杉町3-245)

設置場所	電話番号	内線番号
区 長	744-3120	63000
副区長	744-3121	63010
危機管理担当		
担当課長	744-3158	63358
地域安全	744-3162	63355
地域防災	744-3141	63354
訓練	744-3141	63354
〔まちづくり推進部〕		
総務課		
課 長	744-3122	63110
庶務係	744-3124	63112
選挙統計	744-3128	63115
経理	744-3143	63117
企画課		
課 長	744-3151	63120
企画調整	744-3149	63121
まちづくり支援	744-3163	63123
地域振興課		
課 長	744-3150	63350
地域活動支援係	744-3159	63351
まちづくり推進係	744-3324	63356
地域スポーツ推進	744-3138	63371
相談情報	744-3153	63361
地域コミュニティ強化	744-3282	63363
生涯学習支援担当		
担当課長	744-3134	63830
生涯学習支援	744-3147	63831
〔区民サービス部〕		
部 長	744-3180	63300
区民課		
課 長	744-3170	63230
住民記録第1係	744-3175	63236
住民記録第2係	744-3172	63232
住民記録第3係	744-3185	63246
窓口サービス向上	744-3108	63237
小杉行政サービスコーナー	722-8685	63255
保険年金課		
課 長	744-3200	63670
国民健康保険担当	744-3201	63672
後期・介護・医療費助成担当	744-3204	63681
収納担当	744-3310	63680
国民年金担当	744-3206	63675
〔その他〕		
守衛室	744-3192	63134

設置場所	電話番号	内線番号
〔地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)〕		
所 長	744-3290	63500
副所長	744-3250	63501
地域ケア推進課		
課 長	744-3251	63800
管理運営係	744-3252	63801
企画調整係	744-3239	63805
地域支援課		
課 長	744-3132	63810
地区支援第1係	744-3308	63812
地区支援第2係	744-3261	63816
地域サポート係	744-3268	63819
児童家庭課		
課 長	744-3220	63610
児童家庭サービス第1係	744-3264	63617
児童家庭サービス第2係	744-3197	63620
高齢・障害課		
課 長	744-3216	63650
高齢者支援係	744-3217	63624
介護認定給付係	744-3179	63653
障害者支援係	744-3265	63621
精神保健係	744-3297	63623
保護課		
課 長	744-3131	63630
管理係	744-3295	63615
保護第1係	744-3301	63632
保護第2係	744-3303	63634
保護第3係	744-3305	63635
保護第4係	744-3190	63638
面接担当	744-3184	63614
衛生課		
課 長	744-3270	63560
感染症対策係	744-3280	63563
環境衛生係	744-3271	63564
食品衛生係	744-3273	63561
保育所等・地域連携担当 中原区小杉陣屋町2-3-1		
担当課長(保育所等・地域連携)	744-3102	
事業調整	744-3287	
事業推進	744-3288	
民間連携・人材育成	744-3183	
学校・地域連携担当		
担当課長(学校・地域連携)	744-3137	63850
学校・地域連携	744-3101	63851
〔道路公園センター〕 中原区下小田中2-9-1		
所長	788-2311	73501
担当課長(管理)		73510
庶務		73511
利用調整		73521
財産管理		73531
担当課長(協働・利活用推進)		73560
協働・利活用推進		73541
担当課長(整備)		73550
土木整備		73551
公園整備		73561

高津区役所電話番号(高津区下作延2-8-1)

設置場所	電話番号	内線番号	設置場所	電話番号	内線番号
区 長	861-3100	64000	〔地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)〕		
副区長	861-3101	64010	所 長	861-3230	64501
医 監	861-3300	64500	副所長	861-3360	64820
危機管理担当			地域ケア推進課		
担当課長	861-3180	64360	課 長	861-3301	64800
地域安全	861-3146	64353	管理運営係	861-3302	64811
地域防災	861-3147	64354	企画調整係	861-3313	64813
訓練	861-3148	64357	地域支援課		
〔まちづくり推進部〕			課 長	861-3290	64830
生涯学習支援担当			地区支援第1係	861-3315	64837
担当課長	861-3129	64361	地区支援第2係	861-3316	64834
生涯学習支援担当	861-3136	64362	地域サポート係	861-3259	64842
総務課			児童家庭課		
課 長	861-3120	64110	課 長	861-3231	64610
庶務係	861-3121	64111	児童家庭サービス第1係	861-3250	64626
選挙統計	861-3124	64114	児童家庭サービス第2係	861-3250	64626
経 理	861-3128	64117	高齢・障害課		
企画課			課 長	861-3265	64650
課 長	861-3130	64120	高齢者支援係	861-3255	64622
企画調整	861-3131	64121	介護認定給付係	861-3263	64653
まちづくり支援	861-3135	64123	障害者支援係	861-3252	64617
地域振興課			精神保健係	861-3309	64621
課 長	861-3140	64350	保護第1課		
地域活動支援係	861-3144	64351	課 長	861-3305	64630
まちづくり推進係	861-3133	64355	管理係	861-3232	64611
地域スポーツ推進	861-3145	64352	保護第1係	861-3262	64643
相談情報	861-3141	64211	保護第2係	861-3242	64633
生涯学習支援担当			保護第2課		
担当課長	861-3129	64361	課 長	861-3118	64615
生涯学習支援担当	861-3136	64362	保護第1係	861-3344	64661
橋出張所 高津区千年1362-1			保護第2係	861-3248	64644
所 長	777-2355	74100	保護第3係	861-3246	64637
地域振興		74111	保護第4係	861-3243	64634
証明サービス		74112	面接担当	861-3375	64667
〔区民サービス部〕			衛生課		
部 長	861-3110	64300	課 長	861-3320	64560
区民課			感染症対策係	861-3321	64563
課 長	861-3160	64230	環境衛生係	861-3322	64564
住民記録第1係	861-3163	64233	食品衛生係	861-3323	64561
住民記録第2係	861-3161	64231	保育所等・地域連携担当		
住民記録第3係	861-3165	64236	担当課長(保育所等・地域連携)	861-3292	64850
窓口サービス向上	861-3167	64235	事業調整	861-3340	64851
溝口行政サービスコーナー	814-7500	64255	事業推進	861-3372	64852
保険年金課			民間連携・人材育成	861-3373	64853
課 長	861-3170	64670	学校・地域連携担当		
国民健康保険担当	861-3174	64673	担当課長(学校・地域連携)	861-3330	64870
後期・介護・医療費助成担当	861-3175	64678	学校・地域連携	861-3331	64871
収納担当	861-3173	64671	〔道路公園センター〕 高津区溝口5-15-7		
国民年金担当	861-3176	64675	所長	833-1221	74501
〔その他〕			担当課長(管理)		74510
守衛室	861-3350	64131	庶務		74511
建設緑政局	861-3260	64900	利用調整		74521
中部道水路台帳閲覧窓口			財産管理		74531
			担当課長(協働・利活用推進)		74560
			協働・利活用推進		74541
			担当課長(整備)		74550
			土木整備		74551
			公園整備		74556

宮前区役所電話番号(宮前区宮前平2-20-5)

設置場所	電話番号	内線番号
区 長	856-3120	65000
副区長	856-3121	65010
医 監	856-3311	65880
危機管理担当		
担当課長	856-3146	65356
地域安全	856-3137	65352
地域防災	856-3114	65361
訓練	856-3212	65362
〔まちづくり推進部〕		
総務課		
課 長	856-3122	65110
庶務係	856-3123	65111
選挙統計	856-3126	65113
経理	856-3129	65115
企画課		
課 長	856-3224	65120
企画調整	856-3133	65122
まちづくり支援	856-3170	65123
地域振興課		
課 長	856-3104	65350
地域活動支援係	856-3135	65351
まちづくり推進係	856-3125	65354
地域スポーツ推進	856-3177	65360
相談情報	856-3134	65358
生涯学習支援課		
課 長	888-3911 (宮前市民館内)	
社会教育振興係		
管理	977-4781	
菅生地区 (宮前市民館菅生分館内)		
向丘出張所	宮前区平1-1-10	
所 長	866-6461	75100
地域振興		75111
証明サービス		75112
〔区民サービス部〕		
部 長	856-3115	65300
区民課		
課 長	856-3140	65230
住民記録第1係	856-3144	65233
住民記録第2係	856-3141	65231
住民記録第3係	856-3147	65235
窓口サービス向上	856-3197	65237
鷺沼行政サービスコーナー	852-8471	65255
保険年金課		
課 長	856-3150	65670
国民健康保険担当	856-3156	65676
後期・介護・医療費助成担当	856-3159	65677
収納担当	856-3151	65671
国民年金担当	856-3154	65674
〔その他〕		
守衛室	856-3117	65133

設置場所	電話番号	内線番号
〔地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)〕		
所 長	856-3250	65500
副所長	856-3230	65501
地域ケア推進課		
課 長	856-3251	65800
管理運営係	856-3254	65515
企画調整係	856-3300	65513
地域支援課		
課 長	856-3303	65810
地区支援第1係	856-3302	65618
地区支援第2係	856-3255	65514
地域サポート係	856-3308	65629
児童家庭課		
課 長	856-3257	65610
児童家庭サービス第1係	856-3239	65613
児童家庭サービス第2係	856-3259	65617
高齢・障害課		
課 長	856-3244	65650
高齢者支援係	856-3242	65626
介護認定給付係	856-3245	65653
障害者支援係	856-3304	65622
精神保健係	856-3262	65625
保護課		
課 長	856-3231	65630
管理係	856-3232	65611
保護第1係	856-3234	65631
保護第2係	856-3247	65633
保護第3係	856-3236	65635
保護第4係	856-3214	65644
保護第5係	856-3292	65647
面接担当	856-3241	65637
衛生課		
課 長	856-3268	65560
感染症対策係	856-3265	65518
環境衛生係	856-3270	65564
食品衛生係	856-3272	65561
保育所等・地域連携担当 宮前区土橋2-14-1		
担当課長(保育所等・地域連携)	856-3180	
事業調整	856-3271	
事業推進	856-3290	
民間連携・人材育成	856-3301	
学校・地域連携担当		
担当課長(学校・地域連携)	856-3176	65850
学校・地域連携	856-3178	65703
〔道路公園センター〕 宮前区有馬2-6-4		
所 長	877-1661	75501
担当課長(管理)		75510
庶務		75511
利用調整		75521
財産管理		75531
担当課長(協働・利活用推進)		75560
協働・利活用推進		75561
担当課長(整備)		75550
土木整備		75551
公園整備		75562

多摩区役所電話番号(多摩区登戸1775-1)

設置場所	電話番号	内線番号
区 長	935-3120	66000
副区長	935-3121	66010
危機管理担当		
担当課長	935-3127	66360
地域安全	935-3135	66353
地域防災	935-3146	66354
訓練	935-3261	66373
[まちづくり推進部]		
総務課		
課 長	935-3122	66110
庶務係	935-3123	66111
選挙統計	935-3128	66115
経理	935-3126	66116
企画課		
課 長	935-3144	66120
企画調整	935-3140	66121
まちづくり支援	935-3136	66124
地域振興課		
課 長	935-3130	66350
地域活動支援係	935-3133	66351
まちづくり推進係	935-3131	66362
地域スポーツ推進	935-3118	66361
相談情報	935-3143	66367
生涯学習支援課		
課 長		
社会教育振興係	935-3333 (多摩市民館内)	
管理		
生田出張所	多摩区生田7-16-1	
所 長		76200
地域振興	933-7111	76211
証明サービス		76218
[区民サービス部]		
部 長	935-3230	66300
区民課		
課 長	935-3151	66230
住民記録第1係	935-3154	66233
住民記録第2係	935-3152	66231
住民記録第3係	935-3156	66235
窓口サービス向上	935-3214	66242
登戸行政サービスコーナー	933-3000	
菅行政サービスコーナー	945-2730	
保険年金課		
課 長	935-3160	66670
国民健康保険担当	935-3164	66673
後期・介護・医療費助成担当	935-3161	66675
収納担当	935-3163	66671
国民年金担当	935-3165	66678
[その他]		
守衛室	935-3137	66132

設置場所	電話番号	内線番号
[地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)]		
所 長	935-3250	66500
副所長	935-3260	66501
地域ケア推進課		
課 長	935-3262	66800
管理運営係	935-3295	66801
企画調整係	935-3241	66804
地域支援課		
課 長	935-3149	66810
地区支援第1係	935-3294	66812
地区支援第2係	935-3264	66816
地域サポート係	935-3101	66819
児童家庭課		
課 長	935-3290	66610
児童家庭サービス第1係	935-3293	66617
児童家庭サービス第2係	935-3297	66615
高齢・障害課		
課 長	935-3186	66650
高齢者支援係	935-3266	66626
介護認定給付係	935-3185	66653
障害者支援係	935-3302	66623
精神保健係	935-3324	66662
保護第1課		
課 長	935-3300	66630
管理係	935-3252	66613
保護第1係	935-3218	66663
保護第2係	935-3221	66648
面接担当	935-3289	66643
保護第2課		
課 長	935-3280	66640
保護第1係	935-3254	66631
保護第2係	935-3257	66634
保護第3係	935-3268	66637
保護第4係	935-3423	66644
衛生課		
課 長	935-3305	66560
感染症対策係	935-3310	66563
環境衛生係	935-3306	66564
食品衛生係	935-3308	66561
保育所等・地域連携担当	多摩区生田2-14-5	
担当課長(保育所等・地域連携)	935-3102	
事業調整	935-3240	
事業推進	935-3104	
民間連携・人材育成	935-3177	
学校・地域連携担当		
担当課長(学校・地域連携)	935-3432	66850
学校・地域連携	935-3103	66851
[道路公園センター]		
所 長		76501
担当課長(管理)		76510
庶務		76512
利用調整		76523
財産管理		76533
担当課長(協働・利活用推進)	946-0044	76560
協働・利活用推進		76522
担当課長(整備)		76550
土木整備		76556
公園整備		76562

麻生区役所電話番号(麻生区万福寺1-5-1)

設置場所	電話番号	内線番号
区 長	965-5104	67000
副区長	965-5105	67010
危機管理担当		
担当課長	965-5372	67362
地域安全	965-5114	67353
地域防災	965-5115	67354
訓練	965-5172	67363
〔まちづくり推進部〕		
総務課		
課 長	965-5106	67110
庶務係	965-5108	67111
選挙統計	965-5109	67116
選挙統計	965-5192	67147
経理	965-5110	67150
企画課		
課 長	965-5117	67120
企画調整	965-5112	67121
まちづくり支援	965-5271	67903
地域振興課		
課 長	965-5118	67350
地域活動支援係	965-5113	67361
まちづくり推進係	965-5116	67356
地域スポーツ推進	965-5223	67711
相談情報	965-5119	67355
生涯学習支援課		
課 長	951-1300 (麻生市民館内)	
社会教育振興係 管理		
岡上地区 (麻生市民館岡上分館内)	988-0268	
〔区民サービス部〕		
部 長	965-5320	67300
区民課		
課 長	965-5120	67230
住民記録第1係	965-5122	67233
住民記録第2係	965-5121	67231
住民記録第3係	965-5123	67236
窓口サービス向上	965-5212	67242
保険年金課		
課 長	965-5150	67670
国民健康保険担当	965-5189	67671
後期・介護・医療費助成担当	965-5188	67675
収納担当	965-5252	67678
国民年金担当	965-5153	67676
〔その他〕		
守衛室	965-5173	67132

設置場所	電話番号	内線番号
〔地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)〕		
所 長	965-5154	67500
副所長	965-5142	67501
地域ケア推進課		
課 長	965-5155	67800
管理運営係	965-5156	67511
企画調整係	965-5303	67703
地域支援課		
課 長	965-5167	67810
地区支援第1係	965-5157	67514
地区支援第2係	965-5234	67620
地域サポート係	965-5160	67524
児童家庭課		
課 長	965-5143	67610
児童家庭サービス第1係	965-5158	67625
児童家庭サービス第2係	965-5235	67609
高齢・障害課		
課 長	965-5197	67650
高齢者支援係	965-5148	67623
介護認定給付係	965-5198	67655
障害者支援係	965-5159	67616
精神保健係	965-5259	67617
保護課		
課 長	965-5141	67630
管理係	965-5144	67611
保護第1係	965-5145	67631
保護第2係	965-5245	67634
保護第3係	965-5228	67636
面接担当	965-5345	67633
衛生課		
課 長	965-5162	67560
感染症対策係	965-5163	67561
環境衛生係	965-5164	67572
食品衛生係	965-5164	67570
保育所等・地域連携担当		
担当課長(保育所等・地域連携)	965-5304	67704
事業調整	965-5226	67709
事業推進	965-5220	67708
民間連携・人材育成	965-5236	67712
学校・地域連携担当		
担当課長(学校・地域連携)	965-5305	67705
学校・地域連携	965-5306	67706
〔道路公園センター〕		
麻生区古沢120		
所 長	954-0505	77501
担当課長(管理)		77510
庶務		77511
利用調整		77521
財産管理		77531
担当課長(協働・利活用推進)		77560
協働・利活用推進		
担当課長(整備)		77550
土木整備		77551
公園整備		77561

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市名誉市民推薦審議会 昭和 46. 8. 1 設置	名誉市民の選考について、市長の諮問機関として設置する。	川崎市名誉市民 条例第5条 川崎市名誉市民 条例施行規則第6 条	総務企画局 秘 書 課
川崎市公共事業評価審査 委員会 平成 27. 4. 1 設置	社会資本の整備を目的とする公共事業でその費用が国から交付されるものに係る評価に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	総務企画局 企画調整課
川崎市政策評価審査委員会 平成 28. 4. 1 設置	総合的な計画における重要な政策等の評価に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	総務企画局 企画調整課
川崎市公共施設 マネジメント推進委員会 令和 3. 4. 1 設置	公共施設の総合的かつ計画的な配置、維持管理、更新及び利活用に関する方針の策定、当該方針に基づく取組その他公共施設の総合的かつ計画的な配置、維持管理、更新及び利活用の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	総務企画局 公 共 施 設 総合調整室
川崎市総務企画局 民間活用事業者選定評価 委員会 令和 4. 4. 1 設置	総務企画局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	総務企画局 庶 務 課
川崎市行政不服審査会 平成 28. 4. 1 設置	審査庁の諮問に応じ、市の処分に対する審査請求について調査審議する。	行政不服審査法 第81条第1項 川崎市行政不服 審査条例	総務企画局 コンプライアンス推進・ 行政情報管理部
川崎市情報公開・ 個人情報保護審査会 平成 17. 4. 1 設置	審査庁又は処分庁の諮問に応じ、公文書及び個人情報の開示請求等に対する処分に対する審査請求について調査審議する。	川崎市情報公開 条例第25条 川 崎 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 規 則	総務企画局 行政情報課

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市情報公開運営審議会 平成 17. 4. 1 設置	<p>【目的】 情報公開制度等の適正かつ円滑な運営を統合的に推進するため設置する。</p> <p>【所掌】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公文書公開制度及び会議公開制度等情報公開制度の運営に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じ調査審議する。 2 個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要な事項について、実施機関の諮問に応じる。 3 情報公開制度の適正かつ円滑な運営に関し、市長に対し必要な意見を述べる。 	川崎市情報公開条例第33条 川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第22条 川崎市情報公開運営審議会規則	総務企画局 行政情報課
川崎市資産公開等審査会 平成 5. 9. 1 設置	市長、副市長及び議会の議員の資産等報告書等について、市民から疑義のあった場合に審査する。	川崎市資産公開等審査会条例	総務企画局 行政情報課
川崎市職員懲戒審査委員会 昭和 22. 8. 20 設置	地方公務員法の適用を受けない職員が、職務上の義務に違反し又は職務を怠ったときや職務の内外を問わず公職上の信用を失うべき行為があったときに、懲戒に関する事項を審査する。	地方自治法施行規程第16条 川崎市職員懲戒審査委員会規則	総務企画局 人 事 課
川崎市退職職員の再就職候補者選考委員会 平成 27. 4. 1 設置	退職する職員のうち再就職をしようとする候補者の選考に関して調査審議すること。	川崎市附属機関設置条例第2条	総務企画局 人 事 課
川崎市特別職報酬等審議会 昭和43. 3.30 設置	<p>【目的】 議会議員の報酬の額及び市長、副市長の給料の額について、市長の意見の求めに応じ審議するため設置する。</p> <p>【意見の聴取】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市長は、報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。 2 市長は、報酬等の額が改定された日から2年を経過したときは、速やかに審議会の意見を聴くものとする。 	川崎市特別職報酬等審議会条例	総務企画局 労務厚生課

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市公務災害補償等 認定委員会 昭和 43. 2. 1 設置	職員の災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定をしようとするときは、認定委員会の意見をきかなければならない。	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第4条	総務企画局 労務厚生課
川崎市公務災害補償等 審査会 昭和 43. 2. 1 設置	実施機関の行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に係る不服申立てについて、審査して裁定を行う。	川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第19条	総務企画局 労務厚生課
川崎市退職年金審査会 昭和 30. 1. 1 設置	年金及び一時金の給付に関する異議の審査、又は給付に関し長より諮問にかかわる事項について審議する。	川崎市職員退職年金条例第51条	総務企画局 共 済 課
川崎市行財政改革推進 委員会 平成 28. 4. 1 設置	行財政改革に関する取組及び評価に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	総務企画局 行政改革 マネジメント 推 進 室
川崎市民間活用推進 委員会 平成 31. 4. 1 設置	公共サービスの提供における民間事業者の活力の活用に関する方針その他民間事業者の活力の活用の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	総務企画局 行政改革 マネジメント 推 進 室

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市財政局 民間活用事業者選定評価 委員会 令和 4. 4. 1 設置	財政局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	財 政 局 庶 務 課
川崎市土地利用審査会 昭和 49.10. 8 設置	次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)規制区域、監視区域若しくは注視区域の指定若しくは指定の解除またはその区域の減少に関し意見を述べること。 (2)土地取引の届出に対して、市長が勧告をする場合に意見を述べること。 (3)遊休土地に係る計画届出に対して、市長が勧告をする場合に意見を述べること。	国土利用計画法 第39条（必置） 川崎市土地利用 審査会条例	財 政 局 資 産 運 用 課
川崎市作業報酬審議会 平成 23. 3. 1 設置	市長の諮問に応じ、特定契約（公契約）に係る作業報酬下限額及び制度について、調査審議する。	川崎市契約条例 第11条	財 政 局 契 約 課
川崎市入札監視委員会 平成 27. 4. 1 設置	入札及び契約の過程並びに契約の内容に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	財 政 局 契 約 課
川崎市政府調達苦情検討 委員会 平成 27. 4. 1 設置	政府調達に関する協定の対象となる調達に係る供給者からの苦情の内容及びその解決に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	財 政 局 契 約 課
川崎市市民文化局 民間活用事業者選定評価 委員会 令和 4. 4. 1 設置	市民文化局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	市民文化局 企 画 課

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市交通安全対策会議 昭和 46. 4. 1 設置	次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)川崎市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。 (2)前号に掲げるもののほか、本市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し及びその施策の実施を推進すること。	交通安全対策基本法第18条 川崎市交通安全対策会議条例	市民文化局 地域安全推進課
川崎市指定特定非営利活動法人審査会 平成 24. 4. 1 設置	次に掲げる事項について市長の諮問に応じ、調査審議し、又は意見を述べる。 (1) 条例指定の申出のあった特定非営利活動法人への基準等への適合に係る審査 (2) 条例に定める基準、手続、その他の指定特定非営利活動法人に係る重要事項	川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例第19条	市民文化局 市民活動推進課
川崎市自治功労賞選考委員会 平成 27. 4. 1 設置	市民の福祉の増進及び市民自治の推進に貢献し、特に顕著な功績のあった者の選考に関して調査審議すること。	川崎市附属機関設置条例第2条	市民文化局 市民活動推進課
川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会 令和 2. 4. 1 設置	人権施策推進基本計画の策定のほか、不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議すること。	川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例第10条	市民文化局 人権・男女共同参画室
川崎市差別防止対策等審査会 令和 2. 4. 1 設置	本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る勧告、命令、公表及び拡散防止措置のほか、不当な差別の解消のために必要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議すること。	川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例第18条	市民文化局 人権・男女共同参画室

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市外国人市民 代表者会議 平成 8.12. 1 設置	<p>【設置】本市の地域社会の構成員である外国人市民に自らに係る諸問題を調査審議する機会を保障することにより、外国人市民の市政参加を推進し、もって相互に理解し合い、ともに生きる地域社会の形成に寄与することを目的として設置する。</p> <p>【所掌】外国人市民に係る施策その他の外国人市民に関し条例の目的を達成するために必要と認められる事項について調査審議し、市長に対し、その結果を報告し、又は意見を申し出ることができる。ただし、外国に関する事項は、対象としない。</p>	川崎市外国人市民代表者会議条例	市民文化局 多文化共生 推 進 課
川崎市多文化共生 社会推進協議会 令和 2. 4. 1 設置	国籍、民族又は文化の違いを豊かさとして生かし、全ての人が互いに認め合う多文化共生社会を実現するための施策の推進に関する指針その他当該施策の推進に必要な事項に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	市民文化局 多文化共生 推 進 課
川崎市男女平等推進 審議会 平成 14. 2.19 設置	男女平等推進行動計画を策定する場合のほか男女平等の推進に関する重要事項について市長の諮問に応じ調査審議する。	男女平等かわさき条例第17条	市民文化局 人権・男女 共同参画室
川崎市平和館運営委員会 平成 4. 4. 1 設置	平和館の運営に関する重要事項について、市長の諮問に応じ調査審議する。	川崎市平和館条例第13条 川崎市平和館条例施行規則第16条	市民文化局 平 和 館
川崎市スポーツ推進審議会 平成 24. 1. 1 設置	<p>次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) スポーツの推進に関する重要事項について調査審議を行うこと。</p> <p>(2) スポーツ団体に対して補助金を交付しようとする場合に意見を述べること。</p>	スポーツ基本法第31条 川崎市スポーツ推進審議会条例 川崎市スポーツ推進審議会条例施行規則	市民文化局 市民スポーツ室

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市文化芸術振興会議 平成 17. 10. 1 設置	次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1)文化芸術振興計画の策定や変更にあたり意見を述べること。 (2)文化芸術振興計画に基づく成果又は結果について評価（文化アセスメント）を行うこと。 (3)市長の諮問に応じ、文化芸術の振興に関する重要事項について調査審議すること。	文化芸術振興条例第9条 文化芸術振興会議規則	市民文化局 市民文化振興室
川崎市文化賞等選考委員会 平成 27. 4. 1 設置	市の文化、芸術、地域社会、市民福祉、スポーツ等において、その向上及び発展に尽力し、特に顕著な功績のあった者の選考に関して調査審議すること。	川崎市附属機関設置条例第2条	市民文化局 市民文化振興室
川崎市経済労働局 民間活用事業者選定評価委員会 令和 4. 4. 1 設置	経済労働局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	川崎市附属機関設置条例第2条	経済労働局 庶務課
川崎市産業振興協議会 平成 27. 4. 1 設置	産業の振興に関する総合的な施策の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	川崎市附属機関設置条例第2条	経済労働局 企画課

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市消費者行政推進委員会 昭和 50. 3. 20 設置	<p>【目的】消費者行政を推進するため、市長の附属機関として設置する。</p> <p>【所掌】次に掲げる事項をつかさどる。</p> <p>(1)消費者行政推進計画、商品等について危害の防止のため事業者が遵守すべき基準の設定、消費者訴訟の援助、消費者支援協定の締結等、不適正な事業行為等の調査・指導及び公表に関し意見を述べること。</p> <p>(2)消費者と事業者との間の取引に関して生じた苦情の処理のあつせん、調停等を行うこと。</p> <p>(3)その他消費者行政に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>【部会等】 ○苦情処理部会</p>	川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例第23条 川崎市消費者の利益の擁護及び増進に関する条例施行規則第23～28条	経済労働局 消費者行政センター
川崎市大規模小売店舗立地審議会 平成 12. 6. 1 設置	大規模小売店舗立地法の規定に基づく大規模小売店舗を設置する者によりなされる生活環境の保持のための配慮に関する事項を調査審議する。	川崎市大規模小売店舗立地審議会条例	経済労働局 観光・地域活力推進部
川崎市観光振興計画推進委員会 平成 27. 4. 1 設置	観光の振興に関する施策の指針となる計画の策定、当該計画に基づく事業の進捗状況に関する評価その他観光の振興の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	川崎市附属機関設置条例第2条	経済労働局 観光・地域活力推進部
川崎市農業振興計画推進委員会 平成 27. 4. 1 設置	農業の振興に関する施策の指針となる計画の策定、当該計画に基づく事業の進捗状況に関する評価その他農業の振興の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	川崎市附属機関設置条例第2条	経済労働局 農業振興課

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市農業委員会委員 選考委員会 平成 28. 12. 19 設置	農業委員会の委員の任命に当たり、関係団体等から推薦を受けた者及び募集に応募した者の数が委員の定数を超えた場合等には、関係者からの意見聴取その他の任命の過程の公平性及び透明性を確保するために必要な措置を講じるよう努めなければならないと省令で定められたことから、委員の選考に関して第三者の専門的視点から調査審議する。	川崎市農業委員会 の委員及び農地 利用最適化推進 委員に関する条 例第4条	経済労働局 農 地 課
川崎市勤労者福祉共済 運営協議会 昭和 49. 6. 26 設置	【目的】 勤労者福祉共済事業の円滑かつ効果的な運営を図るため設置する。 【所掌】 勤労者福祉共済の運営に関する重要事項を調査審議する。	川崎市勤労者福祉 共済条例13条 川崎市勤労者福祉 共済条例施行規 則第17条・第18 条・第19条	経済労働局 労働雇用部
かわさきマイスター 選考委員会 平成 27. 4. 1 設置	市内に居住し、又は在勤し、及び長年にわたり同一の職種に従事する者であって、卓越した技術又は技能を有するものの選考に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	経済労働局 労働雇用部
川崎市中央卸売市場開設 運営協議会 昭和 47. 4. 1 設置	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。 (1)市場の開設 (2)市場施設の整備 (3)市場の業務の運営 (4)その他必要な事項 【部会等】 ○北部市場機能更新事業者選定部会	川崎市中央卸売 市場業務条例第 72条～第75条 川崎市中央卸売 市場業務条例施 行規則第89条～ 96条	経済労働局 中央卸売市 場北部市場 管 理 課
川崎市地方卸売市場 南部市場運営審議会 平成 19. 4. 1 設置	【目的】 地方卸売市場の運営方針に関する事その他市場の管理及び運営に関する事について調査審議する。 【所掌】 市長の諮問に応じ、川崎市地方卸売市場業務条例第74条に基づく南部市場運営審議会要領第2条各号に掲げる事項（市場の開設、施設の整備、条例の変更、公正かつ効率的な売買取引の確保等）を調査審議する。 【部会等】 ○南部市場運営方針検討部会	川崎市地方卸売 市場業務条例第 73条～第76条 川崎市地方卸売 市場業務条例施 行規則第84条～ 第89条	経済労働局 中央卸売市 場北部市場 管 理 課

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市環境局 民間活用事業者選定評価 委員会 令和 4. 4. 1 設置	環境局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議する。	川崎市附属機関 設置条例第2条	環 境 局 庶 務 課
川崎市環境審議会 平成 16. 11. 1 設置	【目的】環境行政の総合的かつ計画的な推進について調査審議するほか、環境の保全に関する重要事項について専門的に調査審議する。 【所掌】諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。 (1)環境基本条例、公害防止等生活環境の保全に関する条例、廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例及び緑の保全及び緑化の推進に関する条例によりその属させられた事項 (2)その他環境施策に関し市長が必要と認めた事項	川崎市環境基本 条例第13条 川崎市環境基本 条例施行規則第 13条～第16条	環 境 局 企 画 課
川崎市環境影響評価 審議会 平成 12. 12. 1 設置	【目的】環境影響評価に係る手続等を適正かつ円滑に推進するため設置する。 【所掌】条例方法書・条例準備書の審査等及び環境影響評価制度に関する重要事項について、市長の諮問に応じ調査審議する。	川崎市環境影響 評価に関する条 例第75条 川崎市環境影響 評価に関する条 例施行規則第73 条～第80条	環 境 局 環 境 評 価 課
川崎市地球温暖化防止 活動推進センター選定 委員会 平成 27. 4. 1 設置	地域地球温暖化防止活動推進センターとして指定する法人の選定に関して調査審議する。	川崎市附属機関 設置条例第2条	環 境 局 脱炭素戦略 推進室

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市廃棄物処理施設 専門家会議 平成 27. 4. 1 設置	一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置又は変更の許可の申請における生活環境の保全等に係る適正な配慮に関して調査審議する。	川崎市附属機関 設置条例第2条	環 境 局 廃棄物指導課
川崎市健康福祉局 民間活用事業者選定評価 委員会 令和 4. 4. 1設置	健康福祉局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	健康福祉局 企 画 課
川崎市社会福祉審議会 昭和 47. 4. 1 設置	次に掲げる事項について調査審議する。 (1)民生委員の適否の審査 (2)身体障害者の福祉 (3)老人の福祉 (4)地域福祉計画 (5)その他社会福祉（児童福祉審議会及び精神保健福祉審議会の所掌事務を除く。） 【部会等】 ○民生委員審査専門分科会 ○身体障害者福祉専門分科会 ○老人福祉専門分科会 ○地域福祉専門分科会 ○審査部会(3)	社会福祉法第7条 ～第13条（必置） 川崎市社会福祉 審議会条例	健康福祉局 地域包括ケア推進室
川崎市民生委員推薦会 昭和 28.10. 1 設置	所掌事務は次のとおりとする。 (1)民生委員の推薦に関する基本方針を決定すること。 (2)民生委員候補者の適否を審査し、市長に対して推薦すること。 (3)その他推薦について必要な事項に関すること。 【部会等】 ○民生委員推薦区会（7）	民生委員法第8条 民生委員法施行 令（必置） 川崎市民生委員 推薦会規則	健康福祉局 地域包括ケア推進室

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市地域包括支援 センター運営協議会 平成27. 4. 1設置	地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営の確保と地域包括ケアの推進を図るために設置する。 【下部組織】 ○各区地域包括支援センター運営協議会	介護保険法施行規則第140条の66	健康福祉局 地域包括ケア推進室
川崎市災害弔慰金等支給 審査委員会 令和 1. 12. 16 設置	被災者に対して災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するにあたり、自然災害による死亡であるか否かの判定が困難な場合等に、審査会における審査を行うもの。	災害弔慰金の支給等に関する法律第18条 川崎市災害弔慰金の支給等に関する条例第16条	健康福祉局 地域包括ケア推進室
川崎市福祉有償運送 運営協議会 平成 27. 4. 1 設置	福祉有償運送の必要性、安全及び旅客の利便の確保のために必要な措置並びに旅客から収受する対価に関して調査審議する。	川崎市附属機関設置条例第2条	健康福祉局 高齢者在宅サービス課
川崎市介護保険運営協議会 平成 12. 7. 25 設置	介護保険事業の運営について専門的な見地から調査審議するとともに、市民の意見を反映させるため設置する。 【部会等】 ○地域密着型サービス等部会	川崎市介護保険条例第5条	健康福祉局 介護保険課
川崎市介護認定審査会 平成 11. 9. 6設置	保健・福祉・医療の専門家で構成し、要介護認定において2次判定を行う機関。実質的には区ごとに合議体を設置し2次判定を行う。 【部会等】 ○合議体 (50)	介護保険法第14条	健康福祉局 介護保険課

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市障害者施策審議会 昭和 47. 4. 1 設置	次に掲げる事項について調査審議する。 (1) 障害者のための施策に関する基本的な計画の策定又は変更に関し意見を述べること (2) 障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画の策定又は変更に関し意見を述べること。 (3) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること (4) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。	障害者基本法第36条（必置） 川崎市障害者施策審議会条例	健康福祉局 障害計画課
川崎市障害支援区分認定審査会 平成 18. 4. 1 設置	保健・福祉・医療の専門家で構成し、障害支援区分認定において2次判定を行う。 各区及び市合議体を設置し2次判定を行う。 【部会等】 ○合議体（5）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条	健康福祉局 障害福祉課
川崎市精神保健福祉審議会 平成 8. 4. 1 設置	精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議させるため、設置する。	精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第9条 川崎市精神保健福祉審議会条例	健康福祉局 精神保健課
川崎市自殺対策評価委員会 平成 27. 4. 1 設置	市における自殺対策の進捗状況等の評価及び自殺対策に係る重要事項について調査審議する。	川崎市自殺対策の推進に関する条例第12条	健康福祉局 精神保健課

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市心身障害者福祉事業基金運営委員会 平成 27. 4. 1 設置	心身障害者福祉事業基金から生ずる収益により助成する事業の選定、当該基金に対する市民の理解及び協力の促進その他当該基金の適正な運営の確保のために必要な事項に関して調査審議すること。	川崎市附属機関設置条例第2条	健康福祉局 障害者社会参加・就労支援課
川崎市身体障害者更生資金貸付審査会 昭和 33. 4. 1 設置	次の事項を審議する。 (1)更生資金貸付の適否 (2)貸付金の償還方法の変更又は減免 (3)更生資金貸付の公正及び貸付金回収の促進 (4)その他必要と認めること	川崎市身体障害者更生資金貸付条例第8条 川崎市身体障害者更生資金貸付審査会規則	健康福祉局 障害者社会参加・就労支援課
川崎市地域医療審議会 昭和 51. 4. 1 設置	市長の諮問に応じ、本市における地域医療に関する重要事項を調査審議する。	川崎市地域医療審議会条例	健康福祉局 保健医療政策課
川崎市保健所運営協議会 平成 28. 4. 1 設置	本市の区域における地域保健及び川崎市保健所の運営に関する事項を審議する。	地域保健法第11条 川崎市保健所運営協議会条例	健康福祉局 保健医療政策課
川崎市食育推進会議 平成 19. 4.1 設置	川崎市の特性を生かした食育を推進するため設置する。 (1)法第18条第1項の規定により、川崎市食育推進計画を作成し、及びその実施を推進すること。 (2) (1)に掲げるもののほか、本市の区域における食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。 【部会等】 ○川崎市食育推進会議部会	食育基本法第33条第1項 川崎市食育推進会議条例	健康福祉局 健康増進課
川崎市公害健康被害認定審査会 昭和 49. 9.21 設置	指定疾病に係る認定及び補償給付の支給について法の規定によりその権限に属させられた事項について調査審議し、市長に意見を述べるものとする。	公害健康被害の補償等に関する法律第44条・第45条 川崎市公害健康被害認定審査会条例	健康福祉局 環境保健・アレルギー疾患対策課

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市公害健康被害補償 診療報酬等審査会 昭和 49. 9. 21 設置	次の各号に掲げる事項について 審査し、市長に意見を述べるもの とする。 (1) 公害健康被害の補償等に関する 法律に規定する診療内容及び診療 報酬 (2) 療養費に係る診療内容及び額	川崎市公害健康 被害補償診療報 酬等審査会条例	健康福祉局 環境保健・ア レルギー疾患 対策課
川崎市成人ぜん息患者 医療費助成認定審査会 平成 18. 11. 1 設置	川崎市成人ぜん息患者医療費助 成条例に基づく医療費助成の認定 又は更新にあたり、専門的な見地 から審査を行うほか、市長の諮問 に応じ、助成の範囲その他必要な 事項について調査研究を行う。	川崎市成人ぜん 息患者医療費助 成条例第8条 川崎市成人ぜん 息患者医療費助 成認定審査会規 則	健康福祉局 環境保健・ア レルギー疾患 対策課
川崎市医療安全 相談センター運営協議会 平成 27. 4. 1 設置	川崎市医療安全相談センターの 活動の方針及び相談の事例に関し て調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	健康福祉局 医事・薬事課
川崎市精度管理専門委員会 平成 27. 4. 1 設置	衛生検査所への立入検査及び精 度管理の指導に関する事項その他 検査精度の向上のために必要な事 項に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	健康福祉局 医事・薬事課

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市市民葬儀運営協議会 昭和 46. 12. 1 設置	「川崎市葬祭条例」に基づき、川崎市民が適正かつ低廉な料金で利用できる規格を定め、また、取扱業者の指定等、市民葬儀の運営に関する事項に関して調査審議すること。	川崎市葬祭条例 第16条	健康福祉局 保健医療 政策課
川崎市予防接種運営委員会 昭和 46. 4. 1 設置	予防接種事業の円滑な運営を図るため、市長の諮問機関として設置する。 (1) 予防接種事業の運営 (2) 予防接種に関連するものと考えられる事故の審査及び処理 (3) 予防接種の事故防止 【部会等】 ○事故対策部会	川崎市予防接種 運営委員会条例	健康福祉局 予防接種担当
川崎市感染症診査協議会 平成 11. 4. 1 設置	一類又は二類感染症患者の就業制限、入院勧告並びに患者の医療費の申請に関する必要な事項を審議する。 ○第1部会 ○第2部会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条(必置) 川崎市感染症診査協議会条例	(第1部会) 健康福祉局 感染症対策課 (第2部会) 区役所衛生課
川崎市感染症対策協議会 平成27. 4. 1 設置	感染症の予防及びまん延の防止のために必要な措置に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	健康福祉局 感染症対策課
川崎市国民健康保険 運営協議会 昭和 33. 4. 1 設置	国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する。	国民健康保険法 第11条(必置) 川崎市国民健康 保険条例第2条・ 第3条 川崎市国民健康 保険運営協議会 規則	健康福祉局 医療保険課

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市指定難病審査会 平成 30. 4. 1 設置	<p>「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく特定医療費助成制度の申請があった場合において、支給認定をしないこととするときは、当該申請に係る指定難病の患者について支給認定をしないことに関し審査を行う。</p> <p>【部会等】 ○専門部会(15)</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律第8条 (必置) 川崎市難病の患者に対する医療等に関する法律施行条例第2条～第7条</p>	健康福祉局 国民年金・福祉医療課
川崎市精神医療審査会 平成 8. 4. 1 設置	<p>法律による定期の報告等による審査及び退院等の請求による審査を行わせるため設置する。</p> <p>【部会等】 ○合議体</p>	<p>精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律第12条</p>	健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター総務・判定課
川崎市子ども・子育て会議 平成 25.7.1 設置	<p>市における次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する意見 (2)特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する意見 (3)子ども・子育て支援事業計画の策定、変更に関する意見 (4)子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議 (5)幼保連携型認定こども園の認可に関する意見 (6)幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖の命令に関する意見 (7)幼保連携型認定こども園の認可の取り消しに関する意見</p> <p>【部会等】 ○計画推進部会 ○教育・保育推進部会 ○子ども・子育て支援推進部会</p>	<p>子ども・子育て支援法第72条第3項 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条 川崎市子ども・子育て会議条例</p>	こども未来局 企 画 課

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市児童福祉審議会 昭和 47. 4. 1 設置	次に掲げる事項について調査審議する。 (1) 児童の福祉 (2) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉 (3) 母子保健 (4) 障害児の福祉 (5) 児童福祉施設及び家庭的保育事業等 (6) 里親 (7) 児童虐待の防止等 【部会等】 ○第1部会 ○第2部会 ○第3部会 ○第4部会	児童福祉法第8条 (必置) 川崎市児童福祉審議会条例	こども未来局 企 画 課
川崎市こども未来局 民間活用事業者選定評価委員会 令和 4. 4. 1 設置	こども未来局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定（川崎市保育所等整備事業者選定委員会の所掌事務に属するものを除く。）及び評価に関して調査審議すること。	川崎市附属機関設置条例第2条	こども未来局 企 画 課
川崎市保育所入所児童等健康管理委員会 平成 27. 4. 1 設置	保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等を利用し、又は利用することが予定されている保育を必要とする乳児又は幼児の健康管理に関して調査審議する。	川崎市附属機関設置条例第2条	こども未来局 保育・子育て推進部
川崎市保育所等整備事業者選定委員会 平成 27. 4. 1 設置	保育所を設置し、又は小規模保育事業を行う民間事業者の選定に関して調査審議すること。	川崎市附属機関設置条例第2条	こども未来局 保育対策課

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市青少年問題協議会 昭和 33.12. 3 設置	<p>1 市における次の各号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。</p> <p>(2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。</p> <p>2 協議会は、前項に規定する事項に関し、市長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。</p>	<p>地方青少年問題協議会法 川崎市青少年問題協議会条例 川崎市青少年問題協議会条例施行規則</p>	<p>こども未来局 青少年支援室</p>
川崎市子どもの権利委員会 平成 13. 9.20 設置	<p>市長、その他の執行機関の諮問に応じて、子どもに関する施策における子どもの権利保障の状況について調査、審議し、その結果を答申する。市の子どもの権利に関する行動計画の策定に当たり、意見を述べる。</p>	<p>川崎市子どもの権利に関する条例第38条</p>	<p>こども未来局 青少年支援室</p>
川崎市いじめ総合調査委員会 平成 26. 7.29 設置	<p>いじめの重大事態発生後、いじめ問題専門・調査委員会の調査報告について市長が必要と認めたときに再調査を行う。</p>	<p>川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例第13条</p>	<p>こども未来局 青少年支援室</p>
川崎市小児慢性特定疾病審査会 平成 27. 1. 1 設置	<p>小児慢性特定疾病医療費申請について、市が小児慢性特定疾病児童等の保護者に医療費支給認定をしないこととするとき、あらかじめ審査を行う。</p>	<p>児童福祉法第19条の4（必置）</p>	<p>こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室</p>
川崎市まちづくり局 民間活用事業者選定評価委員会 令和 4. 4. 1設置	<p>まちづくり局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。</p>	<p>川崎市附属機関設置条例第2条</p>	<p>まちづくり局 庶務課</p>

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市建築審査会 昭和 26. 10. 10 設置	建築基準法及び川崎市特別工業地区建築条例等に規定する同意及び特定行政庁等の処分に対する審査請求の裁決についての議決を行わせるとともに、特定行政庁の諮問に応じて、建築基準法の施行に関する重要事項を調査審議する。	建築基準法第78条～第83条（必置） 川崎市建築審査会条例	まちづくり局 まちづくり調整課
川崎市開発審査会 昭和 47. 4. 1 設置	都市計画法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決その他同法によりその権限に属させられた事項を審議する。	都市計画法第78条（必置） 川崎市開発審査会条例	まちづくり局 まちづくり調整課
川崎市建築等紛争調停委員会 平成 16. 1. 1 設置	【設置】中高層建築物の建築及び総合調整条例対象事業に係る紛争の調停等を行うため設置する。 【所掌事務】市長の付託に応じ、紛争の調停を行うとともに、市長の諮問に応じ紛争の予防及び調整に関する重要事項について調査審議し、市長に意見を述べる。	川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例第19条	まちづくり局 まちづくり調整課
川崎市都市計画審議会 平成 12. 4. 1 設置	都市計画法によりその権限に属された事項及び市長の諮問に応じ、本市の都市計画に関する事項を調査審議し、その結果を答申する。	都市計画法第77条の2・第87条の2 川崎市都市計画審議会条例	まちづくり局 都市計画課
川崎市都市景観審議会 平成 7. 4. 1 設置	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。 (1)景観計画の策定及び変更 (2)都市景観形成地区の指定等 (3)景観形成方針又は景観形成基準の策定及び変更 (4)景観重要建造物等の指定 (5)その他都市景観の形成に関する重要な事項	川崎市都市景観条例第27条 川崎市都市景観条例施行規則第29条～第34条	まちづくり局 景観・地区まちづくり支援担当
川崎市地区まちづくり審議会 平成 22. 4. 1 設置	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。 (1)地区まちづくり組織の認定、変更及び取消しに関すること (2)地区まちづくり構想の認定、変更及び取消しに関すること (3)地区まちづくりに関する勧告に関すること (4)その他地区まちづくりの推進に関する重要な事項	川崎市地区まちづくり育成条例第16条 川崎市地区まちづくり条例施行規則第27条	まちづくり局 景観・地区まちづくり支援担当

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎都市計画事業 登戸土地区画整理審議会 昭和 63. 12. 16 設置	登戸地区の土地区画整理事業に関し、換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について、市長の諮問に応じて審議し、その結果を答申する。	土地区画整理法第56条～第64条 (必置) 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例第8条～第15条	まちづくり局 登戸区画 整理事務所
川崎市住宅政策審議会 平成 12. 4. 1 設置	川崎市住宅基本条例に定めるもののほか住宅及び住環境に関する政策に係る重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する。	川崎市住宅基本 条例第20条 川崎市住宅政策 審議会規則	まちづくり局 住宅整備 推進課
川崎市空家等対策協議会 平成 28. 4. 1 設置	空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行う。	空家等対策の推進に関する特別 措置法第7条第1 項 川崎市空家等対 策協議会条例	まちづくり局 住宅整備 推進課
川崎市建設緑政局 民間活用事業者選定評価 委員会 令和 4. 4. 1 設置	建設緑政局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定(川崎市都市公園条例(昭和32年川崎市条例第6号)第18条の5第1項に規定する川崎市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会の所掌事務に属するものを除く。)及び評価に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例(平成 27年川崎市条例 第1号)	建設緑政局 庶務課
川崎市公園緑地等整備計画 推進委員会 令和 5. 4. 1設置	公園、緑地等の整備等に関する計画の策定その他公園、緑地等の整備等の推進のために必要な事項に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例(平成 27年川崎市条例 第1号)	建設緑政局 みどり・多摩 川事業推進課
川崎市公募対象公園施設設 置等予定者選定委員会 令和 3. 4. 1 設置	都市公園法第5条の2第2項第9号に規定する評価の基準及び同法第5条の4第3項に規定する選定に関する事項について調査審議する。	川崎市都市公園 条例第18条の5	建設緑政局 みどり・多摩 川事業推進課
川崎市多摩川プラン 推進会議 平成 27. 4. 1 設置	多摩川の利活用に係る施策を総合的に展開させる計画を推進するために必要な事項に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例(平成 27年川崎市条例 第1号)	建設緑政局 みどり・多摩 川事業推進課

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市屋外広告物審議会 昭和 47. 4. 1 設置	次に掲げる事項について調査審議する。 (1) 広告物の規制 (2) 広告物のあり方及び広告物を掲出する物件の構造 (3) その他広告物についての重要な事項	川崎市屋外広告物条例第39条	建設緑政局 路 政 課
川崎市自転車等駐車対策協議会 平成 7. 4. 1 設置	自転車等の駐車対策に関する総合計画その他駐車対策に関する重要事項について調査審議する。	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第8条 川崎市自転車等駐車対策協議会条例	建設緑政局 自転車利活用推進室
川崎港港湾審議会 昭和 49. 4. 1 設置	市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。 (1) 港湾計画 (2) 港湾環境整備負担金 (3) 上記のほか、港湾の開発、利用、保全及び管理に関する重要事項	港湾法第35条の2（必置） 川崎港港湾審議会条例	港 湾 局 庶 務 課
川崎市港湾局 民間活用事業者選定評価委員会 令和 4. 4. 1 設置	港湾局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	川崎市附属機関設置条例第2条	港 湾 局 庶 務 課
川崎市臨海部国際戦略本部 民間活用事業者選定評価委員会 令和 4. 4. 1 設置	臨海部国際戦略本部が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	川崎市附属機関設置条例第2条	臨海部国際戦略本部 事業推進部
川崎市危機管理本部 民間活用事業者選定評価委員会 令和 4. 4. 1 設置	危機管理本部が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	川崎市附属機関設置条例第2条	危機管理本部 危機管理部

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市防災会議 昭和 38. 3. 19 設置	次に掲げる事務をつかさどる。 (1)川崎市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。 (2)市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること。 (3)前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。 (4)前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務	災害対策基本法 第16条（必置） 川崎市防災会議 条例	危機管理本部 危機管理部
川崎市国民保護協議会 平成 17. 12. 22 設置	【目的】市の区域に係る市民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、市民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため設置する。 【所掌】 1 市長の諮問に応じて市の区域に係る市民の保護のための措置に関する重要事項を審議する。 2 重要事項に関し、市長に意見を述べる。	武力攻撃事態等 における国民の 保護のための措 置に関する法律 第39条（必置）	危機管理本部 危機管理部
川崎市 民間活用事業者選定評価 委員会 (区役所ごとに設置(7)) 令和 4. 4. 1 設置	区が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	区 役 所 総 務 課
川崎市市民提案型協働 事業審査委員会 (区役所ごとに設置(7)) 令和 4. 4. 1 設置	区の課題の解決に資する事業を提案する団体と当該区が協働して実施する事業の選定及び評価に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	区 役 所 企 画 課
川崎市消防局 民間活用事業者選定評価 委員会 令和 4. 4. 1 設置	消防局が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	消 防 局 総務部企画担当

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市メディカルコントロール協議会 平成 27. 4. 1 設置	医師による救急救命士に対する指示並びに救急隊員に対する指導及び助言に係る体制の整備並びに傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	消 防 局 救 急 課
川崎市危険物等保安審議会 平成 27. 4. 1 設置	危険物、石油、高圧ガス等の保安の確保に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	消 防 局 保 安 課
川崎市コンビナート安全対策委員会 平成 27. 4. 1 設置	京浜臨海地区の区域その他の区域における火災及び危険物に係る流出等の事故の調査並びに当該事故の防止等のため講ずべき施策その他必要な事項に関して調査審議すること。	川崎市附属機関 設置条例第2条	消 防 局 保 安 課
川崎市市民オンブズマン 平成 2.11. 1 設置	市民の市政に関する苦情を簡易迅速に処理し、市政を監視し非違の是正等の措置を講ずるよう勧告するとともに、制度の改善を求めするための意見を表明する。	川崎市市民オン ブズマン条例 川崎市市民オン ブズマン条例施 行規則	市 民 オンブズマン 事 務 局
川崎市人権 オンブズパーソン 平成 14. 4. 1 設置	市民が人権の侵害に関する相談及び救済の申立てを簡易に、かつ、安心して行うことができるよう必要な体制を整備し、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ、柔軟に人権の侵害からの救済を図る。	川崎市人権オン ブズパーソン条 例 川崎市人権オン ブズパーソン条 例施行規則	市 民 オンブズマン 事 務 局
川崎市教育委員会事務局 民間活用事業者選定評価 委員会 令和 4. 4. 1 設置	教育委員会が所管する事務における民間事業者の活力を活用した手法の導入の適否並びに民間活用に係る民間事業者の選定及び評価に関して調査審議する。	川崎市附属機関 設置条例第2条	教育委員会 事 務 局 庶 務 課

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
川崎市学校運営協議会 平成 18.12. 1 設置	学校運営に関して保護者及び地域住民の学校運営への参画の促進や連携を進め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組む。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5 川崎市学校運営協議会規則	教育委員会事務局 教育政策室
川崎市いじめ防止対策連絡協議会 平成 26.10. 15 設置	いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。第10条第1号において同じ。）に係る機関及び団体相互の連絡調整を行い、当該機関及び団体の連携の推進のために必要な事項を調査審議する。	川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例	教育委員会事務局 指導課
川崎市いじめ問題専門・調査委員会 平成 26.10. 15 設置	(1)いじめの防止等のための対策を調査審議する。 (2)法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を調査審議する。	川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例	教育委員会事務局 指導課
川崎市教科用図書選定審議会 平成 27. 4. 1 設置	市立学校において使用する教科用図書の選定に関して調査審議する。	川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）	教育委員会事務局 指導課

附属機関一覧

名 称 設置年月日	設置目的・所掌事務・部会等	根拠法令等	主管課
<p>社会教育委員会議</p> <p>昭和 24. 7. 1 設置</p>	<p>1 社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。</p> <p>(1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。</p> <p>(2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。</p> <p>(3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。</p> <p>2 教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。</p> <p>3 教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。</p> <p>社会教育施設の運営の在り方についても、総合的な企画立案、提言等を行うため、各施設・分野に対応した専門部会を置く。</p> <p>【部会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育文化会館専門部会 ・各市民館専門部会（幸、中原、高津、宮前、多摩、麻生） ・図書館専門部会 ・青少年科学館専門部会 ・日本民家園専門部会 ・有馬・野川生涯学習支援施設専門部会 ・青少年教育施設専門部会 	<p>社会教育法第15条～第18条 川崎市社会教育委員条例 川崎市社会教育委員会議規則</p>	<p>教育委員会事務局生涯学習推進課</p>
<p>川崎市文化財審議会</p> <p>昭和 34. 9. 22 設置</p>	<p>文化財の指定又はその保持者の認定並びに指定又は認定の解除、現状の変更その他必要と認められる事項に関して教育委員会の諮問に応ずる。</p>	<p>川崎市文化財保護条例第3条・第4条 川崎市文化財審議会規則</p>	<p>教育委員会事務局文化財課</p>
<p>川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会</p> <p>平成 27. 4. 1 設置</p>	<p>橘樹官衙遺跡群の調査並びに保存、整備及び管理に関する事項に関して調査審議すること。</p>	<p>川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）</p>	<p>教育委員会事務局文化財課</p>

令和7年度の主な組織改正について

I 令和7年度組織改正の考え方

令和7年度の組織改正については、次の100年に向けて、市制100周年を契機とした市民・企業・団体との連携によるプロジェクト、多様な主体が緑を通じてつながるグリーンコミュニティ、臨海部における大規模な土地利用転換、災害等に強いまちづくりの推進など、川崎市総合計画に掲げる「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向けて、多様化・複雑化する市民ニーズや社会環境の変化に的確に対応していくため、効率的かつ効果的な執行体制を整備し、組織の最適化を図るものです。

II 主な組織整備

1 「川崎市総合計画」に掲げる政策・施策の効果的な推進

(1) 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

- ① 療育センターへの運営支援やモニタリングの強化と地域支援機能の充実等のため、健康福祉局障害保健福祉部障害計画課に**地域療育担当**を設置します。
- ② 避難所等における災害時のトイレ対策として、避難所等へのマンホールトイレ整備を進めるため、危機管理本部危機管理部に**災害トイレ対策担当**、上下水道局下水道部下水道管路課に**災害トイレ整備担当**を設置します。
- ③ 上下水道事業の安定的な事業運営に向け、水道料金及び下水道使用料に係る制度等のあり方について、検討・調整を進めるため、上下水道局経営戦略・危機管理室に**料金・使用料制度担当**を設置します。
- ④ 増加する救急需要に対応するため、特に需要が集中する時間帯・地域への対策として、消防局高津消防署に日勤救急隊の増隊に伴う**日勤救急担当**を設置します。

(2) 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

- ① 保健所システムの標準化や母子保健事業のDXへの対応として、業務全般

の見直しと子育てアプリへの電子母子健康手帳機能の導入や健診アプリの構築等を行うため、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室に**母子保健DX担当**を設置します。

- ② 大学と連携した教育実習等の全市的な受入れ体制の構築や学生等に本市教育現場の魅力を伝える取組の推進等による人材確保策を強化するため、教育委員会事務局職員部教職員人事課に**大学連携担当**を設置します。

(3) 市民生活を豊かにする環境づくり

- ① 公園等への民間活力の導入や多摩川・水辺の活用等を推進するため、建設緑政局緑政部に**みどり・多摩川事業推進課**を設置します。
- ② 緑化フェアを契機とした様々な取組とこれまでの都市緑化や協働の取組等を一体的かつ効率的・効果的に推進し、多様な主体が緑を通じてつながる都市を目指すため、建設緑政局に**グリーンコミュニティ推進室**を設置します。

(4) 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

- ① 重点政策等について市内外からの認知度の向上や市民のシビックプライドの更なる醸成を目指し、本市の重点政策のプロモーションを強化するため、総務企画局シティプロモーション推進室に**重点政策広報担当**を設置します。
- ② 次の100年に向けて、「あたらしい川崎」を市民・企業・団体等と連携しながら創出するプロジェクトを推進するため、総務企画局シティプロモーション推進室に**プロジェクト推進担当**を設置します。
- ③ 市民プラザの令和8年度末を目途とした利用終了の方向性を踏まえ、施設整備についての基本的な考え方の策定とそれに伴う取組の調整を行うため、市民文化局市民生活部企画課に**市民プラザ調整担当**を設置します。
- ④ 新川崎・創造のもりにおけるスタートアップ支援と量子イノベーションパークの形成等に一体的に取り組むため、経済労働局イノベーション推進部に**スタートアップ支援・量子イノベーションパーク推進担当**を設置します。
- ⑤ 持続可能な交通環境の構築を目指し、自動運転バスのレベル4の実装に向けた取組等を推進するため、まちづくり局交通政策室に**自動運転バス推進担**

当を設置します。

- ⑥ J F E跡地の大規模土地利用転換について、扇島地区の先導エリアや南渡田地区における施設整備等の取組が本格化することに伴い、臨海部国際戦略本部の戦略拠点推進室を再編して**土地利用転換推進部**を設置します。

(5) 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

令和7年度から中原市民館、高津市民館及び橘分館に指定管理者制度を導入することに伴い、そのモニタリングや社会教育振興事業の企画調整を行うため、中原区役所及び高津区役所において、まちづくり推進部の生涯学習支援課を廃止し、**生涯学習支援担当**を設置します。

2 その他行政体制の充実（内部管理に関する組織再編）

交通局の人事管理や服務規律の確保と市バス運転手や整備士の人材確保・育成の取組を強化するため、交通局企画管理部庶務課を再編し、**職員課**及び**採用育成担当**を設置します。

○川崎市事務分掌条例

【昭和38年川崎市条例第32号】

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の局及び本部を置く。

総務企画局

- (1) 秘書及び渉外に関すること。
- (2) 広報及び広聴に関すること。
- (3) 市の総合企画に関すること。
- (4) 市政の調査及び調整に関すること。
- (5) 議会及び市の行政一般に関すること。
- (6) 行政管理及び電子計算組織に関すること。
- (7) 人事管理に関すること。
- (8) その他他の主管に属しないこと。

財政局

- (1) 市の予算、市税その他財政に関すること。
- (2) 管財及び用度に関すること。

市民文化局

- (1) 市民の生活に関すること。
- (2) スポーツに関すること。
- (3) 文化に関すること。

経済労働局

- (1) 産業経済に関すること。
- (2) 労政に関すること。
- (3) 競輪事業に関すること。

環境局

- (1) 環境の保全に関すること。
- (2) 公害対策に関すること。
- (3) 廃棄物の処理、再使用及び再生利用に関すること。

健康福祉局

- (1) 保健衛生に関すること。
- (2) 社会福祉に関すること。
- (3) 社会保障に関すること。

こども未来局

- (1) 子ども及び青少年の育成に関すること。

まちづくり局

- (1) 都市計画、都市開発及び区画整理に関すること。
- (2) 住宅及び営繕に関すること。
- (3) 建築に関すること。

建設緑政局

- (1) 緑の保全、緑化、公園及び緑地に関すること。
- (2) 道路、河川その他土木に関すること。
- (3) 用地に関すること。

港湾局

- (1) 港湾に関すること。

臨海部国際戦略本部

- (1) 臨海部に係る施策の調整及び国際戦略拠点の形成に関すること。

危機管理本部

- (1) 危機管理の統括に関すること。

第2条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

○川崎市副市長事務分担規則

【平成15年川崎市規則第16号】

(趣旨)

第1条 この規則は、副市長の事務分担について必要な事項を定めるものとする。

(分担事務)

第2条 副市長は、次の区分により事務を担当する。

副市長	分担事務
加藤副市長	市民文化局、経済労働局、臨海部国際戦略本部、区役所及び会計室に属する事務並びに議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び人事委員会に関する事務
藤倉副市長	まちづくり局、建設緑政局、港湾局、上下水道局、交通局及び消防局に属する事務
三田村副市長	環境局、健康福祉局、こども未来局、病院局及び市民オンブズマン事務局に属する事務並びに農業委員会及び固定資産評価審査委員会に関する事務

2 総務企画局、財政局及び危機管理本部に属する事務は、3副市長の所管とする。

第3条 議会提出事案並びに重要な事務事業に関する方針及び計画の決定又は変更その他重要又は異例な事項に関しては、前条第1項の規定にかかわらず、3副市長の所管とする。

2 市長は、必要と認めるときは、前条及び前項の規定にかかわらず、特に副市長を指定して事務を掌理させることができる。

(事故がある場合等の事務処理)

第4条 いずれかの副市長に事故があるとき、又はいずれかの副市長が欠けたときは、必要に応じ市長の指定する副市長がその事務を掌理する。

川 崎 市 の 組 織

令和7年5月発行

編集・発行 総務企画局行政改革マネジメント推進室
TEL 044(200)3564
FAX 044(200)0622
E-mail 17manage@city.kawasaki.jp



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市